

平成 1 8 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

平成 1 8 年 6 月 1 9 日開会

平成 1 8 年 6 月 3 0 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 8 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 1 9 日

1. 議事日程

平成18年第2回北杜市議会定例会（1日目）

平成18年6月19日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 市長施政方針・議案説明
（常任委員会付託）
- 日程第4 請願第3号 請願の件（義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書）
- 日程第5 請願第4号 請願の件（日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願）

2.出席議員は、次のとおりである。(41名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤 宜夫	4番	篠原 眞清
5番	五味 良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本 重夫	10番	植松 一雄
11番	坂本 静	12番	小林 忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野 秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊 英子	22番	小林 元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原 珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林 保壽	28番	坂本 治年
29番	古屋 富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山 九一	34番	中村 隆一
35番	清水 壽昌	36番	秋山 俊和
37番	細田 哲郎	38番	渡邊 陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木 孝男
41番	浅川 哲男		

3.欠席議員 (な し)

4.会議録署名議員

7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本 重夫		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	総務部長	植松好義
企画部長	福井俊克	保健福祉部長	古屋克己
生活環境部長	清水慎一	産業観光部長	真壁一永
建設部長	柴井英記	教育長	小清水淳三
教育次長	小沢孝文	監査委員事務局長	相吉正一
農業委員会事務局長	三井茂	明野総合支所長	矢崎一郎
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	浅川一紀
長坂総合支所長	浅川清朗	大泉総合支所長	小池光和
小淵沢総合支所長	進藤忠衛	白州総合支所長	坂本伴和
武川総合支所長	三枝基治		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
"	伊藤勝美

開会 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに、平成18年第2回北杜市議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご出席をいただき、ご同慶に存じます。

ただいまから、平成18年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

円滑な議会運営によって、精力的かつ慎重に審議し、市民の負託に応えてまいりたいと思っております。

ただいまの出席議員は41名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました。

提出議案は報告8案件、認定14案件、議案14案件、諮問1案件、同意2案件であります。

次に平成18年2月、3月、4月分の例月出納検査および定期監査について、監査委員から結果報告がありました。

次に4月12日に南アルプス市において、第235回山梨県市議会議長会定期総会が開催され、議長、副議長が出席いたしました。

同月20日、千葉県浦安市において関東市議会議長会、第72回定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

5月11日、東京九段会館において、全国自治体病院経営都市議会協議会、第34回定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

同月24日、東京日比谷公会堂において、第82回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

次に本定例会におきまして、報道関係者等から撮影の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。ご了承いただきたいと思います。

以上で、諸報告を終わります。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月19日から6月30日までの12日間といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月19日から6月30日までの12日間に決しました。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願いたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、議長により指名いたします。

7番議員 鈴木今朝和君

8番議員 風間利子君

9番議員 坂本重夫君

以上、3名を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第3 市長から行政報告および提出案件に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

本日、ここに平成18年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政に対する所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

6月9日からドイツでサッカーのワールドカップが開催されており、世界の各地域で勝ち抜いた強豪が集結し、熱戦を繰り広げております。華々しい世界の祭典を楽しみにしていたファンの方々は、選手の素晴らしいプレーに歓声をあげていることと思います。日本選手の健闘を祈りたいと思います。

さて、最近の経済情勢を見ますと、山梨中央銀行の調査結果では、県内の4月から5月の経済動向は、設備投資が引き続き堅調であるほか、個人消費や住宅投資も上向きつつあることをふまえ、全体として緩やかに回復しているとしています。また、日本銀行甲府支店も、6月の金融経済概観において、同様の評価をしております。

このような状況の中、経済産業省は過日、日本の国際競争力を支える「元気なモノ作り中小企業」を公表しました。全国で300社、県内からは4社が選定され、このうち北杜市から株式会社オキサイド、株式会社クリスタルシステム、株式会社ミラプロの3社が選ばれました。

この選定について、二階経済産業相は記者会見で、「選ばれた企業が多い地域の経済は好調」と述べ、地域経済の発展にとって、中小企業の貢献が大きいという認識を示されました。

市内から3社が選定されたことは喜ばしく、誇らしく思うところであり、さらなる発展を願うものであります。

過日、南アルプス市から、国内で2番目に高い北岳など南アルプス山系の世界自然遺産登録を目指し、北杜市を含む山梨、静岡、長野県の10市町村による連絡協議会を設立したい旨、お話をいただき、北杜市としましても快く了承したところであります。

南アルプス山系は、東西約15キロ、南北約50キロで、国内希少野生動植物種に指定されているキタダケソウやライチョウ、イヌワシなど貴重な野生動物が生息しており、登録によって、現在の自然環境の保全につながることを期待するところでもあります。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、総合計画の策定についてであります。

新北杜市が誕生し、これからおおむね10年の長期的視野に立った、政策の方向性を示すた

めの基本的な政策大綱である総合計画を、本年度策定することとしております。

このため、市民の皆さまからの公募と地域推薦による64名の委員からなる、北杜市まちづくりワークショップ委員会を5月12日に立ち上げました。この市民参加によるワークショップ委員会から提言をいただき、基本構想、基本計画の原案をとりまとめた上で、地域委員会、総合計画審議会への諮問・答申ののち、議会のご議決をお願いする予定であります。

次に、市長との対話の開催についてであります。

本年1月の地域委員会市政報告会で、提言がありました市長との対話を、広聴広報の広聴事業の一環として計画しております。

いろんな機会に市民の皆さまのご意見を伺っておりますが、今後はさらに「市長との対話」を定期的に市内各地で開催する考えであります。

市民の皆さまと私が直接、地域の現状や将来、市政全般の諸施策などについて、率直な意見交換を行うことにより、市民の皆さまの生の意見・要望などを把握し、それらを市政に反映させるとともに、市政に対する理解と信頼を高めることを目的として開催するものであります。

次に、CATVデジタル化対応についてであります。

2011年には、地上デジタル放送に完全移行されることになっており、高根町と須玉町の一部では、現状の設備では対応が不可能なことから、新たに光ケーブル等の伝送路網の整備が必要であります。当初予算で計上しておりますが、厳しい財政状況でありますので、伝送路の幹線は民間から借用し、整備する方向で進めております。また、難視聴地域につきましても、地元や民間業者と協議を行い、解消を図ってまいりたいと考えております。

次に、北杜市市制施行2周年記念に関する事業についてであります。

11月5日の日曜日に高根ふれあい交流ホールで、2周年記念式典を挙げる予定であります。

当初予算で各種事業を計上しておりますが、そのうち市民憲章、市の花、市の木および市の鳥については、検討委員会を組織するとともに、市民の皆さまから広くアイデアや意見をいただくため、広報、ホームページへの掲載や総合支所、市内の学校などへチラシの配布を行い、募集とPRを行うこととしております。

2周年記念式典の席上で、市民憲章、市の花、市の木、市の鳥の発表、入選者の表彰を行う予定であります。アトラクションとしては、天野宣氏による太鼓の組曲を市内の太鼓愛好団体が発表する予定であります。

また、市の歌につきましては、仮題ではありますが、「北の杜讃歌」の制作に向け、作曲を映画、ドラマの主題歌を数多く手がけている池辺晋一郎氏に、作詞を合唱組曲の作詞や童話作家で活躍中の村田さち子さんに依頼し、取り組んでまいりたいと考えております。

今後のスケジュールは、18年度に作詞、19年度に作曲を完成させ、20年度に発表会を計画しております。同時に池辺氏、村田氏により、市内の合唱団を対象とした合唱組曲も発表する予定であります。

次に、県職員の市町村への派遣による個人住民税の共同徴収についてであります。

三位一体改革が進展する中で、自主財源である地方税の収入未済額を縮減することは、県と市にとって重要な課題であります。

また、平成19年度からは、所得税から住民税へ税源が移譲され、住民税の税収確保が財政運営に大きな影響を及ぼすこととなるため、県と市の共通の課題となっております。

このため、個人住民税の収入の確保を図り、滞納整理の技術向上を目的に、7月から9月までの3カ月間、県税事務所から収税職員3名の派遣を受け、市職員と共同で徴収事務に当たる取り組みを行います。

この共同徴収事務により滞納額の減少、納税に対する意識の高揚および徴収率の向上に努めてまいり考えてあります。

次に、韓国抱川市訪問についてであります。

姉妹都市であります韓国抱川市において、5月31日に市長選挙が行われ、現職の朴允國市長が再選を果たしました。7月3日に行われる就任式への招待状が届きましたので、私と議長および教育委員会の代表などで、抱川市を訪問し、この就任式典に参列する考えであります。

今後も今まで以上に親密で、両市にとって発展的な関係を築いてまいりたいと考えております。

次に、少子化対策についてであります。

厚生労働省は、2005年の人口動態統計を発表しました。

全国の合計特殊出生率は、1.25と過去最低を更新しました。北杜市では、1.31で全国の数値を上回っているものの、低率であります。人口を維持するための合計特殊出生率は2.07といわれており、社会保障制度や労働力確保に影響が出るのは必至で、人口減少社会に突入したことをふまえた、一層の取り組みが求められております。

市では国に先駆けて、不妊治療費の一部を助成するコウノトリ支援事業を本年度から実施しております。今までに15件の照会があり、子どもができない悩みをお持ちの方々が多数いる状況を再認識したところであります。これらの皆さまへの対応につきましては、プライバシーを考慮して、気軽に相談できるよう努めております。

既婚者の出生児数は2.23人と、約20年横ばいの状況ですが、結婚しない若者が増加していることも、少子化に拍車をかける要因であります。このため、市内各地域で定期的に結婚相談所を開設し、相談員の地道な活動により、これまでに12組のカップルが誕生しております。

また、北杜市次世代育成行動計画を推進するため、保険、福祉、医療、教育、地域および企業等の関係者による、次世代育成支援対策地域協議会を立ち上げる準備を行っております。それぞれの立場からの意見や要望を取り入れ、就労と子育ての両立支援に取り組んでまいり所存であります。

次に、議員各位のご理解を賜る中で取り組んでおります、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究につきましては、株式会社NTTファシリティーズと共同で、委託研究に応募することとし、6月5日、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に提案書を提出いたしました。

7メガワットという世界最大級の太陽光発電所であるため、全国から応募があったとのことであり、厳しい状況ではありますが、日照時間などの環境条件に恵まれた、わが北杜市でありますので、採択されることを期待しているところであります。

次に、明野廃棄物最終処分場建設に伴う公害防止協定についてであります。

昨年12月21日に基本協定を締結したところでありますが、これに基づく公害防止協定締結のため、5月9日に水質工学や環境工学の専門家を交えた検討会議が開催され、公害防止協定の原案が固まりました。

この原案につきましては、6月5日に地元区長への説明を行い、6月8日に山梨県および県環境整備事業団と公害防止協定を締結したところであります。今後は、地元住民や専門家を交えたメンバーによる安全管理委員会が設置され、委員の意見をふまえた細目的事項が検討されることとなります。

次に、観光振興についてであります。

大河ドラマでロケが予定されている、(仮称)風林火山館につきましては、関係機関への諸手続きを進めており、工事等についても、ロケ開始までの完成を目指して準備を進めているところであります。

市観光協会、商工会、エージェンツ等と連携を図りながら、この風林火山館を最大限活用し、観光振興につなげてまいりたいと考えております。

先般、山梨県が発表したゴールデンウィーク中に県内を訪れた観光客は、前年に比べて約11万人、4.4%の増でありました。このうち北杜市内では、温泉施設の新設で尾白の森名水公園へのが大幅な集客増となったほか、いずみフレンドパークや市内の道の駅が人気を集めました。多くの観光客の皆さまに、北杜市の素晴らしさを感じていただいたものと思っております。

また、7月29日には小淵沢町において、第28回八ヶ岳ホースショー・イン・こぶちさわが開催されますので、県内外から多くの皆さまに訪れていただき、北杜市の知名度がさらに上がるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

次に、北の杜再生会議についてであります。

北杜市は、602平方キロメートルの面積を有しており、山梨県の総面積の約13.5%を占める県内最大の市であります。そのうち森林面積は459平方キロメートルで、北杜市全体の76%を占めております。このように豊かな自然を有する北杜市ではありますが、森林・林業をめぐる情勢は非常に厳しく、間伐など手入れがされていない森林が、あちらこちらで見られる状況にあります。

豊かな森林を子や孫の世代まで引き継いでいくことは、今を生きる、われわれの責務であると考えており、昨年度、里山整備事業を創設いたしました。現在、この事業を通じて、手入れ不足の森林の解消と未来へつながる、夢のある森づくりに努めているところであります。

このため先般、関係行政機関、林業関係者、ボランティア関係者などで構成する、北の杜再生会議を設置したところであります。この北の杜再生会議は、北杜市らしい森づくりを願い、関係行政機関や市民の皆さまとの情報共有・意見交換を幅広く行い、より一層の森林整備の推進と、いただいたご意見を市政に反映することを目的としております。今後とも、健全な森林の育成に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

次に、日本風景街道についてであります。

国土交通省は、沿道の景色が美しく、走りたくなるような道路を日本風景街道として支援するため、モデルルートの公募を行いました。

本年3月31日に、八ヶ岳南麓風景街道の会事務局が、モデルルートの応募をいたしました。応募総数は全国で72ルート、本県においても、2ルートが応募されました。

国土交通省は当初、20ルートをモデルルートとして選ぶ予定でありましたが、自然や都市景観に着目したルートなど多様な取り組みがあるとして、応募の72ルートすべてを支援していくことといたしました。

市といたしましても、八ヶ岳南麓風景街道の基本コンセプトである自然と美しく共生する、ふれあいの道・感動の道・やさしい道の実現に向け、取り組んでまいり所存であります。このことは、市の特徴である山岳景観を全国に発信する、絶好の機会でもあります。

今後も地域と連携を図りながら、美しい道路景観を保全するため、努力してまいりたいと考えております。

次に、まちづくり交付金事業についてであります。

この事業は平成16年度に創設され、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活環境の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としております。

平成16年度に長坂地区、平成17年度には清里駅周辺地区が採択され、事業を進めているところであります。

また、平成17年度末には小淵沢地区が採択され、本年度からは、北杜市の北の玄関口である小淵沢駅周辺の整備と中学校体育館の整備を進めることとし、今議会に、その所要額の予算をお願いしております。

次に、小淵沢中学校改築事業についてであります。

昭和36年に建設した校舎は、45年が経過したため老朽化が著しく、昨年実施した耐震度調査では、耐震基準を大きく下回るものでありました。そこで、当初予算において仮設校舎の建設経費等を計上し、現在、仮設校舎の建設は順調に進んでおりますので、夏休みには仮設校舎へ引っ越しする予定であります。

新校舎は、鉄筋コンクリート造り3階建て3,992平方メートル、屋内運動場は、まちづくり交付金事業により、防災拠点施設を兼ね備えた鉄筋コンクリート造り平屋建て1,813平方メートルを計画しており、今議会にその所要額の予算をお願いしております。

次に、耐震補強および大規模改修事業についてであります。

高根東小学校の耐震補強・大規模改修工事は、グラウンド東側にプレハブ造りの仮設校舎を建設し、夏休み中に引っ越しを行い、3学期にはリニューアルした校舎で授業が行えるよう進めており、今議会に高根東小学校耐震補強・大規模改修工事の契約案件をお願いしております。

また、武川小学校北校舎の特別教室棟の耐震補強工事は、夏休み中の施工で完成できることから、2学期には、改修された教室で授業が行えるよう進めております。

次に、囲碁美術館についてであります。

囲碁にまつわる文化、歴史的資料ならびに美術品の寄贈という、奇跡的な機会に恵まれたことから、この寄贈を受けた1,500点にも及ぶ貴重な資料を、北杜の宝として、多くの皆さまにご覧いただく中で、日本文化の伝承とともに市民文化の向上、また、囲碁を通じた文化交流促進の拠点施設として、囲碁美術館の建設整備を進めております。

現在、美術品の分類整理をはじめ、常設展示場としての改修工事等、開設に向けた諸準備を進めているところであり、8月初旬のオープンを予定しております。このため、今議会に囲碁美術館条例の制定をお願いしております。

次に、地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業であります。

横浜のマンションで児童をマンションから突き落とす事件や秋田での児童絞殺事件など、児童生徒を狙った凶悪犯罪が頻発しております。北杜市においても、最近、不審者情報が寄せられるなど、事件には至らないまでも、心配な状況となっております。

このようなことから、市では昨年度から県の委託を受け、スクールガードリーダーによる市内小中学校の巡回指導を昨年度から実施しております。今年度は1名増員して3人体制に充実いたしました。この活動と連携して、市内の小中学校では、PTA役員や長寿者クラブの協力を得て、スクールガードボランティア活動に取り組んでいただいております。

さらに、今年度は、長坂町地区において、県の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業に取り組み、学校安全体制のモデルケースとして実施しております。

これまでに、日野春小学校、長坂小学校において、地域安全推進委員会が設立され、すでに地域の皆さんに協力をいただき、下校時などに不審者監視活動が実施されております。

また、秋田小学校・小泉小学校では、今月中に設立される予定となっており、全小学校で設立できたところで、長坂町全体の連絡会議として位置づけられる、長坂地区小中学校安全推進委員会を立ち上げる予定となっております。

来年度からは、長坂町の取り組みを参考に、他の町においても、この事業を推進してまいりたいと考えております。

一方、市では、公用車の一部に青色回転灯を装備し、市内を巡回することで事件の未然防止につながるよう、自主防犯パトロールを実施することとしております。

次に、子どもの体力づくり推進事業についてであります。

昨年の文部科学省による子どもたちの体力調査によると、山梨県が、そして、北杜市が厳しい結果となっております。この調査で、市内の小中学生の体力低下が明らかとなり、このままでは、次代を担う子どもたちの未来が憂慮される状況であります。しかし、子どもたちの体力づくりは、一朝にできるものではありません。また、このことは学校、家庭、地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

そこで、今回、子どもの体力づくり推進事業として、市内すべての小中学校において、それぞれの学校の実態に合わせた体力づくりプログラムを策定して、授業前や休み時間、昼休み、放課後などを利用して、体力向上に向けた取り組みをすることいたしました。併せて、多くの子どもたちが各スポーツ少年団へ加入し、その活動を通じ、体力の向上を図ることができるよう、助成の上乗せをすることいたしました。また、社会教育関係事業において、野外活動を中心にした行事を提案し、多くの子どもたちが参加できるよう計画しているところであります。

さらに小学校3校を元気アップ親子セミナー事業実施校として指定し、保護者を対象としたセミナーを開催することにより、家庭における体力づくり活動をサポートする考えであります。

体力低下要因の1つに、食生活や睡眠時間などの生活習慣が大きく影響していることも、県で実施した新体力テスト・健康実態調査で明らかになりました。これらにつきましても、食教育や道徳教育などを通じて、子どもたちの意識の改革を図っていくことが重要だと考えております。

これらの事業につきましては、今議会にその所要額の予算をお願いしております。すこやかな子どもたちの成長を願い、関係者の協力を得ながら、子どもの体力向上事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に提出案件について、ご説明を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は報告案件8件、認定案件14件、条例案件9件、補正予算案件2件、契約案件1件、同意案件2件、その他3件の併せて39件であります。

最初に報告案件であります。

一般会計、特別会計を併せて、繰越明許費繰越計算書の報告が4件、事故繰越計算書の報告が4件であります。

次に認定案件であります。

旧小淵沢町にかかる一般会計ほか、合わせて14会計の平成17年度決算であります。

次に議案第122号の財産の交換であります。北杜市高根町村山西割にある土地を等価交換するものであり、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第123号の工事請負契約の締結であります。高根東小学校耐震補強大規模改修工事の工事請負契約を締結するため、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分範囲を定める条例の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

次に議案第124号の字の区域の変更であります。県営圃場整備事業明野地区の区画整理工事に伴って、字界を定める必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次に条例案件であります。

議案第125号の、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定であります。

地方自治法の附則に規定する経過措置の期間が終了するため、条文字句を削除するものであります。

次に議案第126号の北杜市囲碁美術館条例の制定であります。囲碁を通じて文化交流および文化活動促進等の拠点とする囲碁美術館を設置するため、制定するものであります。

次に議案第127号の北杜市北の杜聖苑の全部改正、議案第128号の北杜市北部ふるさと公苑条例の全部改正、議案第130号の北杜市白州町交流促進施設条例の全部改正および議案第132号の北杜市大武川河川公園条例の全部改正であります。平成19年4月1日から、指定管理者制度に移行することから、所要の改正を行うものであります。

次に議案第129号の北杜市三分一湧水館条例の一部を改正する条例であります。観光客の利便性を図るとともに、集客力を高めるために休館日を変更することから、所要の改正を行うものであります。

次に議案第131号の北杜市白州尾白の杜名水公園条例の一部を改正する条例であります。指定管理者制度の導入期日を平成18年10月1日から平成19年4月1日に変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第135号の、公益法人等への北杜市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例であります。公益法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、平成18年度補正予算について、説明申し上げます。

まず、議案第133号の一般会計補正予算(第4号)であります。10億8,566万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ299億33万4千円と定めるものであります。

歳入の主なものは国庫支出金、地方交付税などであります。

歳出の主なものは、小淵沢中学校校舎および屋内運動場改築事業、市道整備事業、まちづくり交付金事業、埋蔵文化財整備事業、白州名水公園運営費などあります。

次に議案第134号の、農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。650万

円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億3,429万5千円と定めるものであります。

主なものは、消費税の申告に伴う公課費であります。

次に人事案件について、ご説明申し上げます。

諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦であります。法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、人権擁護委員法の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

次に同意第5号の江草財産区管理会委員の選任、同意第6号の駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任であります。新たに管理会委員を選任する必要が生じたので、それぞれの委員の選任について、同意をお願いするものであります。

以上、私の所信の一端と提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております日程第30 議案第124号、日程第39 議案第135号、日程第40 議案第133号および日程第41 議案第134号の4案件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第124号、議案第133号、議案第134号および議案第135号の4案件を各常任委員会に付託することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第4 請願第3号 請願の件（義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書）を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

7番議員、鈴木今朝和君。

鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書

請 願 人

北 杜 市 連 合 P T A 会 長 浅川正人

北巨摩公立小中学校長会 会 長 宮澤良一

北巨摩公立小中学校教頭会 会 長 内藤重明

山梨県教職員組合北巨摩支部 執行委員長 浅川広夫

紹 介 議 員

鈴木今朝和

”

中村勝一

北杜市議会議長 清水壽昌殿

請願趣旨を読み上げます。

請願事項

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

1. 義務教育費国庫負担金について、国負担率を2分の1に復元すること。

請願理由

政府が進める三位一体の改革の中で、2006年度から義務教育費国庫負担金について、国庫負担割合が2分の1から3分の1に縮減されました。義務教育費国庫負担金の減額分は、2006年度は所得譲与税とし、2007年度以降は個人住民税として税源移譲されることとなりました。

私どもの試算によると、義務教育費国庫負担金を3分の1とした場合、2006年度は39道府県で現状の国庫負担金を下回ることとなります。山梨県においても4.3%、約8.9億円が減少します。不足する道府県へは、地方交付税で調整されることになっていますが、地方交付税自体、減少傾向にあることから、これまでの財源が確保される保障はありません。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培い、社会人となるためのセーフティネットです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基礎づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

この義務教育費国庫負担制度は、昭和28年以降制度化され、わが国の義務教育の推進と充実に大きな貢献をしてきました。現行の義務教育費国庫負担制度は、学校教育において、一人ひとりの子どもの教育を受ける権利を保障し、次代を担う主権者を育成するために、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与費を財政上保障し、地方公共団体の財政能力によって、格差が生じないように法制化されたものです。

現行制度が地方分権を阻害しているとの指摘がありますが、必ずしもその指摘が正しいとは言えません。なぜなら、現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われており、現行制度でも自治体の裁量権は、一定程度保障されているからです。国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、本来このような施策は、国の財政負担と責任において行われるべきです。言い換えれば、現行の40人学級を財政的に最低保障として、下支えているのが、この義務教育費国庫負担制度なのです。

しかし、総務省は国会答弁の中で、今回の3分の1への変更は、18年度までの1つの区切りとし、義務教育費や高等学校教育等のあり方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討するとしており、今後の地方分権・地方財政のあり方の論議の中で、義務教育費国庫負担制度の全廃に向け、再び検討される可能性があります。

義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、多くの県では財源が確保できずに、40人学級など現在の教育条件の維持すらも危惧される事態になります。本県の財政を圧迫し、ひいては市町村財政にも影響を与えることにも、つながるおそれがあります。さらに、教材教具費などの教育予算全体に影響を与え、保護者負担の増額につながる可能性もあります。義務教育の機会均等が失われ、都道府県間の教育格差が拡大し、山間地・離島などにおける義務教育が切り捨てられることにもつながります。

山梨県においては、山本知事もこの制度の必要性を明言されており、私どもといたしましても、大変心強く感謝しているところですが、北杜市議会としてもぜひご決議をいただき、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、義務教育費国庫負担金の国負担率を2分の1に復元

し、現行の教育水準の維持向上が図られ、教育の機会均等が引き続き確保されるよう、関係大臣に地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただくようお願いいたします。

提出先

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上です。

○議長（清水壽昌君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって日程第4 請願第3号 請願の件（義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書）については、文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第5 請願第4号 請願の件（日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願）を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

34番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願

請願者

北杜市須玉町大豆生田505	赤岡林茂
北杜市須玉町小倉1154	田中隆次
北杜市明野町浅尾新田3713	窪田幸文
北杜市武川町山高144-1	秋山寿男
北杜市白州町白須6787-1	埴原久雄
北杜市高根町村山北割2017	原 昭三
北杜市大泉町西井出8240-1127	中山茂夫
北杜市大泉町谷戸3432-1	新谷國彦
北杜市長坂町長坂上条2575	平島 真
北杜市小淵沢町上笹尾3331-581	川上郁代
北杜市小淵沢町7103-7	盆出由美
北杜市白州町台ヶ原2278	原 種良
北杜市武川町宮脇2179	二塚謙三

北杜市須玉町江草 9 5 1 3

清水武徳

北杜市明野町下神取 1 3 6

清水 坦

紹介議員 中村隆一

以上です。

請願趣旨

日本郵政公社は来年 10 月の民営化までに、4,705 局の郵便集配局のうち 966 局の集配業務を近隣の局に統廃合するとともに、民営化後も配達拠点となる都市部の総括センターに指定される 1,088 の局以外は、原則として統括センターに集約するという再編計画を打ち出しました。これは郵便集配局を不採算の過疎地を中心に、再編・合理化しようというものです。

過疎地で郵便物の収集・区分と配達業務を独自に行う集配局が廃止されると、配達区域が広がることによる配達遅れや、地域で高齢者に声をかけながら集荷する、地域密着のサービスに支障が出ることは必至で、住民サービスの低下は避けられません。

再編案によれば、過疎地の多い山梨県では、現在 47 局ある集配局のうち吉沢、双葉、昇仙峡、上九一色、三富、大和、富里、切石、飯富、早川、内船、大河内、万沢、津金、須玉、台ヶ原、大泉、道志、秋山、鳥沢、猿橋、市川大門の集配局が廃止の対象となっています。廃止率は 46.8%、全国一です。しかも、他の集配局も民営化後、11 の統括センターに集約される計画です。

また、民営化後には郵便の集配業務だけでなく、貯金・簡保の外務も合わせて統廃合されることになっています。これは将来の、過疎地の郵便局統合の布石となるおそれもあります。郵便局が消えることになれば、過疎に拍車をかけ、地域間格差を一層大きく広げることになることは、目に見えています。

小泉首相は郵政民営化について、「万が一にも国民の利便に支障が生じないようにしていきたい」と述べ、竹中郵政民営化担当大臣は、「原則として過疎地の郵便局は維持される」と述べてきました。今回の早急な集配局の廃止は、その言明に反するものです。

地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出することを求めます。

請願事項

今回の集配局の削減計画に対し、貴議会におきましては、暮らしと地域社会を崩壊に招くおそれがある集配局廃止計画に反対し、中止を求めるよう、内閣総理大臣、郵政民営化担当大臣、総務大臣、厚生労働大臣に意見書を提出すること。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である総務常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第 5 請願第 4 号 請願の件（日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願）については、総務常任委員会に付託し、審査することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。
次の会議は6月26日、午前9時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時01分

平成 1 8 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 6 日

1. 議事日程

平成18年第2回北杜市議会定例会(2日目)

平成18年6月26日
午前 9時00分開議
於 議 場

日程第1 会派代表一般質問

北杜クラブ 秋山俊和君
市民クラブ 細田哲郎君
北清クラブ 林 泰彦君

2. 出席議員は、次のとおりである。(41名)

1番 野中真理子	2番 岡野 淳
3番 小澤 宜夫	4番 篠原 眞清
5番 五味 良一	6番 小野喜一郎
7番 鈴木今朝和	8番 風間 利子
9番 坂本重夫	10番 植松 一雄
11番 坂本 静	12番 小林 忠雄
13番 中嶋 新	14番 保坂多枝子
15番 利根川昇	16番 中村勝一
17番 宮坂 清	18番 坂本 保
19番 千野 秀一	20番 小尾直知
21番 渡邊英子	22番 小林元久
23番 林 泰彦	24番 内田俊彦
25番 篠原 珍彦	26番 内藤 昭
27番 小林保壽	28番 坂本治年
29番 古屋富藏	30番 茅野光一郎
31番 浅川富士夫	32番 田中勝海
33番 秋山九一	34番 中村隆一
35番 清水壽昌	36番 秋山俊和
37番 細田哲郎	38番 渡邊陽一
39番 小澤 寛	40番 鈴木孝男
41番 浅川哲男	

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	総務部長	植松好義
企画部長	福井俊克	保健福祉部長	古屋克己
生活環境部長	清水慎一	産業観光部長	真壁一永
建設部長	柴井英記	教育長	小清水淳三
教育次長	小沢孝文	監査委員事務局長	相吉正一
農業委員会事務局長	三井茂	明野総合支所長	矢崎一郎
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	浅川一紀
長坂総合支所長	浅川清朗	大泉総合支所長	小池光和
小淵沢総合支所長	進藤忠衛	白州総合支所長	坂本伴和
武川総合支所長	三枝基治		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
”	伊藤勝美

再開 午前 9時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は41名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 会派代表質問を行います。

北杜市議会では会派の結成に伴い、今期定例会から会派による代表質問を実施いたします。

3会派より、平成18年度の市政運営と主要施策に対し、会派代表質問発言通告があります。

ここで各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北杜クラブ、170分。2番 市民クラブ、110分。3番 北清クラブ、60分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ代表、36番議員、秋山俊和君。

秋山俊和君。

○36番議員（秋山俊和君）

私は、北杜市議会北杜クラブを代表いたしまして、質問をいたします。

平成16年11月1日に7カ町村が合併し、北杜市が誕生いたしました。また、今年3月15日には小淵沢町を新たに加え、新生北杜市が誕生し、まさに歴史文化を1つにしてきた北巨摩、峡北の地が白倉市長の提唱する「人と自然が躍動する環境創造都市」を目指して、満帆の帆を揚げることができました。しかし、その帆に当たる風が順風であるかということ、そこには大きな疑問符がいくつも付くこととなります。

まずは逼迫する財政の問題、高齢化率27.6%、出生率1.31人という少子高齢化の実態、また風光明媚ではあるが、602平方キロメートルという広大な市面積の管理、まさにどれをとっても、一朝一夕にはいかない問題ばかりです。しかし、8つの町北杜市は新しい歴史の創造に向けて、その歩みを留めることはありません。例え、厳しい現実でも、行政を停滞させることは許されません。

合併以来、1年6カ月が経過いたしました。莫大な数の条例の制定、旧町村から持ち寄った要綱の統一など、市執行の日夜を分かたぬ努力には、わが北杜クラブとしても、衷心より敬意を表するところであります。

昭和の大合併から半世紀、50年に一度の産みの苦しみの中、私たちは立たされていることを覚悟しなければなりません。改革には知恵とパワーが必要であることを、執行や議会も厳粛に受け止めていこうではありませんか。また、1つにはわれわれは50年に一度しか立ち会うことができない時代の証言者であると自負することも、知恵を出していくための考え方であると、私は思います。

さて、市議会も北杜市発足以来、試行錯誤を繰り返した中で、本議会より各会派による代表質問をしていくこととなりました。栄えある北杜市議会の、歴史の1ページの先陣を切って、

最大会派である、わが北杜クラブの代表として質問をさせていただきます。

私ども北杜クラブの基本理念は「議会人である本質・本分を常に保ち、白倉市長が提唱する8つの杜構想に基づき、北杜市の限りなき発展を市民の目線から」という基本理念です。執行より提案されたものに苦言を呈し、提言・提案をして市民のニーズを力強く、スピーディーに市政に反映させていく考えです。ともすれば、数字に走りがちな現代世相の中で、心の大切さ、思いやりの大切さを、ひいては命の大切さにまで訴えていこうと、理念の一致をみたところがあります。

よく諸先輩議員の言葉の中や議会参考書などに、「執行と議会は車の両輪である」などと例えられますが、わが北杜クラブの考え方では、両輪は執行そのものであり、議会はアクセルとブレーキであると位置づけております。行政の両輪をスピードアップさせるのも、減速させるのも議会の役目であると認識を一つにしたところがあります。わが北杜クラブは、常に北杜市発展のためのアクセルを踏み続けたいと願うところがあります。

私は、今回の代表質問では、次の5点について、お伺いします。

1つ目は市の財政について。2つ目は教育関係。3つ目は介護保険。4つ目は少子化対策。5つ目は産廃対策です。

さて、質問に入ります。

まず、1番目の北杜市の財政についてであります。

行政の役割は市民の生活や地域を豊かにし、安全で快適なものにすることです。ところが北杜市の台所事情は、危機的状況にあるといっても過言ではありません。例をとって言うならば、財政力指数0.35、これは県下の13の市の中で一番低い状況ですし、経常収支比率79.8%は年々高くなり、公債費負担比率は20.2%と危険ラインを突破しています。

そこで市では、このような危機的状況を打開するため、平成18年度から5カ年間の行政改革大綱を作成し、抜本的な行政改革を全庁挙げて取り組むことになりました。

この行政改革大綱は、項目ごとに取り組みの要旨、具体的な取り組み、取り組み目標、実施スケジュールが示されており、一見して、よく分かるようになっておりますが、要はこの改革を年度ごとに着実に推進していかなければ、絵に描いた餅になってしまいます。市長の大胆な改革取り組みの姿勢について、お聞かせいただきたいと思っております。

次に2つ目の教育関係について、質問させていただきます。命の大切さを学ぶ教育の推進についてです。

ご承知のとおり、今、命に関わる重大事件が毎日のように報じられています。親が無抵抗の幼児の命を奪い、子が親の命を、仲間が友をとったふうに、胸を裂かれるような事件が多く、日本の行く末に不安を感じているのは、私一人ではないと思っております。

一方、重大事件の低年齢化を機に少年法が改正され、家庭裁判所から検察官に送致して、刑事事件として審理することになってから5年を経過しましたが、この5年間の状況を見ますと、16歳以上の少年が216人と、全体349人の61.9%を占めており、改正法施行前の5年間の、平均15.9%を大幅に上回っています。このように青少年を取り巻く社会では、少年犯罪や少年を巻き込む事件が多発し、青少年教育のあり方や簡単に事件を引き起こす人間関係のあり方が問われております。

具体的には、小学校1年から中学3年までの学校教育の中で実践していくこととしていますが、少子化や核家族化がさらに進み、地域での教育力の低下や連帯感が欠如するなど、学校教

育のみで解決できない課題も多いと思うのであります。私は学校教育と併せて、各地域の持つ特性や自然環境を再認識し、地域住民との連携のもとで人づくり・地域づくりを模索すべきと考えております。異なる年齢との集団活動や人と自然との触れ合いの中から、命の大切さや協調性を学び、正しい判断ができる人が育まれるというものではないでしょうか。

そこで市長の提唱する原っぱ教育では、命の大切さを基本にした教育を進めるにあたって、家族や地域をどのように位置づけしていくのかをお伺いします。

また、市長は施政方針で、教育文化に輝く杜づくりで、不屈な精神と大志を持った人材育成を目指した原っぱ教育を推進し、連帯感ある和の杜づくりでは地域間の連携を掲げ、人づくり・地域づくりを優先した行政を目指しているが、当クラブでは具体的内容として、教育の基本、地域づくりの基本であるあいさつ運動の展開を図ることにより、敬意・親愛と対人関係を円満にし、社会生活を円満にするなど、大きな波及効果が得られるものと考えています。

今回、NHK大河ドラマの誘致決定により、多くの人々が当市を訪れることが予想されます。このような状況下での原っぱ教育は時宜を得たものであると、今後の施策の展開を大いに期待し、市民ともども、あいさつ運動を展開していくには絶好の機会であるが、どのようにお考えでしょうか。

また、昨今、全国的に問題になっている不審者による幼児誘拐、暴行事件等の問題では、児童生徒が大人や若者に対して不信感を抱いている状況下で、市民に対してどのような具体的な対策を講じ、および具体的な取り組みを行うのか伺います。また、心豊かな人を育てていくため、北杜市全体として命の尊さ、最大の課題として取り上げていく考えはないかを伺います。

次に3つ目の介護保険法について、お伺いします。

高齢化が進み、介護を社会全体で支えていこうという考え方に立って、介護保険法が制定され、制度が実施されてから6年が経ちました。介護保険法には、共同・連帯の理念という言葉が使われています。介護保険制度は「家族による介護から社会による介護へと」が提示され、介護を必要な人が家族にいなくても、みんなの問題として考えていこうということで、介護保険がつくられました。改正介護保険法が4月から施行されました。今回の介護保険法の改正では、介護予防、施設給付見直し、負担のあり方など、新しい考え方が導入され、さまざまな仕組みが加わり、介護保険法は整備されました。

北杜市では、すべての高齢者が悠々自適に安心して、充実した生活を送ることができると思っているが、施設入所者の食費・居住費が原則的自己負担となっているのはなぜか、このことをお伺いします。

また、今回新たに設置された包括支援センターには、特にこれまでの要支援、要介護1の比較的軽度な認定者が急激な増加傾向を示してきたのに対処するためであり、介護予防対策を新たに取り入れたシステムです。センターでは、利用者には自主的・主体的な参加意欲を高める。具体的目的を明確にし、目標達成状況の評価とメニューの見直しをする。地域におけるさまざまな活動を通じ、社会資源の活用を図り、その予防効果の向上に努めることとなっています。そこでまだ2カ月間ではあり、利用者の立場に立った、十分な配慮がなされているとは思いますが、この間の運営状況についてお聞かせください。

次に4つ目の少子化対策について、お伺いいたします。

わが国の1人の女性が生涯に産むと推定される子どもの数を示す、合計特殊出生率は平成17年の1.29人に対して、平成18年には1.25人と0.04ポイント低下し、5年連

続して過去最低を更新したと報じられております。また、山梨県においても、平成18年に1.31人と最低記録を更新し、出生率では全国平均を上回っているものの、減少傾向は続いており、少子化の流れは止まっておりません。

そこで、北杜市における合計特殊出生率は、どのように推移しているのか。また、出生率の変化の要因は何か、まずお伺いします。

一方、少子化の問題は、人口の減少や高齢化の進行に留まらず、経済や年金、社会の仕組みにまで及ぶ広範の問題であり、緊急かつ積極的な対応が望まれております。このため、政府では少子化対策を最重要課題として取り上げ、乳幼児を持つ家庭への手当の充実をはじめ、子ども的人数に応じた所得税額の控除、妊娠中の検診費用の負担軽減などが検討されていると伺っております。

北杜市では、これまで次世代育成支援対策地域行動計画を策定し、元気な声が響くまちづくりや明るい声が響くまちづくりなど、5つの行動計画を掲げて、平成21年を目途とした事業計画が示され、今後の成果が期待されているところでありますが、抜本的な少子化対策を講ずるためには、解決しなければならない課題が山積みにされております。

特に対策の推進には財政的な裏打ちが必要であり、国の財政改革の中で、財源をどう手当するかが最大の課題であると考えておりますが、他の施策を削って、その財源を少子化対策に充てるなど、抜本的な対応が必要ではないでしょうか。市長の考えをお伺いします。

最近の出生率の低下の要因は晩婚、未婚、出産年齢の上昇だと言われておりますが、子育てに手がかかることからくる出生数の低下も大きな一因であります。このような環境の中で、北杜市は不妊症対策として、平成18年度から必要な経費の一部を補助することを決定しましたが、出生率の向上には今後、さらに出産をしやすい環境づくりを進めていく必要があると考えております。

その中でも、乳幼児の育児費助成制度は、子育てしている家庭にとっては、大変ありがたい制度であります。1回ごとに書類をもらいにいくことや病院が違うごとに書類を書かなければならない大変さを軽減してほしいという声が数多く聞かれる中で、他の市でも実行しているように、窓口無料化を早急に進めるべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いします。

最後になりますが、明野最終処分場の安全対策について、明野最終処分場の建設に伴い、去る6月8日には、山梨県環境整備事業団および北杜市との間で、公害防止協定が締結されたところでありますが、いかに迷惑施設といえども、事ここに至れば、安全対策に関する詳細な部分についての検討は、ぜひ必要だと考えます。

永年にわたり、地域を揺るがしてきた最終処分場問題ですが、処分場建設の早期着工、早期に5年半を迎えることも重要であり、今後は全国トップレベルの安全性の確保と朝神地域の振興策が大きな課題となることから、市長には全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

公害の未然防止や生活環境保全を目的とする公害防止協定の内容については、5月29日に説明がありましたが、処分場の安全性は容認派、反対派を問わず、地域住民にとっても最も関心の高い部分であります。そこで最終処分場の安全対策がどのように図られていくのか、市長の見解をお伺いします。

以上で、私の代表質問を終わります。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

秋山俊和議員の北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

合併した北杜市を愛しながら、北杜クラブとして決意と、私に対して激励をいただき、大変ありがとうございます。

最初に、北杜市の財政についてであります。

三位一体の改革により、地方公共団体の財政状況は厳しさを増しており、北海道の夕張市では財政再建団体の指定を申請すると報じられました。こうした中で、北杜市の財政状況は公債費などの義務的経費の増加に加え、地方交付税、国庫補助金などの削減が予想されるなど、一段と厳しい状況に直面しております。このような状況をふまえ、本年3月には行政改革大綱と行財政改革アクションプランを策定し、改革の推進についての決意を掲げるとともに、改革の方向性を示したところであります。

今後は行政改革を北杜市再建の最重要課題と位置づけ、財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、市役所の構造改革とスリム化の3つを基本目標に、全職員と一丸となって強い決意で取り組んでまいります。

今後、5年間に財政健全化計画において物件費の10%削減、新たな補助金交付基準の設定と補助金総額の5%削減、職員の定員適正化計画の策定などを行財政改革アクションプランに基づく基本的な目標として、市民の皆さんのご協力をいただく中で、推進してまいります。

また、改革の進捗状況につきましては、行政改革推進本部と行政改革推進委員会において、実施項目の取り組み状況の調査を行い、その結果を広報誌やホームページなどで公表し、状況説明を明らかにすることにより、さらに改革の実効性を高めてまいりたいと考えております。

次に教育関係について、いくつかご質問をいただいております。

最初に命の大切さを学ぶ教育の推進についてであります。原っぱ教育は主に小中学校を中心に推進しております。その理念は、知性に富んだ心豊かな人づくり。徳性が高く、人に迷惑をかけない温かい心を持った人づくり。体を鍛え、汗をかくことの尊さが分かる人づくり。感性が豊かで、清く正しく協調性のある人づくり。自然を愛し、心身ともにたくましく、思いやりのある人づくりの5本の柱からなっており、不屈な精神と大志を持った人材の育成を目指しております。このような基本理念のもとに、各学校においては、自然体験や観察の学習を授業の中に取り入れて、実施しております。

ご質問の命の大切さへの取り組みであります。北杜市には多くの豊かな自然があります。そこにはたくさんの生物の命の育みがあり、脈々と引き継がれていく命の個体の営みが見られます。このような命の営みを学校教育の中だけでなく、家族とともに、あるいは地域の中で体験することは、非常に意義のあることであると考えております。命の大切さを学ぶ教育は、学校教育だけでは十分ではありません。家庭や地域において、命の大切さを学ぶ機会を多く持てるような事業についても、社会教育と連携する中で推進してまいりたいと考えております。

すでに、市では家庭教育支援総合推進事業に取り組み、子育てに悩む若い母親を支援する事業を展開しているところです。これから出産を迎えようとしている母親や、子育ての真っ最中にある母親、あるいは思春期の子どもを持つ母親などを対象にした研修会や講座を設け、母親同士が、お互いに出産や子育ての不安を語り合う中で、命の尊さを再認識し、子育てに対する意欲を高めることや思春期を迎えた子どもとともに、命の大切さを考えてもらうことを目的に

事業を各町、年1回以上、実施しております。

また、今年度においては、社会教育事業の一環として、親子で参加する自然体験工作教室、ホタルや水中生物観察、自然体験と山菜採りなどを教育センターの事業として計画しております。こうした事業をとおして、親子で自然の中にある命の尊さについて学ぶことができると思います。このような事業を、今後とも積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に市民あいさつ運動についてであります。あいさつは人と人が触れ合う最初の行動であり、お互いを理解しあう、きっかけであります。非常に大切なことではありますが、現実にはなかなか、自然にできるものではありません。とすれば家族同士でさえ、あいさつが滞りがちになっている昨今であります。地域や職場、学校といった場所で、市民が笑顔であいさつし合う光景がみられる地域は、和やかで協働意識に富む、安全で安心な幸せを実感できる地域であると思います。

まずは、学校安全ボランティアの皆さんに呼びかけ、協力をいただき、あいさつ運動を実践するよう計画してまいりたいと考えております。さらに地域ぐるみで、あいさつ運動がされるよう地区公民館にも要請してまいりたいと思います。

また、あいさつが交し合われている地域になれば、犯罪の抑止力にもなり、そして訪れた観光客は素晴らしい自然環境と人々の温かさに触れることが実感され、よい印象を持つことができます。さらに再訪問していただくきっかけなどにもなります。あいさつはまた、連帯感のある和の杜づくりの基本であり、市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、児童生徒の大人や若者に対しての不信感を抱いている状況の、具体的な対策についてであります。多くの児童生徒は家族や地域の皆さんを信頼して、生活していると思います。私たち大人が自然や人を愛し、慈しむ心を持ち、子どもたちに正しいことや協調することの大切さを示すことが重要なことと思います。このようなことを具体的な行動として、子どもたちにあいさつ運動や声掛け運動を実践することにより、地域の多くの人の温かさを感じることができ、子どもたちの信頼も得ることができると思います。

次に、命の尊さを最大の課題として取り上げていく考えについてであります。原っぱ教育の基本として、命の大切さを取り上げております。自然を大切に、家族を愛し、隣人を尊重する。このことは地球上にある、すべての命の大切さを学び、理解することから始まることだと考えております。

情報化時代の中で、子どもたちは自然と触れ合うことが希薄になっております。また、少子化によって、兄弟ケンカをすることもなくなり、痛みを経験することも少なくなっています。そのような子どもたちに対し、すべての命に限りがあり、ときとして弱いものだということを教えてくれる自然に触れることの大切さを指摘されております。こうしたことから、長坂中学校においては、オオムラサキの生息調査を行う中で、エノキやクヌギとの関係において、食物連鎖など自然の循環を学び、自然の中の命の尊さについて研究して、成果を挙げております。

このような学習を、他の小中学校に取り入れることや子どもの情操教育についても取り組み、命の尊さが理解できる子どもを育てることこそが重要なことだと考えており、このことを実現するために原っぱ教育をさらに充実させ、推進してまいりたいと考えております。

次に介護保険法改正に伴う、2点のご質問をいただいております。

最初に施設入所者の食費・居住費についてであります。高齢年金の中には食費・居住費が含まれますので、施設を利用した場合、介護保険からも食費・居住費の給付が行われると重複

給付になるというのが、国の見解であります。したがって、施設と在宅の利用者負担の公平性を確保することから、このような法改正となりました。低所得者には、食費や居住費および高額介護サービス費の軽減制度もありますので、該当する方には説明し、手続きを指導しているところでもあります。

次に地域包括支援センターの運営状況についてであります。介護保険制度改正後の介護認定の結果は、4月、5月の2カ月の間で、103名の方が要支援1、要支援2と判定されました。判定の65%にあたる67名の方が、地域包括支援センターの介護予防マネジメントを経て、予防給付サービスを利用しています。

介護予防マネジメントは、利用者や家族との適切なコミュニケーションを通じ、利用者の主体的取り組みを引き出す、目標とする生活に近づけるようなケアプランの作成と支援を行います。介護保険制度改正により、利用者、家族が戸惑うことがないように、一人ひとりへの対応を丁寧に進めているところでもあります。

次に少子化対策について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に北杜市における合計特殊出生率についてであります。平成16年は1.23人、平成17年においては1.31人となっており、出生数は平成16年259人、平成17年は273人と前年を若干上回っているものの、今年の出生数は5月までに108人で、年間の推計をしますと、260人くらいと予想され、平成16年と同程度に下がるものと見込まれます。

この合計特殊出生率につきましては、国や県のように対象者が多いと正確な傾向をつかむことができますが、人口規模があまり大きくない市町村では、5年から10年のスパンでないと、その傾向がつかみにくいことはあります。北杜市は前年比0.08ポイントアップしましたが、傾向としては国、県と同様と考えております。

また、出生率の変化の要因につきましては、若い世代が少ない上に晩婚化が進んでいることが関係していると思われまます。

次に少子化対策の抜本的な対応についてであります。少子化の進行は国家存亡、ふるさと存続の危機と捉えております。その対策は最優先課題として、全力で当たっておるところであります。

現在、経済的支援を中心に国、県、市の制度により実施しておりますが、7月下旬に立ち上げます次世代育成対策推進協議会の中で、地域のニーズに合った子育て対策を検討していただき、その意見を施策に反映してまいります。そのための予算は、優先的に考えていきたいと思っております。

子育ては国、県、市、地域社会、企業等が一体となって支援をしていくことが、何よりも重要と考えております。

次に乳幼児の医療費助成制度の窓口無料化についてであります。実施するにあたっては、いくつか問題があります。医療機関から自己負担分の医療費を請求された場合、国保世帯は市が保険者のため、レセプトにより医療費を確認できますが、社会保険の保険者は全国で3千以上あります。医療費を確認するため、1件1件調査することは市のレベルでは無理があり、このため乳幼児医療費の窓口無料化を国レベル、県レベルで制度化するよう、要望しています。

他の市のように、国保世帯から実施する考えもありますが、国保世帯は全体の約20%であり、著しく公平性を欠くこととなります。

市では少子化対策として、出産祝金の支給、保育料の特別減免、子育て支援ヘルパー派遣事

業など、市単独事業を積極的に実施しております。

また、県下13市の中で、国民健康保険税の負担水準は7番目、介護保険料は最も安くなっています。このことは医療や介護を必要としない健康老人が多く、市の保健福祉活動が充実している証しといえます。福祉制度をトータルで考えますと、他の市町村に比べ、勝るとも劣ることはないと考えております。乳幼児医療費の窓口無料化につきましては、国・県の動向を見ながら、さらに検討してまいりたいと考えております。

最後に、明野廃棄物最終処分場の安全対策についてのご質問であります。

ご指摘のように、最終処分場の安全対策は地域住民にとっても、また北杜市にとっても最も重要な課題であり、妥協の許されない部分であると認識しております。処分場の建設および運営につきましては、地域住民や専門家の意見を聞くことにより、安全面に万全を期すため、山梨県環境整備事業団、北杜市および専門家で構成する安全管理委員会を設置することとしており、地域住民の代表者も構成員となっただき、さまざまな事項についての検討をお願いすることとなります。

この安全管理委員会の任務は、処分場の建設時における施工状況、管理体制や搬入路および安全対策や廃棄物の搬入管理等の細目的項目について調査・検討し、意見を述べることとしており、公害防止協定の中には、情報公開に関する規定もあることから、透明な管理運営が図られるものと考えております。

また、細目的事項の中で、滲出水処理施設からの放流水の水質検査項目および測定回数、埋立地地下水集排水の水質監視および測定回数などが決定されることから、安全管理委員会の果たす役割は非常に重要でありますので、地域住民の代表者の選考にあたりましては、十分に検討すべきものと考えております。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

36番議員、再質問はございませんか。

秋山俊和君。

○36番議員（秋山俊和君）

ご答弁ありがとうございました。

最初の財政問題であります。本市の厳しい財政事情の中で市長におかれましては、大変なご努力をされていること、常々認識しておりましたが、今、前向きな施策、政策をお伺いいたしまして、安心しているところでありますが、今後もさらなるご努力をお願いいたします。

1つ、提案をさせてもらえれば、私、最近、甲斐駒ヶ岳温泉、尾白の湯に、入湯にうかがいましたが、非常に、このお湯は将来性のあるお湯だと思います。北杜市の観光資源になる可能性を秘めている湯であると思いますし、これはブランド化も可能ではないかと思っておりますので、今後、よく研究していただきまして、今後の大いなる宣伝等をふまえて、北杜市の財政の一翼を担えるような温泉にしていだけたら、ありがたいと思います。

続きまして、教育関係についてですが、原っぱ教育の理念は知性に富んだ心豊かな人づくり。徳性が高く、人に迷惑をかけない温かい心を持った人づくり。体を鍛え、汗をかくことの尊さが分かる人づくり。感性が豊かで、清く正しく協調性のある人づくり。自然を愛し、心身ともにたくましく、思いやりのある人づくりの5本の柱からなり、不屈な精神と大志を持った人材

の育成を目指しているということで、誠に素晴らしい理念であると思います。

社会教育事業で自然体験工作教室、ホテルや水中生物観察、自然体験と山菜採りなどを事業として、今まで行ってきたということでございますが、親子の触れ合いは非常に尊いことですので、ぜひ、今後も実行していただきたいと思います。

それから学校ボランティア、これはPTAや長寿者クラブの方々などに協力をいただいて、あいさつ運動を実践するよう計画し、さらに地域ぐるみであいさつ運動がなされるよう、地区公民館にも要請していくということでありますが、犯罪の抑止力になり、そして、これから北杜市を訪れるであろう観光客、素晴らしい自然環境と人々の温かさに触れることが実感され、よい印象を持つことができるということですが、私も、そのように思います。

ぜひ、このような施策を今後とも実施して、教育環境の整備をして、青少年が心豊かな北杜市民として育つよう、お願いするところでございます。

次に介護保険でございますが、よく理解をいたしました。市長のご答弁により、よく理解をいたしましたので、今後もそのような形で進めていただくようお願いいたします。

続きまして、少子化対策については、ご答弁された施策の実行をお願いいたしますが、2点ほどお伺いします。

1つは、山梨県内の市町村乳幼児医療費助成実施状況を見ますと、私が昨年、一般質問したときの通院の対象年齢を4歳から、現在の5歳までとしていただいたことには、大変、市長に感謝しております。しかしながら、700円の自己負担が県内13市中、本市だけという事実を捉えると非常に不満が残りますが、それを超える医療サービスの施策はあるのかをお伺いします。

それから、経済的支援を市長のほうでお話をされましたが、どのような経済的支援をされているかをお伺いします。

それから最後でございますが、山梨県知事が6月県議会の所信表明の中で、廃棄物最終処分場の整備にふれ、北杜市明野町浅尾に建設予定の廃棄物最終処分場は、事業主体の県環境整備事業団が規模縮小や梅ノ木遺跡保存に伴う設計変更などをして、変更許可申請を出した。県と北杜市、県環境整備事業団は公害防止協定を結んだ。処分場予定地内で発見された梅ノ木遺跡は、北杜市が国史跡指定を目指して、保存整備する方針を決定したが、文化財保護の観点から県も支援する。今後も、北杜市と協議する中で、早期の処分場建設工事に着手していく考えだと、山本知事は表明しています。市長にも、先ほどご回答されたようなご努力を、今後も継続していただき、県との協議を詰めながら、地域住民の最大の安全性確保を担保しながら、進んでいただきたいと思います。

よろしく、ご答弁をお願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いくつか、再質問をいただきました。

尾白の森に対しては、議員みずから体験していただいて、そしてご評価をいただいて、大変ありがたく思います。いずれにしましても、一番の願いは地域の皆さんをはじめ、市民がこれを利用していただきたいというのが、もっともお願いでありますけども、尾白の森、広く観光

振興にもというお話であります、私どももまったく、そのように願っているところであります。

また、原っぱ教育について、いくつかご提言を入れながら、ご質問いただいたわけでありまして、なんとと言っても、先ほど、私も答弁しましたとおり、小学校、中学校を中心という考え方の中で、できるものだったならば、近いときに、校長会などを利用しながら、校長先生たちとも、そんな思いを、私もみずからお話ししてみたいなと思っているところであります。

また、原っぱ教育の中で、違う角度で、私は北杜市の子どもたちの基礎体力のガタ落ちを心配しているわけでありまして、原っぱ教育と子どもたちの基礎体力向上についても、真剣に考えていきたいと思っているところであります。

また、あいさつ運動についても、ご質問をしていただいたわけでありまして、先ほど来、答弁しましたが、あいさつは人生の第一歩、もっとも基本のところだと思いますので、気持ちよく、あいさつができる北杜市にしたいものだと思います。

医療費の問題、少子化対策については、担当部長より答弁いたさせます。

○議長（清水壽昌君）

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

2点ほど、ご質問をいただきました。

まず経済的支援でございますけれども、これにつきましては、国の制度、県の制度を実行するとともに、市長が説明しましたように、出産祝金の支給とか、保育料の特別減免とか、子育て支援ヘルパーの派遣等でございます。

700円の問題でございます。県下13市にありまして、北杜市だけ実行していない、こういうことでございます。この問題につきましては、1つは県と共同している事業であり、当時、この制度を実行するときには、県と話し合いの中で実行したと、こういうこともありますから、700円の問題を市だけでということではなくて、市民であり、県民であるということを考えますと、市も当然、負担してもいいではないかという考えの中で、県のほうにも要請をしております。また、ご承知のように、社会的弱者といわれる障害者、老人にも一部負担金の制度がございます。そういうものをトータル的に考えまして、さらに検討していくと、こういうことでございます。

以上、答弁に代えます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

36番議員、まだ質問はございますか。

秋山俊和君。

○36番議員（秋山俊和君）

ご答弁ありがとうございました。

今後も市長、関係部局の皆さまの、さらなるご努力をお願いいたしまして、私の代表質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

これで、秋山俊和君の北杜クラブを代表した会派代表質問を終わります。

暫時休憩します。

10時に再開いたします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

次に、市民クラブの会派代表質問を許します。

市民クラブ代表、37番議員、細田哲郎君。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

はじめに会派制に伴う代表質問が、本定例会からスタートするにあたり、私ども市民クラブの基本的な考え方を申し上げ、理解をいただきたいと思いをします。

市民クラブは議会制民主主義に則った議会活動をとおり、市民に開かれた透明性ある議会の実現を目指すとともに、人と自然が躍動する「環境創造都市 北杜市」の発展を基調に、市民が主役の市政実現に向けて、日々の研鑽を重ね、市民の目線で同じ思いを持ち、市民の負託に応えるために行動してまいる決意であります。

さて、本年3月、北杜市行政改革大綱が策定され、平成18年度から22年度の5年間にわたった行財政改革を推進するための取り組みを、具体的に実施するアクションプランが本格的にスタートする運びとなっています。

市長は、少子高齢化の進行などによる影響をふまえた地域づくりや、国が進める三位一体改革を受けて、財政基盤の強化および高度化・多様化する行政需要を的確に対応する行政能力の向上など、市民の目線に立った市民との協働を掲げています。そのための効率的で効果的な市政の改革を推進すると表明されておりますが、行政改革大綱およびアクションプランの具体的な施策について、市民クラブを代表して質問をいたします。

地方分権の進捗に伴い、各自治体は地域にあるさまざまな資源を最大限に活用するとともに、創意工夫により自主的で特色ある地域経営を目指し、顧客である市民の満足度を、できる限り高めていくための施策、政策自治体への転換が強く求められるようになりました。さらに市町村合併に代表される地方の制度改革が本格化するとともに、三位一体改革による市町村財政を取り巻く環境の変化は、予想をはるかに超えるものであります。

このような中で、これまで当然であると理解されていた公共サービスは、すべて行政が担うという認識は、急速に現実味を失いつつあります。すなわち、地域の多様なニーズに対応するサービスシステムが市民、NPO、企業、行政などの各セクターによって、さまざまな形で提供され、市民がこれらを主体的に選択でき、同時にサービスの提供者としても参加する新しい公共への転換が迫られているからであります。

その実現のためには、各セクターがそれぞれの特性を生かし、役割と責任を分担しながらパートナーシップを発揮し、相互に連携する協働の考え方が不可欠となります。その視点に立って、北杜市が行政改革大綱で示した市民との協働に関する内容を見ますと、基本理念として、市民等の民間活力や資源の有効活用、市民と行政の役割分担の明確を基本とする行政改革の取り組み、行政と市民の意識改革および市民との協働を打ち出しています。

理念としては、そのとおりであると思いますが、目に見える効果をあげるためには、行政を

はじめとする各セクターが、北杜市のまちづくりにおいて担うべき役割、期待される役割、あるいは担うべき領域や責任範囲等を明確に打ち出すとともに、その責務をそれぞれが認識するところから始めなければなりません。そして、このことを制度化することにより、具体的な行動につながっていくものと考えますが、市の大綱には、この視点が欠落しており、政策の効果が危惧されます。私ども市民クラブは、今後の北杜市の市政運営において、行政と市民の協働は、早急に取り組むべき課題と位置づけております。

市の行政運営の仕組みや基本理念を現実のものとする方策として、市民、行政、議会を含めた、それぞれの役割と責任を明確化するための北杜市自治基本条例、さらには市民の声を市政に生かし、参加を促す北杜市行政活動への市民参加の推進条例等の作成に着手すべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に市民との協働を実現するために欠かすことのできない、極めて重要な情報公開について、お伺いいたします。

市は大綱の中で、市民に信頼される、開かれた市政運営を行っていくために、市民と行政がまちづくりのビジョンや情報の共有、対話ができる環境の必要性を謳っています。基本的な考えは問題ありませんが、具体的な取り組みにおいて徹底した情報公開により、政策形成への市民の自主的な参画を促す点が欠けていると思います。私ども市民クラブは、市民との協働を実現するキーポイントは、情報公開制度の総合的推進にあると考えております。その中でも、特に情報提供施策の充実と市の付属機関等の情報公開のあり方について、以下、私ども、具体的な提言を含めて、市長の見解を伺います。

情報公表・提供施策の充実を考えると、公文書公開制度は情報公開制度において、極めて重要な位置を占めるものでありますが、しかし、請求がない限り公開されず、また請求者のみしか公開されないこと。しかも公開される公文書は、必ずしも市民に分かりやすいものであるとは限らない等の限界もあります。

市民の批判と参加のもと、公正で開かれた市政を推進していくためには、このような公文書公開制度の限界を補完し、説明責任を十分果たしていくことが不可欠であります。したがって、公開請求を待つことなく、広く市民に市政に関する情報が公表・提供されるよう、情報公開施策および情報提供施策を充実していくことは、極めて重要であります。とりわけ、地方分権時代の自治体運営においては、市民参加、あるいは市民との協働というキーワードが示すように、自治体と市民とのパートナーシップの形成が不可欠であります。本市の説明責任が十分に果たされることにより、政策形成過程などの市政に関する情報を市民と共有することが、市民による適正な合意形成が容易となり、市政への積極参画が可能となります。

現行の北杜市情報公開条例においても、情報公表施策および情報提供施策の充実に努めることにより、情報公開を総合的に推進すべき、本市の責務を規定していますが、より具体的な施策として、以下の情報、

- 1つ、市の総合計画、基本計画、実施計画等
- 1つ、行政改革推進計画、財政健全化計画、行財政改革アクションプラン
- 1つ、上記にかかる中間段階の案および策定スケジュール
- 1つ、計画の達成度および進捗状況
- 1つ、市の重要施策に関わる会議の決定事項

などを市の公開義務情報と位置づけ、条例や要綱で市民への公表および提供を義務付けるべき

と考えますが、市長の見解を求めます。

次に、本市が設置している付属機関等の情報公開のあり方についてであります。申し上げるまでもなく、審議会、審査会、協議会などの付属機関等は、市民の複雑かつ多様な行政ニーズに的確に対応するために、行政の政策形成過程において、学識経験者の専門的・技術的な判断や市民各層からの幅広い意見を反映させることを目的に設置されたものであります。

このような行政の政策形成過程で、重要な役割を果たしている付属機関等において、どのような審査検討が行われ、それがどのように政策決定に反映されるのか、市民に明らかにされることが審議の透明性・公平性の向上に資するとともに、市政に対する市民の批判と参加のもと、公正で開かれた市政を推進していく上で、極めて重要だと考えます。

そこで、これらの会議は原則公開とすべき旨を、条例において明記することが必要であり、会議の議事録、会議資料等は速やかに市民に公開すべきと考えております。これらが具体的に実施されることにより、今後導入されるパブリックコメントの制度を高め、さらに政策形成の自主的な参画につながるものとともに、市民との協働を実現する大きな足がかりになるものと考えていますが、市長の見解を伺います。

次に指定管理者制度の導入について、伺います。

本制度は4月より実施されておりますが、今後、市民生活に大きな影響を与える施設への導入の予定もあり、指摘されている本制度導入の問題点をふまえて、改めて質問いたします。

指定管理制度は、行財政改革において重要な課題であり、経費削減も自治体の財政状況に鑑みて、重要であることを否定するものではありません。しかし、指定管理者移行のタイムリミットを優先し、とかく民間活力による経費削減だけが注目され、肝心の施設のあり方について、市民との協働や現場のニーズを反映した、施設としての議論がないことが多くの問題点を提起していることも事実であります。

すでにご存じだと思いますが、去る5月23日の地元紙の報道によると、横浜市が2004年に実施した4つの市立保育所の民営化をめぐる、保護者が子どもの発育などに悪影響を与えるとして、民営化の取り消しと損害賠償を市に求めた訴訟の判決で、横浜地裁は早急な民営化は裁量権の行使に逸脱、乱用があったと要請を認定して、損害賠償を命じ、市立保育所の民営化について、厳しい判断が下されました。

そこで、市への指定管理者制度の導入にあたっては、その運営する施設の基本概念を行政が市民のニーズを聞きながら、十分時間をかけて協議を重ね、地域にとっての存在と役割は何かを再確認し、早急に市民による施設のあり方の検討や、特に多くの市民に身近な病院、保育園などについては、再構築することが求められております。また、指定管理制度の導入にあたっては、行政としての社会的責任をふまえ、地域経済や社会福祉、民間労働者の雇用環境などに及ぼす影響も最大限に考慮することが必要であります。

したがって、業者選定の際には、その施設や業務内容が持つ多面的、社会的価値を選定要件とし、市民が利用しやすい施設にするための体制づくりや機構改革が重要であると考えますが、市長の見解を伺います。

次に大綱の中で示された、今後の指定管理者制度導入についてお尋ねしますが、今回、行財政改革アクションプランでは、指定管理者制度導入については、施設ごとに具体的な取り組みの中で掲げられていますが、市民には導入後の具体像はまったく見えず、周知もされておられません。

したがいまして、指定管理者制度の施設のあり方についての提案、意見、苦情などを統括する総合窓口を設置し、市民の声を具体的に反映するための機能を整備すること。そして、公の施設の利用者志向の観点から、必要な管理運営に伴うチップ機能や利用する市民の目線で、より透明性の高い評価を取り入れる新しい仕組みをつくることが必要であり、急務と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に市立病院と診療所に関する諸問題について、伺います。

急速に進行する高齢化社会にあって、地域医療の充実が切実な社会的要求であります。高度な医療技術の進展や専門性による良質な医療サービスのニーズが高まる中で、患者の権利意識や自己責任の変化に伴い、医療の質の改善を促進する医療提供体制の整備が求められております。

しかし、その反面、地方では特に公共の病院にあっては、医療スタッフの確保や財政問題などの複合的な要因を背景に、深刻な課題が山積しておりますが、このような状況下での地域医療体制について、市長はどのような見解をお持ちなのか、お伺いいたします。

また、全国の公共病院は、その8割が赤字経営で難しい事業となっております。わが北杜市には、合併により2つの市立病院と2つの診療所を有する自治体となり、その運営費は減価償却費も含み、約39億円であり、うち一般会計から5億3千万円の負担をしています。以上のことから、今後における市立病院の経営のあり方について、伺います。

また、本年3月定例会の一般質問で、市長は病院経営について、行政改革大綱の基本を尊重し、5年計画で改革に努めていきたいと答弁しております。その大綱およびアクションプランを見ますと、医療サービスの向上や財政負担の軽減を図るために、病院診療所の経営を見直し、行政運営の効率化や一般会計からの繰入金の縮減および、平成21年度前に指定管理、または民営化に移行するとしておりますが、具体的な取り組みとスケジュールについて、お伺いいたします。

次に2つとなった市立病院について、具体的に伺いますが、民営化や指定管理者制度導入を検討する事前の方策として、現医療体制での諸問題や両病院の機構改革などを率先して解決すべきであると考えます。また、新たに創設した医務課の具体的な役割や行財政改革の中で、今後の病院運営に対する位置づけと、どのような効果・効率を目指して新設されたのか、伺います。

また、事務的業務については、電子カルテによる予約、診療、会計、レセプト処理等の医療業務を一元化する院内業務の効率化や、光ファイバー回線の活用による両病院の事務簡素化への取り組みを進めていると承知していますが、その具体的な内容と進捗状況について伺います。

次に財政の健全化対策についてであります。行財政改革アクションプランによりまして、18年度、19年度で財政健全化計画を作成するとしていますが、これと並行して、今、できることから実施していくことが重要ではないかと考えます。

はじめに市有財産の運用について、お伺いいたします。

市有施設や市有地を有効利用するために、それぞれの利用の実態を的確に把握し、その利活用および処分区分を明確にすることが重要であります。そこで利活用の施設数、土地の所在、地目的面積等、いわゆる財産目録について、提示をお願いいたします。

そして活用すべき財産は効果的・効率的な運用をすること、すなわち、将来的に不要な財産は売却、または貸し付けを積極的に推進すべきと考えます。この点について、市長は行財政改

革の中で、具体的にどのような取り組みをするのか、伺います。

次に、自主財源の確保と未収金対策の充実強化について。今回は特に、この中で重要な部分を占める市税について、伺います。

自主財源である市税の確保のために、収納率を向上させることは当然ですが、それ以前の問題として、均衡ある公平な課税と財源確保のために課税対象の適正な把握をすることが、最も重要な課税実務であります。しかし、行財政改革アクションプランには、このことが具体的に記述されておりませんが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

また、収納率向上について、市税の現年度課税分を予算計上する際、調定額に対し予算計上の割合が低く、調定額の差額は滞納になる分であると当初から見込んでいるように思われます。特に滞納繰越になったものは、わずかな額しか計上されず、最終的には不納欠損処分となる場合もあります。当然、課税されるべき、事実に基づき課税したにもかかわらず、安易な不納欠損処理をすることは、市民の負担公平の原則にも反します。

アクションプランを見ても、滞納を増加させないための方策はありません。収納確保の徹底の項でも、具体策が欠けているように見受けられます。滞納繰越を少なくする重要な方策は、現年度課税分の収納率を高めることであり、これをどのように実現していくかが課題となります。さらに徴収事務の共同化とか徴収部門の一元化、未収金対策の充実・強化が計画されていますが、また本定例会での市長の所信表明においても、徴収事務の共同化推進事業として、県税事務所職員の派遣を受けて、滞納額の減少に取り組むとしていますが、しかし、これは行政側の体制整備のみであって、納税者の立場で検討された方策ではないと思われま

す。むしろ、納税者がいつでもどこでも納付できる環境づくりが大事であります。つまり、行政は納税者が納付しやすい納期と納付場所を設定することにより、納税者は納期限と納付場所を自由に選択できることになり、義務感と利便性により、納付率も高まると考えます。これは市税条例を改正すれば可能であり、地方税法上も不可能ではないと考えます。

以上のような新たな提案もいたしました。滞納を減少させ、収納率の向上を図る方策について、行財政改革の中で、具体策をどのように考えているのか、市長のお考えを伺います。

次に人件費の削減について、伺います。

アクションプランにも、もろもろの方策が掲げられておりますが、いまや事務処理の電算化が進んだことで、業務効率が大幅に向上し、それに伴う経費の増加に対して、人件費はどのくらい削減され、職員数はどのように推移していくと予想されるのか。また、住民サービスを向上させるために適正な職員定数を定め、少数精鋭化することが最も重要と考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に公共工事の見直しについて、伺います。

アクションプランから見ますと、行革は進むものと思われま

すが、厳しい財政の中、新事業については必要性、費用対効果など十分検討して、事業採択をしていくことが求められております。町村合併後まもない、本市の現状から旧町村からの継続事業については、地域のコンセンサスを得た上で、均衡ある地域発展を実現するために、改めて事業評価をし、社会基盤の整備をすることが、市長の提唱する8つの杜づくりにも役立つものではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

次に入札制度について、伺います。

政府は、この5月、国土交通省の諮問機関である中央建設業審議会の答申を受け、公共工事

の入札に関する適正化指針を、5年振りに改正することを閣議決定するという報道がありました。これによりますと、公共工事の発注をめぐる談合などが相次いで発覚しているのをふまえて、談合が起こりにくいとされている一般競争入札を、国や地方公共団体で速やかに拡大することを明記することが、柱となっております。

特に今回の改正では、「速やかに」という文言が入ったことが重要であります。このほか、技術力やコスト削減など、多面的な評価で落札者を選定する総合評価方式の活用を明記し、同時に評価の公平性を担保するために、評価結果の公表の徹底や評価方式など、第三者がチェックする仕組みを導入することなども、盛り込まれております。

本年4月18日の地元紙の記事によりますと、県内で一般競争入札を導入している市町村は、昨年10月の調査では、本格実施が甲府市や山梨市、甲斐市など10市町村。試行実施が富士吉田市、都留市、韮崎市など8市町村。未実施は北杜市や南アルプス市、上野原市など18市町村となっております。

一般競争入札を導入した結果、国交省の場合、本年3月8日に行われた夕張シューパロダム工事の入札で、予定価格50億8,259万円が23億7千万円で落札され、落札率46.5%は、実に半額以下であります。同じく3月7日に、横浜市内で行われました国道1号線、交差点立体化工事の入札は、予定価格33億4,331万円に対して19億4千万円。落札率58.0%など、次々と低入札価格調査の対象となる事案が起きております。また、県内においても国道139号松姫トンネル工事で、2月8日に行われた入札では、予定価格29億6千万円に対して20億円で落札。落札率67.5%でした。国も県も、いずれも低入札価格調査の対象となる事案のため、各業者から事情を聞くなど、調査を実施した結果、工法・積算等に誤りはなく、これらの入札は適正だったとし、その最低価格落札者と工事請負契約を締結しております。

ここで問題なのは、この予定価格の根拠となる設計や工法が積算によって非常に幅があり、曖昧模糊としたものにみえることです。予定価格の最終的な決裁は、市長が行うと承知しておりますが、北杜市の工事などの予定価格が決められていくプロセスで、どのような資格を有する者が積算し、それを誰が妥当な数字だと判断をするのか、お伺いいたします。

また、現在、北杜市で行われている指名競争入札は、予定価格が事前に公表されております。このことは、確かに官製談合防止には役立ちますが、指名とはいえ、競争入札の本来の目的である市場原理に基づく企業間の経営努力を阻害するばかりではなく、むしろ指名業者間の談合を助長する制度だと言わざるを得ません。それは、毎月の広報ほくとの巻末に記載されている入札執行結果を見ると明らかであります。予定価格に対する落札率は、平成17年度実績で多くが94%を超えており、建設工事に限ると、実に95%以上となっております。このような高落札率は県内では少なく、市民からは談合と疑われても仕方ありません。したがって、事前に予定価格を公表することの是非を検討する必要があると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に昨年の9月定例会において、同僚議員が北杜市の公共工事の入札制度について、いくつかの質問をしております。その中で、地方公共団体の締結する売買、賃貸、請負、その他の契約は一般競争入札を原則とすると、地方自治法第234条に規定されているにもかかわらず、本市では指名競争入札が常態化しているのはなぜかという質問に対し、市長はその理由の1つとして、入札までの手続きに要する時間的制約があること。2つ目として、工事実績を有する

者への発注が可能であることと答弁しております。しかしながら、1つ目の時間的制約の問題は、災害時などの突発的な工事は別として、一般の契約については、当初予算で議決を受け、一括発注ではなく、随時発注していくものであります。したがって、時間的制約を理由とすることは、理解しがたいものであります。

2つ目の実績を有する者への発注については、粗悪な施行や、なんらかの理由で工事が中断されるなどの配慮からだと思われませんが、工事中の管理を強化したり、工事の評価を公表すること、また、銀行や損保会社が請負業者を保障する、いわゆる日本型入札ポンド制の採用などにより、そのことへの心配は解決すると思えます。

したがって、今、採用している指名競争入札から法に則った透明性が高く、本市にとって有利な一般競争入札の導入は、なんら支障はないものと思えますが、市長の見解を伺います。

さらに同僚議員が業者の保護育成を目的のために、地元業者に限定した一般競争入札を市長の判断でできる制度を導入してはどうかという趣旨の質問をしております。一般的に地元の業者にとって、機材の運搬経費や作業員の通勤費、宿泊代、食事代など、市外の業者と比べると、かなり有利な面が多いはずで、市内の業者へのセーフティネットとしての質問でした。市長はこれに対して、範例等を研究して、今後の課題とすると答弁しておりますが、あれから9カ月余り経ちました。その研究の結果を伺います。

次に北杜市行政改革大綱の中でふれられている入札制度について、お伺いいたします。

大綱の公共工事の見直しという中に、公共工事に関わる入札、契約の手続きと、その運用については、より透明性、公平性の確保が求められていることから、これまでの入札方式に加え、一般競争入札や総合評価方式、ITを活用した電子入札など、多様な入札方式の検討を掲げております。また、アクションプランの中の多様な入札制度導入の検討という項目に、取り組みの要旨、具体的な取り組み、取り組み目標、実施スケジュール等がありますが、内容は非常にラフなものであると思えます。北杜市の現状の捉え方、そして今、北杜市が何をしなければいけないのかなどの指針は評価すべきものですが、実施スケジュールによりますと、一般競争入札制度は18年度に検討、19、20年度で試行、21年度以降に本格実施となっておりますが、これでは遅すぎます。北杜市の財政は、危機的状況を迎えつつあると記されているように、余裕などないわけですから、一日でも早く一般競争入札制度を導入し、財政の健全化に努めるのは市長に課せられた使命だと思えますが、市長の答弁を求めます。

以上をもちまして、市民クラブを代表しての質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

細田哲郎議員の市民クラブの代表質問にお答えいたします。

市民の目線で考え、市民の負託に応えていく、市民クラブとしての基本姿勢を表明しながら、いくつかご質問をいただきました。

最初に、市民との協働による市政の推進についてであります。

北杜市は現在、厳しい財政事情のもと、地方分権への対応、少子高齢化、国際化、深刻化する環境問題など、社会の急激な変化に伴う多様な行政課題を抱えています。さらに多様化・高度化する市民の関心や意識、価値観に対して柔軟に対応したまちづくりが望まれる中、公共サー

ビスを誰がどのように担うのが適切かという課題があります。

市民生活の質を向上させていくには、行政が提供するサービスだけでは限界があり、市民が主体的にまちづくりに関わりながら、役割を分担して協働し、社会的機能を果たしていく市民参加によるまちづくりを進めていかなければなりません。このため、現在、策定を進めている総合計画において、市民と行政がそれぞれ果たすべき役割と責任を分担し、対等の立場で共通の課題に、お互い協力し合って取り組むことを基本とした、協働によるまちづくりの推進を掲げた上で、なお一層、市民が参加しやすいシステムの構築に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に情報の公表および提供施策の拡充と、市民の付属機関などの情報公開の拡充と、市の付属機関などの情報公開のあり方についてであります。情報公開制度は市民からの請求に応じて、市・議会など実施機関が保有する情報の公開を義務付ける制度であります。

北杜市情報公開条例第20条は、情報提供施策の拡充を定めており、市はこの条例による情報公開に限らず、従来から行われてきた情報の公表および情報提供などの拡充にも努めるべき旨を定めております。

今後、さらに開かれた行政を推進し、市民に対し、説明責任を果たすためには、この情報公開制度に基づく、開示請求を待つことなく、従来から行われている広報誌の発行、行政資料の配布、CATVでの放映およびホームページへの掲載などにより、行政情報を積極的に提供していく必要があると考えております。

また、総合計画などの策定や変更の場合は、市民から多様な意見を広く募集し、その意見・情報を考慮し、計画に反映するため、パブリックコメント制度の導入を検討しております。市が設置する審議会、審査会や協議会などの付属機関の議事録、会議資料などの公開につきましては、委員の皆さんの大部分が一般の市民や市内の方であり、すべてを公開とした場合に、審議に対する妨害や委員などに対する圧力などにより、公正かつ円滑な議事運営に支障を生ずるおそれ考えられます。また、委員のプライバシーや自由な発言が出にくくなるなどのマイナス面も考えられることから、さまざまなご意見をお聞きする中で、今後とも十分に研究・検討してまいりたいと考えております。

次に指定管理者制度について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に指定管理者制度の導入にあたっての考え方についてであります。北杜市においては、本年4月から新たに指定管理者制度を導入した101の施設を加え、現在、124の施設で指定管理者による管理を行っております。指定管理者制度の導入にあたっては、施設の管理経費の削減はもちろんのこと、効率的な管理運営や接待対応など民間の優れたノウハウを最大限活用し、利用者に対し、サービスの向上に加え、地域経済の活性化、従業員の雇用など、地域の実情を最大限考慮しながら、導入をしてきたところであります。

今後の導入にあたっては、施設の設置目的と利用形態などを見極め、利用者側の立場に立った施設運営のできる業者設定を行い、指定管理者の監督・指導に努めてまいりたいと思います。

次に指定管理施設を統括する総合窓口の設置と評価の仕組みについてであります。現在、指定管理者に対する指導・監督や利用者の意見・苦情などの把握、それに対する対応は各施設を所管する部局、総合支所がそれぞれ行っておりますが、指定管理者制度の総括、総合調整については、企画部企画課が担当しており、当面、この体制で対応してまいります。

次に市立病院と診療所に関する諸問題について、いくつかご質問をいただいております。

最初に地域医療体制についてであります。市内には2つの病院、21の診療所、18の歯科医院があり、医療サービスの提供が行われています。山梨県が定めた地域保健医療計画による、一般的な入院医療需要に対応する医療圏の中で、本市が含まれる中北医療圏の基準病床数は4,538床で、既存病院は5,017床と、479床多いとされていますが、入院できる病院は、南部に偏っている現状であります。

北部に位置する本市の、入院できる病院施設は塩川病院と甲陽病院の2カ所のみであり、病床数は両病院で、一般病床140床、療養病床90床であります。厚生労働省が行った医療施設調査による人口当たりの換算において、全国平均と比較すると、診療科目、病床、いずれも少ないと言えます。また塩川病院、甲陽病院では医師、看護職員とも不足しております。山梨県においても、医師等、専門職の不足に対処するため、医療対策協議会を開催し、医師などの確保策を検討しております。

このような現状の中で、市では医師の確保については、関係大学病院などへ医師派遣の要請を行い、看護師などの確保では専門職を養成する大学、短大へ募集を行うなど、さらなる努力を行っています。また、甲陽病院ではすでに病院利用者の疑問などの相談に応じる専門職員を配置しております。

今後も入院などに関する相談、施設への入所、ホームヘルパー、訪問看護師の利用などについての質問を受ける職員を配置し、包括的な保健医療福祉のアドバイスをする窓口を充実するよう、検討してまいります。

また、地域医療体制については、県が策定した地域医療計画に基づき、効率的でバランスの取れた保健医療サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

次に市立病院の経営についての考え方についてであります。市立病院の経営の現状ですが、甲陽病院は17年度末の実績で、純利益が発生する状態となり、経営面は良好であります。一方、塩川病院は純損失が発生しており、病院建設と医療機器購入による減価償却費が経営を圧迫しております。さらに、公立病院経営の財源の一部である地方交付税、国庫補助金については、三位一体改革の推進により削減が予想されます。

こうした危機的な状況をふまえ、病院の健全経営に向け、民営化や指定管理を視野に入れる中で、徹底した内部努力による効率化を進めるとともに、経営のあり方について抜本的に見直し、財政負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に病院診療所の経営見直しの具体的な取り組み、スケジュールについてであります。事業実績をもとに事業状況の把握と分析を進め、また必要に応じて専門家の意見を参考にしながら、行財政改革アクションプランにより取り組みを行います。その中で、市立病院診療所を指定管理、または民営化をする場合には、平成21年度までに移行したいと考えております。

次に2つとなった市立病院についてであります。北杜市は広域的な町村の合併により、山梨県では例のない4つの市立の病院、診療所を有する自治体となりました。市立病院の医療体制における現場の諸問題の解決と義務化の位置づけにつきましては、各病院とも専門職の不足や効率的な事務処理など、共通した問題も多くあります。そこで、両病院の業務の総括を行うため、本年度から医務課を設置いたしました。医務課では、専門職確保のための情報収集や募集、また市民への効率的な医療の提供を行うため、医薬品の共同購入や高度医療機器の設置の調整などを行うなどして、両病院の課題を合理的に処理し、無駄のない的確な医療行政の推進を図ってまいります。

次に事務的業務などの具体的な内容と進捗状況についてであります。本年度から両病院事務の合理化のため、財務会計システムの一本化を行いました。また、各病院内の業務では、医事総合システムの導入などを行っております。院内に同システムを導入することにより、効率的な電子機器による情報伝達を行い、検査や会計など迅速なサービスを行っております。

その他の取り組みでは、外来診察の一部予約制度、院外処方箋、高度医療機器を導入した患者へのサービス向上を図っております。塩川病院では経営改善のため、医療事務の一部外部委託を行い、求職業務についても外部委託を検討しております。

今後も慣例的な業務の進め方にとらわれず、サービスの向上と財政負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に財政の健全化対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に市有財産の運用などについてであります。平成17年度中の増減につき、現在、集計中ではありますが、市が保有する不動産は土地が396万平方メートル余り、建物は延べ床面積で37万4千平方メートル余りです。このうち土地139万平方メートル余り、廃校など建物4千平方メートル余りが未活用となっております。また、市では多数の公の施設を保有しているため、その管理運営費が大きな負担となっているところであります。

そうした状況をふまえ、今後の公有財産の活用や処分につき、先般、策定した行政改革大綱および行財政改革アクションプランに基づき、施設・資産等の有効活用を図っていくため、利用度の低い施設については他用途へ転用し、それも困難な施設については、民間などへの売却や貸し付けなどを積極的に促進し、自主財源の確保に努めることとし、平成22年までに可能な限りの処分を進めていくと考えております。

次に市税について、課税対象の適正な把握についてであります。住民税につきましては、申告納税制度方式のもと、一定の期限内に納税者みずからが申告することによって、納付すべき税額が確定することになります。しかし、申告内容に誤り等が確認された場合には、税務署、県税事務所と連携し、修正、更正処分などを行うことで、公平・適正な課税を行っているところであります。

また、固定資産税については、平成17年度から固定資産基礎資料など整備事業として、固定資産評価基準により、固定資産データのデジタル化を構築することで、平成21年度の評価替えに向けて、計画的に課税客体の間口、奥行き、形状、外路条件など、宅地における宅地基準割合の把握を行っているところであります。

また、不納欠損につきましては、破産法、民事再生法、商法などの規定による手続き開始申し立て事件として、裁判所が終結決定した租税債権につきましては、処理したところであります。

次に納税者の利便性の確保をどう考えるかについてであります。究極の利便性は国内すべての金融機関での納付が可能となるシステムであります。しかし、システム改修、納入代行手数料など、費用対効果を考えますと、導入は難しいと考えております。したがって、当面はコンビニエンスストアなどへの、収納事務委託の導入に向けた取り組みを考えているところであります。

なお、県外の納税者につきましては、全国の郵便局から無料で納付可能なシステムを採用しているところであります。

次に収納率の向上を図る方策についてであります。昨年度は不動産物件の差し押さえを重点目標に掲げ、47件の差し押さえを執行したほか、全職員による滞納整理を実施したところ

であります。その結果、平成17年度の徴収率は91.2%となり、前年の88.9%を上回ったところであります。今年度は7月から9月までの3カ月間、県職員3人の派遣を受け、市職員と共同で徴収事務に当たる取り組みを行います。また、預貯金など、金融機関の調査および給与調査を推進することで、債権の差し押さえを重点目標に掲げ、収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に人件費の削減についてであります。北杜市は合併を契機に、合併推進債を取り入れ、ネットワークを統合し、異なるシステムを最新で使いやすいものに統一いたしました。合併前から、それぞれの町村で電算化が進み、住民基本台帳、財務会計、税の賦課徴収、上下水道料金聴取などの事務処理が効率的に行われておりました。

職員は電算化により、集計、手書きなど単純業務による負担は減少しましたが、新たな行政需要、法令の解釈、電算システムの活用などの業務に時間を費やしている状況であります。電算化イコール職員削減、人件費削減とはなりません。ご理解をお願い申し上げます。

電算化の必要性および、その効果としては早く、正確に、見やすく仕上がること、時間が節約できること、情報が共有できることなどが挙げられます。

人件費であります。平成18年度の一般会計当初予算へ47億9,800万円計上いたしました。平成17年度末の退職者28人に対し、18年度の採用は6人であったため、大幅に減額となりました。また、職員定数については類似団体や県内の各市の状況などを勘案し、今年度、定員適正化計画を策定する予定であり、計画的な職員削減と効果的な人員配置に努めてまいります。

次に公共工事の見直しについてであります。公共事業の導入にあたっては、事業の必要性、緊急性、経済性などを総合的に判断し、事業の導入を行っているところであります。また、旧町村からの継続事業については抜本的な見直しを行い、事業の廃止・縮小も含め、厳格に判断し、公共工事費総額の縮減に努めてまいります。

これらの方向性としては、現在、北杜市総合計画を策定中であり、この計画の策定にあたっては、多くの市民参加が進められており、本市を取り巻く地域社会の将来像と、それを実現するための基本的な施策大綱を示したいと考えております。

総合計画において、市が抱える現状と課題の分析のもとに掲げた施策の行政大綱やアクションプランとの整合を図りながら、目標とする市の将来像の実現に向けた事業を計画的に推進することで、地域の均衡ある発展に努めてまいり所存であります。

次に入札制度について、いくつかご質問をいただいております。

最初に予定価格の積算についてであります。北杜市の場合、職員数や職種、また事業量が限られることから、専門的な職員がおりません。このため、工事の設計については、軽微なものを除いて、専門的な設計業者やコンサルに数量計算や図面の作成などを委託しており、その上で積算については、県の積算基準に従い、市職員が行っております。

次に予定価格公表制度の是非についてであります。価格漏洩疑惑の排除など、入札契約制度の透明性の確保を図る観点から、合併時から導入しております。この制度の問題点として、落札率の高止まりが指摘されることがありますが、予定価格の公表が企業の経営努力を阻害するとはいえず、また、そのことが談合を助長しているとは考えておりません。

なお、現場説明会を廃止するなど、他の指名業者が分からないようにしており、公正な入札の執行に努めているところであります。

次に一般競争入札の導入についてであります。一般競争入札については、公告から入札まで通常50日以上の日数を要し、指名競争入札に比べ、約1カ月程度、時間がかかります。また、条件を満たせば、誰でも参加が可能であるため、参加者の施工能力や信用度などを確認する審査が必要になるなど課題もありますので、それらを克服し、適切に実施できるよう、平成19年度からの試行的、段階的導入に向け、準備を進めているところであります。

次に、地元業者に限定した一般競争入札制度の導入についてであります。そうした制限が一般競争入札の趣旨に反しないかが課題であります。しかしながら、県でも地域を限定した一般競争入札の施行を、1億円以上3億円未満の工事に限定して、平成17年度から開始し、順次、その対象を拡大していると聞いております。北杜市といたしまして、引き続き県などの状況を参考にしながら、検討していきたいと考えております。

最後に一日でも早く一般競争入札制度を導入し、財政の健全化に努めるべきではないかについてであります。一般競争入札を幅広く実施するには、電子入札制度を併せて行う必要があるものと考えております。一方、電子入札の導入には、インターネットなど、受注側の環境整備も必要であります。また、セキュリティ対策も不可欠で、現在、山梨県市町村総合事務組合において、電子入札システムの共同利用を検討しておりますので、それらの状況をふまえて、導入を目指していきたいと考えております。

以上で、答弁に代えさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

37番議員、再質問はございませんか。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

その前に、自治基本条例の答弁をいただいておりますので、お願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

答弁漏れがあったとすれば、お許しいただきたいと思っておりますけれども、自治基本条例については、その項の答弁の中の、市民が参加しやすいシステムの構築に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますという中に、自治基本条例に対する、私ども市政の考え方を述べたつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

37番議員、まだ質問はございますか。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

もう少し、具体的な答弁を期待していたんですが、若干、抽象的な答弁が多かったことには残念と思っております。

そこで、私たち今、22点の項目にわたって質問をさせていただいたわけですが、その中で、時間の制約もございまして、大きく2点にわたって再質問をさせていただきます。

それから、先ほど答弁漏れの中でうんぬんという話の、北杜市の自治基本条例について、設置を考えているのかどうかという質問ですが、改めて、その点もひとつ、答弁を併せてお願いいたします。

先に病院関係で、何点かお尋ねさせていただきますが、医療スタッフの確保について、再度お伺いしたいんですが、医師の確保は非常に厳しい状況であることは確かでありましたが、今後の病院経営の方向性によって、大きく変わると考えます。再度、医師の確保について、どのような基本的な考えを持っているのか、お聞きいたします。

また、病院看護職員の需要は、医療機器の細分化や病床数の適正化などからの影響から急速に不足しております。特に在院日数の短縮が加速している急性期病床の安全確保には、手厚い介護職員の配備が不可欠ではないかと思えます。しかし、両市立病院の退職看護師は年間で約20名と伺っております。その要因はさまざまあると思えますが、就業を継続できる環境の整備や中高年看護師職員の活用および潜在看護職員の再就業促進など、現状の対策として取り組むべきだと思えますが、この点について、市長のご見解をお願いいたします。

次に病院経営のあり方で、いろいろご答弁をいただいたわけですが、昨今、特養老人ホームの入所待機者が増加しているのは、ご承知のとおりだと思います。在宅介護が強いられて、介護する家族の精神的や経済的な負担が大きくなっているのも、これは社会的な問題と同時に、わが北杜市でも大きな課題となっております。

高齢社会において、本市の老人保健施設や病院の療養型病棟などの施設運営について、身近な問題で、今、迫られている課題でもありますので、率直な、具体的な答弁をお願いしたいと思います。

それから血液浄化施設についてですが、北杜市在住で、現在、透析を受けている患者数は164名と伺っております。うち両病院で受けている患者は110名と伺っておりますが、透析治療での施設の機器運用は30台が、経営的に効率的・合理性があると聞き及んでおりますが、甲陽病院は現在12台、塩川は10台、本年1台購入するというので、トータルで23台となっておりますが、今後、行財政改革の中で、血液浄化施設の統合による北杜市透析センターなどの考えは、どのようにお持ちなのか、お伺いいたします。

それから行財政改革アクションプランで、病院診療所の見直しの中で、地方独立行政法人制度の導入の検討が掲げられております。本市の現状での病院経営において、どのような観点で、どのような利点があるのか、その点について、お伺いいたします。

次に入札制度であります。先ほど市長からも答弁をいただきましたが、まず一般競争入札について、再度お伺いいたしますが、地方自治法第230条の1項には売買、貸付、請負、その他の契約は一般競争入札、指名競争入札、随時契約またはせり売りの方法により、締結するものとする。また、第2項には前項の指名競争入札、随意契約、またはせり売りは政令で該当するときに限り、これによることができると規定されています。これを受けて、同法施行令第167条の1項には、地方自治法第234条の2項の規定により、指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合として、1. 工事または製造の請負、物品の売買、その他の契約で、その性質または目的が一般競争入札に適しないもの。2つ目にその性格、または目的により、競争に加わるべきものの数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度で、少数である契約のとき。3つ目として、一般競争入札に付することが不利であると、こういうことが規定されております。したがって、本市がこれまで契約の締結を行ってきた指

名競争入札による売買、賃貸、請負、その他の契約は施行令167条の各号にも適合しておりません。その大半が地方自治法で認められない契約だと思われませんが、今後なおも指名競争入札を続けるのか、市長の見解を求めます。

次に、市内業者のセーフティネットに関する再質問をさせていただきたいわけですが、一般競争入札に参加する資格を限定できる規定が、先ほど申しあげました施行令第167条、その5項に地方公共団体の長は、必要のあるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ契約の種類および金額に応じ、工事、製造または販売等の実績、従業員数、資本の額、その他の経営の規模および状況を要件とする資格を定めることができると。また、その5項の2においては、当該入札に参加する者の事業所の所在地、また、その者の当該契約に関わる工事等について、経験、もしくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により、当該入札を行わせることができると規定されております。

つまり、市長が市内の事業者に契約の締結をすることが、有利で必要とする事業には、事業所の所在地を北杜市に限定した一般競争入札が、現行の範囲内でも可能であります。ぜひ、地元業者の発展・育成のために、前向きなご答弁をお願いして、答弁を求めたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

自治基本条例についてでありますけれども、聞くところによると、甲府市では住民主導により、そのようなことを検討しているというようなお話も聞いておりますけれども、これから他の市の状況も見ながら、十分検討していきたいと思っております。

それから特養に対する高齢者の待機が、山梨県全体では4千人とも5千人ともいわれておるわけでありまして、いろいろな意味で、これから高齢化社会に、末端行政として対応していくのは、たびたび議会でも申しておりますけれども、大きな課題であるわけでありまして、でも私は、原則は施設福祉よりも在宅福祉だというふうに思っている中で、この特養の待機者を含めて、これから高齢者福祉を考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから透析の関係につきましてお話しして、ご指摘のとおり、甲陽病院で12台、塩川病院で11台、合わせて23台あることは、承知しております。甲陽病院を新築して、透析に対するニーズが高いということで、当時、組合立のときにも増築して、台数を増やしたわけでありまして、これからいろいろな意味で、そのようなニーズが増えてくることが予想されますので、そのへんの状況を見ながら、台数についても、透析の充実についても考えていきたいと思っております。

それから公共工事のあり方で、今まで一般的に指名競争入札が行われたり、ときに小さいものであったならば、随契も行われたりということでありまして、今日的に一般競争入札だとか、電子入札だとかいわれておるわけでありまして、1つの時代の流れとして、その制度は検討していきますが、それぞれの制度に、私がいまさら言うまでもなく、長短があることも確かであります。そういう意味からすれば、基本的には公共工事を行う場合に、公平・公正にやり、そしてしっかりとした事業で、言うならば、責任ある施工をしてもらうということが、一番大切であり、結果として、それが市民のためになることだと承知をいたしておるわけでありまして、それらの制度については、今後とも時代的推移の中で考えていきたいと思っておりますので、

ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

まず最初に医師、看護師の確保という件でございます。

医師につきましては、甲陽病院では内科医が1名、整形外科医が1名。塩川病院では内科医が1名、不足している状況でございます。

看護師は、ともに4名から5名、不足しているということを聞いております。

先生の確保につきましては、旧町村の時代から関係機関、山梨大学とか、あるいは山梨県等に要請をしておりますけれども、なかなか思うように進まないという現況でございます。今後、さらに努力していかなければならないなと考えております。

また、看護師の状況でございますけれども、確かに議員さんがおっしゃるとおりのことがあるうかと思えますけれども、市としても採用条件とか、あるいは基準等がございます。その中の範囲内で努力をしていきたいと。また広報、ハローワークを通じて、募集活動をしていきたいなど、こういうふうを考えております。

あと、療養の関係につきましては、介護療養型病床が5年後に廃退、こういうことで甲陽病院がその対象になるわけでございますけれども、国の誘導というか、国の考えで、老健施設へ移行していくか、あるいは廃止するかということでございますけれども、これらについては、5年の経過措置がございますので、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

37番議員、まだ質問はございますか。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

最後に、あと一度、北杜市自治基本条例についてお伺いしたいのは、これからの時代というのは、あくまでも市民の共同、市長も掲げておりますように、市民と連帯しての改革に向けていかないと、なかなか財政事情も厳しいものは解決できないと。そういう意味では、この公開条例にしても、自治基本条例にしても、早急に、私は取り組む、大きな課題だと思っています。それは私自身、感じることなんです、やはり皆さんの現場の声をいかに市長が、どのような形で行政に反映できるかというのは、やっぱり現場の声が第一だと、私は痛感しております。そういう意味では、市民との対話ということで、市長がみずから、いろいろな、今後の対話運動を進めていくようですが、やっぱりシステムとして、きちっと、大きな目標に基づいて、地道に一つひとつの行動、あるいは実働が伴わないことには、いくら理想的な目標を掲げても、これは現実のものにはならないわけです。ぜひ、そういう意味では真剣に、この自治基本条例、これは確か山梨県では都留市が、つい最近、今年の8月に市民の募集をして、来年、19年度中には制定していきたいという報道もされておりましたが、ぜひ、私は公開条例と、この市民自治基本条例は一体のものだと考えております。ぜひ前向きに検討して、推進していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の代表としての質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、細田哲郎君の市民クラブの会派代表質問を終わります。

暫時休憩します。

11時30分に再開いたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

○議長（清水壽昌君）

それでは、再開いたします。

続きまして、北清クラブの会派代表質問を許します。

北清クラブ代表、23番議員、林泰彦君。

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

今議会定例会から、会派代表質問制がスタートしましたので、北清クラブを代表して、市長に質問いたしますが、先立ちまして、北清クラブについて、若干のご理解をいただきたいと思っております。

私どもは、小淵沢町も新しい市の中へ入りまして、市議会が新たに生まれて最初の議会でもございますが、私どもは北杜市の議会が構成されて以来、これまでの議会活動や議員の交流の経過の中で、市政に対する主義・主張を同じくし、議員として調査・研究や政策立案などに集団として共通認識をもって進められる議員の集団として、北清クラブを結成いたしましたところでございます。

私どもの北清クラブは、北杜市民の生活と福祉の向上、ならびに市政の発展に寄与するため、議会本来の機能である議決に基づく執行と、適切な行政が行われているかどうか、しっかりと牽制、批判、監視の役割を果たすことはもちろんのこと、その遂行にあたっては、独自の立場で冷静、沈着、そして清らかなる理念のもとに、会派内で真剣に討議の上、共通結論を持って、共に議会活動を進めることを目的としております。

会派として、まだスタートしたばかりでございますが、初心を忘れずに、市民全体の代表者であることを自負し、常に執行機関とは一歩離れ、二歩離れずを守り、独自の政策立案能力を高める努力をしてまいり所存でございますので、今後ともご理解をいただきたいと思います。

そこで、北清クラブを代表して、大きく4つの課題をご質問申し上げます。

まず第1は、市行財政改革のうち行政組織機構への取り組み実態について、いくつかお伺いします。

さて、本市が目指す、人と自然が躍動する環境創造都市づくりを築いていく上で、現実には脆弱な財政基盤に加え、地方交付税や国庫補助負担金の大幅な削減、公債費の増嵩など、極めて厳しい実態であることは、常に認識しておかなければなりません。

こうした危機的状況を打開するため、抜本的な行政改革を全庁挙げて継続的に取り組もうとすることで、去る3月に北杜市行政改革大綱を策定、公表されたところであります。

その実行の具体的計画として実施計画、すなわち行財政改革アクションプランに基づき、平成18年度から22年度の方角付けがされたことは、健全な市政執行に強い意志を示したもの

と理解しております。今後の具体的な実現に、全庁挙げて努力されることを希望するところでございます。

具体的に、このプランの中で、市役所の構造改革とスリム化が課題の1つとして、実行されつつあります。常に市長は、改革にはときには痛みが伴うものであり、現状を排除することも必要であると表明し、市民へ理解と協力を訴えていることも承知しております。

北清クラブでは、市長が市民の目線で、先に見える計画を基本姿勢として改革を進めるにあたって、計画内容や、それに基づく実行施策の本質を、市民に十分理解され、納得と協力を得られることへの努力が極めて重要なことであると考えております。そのためには、行政組織の第一線で、直接、市民と対面する市職員の全員の姿勢と行動が、市長の代役として重要な立場にあります。

こうした日ごろの市職員の行動が、目指す新市づくりに大きな影響を及ぼすものと考えておりますので、少々、細かい点になりますが、いくつか具体的に伺ってまいります。

1つは、本年4月に組織改善の第一歩として、行政組織の再編が行われましたが、現実の事務事業執行の上に、どのような効果が見られたのか、お伺いします。

2つ目には、本年3月15日の合併で、旧小湍沢町の職員も加わりましたが、本格的な人事異動は本年の4月からであると思っておりますが、大幅な異動と各職場の人心一新も必要であったかとは推察しております。しかしながら、市民の立場からは、各職場の事務事業に一日たりとも空白があってはならないのであります。人事異動に伴う職場の引き継ぎと、引き継いだ新体制での各職務遂行の姿勢と取り組みには万全を尽くされたのか、お伺いいたします。

3つ目には、職員の人材育成と活用は行政執行の効率化・円滑化にとって、欠かせない課題であります。目指す新市づくりに向けて、どのような対策をもって、職員の活用、人材育成を進めておられるのか、お伺いいたします。

4つ目には、IT推進体制の強化を進めることとしておりますが、近年、ITへの依存度は国民生活や社会経済活動、また行政機関でも、その依存度は一段と高まり、欠くことのできない状況であります。しかしながら最近、国・県・他市町村などで、行政機関の情報が漏洩する事案が発生し、問題が大きい実態も見られます。

国においては、本年2月に第一次情報セキュリティ基本計画が策定され、3つの基本理念として、経済国家日本の持続的発展を支える情報セキュリティ、安全・安心でよりよい国民生活を実現するための情報セキュリティ、IT情報技術に起源する安全保障上の新たな脅威に対応するための情報セキュリティ、これらを挙げ、それに基づき情報セキュリティ確保に、これからも取り組みをされるという段取りになっていると承知しております。

本市では、セキュリティポリシーの策定を本年度、策定することとしておられます。そこで、まず、現状の本市の実態がどうなっているのか。一般行政、学校、病院など、市全般における情報セキュリティ対策はどのように取り組みされているのか、伺います。特に職員や教員など、個人所有のパソコンやインターネット利用がされている例もあろうかと思いますが、その実態はどのように把握されているのか。また、それらの取り扱いについて、どのように指導・管理されておられるのか、併せてお伺いいたします。

次に大きな第2項目でございますが、地方公共団体における財源確保に向けた行動について、伺います。

地方の自主性・自立性の拡大により、住民自治に根ざした地方分権型社会の確立は、なんと

言っても命題であることには異論はなく、推進すべき課題であると思います。

そのためには、国と地方の役割分担の原則のもと、事務・権限の移譲を一層進めることや地方公共団体を取り巻く環境の変化に的確、かつ柔軟に対応できる諸制度の弾力化が求められていることから、地方財政の自立化が重要課題であるため、今後一層、税源移譲と地方交付税削減措置を国に強く求めていかなければならないと思います。

地方六団体は、国との交渉にあたって、休むことのない波状行動が欠かせないことではあります。市長はその取り組みとして、国全般の財源の中から地方自治体分を独立して、制度的に確保できるような考えで対応すべきだと思いますが、今後、どう行動されるのか、お伺いします。

また、振り返って、北杜市といたしましては、財政がもともと脆弱な基盤であることから、極めて難しい行政課題ではあります。なんとしても、独自の財源確保に向けた取り組みを積極的に進めなければなりません。先日の新聞報道によると、19年度から本格的に実施される税源移譲についての県の試算では、住民税での徴収率が北杜市29.67%増の3億9,400万円と報じられております。県内平均23.08%より、高い率にはあります。

しかし、どの市町村全般的に増収はあっても、三位一体改革の影響で、今後も地方交付税改革により、地方交付税の減収は免れない状況にあります。そこで、これからは一層、独自の財源確保に向けた努力をしなければなりません。どのように考え、取り組まれるのか、お伺いします。

次に大きな第3の項目でございますが、指定管理者へ移行した公の施設の管理・活用の実態について、お伺いします。

本年4月から、公の施設を指定管理者制度の導入によって、97カ所以上の管理を指定管理者によって実施されてきております。先の3月の議会定例会で、その実効を挙げるための取り組みを質問したところでありますが、実効に入る前の検討時期が短かっただけに、4月、5月、6月の現在までの経過の中で、その実態がどうなっておられるか、気がかりでございます。

そこで、指定管理に移行した各施設ごとにスタート時点から、今日までの状況は、所期の目標どおりに管理・利用が進められているのか。また、何か問題は生じなかったのか、その実態をどう把握されておられるのか、伺います。

次に、さらに細かい点ではございますが、各施設を直接、管理・指導する機関の職員が、本年4月の人事異動により交代された部署において、制度の本質や、その施設の協定内容など、十分に理解された上で、指導対応がされておられるのかどうか、その実態をお伺いします。

さらに指定管理となった各施設を利用された市民や市内の方々から、それぞれ何かご意見や苦情などはあったのかどうか。また、そのことを十分、把握されておられるのか。そのために改善が必要となったような事案もあるのかどうかを、併せてお伺いいたします。

次に大きな第4の項目でございますが、観光振興と地場産業との連携対策について、伺います。

北杜市では他に誇れる観光資源が多くあり、水と太陽と名山をはじめとする素晴らしい景観、さわやかな空気と豊かな大地、その中に多くの観光施設や温泉施設があるところから、観光資源は大きな財産であります。また、去る6月議会臨時会で議決された、(仮称)風林火山館の建設がNHK大河ドラマ「風林火山」のロケ地として、北杜市内に決定されたことから、準備が進められております。今後の本市の観光振興と知名度アップに大きな期待を持って、市の財政

投資をし、県の観光施策とタイアップして推進することとされ、絶好のチャンスを迎えたのでございます。こうした観光振興のチャンスに合わせ、北杜市内の地場産業振興を強力に関連づけることで、市内の地域活性化に向けた期待は、大きいと思います。

そこでまず、市内の観光施設におけるマーケットと市内の地場産業、農業や商工業から生産される地域特産物を有機的に結びつけ、そのことにより地場産業の振興が大きく期待され、市全体の経済活性化が図られるものではないかと考えます。

そこで、強い連携が図られる体制づくりに取り組むことが重要であり、積極的に関係機関、組織を行政指導することが必要かと考えますが、その対応について伺います。

また、北杜市が誇る地場産物について、品質を高める生産から販売まで、地産地消を目標に一体的に推進される体制づくりを確立するよう、行政指導することが望まれますが、その進めについて、考えをお伺いします。さらには、現在、市内には旧町区域の範囲で、特産物を核とした都市交流や地産地消などの活動をしている組織が存在しております。例えばグリーン・ツーリズム、農村休暇協会、あるいはエコの里づくりなどなど、それらの実態を把握し、早急に市全体の統合活動組織に育て上げることが望まれますが、そういった取り組み、ならびに体制づくりについてどう対応するのか、併せてお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

林泰彦議員の北清クラブの代表質問にお答えいたします。

市民の生活と福祉の向上を願い、会派の名前のごとく、清らかな理念で市政を見ていくと決意をされながら、いくつかご質問をいただきました。

市行財政改革について、まず、ご質問をいただいております。

最初に、本年4月の行政組織再編の効果についてであります。新たな行政課題、行政需要に対応し、市民に分かりやすい組織とするため、本年4月、組織機構の見直しを行ったところであります。

市長直轄の政策秘書課は総合調整を担当し、市が抱えている課題や懸案事項を整理して、各部署の主要事業の進捗状況を把握するとともに、スケジュール管理に努めております。

保健福祉部の医務課では、2つの病院、2つの診療所の経営改善や見直しに取り組んでおります。2つの病院に共通する事務の合理化、医薬品の共同購入を実施するとともに、財務会計システムの統合を進めております。

産業観光部は業務の内容を明確にするため、農業、林業、商工業、観光業を担当する課を明確にいたしました。

林政課では林野庁との職員交流を図り、森林総合計画策定に取り組み、平成19年度からの本格的森林整備に向け、各種施策を実施しております。

観光課では、NHK大河ドラマ「風林火山」ロケ地決定に伴う迅速な対応や観光客の集客に努め、魅力ある観光地づくりに取り組んでおります。

組織機構の再編は、新たなニーズに的確に対応するため、これからも継続的に取り組んでまいりる所存であります。

組織の再編後、まだ3カ月弱の短い期間ではありますが、職員も課題に真剣に取り組んでいるところであり、徐々に成果も上がっておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、4月の人事異動に伴う職務の引き継ぎと新体制での職務取り組み姿勢についてであります。4月1日付けの人事異動により、約4割の職員が新たな職場へ配属されました。本庁と8つの総合支所間、各保育園間での移動に加え、国および県などとの交流を行っております。なお、事務引き継ぎを適切に行い、万全の体制で臨むようにと指示したところであります。

年度当初は各種団体の役員交代や住民票の移動などにより、市民からの問い合わせが多い時期でもあります。職員には常日頃から、市民の目線に立った適切な対応を心がけるよう指示しております。今後とも、職員の接遇向上を図るため、各種研修や電話対応コンクールなどへ積極的に参加させ、親切・丁寧な対応ができる明るい職場となるよう指導してまいります。

次に職員の人材育成と活用についてであります。北杜市の行財政改革アクションプランにおきましては、職員の人材育成と活用の具体的な取り組みが示されており、平成18年度は人材育成計画を策定することになっております。人材育成計画は、急速な社会の変化や多種多様な行政課題に的確に対応すること、職員個人の能力を高め、組織としての目標を達成することなどにより、市民から信頼される市役所をつくるために、必要な計画であると考えています。

今年度は特に、職員研修の充実を図り、職員の資質向上と意識改革に努めてまいります。山梨県市町村職員研修所では、全職員を対象に研修計画が策定されておりますので、階層・専門・接遇研修などに、職員を積極的に参加させる考えであります。

さらに全国の自治体の状況を把握し、地域間競争にも対処するため、千葉市にある市町村職員中央研修所の研修へも参加させる予定であります。この研修は最大で10日間、研修所に宿泊し、1つのテーマについて職員が研究し、専門的知識の習得や実務遂行能力を高めるものであります。研修で習得した知識や経験を職場で生かすことにより、自信と意欲が高まるものと期待するところであります。

次に情報セキュリティ対策についてであります。近年、情報化の推進に伴い、官民を問わず、コンピューターやネットワークを利用して、大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報、あるいは行政情報の取り扱いについては、十分、注意をしながら取り扱うべきであります。これらの情報が漏洩すると、取り返しのつかない被害を住民などに及ぼすおそれがあります。これらの状況をふまえ、職員一人ひとりが個人情報および行政情報についての基本的な知識や必要とする情報セキュリティ対策について習得し、日々の業務にあたるのが重要となります。

そこで、市が保有する各種情報の漏洩防止および外部からの脅威を防御し、機密性・安全性を維持するため、市が行う情報セキュリティに関する対策の統一的、かつ基本的事項を定める情報セキュリティポリシーの策定が必要となります。現在、基本方針の策定はほぼ終了し、今後、助役を最高情報統括責任者とする情報セキュリティ委員会を設置し、セキュリティ対策にあたる予定であります。

また、現在、職員が利用しているパソコンについては、基本方針に基づき、すべて市の所有のパソコンを利用し、個人所有のパソコンの利用は禁止しております。また、教員についても国・県からの通達により、個人所有のパソコンの利用は禁止されており、教育委員会の管理の下、適切に運用されております。

インターネットについての利用方法、利用状況については有害サイト、悪質サイトの閲覧は

不可能となるようにソフト面で制限しており、外部からのウイルス対策についても、最新のソフトで対応しており、情報セキュリティについては、各部・各課の所属長のもと、細心の注意を払い、職員への指導管理を行っております。

次に地方公共団体における財源確保への行動について、いくつかご質問をいただいております。

最初に地方自治体の財源確保への対応についてであります。地方分権の推進は過度に中央に集中する権限、財源を住民に身近な地方公共団体に移し、地域のニーズに応じた多様で透明性の高い住民サービスを提供できる体制を確立しようとするもので、国・地方を通じた行財政改革の大きな柱であります。そして、それには権限の移譲に併せて、国から地方へ財源を移すことが必要であり、地方六団体が一丸となって、着実な税源移譲と地方固有の財源である地方交付税制度の堅持を国に求めています。さらに北杜市としても、平成18年度の国への提案、要望活動の中で、県を通じ、地方交付税の財源保障、財政調整機能の充実・強化について、強く働きかけたところであり、これからもあらゆる機会を捉えて、要請していきたいと考えております。

次に市独自の財源確保の取り組みについてであります。地方分権推進一括法の施行に伴い、法定外普通税が許可制から事前協議制になるとともに、法定外目的税が制度化されるなど、課税自主権が拡大されました。こうしたことから、地方の厳しい財政状況を反映し、全国的に新たな税源の検討に着手する動きが広まってきております。地方がみずからの創意工夫によって、自主財源の充実を図っていくためには、単に税源の確保を図るという観点に立つのではなく、財政需要を特定し、その需要に対する負担の関係を明確にするとともに、納税者の理解を求めていくことが重要なことではないかと認識しております。

このような視点から、行財政改革アクションプランに基づき、法定外税および超過課税などにつきまして、そのあり方や可能性を幅広い観点から探るべく研究を進めていくこととしております。さらに、北杜市が誇る水、太陽などを生かしたクリーンエネルギーや自然景観などを活用して、何か市独自の財源を考えられないか、知恵を絞ってまいりたいと考えております。

次に指定管理者に移行した、公の施設の管理の実態について、いくつかご質問をいただいております。

最初に指定管理施設の管理、利用上の問題についてであります。本年4月から新たに指定管理に移行しました施設につきまして、2カ月間の業務報告書や利用者アンケートの提出を求め、調査を行いました結果、指定管理者に移行したことに伴う施設利用の減少や問題の発生などの報告は少ないことから、現時点においては、おおむね適切な管理がされているものと考えております。

次に指定管理者を監督する職員の人事異動に伴う対応についてであります。今回の指定管理者施設の担当職員の人事異動に際しましては、協定書の内容を十分理解した上で引き継ぎがなされており、定期的な巡回により、総合理解に努めるなど、指定管理者と担当部局とのトラブルが生じていないことから、適切な対応がなされているものと考えております。

次に施設利用者からの意見や苦情などの把握についてであります。定期的に提出を求める業務報告書や利用者アンケート結果に基づき、意見や苦情などの調査を行い、利用者の声の把握に努めております。

4月からの2カ月間におきましては、指定管理者制度に対する大きな問題等の報告は受けて

おりませんが、今後も利用者からの苦情などの把握に努めるとともに、必要に応じて指定管理者への監督を行うなど、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に観光振興と地場産業との連携対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に市内観光施設のマーケットと特産物との結びつけにより、活性化を図る体制づくりについてであります。市内の観光施設におけるマーケットでは、地場産物として酒、ジュース類の飲料品のほか乳製品、ハム、納豆、菓子類などの加工品が販売されております。また、地域の特産物として、市内で生産される米、高原野菜、リンゴ、トマト、そばなどの農産物が道の駅の直売所などで販売され、地場生産者と消費者との顔の見える交流をとおして、新鮮で安全な農産物の提供がなされております。

特に道の駅白州、道の駅小淵沢、須玉のおいしい市場、南清里の道の駅においては、それぞれの地域の特産品が販売され、大変、好評を得ております。これらの多様な市内特産物とマーケット等を有機的に結びつけるには、お互いの連携が欠かせないことは、議員のご指摘のとおりであります。今後、さらに市内農業生産者団体、市商工会、市観光協会などの関係団体と連携を図り、一元的な体制づくりについて、指導してまいりたいと考えております。

次に地場産物の生産、販売体制の確立についてであります。地元農産物の加工品のPR活動や販売につきましては、市内外の各種イベントに生産者みずから積極的に参加していただき、農業関係者と消費者との交流を図ってきたところであり、この延長に生産と販路の拡大があると考えております。

なお、昨年8月に生産者団体および販売施設の代表者を構成員として設立した地産地消施設連絡会議においては、市内の直販施設間の連絡調整と消費者が求める新鮮で安全な農産物の生産や流通システムなど、販売面においても積極的な意見交換がなされました。今後は、この組織を中心に生産者側と連携し、生産品目の選定、生産時期、生産量の調整、販路の拡大、PRなど、地場産物の生産体制を確立し、安心・安全で新鮮な農産物の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

次に特産物を核とした都市との交流に関する体制づくりについてであります。旧町村において、白州田学塾、明野グリーン・ツーリズム協議会、高根クラインガルテン、NPO法人 笑顔つなげてなどの組織による都市住民との交流や袋井市、東村山市、西東京市、羽村市、上越市など、姉妹交流都市のイベントでの特産品PRなど、それぞれの地域の特性を生かした交流事業が展開されてまいりました。これらの取り組みは合併後も継続しておりますが、市の豊かな自然を生かし、市全域を対象に都市の方々との交流をなお一層、深めるため、今後は既存の団体および市観光協会と連携する中で、市全域の活動として、それぞれの友好都市との交流へと拡充してまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

23番議員、再質問はございませんか。

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

大きく4つほどの質問の中で、再質問をさせていただきますが、質問の中で、私どものクラブの中で心配するのは、なんと言っても、市長の姿勢、市長一人が頑張るだけでは、市民の皆

さん方に理解をしていただくには大変なことだろうと。また、実態として、職務にあたるのは市の職員が、その場その場で対応するわけですが、どうしても、市長の考えるもの、あるいは北杜市が目指す、新しい市政の方向を職員がそれぞれ熱意を持って、一般の方々に接するときに、その心で対応をしっかりとしないと理解されない。議会で質問し、あるいは執行部が崇高な計画を立てるにあたりまして、なんといいても、まず、窓口になる市職員の皆さん方の奮励、努力を期待するところでございますので、そういった点で、ぜひ、これはソフト面での行政改革と思われるので、さらに、そのことについての強化を求めるものでございます。

次に財源確保の中でございますが、すでに前の代表者の中でも出ておりますが、新たな財源を求める、本市の立場の中で、非常にそういう新しい税源を求めることについては、極めて厳しいわけですが、一方ではやはり、いかに決められた税収が滞納しないように努力するというのも、先ほど答弁も聞きましたが、そのことが極めて重要な課題でございます。

滞納整理につきまして、具体的に昨年、行動されたようでございますけれども、本年度におきましても、答弁が前にありましたように、大いに、その面での努力を期待しておきますが、そのへんについての心構えを、再度お聞かせいただきたいと思います。

また、指定管理者制度に移行した中でございますが、おおむね順調に動いておられるようでございますけれども、個々、具体的な中にはいくつか、やはり職員の人たちの対応の、直接の対応の中で、若干の不満が出ているところもあるようでございますが、これは先ほど、答弁をいただきましたが、職員の人たちの市民に対する対応、接遇の中で、大いにソフト面での改革をする中で、親身になって、窓口にあたっていただきたいと思います、そういった点での中身を、覚悟を、またお聞かせいただきたいと思います。

それから、地場産業と観光の結びつきでございますが、旧町村単位で進めておられる、いろんな組織活動をぜひ、市一本にまとめるということでの、市の職員の皆さん方の温かい、あるいは力強い行政力で関係機関を導いていただいて、絶好の観光の時期でもございます。また、北杜市が観光の振興に目指している、それと地場産業が結びついていくような形で、いずれにしましても、市の力強い行政指導を一層、強めていただきたいと思います、このように考えておりますが、それらについての覚悟を、再度お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

激励を込めながら、いくつか温かい、ご指摘をいただきました。

私も市長になりまして、1年半年余と経つわけでありまして、市役所職員、本当に知恵を出し、汗をかいて、一丸となって、この北杜市の礎を築こうと、いいスタートを切ろうと、本当に努力をしておると承知をいたしているわけでありまして。

ある面と言うならば、私の立場は、そんな意味で言うならば、北杜市の楽団の指揮者みたいなものでありますので、しっかりとした北杜市のハーモニーが響くように、全力で頑張る決意であります。そういう意味からすれば、市会議員の皆さんも市民の最前線で、そんな音を聞きながら、ご指導・ご指摘を今後ともしていただければ、大変ありがたく思っているところであります。

また、財政改革と併せて、いろいろな意味で、税収を確保するためにご指摘もいただいたわけでありまして、基本的には国民も市民も等しく納税の義務があるということ、私どもは市政推進の中でも推進していかなければならないと思いますし、されども滞納が滞っていることも確かであるわけでありまして、今年度からは県庁からも3人、そんなこんなと連携をしながら、納税率を高めるために、それがまた結果として、公平性と市の財政を確保するということにも結びつくわけでありまして、全力であたってまいりたいと思います。

決して、私どもだけでなく、市議会の皆さんにも、大変、心配をおかけしておるわけでありまして、いよいよ国内で夕張市といわず、一言でいえば、財産破綻の自治体が見え隠れしてきたわけでありまして。私もたびたび、ここでも強調しておるわけでありまして、北杜市としても、議会の皆さんと一緒に、なんとかバブル崩壊後の、あるいはまた、こういった右肩下がりの時代の行財政改革、そしてまた、市政推進の難しさを承知しながら頑張っていきたいと思っておりますので、なお一層、よろしく願いしながら、答弁とさせていただきます。

よろしく願います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

23番議員、まだ質問はございますか。

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

市長の答弁をいただいたんですが、もう1つ、指定管理の制度で移行した、その点につきまして、答弁をいただいておりますけれども、指定管理の課題は他の会派からも大きな課題として挙げられておりますが、これから指定管理者を、今後進める過程の中でも、われわれ北清クラブといたしましても、指定する施設の設立した、あるいはそれが生まれた、本来の目的が十分達成され、そしてその中へ、運営管理に投入されている市の財政が最小限になるというような中で、その施設が市民のために、あるいは、そこを利用する市外の人たちのためになるような、そういった形での審査も十分できるような、そういった点に大いに工夫して、これから進める指定管理に、今までの指定管理の教訓を生かしていただきたいと、そんなふうに考えますが、そのへんについての、再度、ご答弁をいただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

この指定管理者制度については、議会の皆さんからも大変、ご指摘もいただいたり、私ども執行にしてみれば、大変、参考になるご意見等々も拝聴したわけでありまして。何はともあれ、原点は民でできることは民でということの中で、結果としてサービスの向上を図り、財政負担の軽減になり、そしてまた、施設がより利活用が図れるようにと、いろいろな意味で指定管理者の意義があるわけでありまして。そういう意味からすれば、先ほど、私が答弁しましたとおり、4月から2カ月間経った、その関係者の調査によりまして、おおむね、部分的には問題があるのかもしれませんが、おおむね順調なスタートを切れたのかなというふうに、承知をいただいているわけでありまして。今後とも、さらなる指定管理者を、北杜市の公の施設の中では考えていかなければならないわけでありまして、引き続き、しっかりと管理し、監督し、そ

してまた、結果としても、指定管理者制度にうまく乗れたなというふうに、全力で頑張りたい
と思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

23番議員、まだ質問はございますか。

（ な し ）

以上で、林泰彦君の北清クラブの会派代表質問を終わります。

これをもちまして、会派代表質問を終結いたします。

以上で本日、予定されました日程は、全部終了いたしました。

次の会議は6月27日、午前9時に再開いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時24分

平成 1 8 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 7 日

1. 議事日程

平成18年第2回北杜市議会定例会（3日目）

平成18年6月27日
午前 9時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

- 30番 茅野光一郎君
- 40番 鈴木孝男君
- 19番 千野秀一君
- 15番 利根川昇君
- 38番 渡邊陽一君
- 21番 渡邊英子君
- 14番 保坂多枝子君
- 32番 田中勝海君
- 3番 小澤宜夫君
- 4番 篠原眞清君
- 12番 小林忠雄君
- 5番 五味良一君
- 20番 小尾直知君
- 7番 鈴木今朝和君
- 2番 岡野 淳君

2.出席議員は、次のとおりである。(41名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤 宜夫	4番	篠原 眞清
5番	五味 良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本 重夫	10番	植松 一雄
11番	坂本 静	12番	小林 忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野 秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊 英子	22番	小林 元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原 珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林 保壽	28番	坂本 治年
29番	古屋 富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山 九一	34番	中村 隆一
35番	清水 壽昌	36番	秋山 俊和
37番	細田 哲郎	38番	渡邊 陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木 孝男
41番	浅川 哲男		

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	総務部長	植松好義
企画部長	福井俊克	保健福祉部長	古屋克己
生活環境部長	清水慎一	産業観光部長	真壁一永
建設部長	柴井英記	教育長	小清水淳三
教育次長	小沢孝文	監査委員事務局長	相吉正一
農業委員会事務局長	三井茂	明野総合支所長	矢崎一郎
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	浅川一紀
長坂総合支所長	浅川清朗	大泉総合支所長	小池光和
小淵沢総合支所長	進藤忠衛	白州総合支所長	坂本伴和
武川総合支所長	三枝基治		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
”	伊藤勝美

再開 午前 9時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行ができますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は41名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、33番議員、秋山九一君は本日の会議を途中退席する旨、届け出がありました。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、20人の議員が市政について質問をする予定でありましたが、浅川哲男議員が体調不良のため、取り下げとなりました。

よって、本日の一般質問は19名の議員が市政について、質問をいたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北杜クラブ、145分。次に市民クラブ、68分。次に北清クラブ、32分。次に無党派の議員の質問順位は、通告順に従って行います。

各議員の発言時間は、20分であります。

なお、残り時間の表示は、議席左側にて掲示板に表示いたしますが、議長より、その都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

はじめに北杜クラブ、30番議員、茅野光一郎君。

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

私からは3点につきまして、一般質問をさせていただきます。

最初は今、新聞を見ましたり、あるいはテレビでも団塊世代のことが、大変、話題が出ておりますけども、そのことと絡めて、大河ドラマの「風林火山」、これが来年からということで、ブームが出てまいりました。市として、このブームをどのように生かしていくかということについて、ご質問をさせていただきます。

団塊世代の人たちが、来年から大量に退職されます。全国では700万人の団塊退職者が出ますが、国でも大都市に住む団塊世代の移住促進に動き出しております。自治体でも団塊世代をターゲットに、各種の誘致に向けた対策が講じられております。例えば、定年後、ふるさとで暮らしてみませんか、手紙で呼びかけをしているところや、あるいは時間と金のゆとりを持つ退職者の団塊世代誘致対策を予算化しているところなど、さまざまなそうした動きがあるわけでありまして。この北杜市の周辺でも、例えば長野県の佐久市だとか、あるいは池田町、そうした地域でも、そうした働きかけをしているところでもあります。

一方では、来年のNHK大河ドラマ「風林火山」のロケ地が、市内の長坂に決定しました。これは、白倉市長が2月でありましたか、NHKに行きましては、なんとかNHKの大河ドラマのロケ地をわが北杜市へお願いしたいという陳情に行ったやに聞いております。実は、これが功を奏したと思うんです。本当に、北杜市へロケ地がきました。これは、私は大変素晴らしいことで、敬意を表するところでもあります。大きなニュースであると思います。実は小淵沢も

「武田信玄」をやったとき、小淵沢にロケ地が出たんですけども、小淵沢の名が知れたというのは、その影響があったわけでありまして、これから非常に新しい北杜市の名が世に出ていくことを楽しみにしているわけでありまして。

県でも最近、風林火山博実行委員会が設立され、山梨の魅力を全国に発信しようと、観光のPRを打ち出しております。戦国ドラマの風が、どうやら八ヶ岳の山麓に吹き始めてきたかと思えます。そこで東京に比較的近い、観光資源に恵まれた北杜市には緑や癒しを求めて、移住する人や別荘を希望する人、もちろん観光で訪れる人など、一段と多くなると予想されます。北杜市でも全国的な知名度を高める絶好の機会と捉え、積極的なPRと観光客の誘致を図るべきだと思います。

そこで、具体的に5つほど、質問をさせていただきます。

まず第1に、人口を増やす考えはありませんか。

やはり手っ取り早いのは、企業誘致もそうでありますけども、観光だとか、こうしたような施策で、人口を増やすことは大事なことだろうと思っておりますけども、移住の希望者だとか、あるいは最近では農業体験などの、このグリーン・ツーリズムの希望というものが出てきております。一週間ほど前でしたか、5日くらい前でしたか、甲斐市のことをNHKで放送しておりました。甲斐市では、やはり農地付きの、そういった団地。対象は団塊世代の人たちを狙って、甲斐市へこういう農地付きの団地がありますよと募集をしたところ、30区画がすぐ売れてしまったそうであります。比較的都市に近くて、高い山に囲まれているところ、あの放送を聞いておりましたら、できたら富士山が見えるところというふうな話も出ておりましたけれども、この北杜市もまさに、東京に比較的近くて、高い山が見えて、富士山が見える。まったく立地条件は劣らないわけでありまして、身近な甲斐市の事例もありまして、ぜひ、そうした人口を増やす対策も考えられたらどうかと、それにはどこへどう、相談すればいいのかなというのが、ちょっと、よく見えない。その相談窓口を、はっきりさせておいたほうがいいんじゃないかということが第1であります。

それから2つ目は、県とも連携を密にして、プロジェクトチームを設立して、観光PRを積極的に展開する考えはないかということであります。

今、県でも、そうやって力を入れてきています。北杜市はもちろん、ロケ地がここにありませんから、やはり連携をとって、本当に、このチャンスを逃したらいけないではないかというふうに思うわけでありまして。

3番目は、各地区の観光案内所は、北杜市全体の案内ができる体制になっていますかということであります。

今までですと、各町の観光案内所というのが、この市内には5カ所ほどあるようでありますけれども、それは、その旧町の案内は、きっとできることになっているんでしょうが、こうして北杜市になったときに、各案内所が本当に市内の観光を案内することができるのかどうか。例えば、特急で小淵沢の駅に降り立って、案内所へ行ったと。私は、明野の遺跡を見に行きたいんですけども、どんな遺跡がといったときに、答えができるのかどうかと。よその案内所へ行ったときに、では桜を見てまわりたいんですけども、どんな場所といったときに、案内ができるのかどうかと。やはり北杜市全体の、そうした観光案内ということ考えたことをひとつ、これからは教育していかなければいけないんじゃないかと、そのへんをお伺いしたいと思いません。

第4は、市内には文化芸術の施設が多く、また自然景観にも恵まれております。そこで特徴のある回廊計画を作成したらいかがですか。

最近では、この民間でしょうか、先の市長の所信表明でも言うておりましたように、八ヶ岳南麓風景街道が応募されたようでありますけれども、このように、ほかにも例えば、平山美術館を中心としたシルクロードだとか、あるいは市内には絵本美術館が多いわけでありますけれども、メルヘンロード、これは仮称でありますけれども、あるいは歴史を感じさせるような、台ヶ原宿、あるいは棒道、明野の遺跡、そうしたところの歴史の回廊、水や緑の回廊、花の回廊。皆さん、いろいろ趣味、見たいものが異なると思いますので、こちらでいろんな、そういう回廊のパターンを用意しておいて、紹介できると。そして安心して、楽しくまわれるコースづくりをつくられてみたらどうかという、ご提案をしたいと思うんですが、考え方をお聞きしたいと思います。

5番目は、民間資金の誘導を積極的に進めたらと。

もう、市の財政は、ご承知のようでありまして、なんでもかんでも市がというわけにはいかないと思うんです。やはり今も、国もそうでありますけれども、民間の資金をという傾向が出てきているわけであります。昨日も私、天竜というところへ電話をいたしました。そこでは去年、合併になって、今、浜松市だそうでありますけれども、そこでは県とか、当時の市とか、それから民間、それから地域住民、こうしたところが一体となって、空と緑のロードパークというのを企画しまして、一緒になってイベントを行うとか、あるいは森の出張レストラン、またウォーキング大会、自然体験教室とか、民間のほうでは、そこへ入ることによって、収益が得られると。また、行政のほうでは非常に自治体も活性化されるし、また人も集まってくる。大きな流れでいうと、その行政に、非常に大きなメリットが働いてくるというふうなことから、私はそういうふうに、民間の方たちも積極的に入れて、こうしたものを進められていくときだなということを思うわけであります。これが5点目であります。

大きな2点目であります。

それは、景観行政団体としての取り組みについてであります。

個性あるまち並みや自然の保全を求める声の高まりを受けて、昨年から景観法が施行され、北杜市も景観行政団体の指定を受けております。私も恥ずかしながら、そうした景観行政団体になっているということを調べて、知ってきたわけでありますけれども、やはり市民に、わが市はこういう指定を受けている、こういうことをするんだよということを、まずは知らせる必要があるのではないかなということを思うわけであります。

北杜市は歴史や文化、あるいは芸術、自然環境に恵まれており、そこに暮らす人々に快適さや豊かさ、ゆとりを与えるばかりでなく、訪れる人々をも魅了し、惹きつけ、賑わいと活気を呼び起こす良好な景観の形成に向けた取り組みは、新しい北杜市に大いに期待されているところであります。

先日、輪島市へ行ってまいりました。なるほど、そういう景観について意識をしているところというのは、ここまでやるのかなという感じがしたんですけれども、あの輪島市の町を1時間ほど、ぶらぶらまわっておりましたら、びっくりするほど、あそこの地元の瓦を使った、黒い瓦なんですね。それからトタン屋根だとか緑の屋根だとか、あるいはオレンジの屋根とかは全然見当たらないんですね。そういう行政の働き、機運があるのかもしれないけれども、そうして、ここの道路とはいって、道路計画があるんでしょう。その道路を歩いてみまして、

看板はないし、それから電線は当然、地中化されております。そういう地域でありましょうから、ほとんど、その通りは二階家で、みんな軒を造っているんですね。ほとんどが木製であります。その木製に輪島塗りを施してあるんですね。その黒い木製に対して、漆喰が白というふうなことで、何かハッとするような、そのまち並みを見てきたんでありますけれども、それはそれとして、今まで、ヨーロッパというのは、どちらかというと、そうした地域全体の美しさというものを、昔から重んじてきたと思うんです。だけど日本は、今、ようやく、そういう余裕が出てきたんでしょうか、景観法が去年出たというふうなこともあって、方向として、いよいよそういう方向が出てきたのかと思うわけでありましてけれども、この景観行政団体として、指定を受けられましたので、その景観計画の進捗状況、どういうふうな、その計画を進められてきているのか、あるいは今後、どう考えているのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つは、机の上で絵を描いていただけでは、本当にそこに合った景観というのは、いかがなものかと思うんです。今、全国の何カ所か、そういう景観団体、指定を受けているところがあるんですが、大概のところは協議会をつくって、そして市民の意見を聞いたり、いろんな角度から検討もされているようでありましてけれども、そうした進め方についても、お聞きしたいと思います。

もう一つは、今、小淵沢、あるいは長坂、大泉が、本当に段上のところは、非常に新しい別荘だとか移住者の家がどんどん、できている。また、人口も増えてきているわけでありまして。こうしたときに、やはり乱開発を防いで、そして新しいまち並みをつくり上げていくということが大事であると。ひとつ、そういうように思っただけでも、これからの北杜市の落ち着いた雰囲気とか、北杜市らしさというものが、どこかの時点で、新しい北杜市ができた、いい機会ではないかと思うんですが、そうした景観行政団体として、なるほどと、だんだん変わってきましたねというふうになればありがたいなと、うれしいなと思う一人であります。

それから、最後はまちづくり交付金の事業であります。

市では、こうした観光客の増加を早くから、お見通しをしていたんでありましょうか。長坂だとか清里、あるいは小淵沢のそういった観光地の主要な駅ですね、その駅の周辺を、まちづくり交付金を利用して、整備する計画が進められております。

1軒の家でもそうでありましてけれども、お客さんが来るとなれば、玄関のまわりをまず、きれいにするものであります。そこで、議員協議会では事業の内容について、説明はされておりますけれども、市民の皆さんにやはり、知らせる意味からも、この議会で、今、進められている長坂、清里の駅周辺の整備の状況というのは、どうなっているのかと。それから、今から進めようとする小淵沢の整備の計画というのは、概要はどんなことなんでしょうかということをご説明いただきたいと思います。

この交付金は、5年間の時限があるようです。私も去年、関係の役職をしておりましてから、国交省へ行ってお願いをしたら、国交省はどんどんやってくださいということですが、やはり期限のことを強く言っておりました。期限内にできなかつたら交付金を返してもらおうというふうなことは、よく言われているわけです。そうしますと、計画をして、実行をしてということになりますと、すぐ5年ぐらい経ってしまうわけでありまして、ぜひひとつ、期限内に事業が完了できるんですねというへんの自信もお伺いしたいと。

以上、私のほうからは、その3点についてお伺いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

30番、茅野光一郎議員のご質問にお答えします。

団塊世代の退職者および大河ドラマ「風林火山」部分を、どのように生かすかについて、いくつかご質問をいただいております。

最初に人口を増やす考えについてであります。平成19年から団塊世代の方々が定年退職を迎えます。首都圏などの、この定年を迎えた団塊シニアの方々を、北杜市に長期滞在や二地域居住、移住などを勧めるために、北杜市商工会が商工会連合会の小規模事業者新事業全国展開事業支援事業の申請を行いました。この事業は、商工会や商工連合会が地域の小規模事業者と協力して、特産品開発や観光資源開発、販路開発などに支援が受けられるもので、今月末には、この結果が出る予定であります。

市といたしまして、市商工会が、この事業の採択を受けたのち、商工会とタイアップし、従来型の観光である短期滞在型では対応しきれない、新しい観光といえる農業体験やグリーン・ツーリズムなどによる長期滞在から二地域居住、そして永住へとつなげ、永住人口増の推進に努めてまいりたいと考えております。

確かにご指摘のとおり、日本人として、富士山が見える場所は国民の声であります。私たちのふるさとは、日照時間日本一だとか、ミネラルウォーター生産日本一だとか、素晴らしい自然環境を有しているわけでありまして、団塊の世代をはじめ、社会的流入を私も肌身で感じているところであります。ご提言の相談窓口につきましては、関係各課で調整を行い、早急に設置したいと考えております。

次にプロジェクトチームによる観光PRの積極的展開についてであります。山梨県と県内市町村や民間企業、団体、観光協会、JRなどで推進協議会を設置し、本年度から3年間、山梨県大型観光キャンペーンを実施することが決定しております。本年度は誘客宣伝活動のほか、魅力ある観光資源の発掘とコースの充実、最新の観光情報を容易に入手できる環境整備などの受け入れ態勢整備を行い、JR東日本をも加わってのキャンペーンで、誘客活動を予定しております。

なお、6月13日、東京日本橋で開催された富士の国やまなし観光キャンペーンに参加し、特産品を配布しながら、キャンペーン活動を実施しました。また、7月には甲州市、笛吹市、山梨市、北杜市で京王プラザホテルと連携してのキャンペーンを行うほか、関西地区での観光キャンペーンも計画しております。

観光振興と誘客を図る施設として整備を進めております。(仮称)風林火山館につきましても、他の観光資源同様、これから大いにPRに努めるとともに、風林火山の放映で増加が見込まれる観光客を一過性のものにせず、関係機関と連携しながら、長期的に観光客の集客を図ってまいりたいと考えております。

次に観光案内所についてであります。北杜市は602平方キロメートルと広大な広さで、観光資源も豊富であり、案内所職員などが市内全域を把握することはなかなか難しいことも事実であります。市内には現在、小淵沢駅前観光案内所、長坂駅前観光案内所、清里駅前観光総合案内所、美し森観光案内所、甲斐大泉駅前観光案内所があり、北杜市全域の観光マップを置

くなど、観光客に満足してもらえよう努めているところであります。

また、それぞれの案内所が情報を共有することは大切なことですので、お互いが連携をとり、観光資源の情報交換をしながら、北杜市の観光案内に努めてまいりたいと考えております。

次に特徴のある回廊計画についてであります。北杜市は魅力ある観光地づくりに先進的・意欲的に取り組むため、モデル地域として県の指定を受け、昨年度、北杜市魅力ある観光地づくり計画を策定いたしました。美しい自然と名所旧跡、美術館、特産品などのコースが、この計画の中で位置づけられておりますので、この計画をもとに周遊でき、より魅力的なコースとして、提供できるようにパンフレットなどに、より広く周知に努めてまいります。

次に民間資金の誘導についてであります。北杜市は豊かな観光資源に恵まれており、現在、市内にある宿泊施設は284、観光・飲食サービス業は754であり、小売業を含めると1,114を数えております。

まず、これらの既存施設への誘客や消費の活性化を優先的に配慮しながら、長期滞在型観光の推進や県との協力によるキャンペーンの実施などにより、北杜市の魅力を高め、民間施設などの誘致につながればと考えております。

次に景観行政団体としての取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

茅野議員には、ご熱心に輪島をはじめ、ご視察された感想を交え、北杜市を重ねて見ていただいたわけでありませう。

最初に、景観計画の進捗状況についてであります。

ご承知のとおり、北杜市は昨年10月、景観行政団体になりました。景観行政は市民に最も身近な自治体である市町村が、主体的に担っていくべきという基本的な考え方によるものであります。景観行政団体の役割として、良好な景観の形成を図るため、地域の特性に応じた景観づくりの目標を定め、景観計画づくりに基づく行為の規制等ができるようになります。

現在、景観形成策定の準備段階として、県の指導を仰ぎながら、景観資源の掘り起こし業務を進めている状況であります。

次に、景観協議会の組織についてであります。

景観行政団体は、官民が一体となり、良好な景観形成に向け、協議を行う場としての景観協議会を組織することができるかとされています。北杜市といたしましては、景観の維持・保全のみならず、地域の活性化を含めたテーマ、課題に対して、広く意見を聞く場として景観協議会を設置してまいりたいと考えております。

次に、新しいまち並みをつくり上げていく意欲についてであります。

景観行政団体として、景観行政を推進していくためには、官民が一体となり、北杜市の良好な景観づくり、地域づくりを進めていくことが必要であります。このため、市民およびNPO、各種団体などと連携し、協働体制の強化を図りながら、人と自然が躍動する環境創造都市を目指し、景観地区内における開発行為などについて、景観形成に必要な規制をするための計画を策定してまいりませう。

次に、まちづくり交付金事業についてであります。

まちづくり交付金事業は、平成16年度に国土交通省により創設され、地域の歴史、文化、自然環境などの特性を生かした、自主性の高い事業であります。

はじめに長坂地区の進捗状況であります。長坂地区は平成16年度に国から採択を受け、

現在、3年目を迎えております。事業概要といたしまして、主体となります駅前広場、駐車場などの整備を中心に、市道長坂駅渋沢線、駅西縦貫道路、多目的広場、そして街路サイン整備などを計画し、設計内容などについて、地元推進委員会と協議を重ねる中で、地域住民と一体となり、事業推進に取り組んでおります。

現在、駅前広場用地などの売買契約、移転登記などの事務手続きを進めており、今後は多目的広場敷地である旧仲見世の解体工事をはじめとし、道路整備においても、地権者への説明と交渉を行ってまいります。

次に、平成17年度に採択を受けた清里駅周辺地区についてであります。

清里駅周辺地区は、環境創造都市の名にふさわしい玄関口として、多くの観光客を迎えるため、また観光客と地域住民が共に交流できる場とするため、駅前広場やロータリーの整備を行うとともに、周辺道路の拡幅など、駅前広場までの誘導がスムーズに行われるよう一体性のある計画を策定して、進めております。

進捗状況であります。現在、駅前のホテル カルムの解体工事を行っており、9月までには完了する予定であります。今後も地元協議会、JR長野支社および山梨交通との協議を重ね、景観を重視した、ゆとりある空間として整備できるよう、進めてまいります。

また、道路整備計画では、市道清泉寮線、清里駅西上線について、現在、県と交差点協議を進めているところであり、吐竜の滝線についても、今後、地元協議会と十分話し合いを重ねてまいりたいと考えております。

なお、国際化統一サイン計画、エントランス緑地整備につきましても、清里地域全体の質を高めるものとなるよう、地元協議会からの意見や提案に基づき、検討してまいります。

次に、小淵沢駅周辺整備計画の概要についてであります。

小淵沢町中心市街地活性化基本計画の実現に向け、平成12年度から駅周辺地区内の調査が本格的に始動し、今年3月に地域の特性をふまえた都市再生整備計画が、国土交通省の採択になりました。当地区の事業計画は、平成18年度から平成22年度までの5年間です。

事業内容といたしましては、駅前広場の整備、災害等の避難場所としての機能を併せ持つ中学校屋内運動場の建設、駅周辺の道路改良などです。

なお、今年度事業として駅前広場、市道などの設計業務委託および中学校屋内運動場の建設を計画しております。

今後は小淵沢駅周辺の活性化を図るため、主役である地域住民と連携し、新たな観光拠点としての再生に努めてまいります。

最後に、期間内での事業完了についてであります。

整備地区ごとに都市再生整備計画を策定する際、5年間で完了できる事業計画として、国土交通省の採択を受けておりますので、計画に沿って事業を推進してまいりたいと考えております。

短い期間での事業となりますので、事業が円滑に進みますよう、地域の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

30番議員、再質問はございませんか。

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

始まったばかりでありますから、今、ご答弁をいただいた件、結構でございます。ぜひひとつ、積極的に推進をしていただきたいと思います。

孟子の言葉に「天のときは地の利にしかず、地の利は人の和にしかず」という言葉があります。団塊世代の退職者やロケ地が北杜市に決まるなどは、まさに天のときであります。自然の景観に恵まれ、文化の薫りが高く、交通の便が比較的よい北杜市こそ、地の利があります。こうした素晴らしいチャンスを生かして、市民挙げて全国に北杜市の名を発信するには、市民の人の和が大切であります。

市長、こちらを向いてください。

実は、またとない絶好の機会だと思います。本腰を入れて、これらの事業を取り組んでいただきたいと、この姿勢をひとつ、お聞きしたい。これが1つであります。

もう1つは、まちづくり交付金の事業でありますけれども、重要なことは、従来ですと国は補助金を出して、そして、本当に箸の上げ下ろしまで指示をして、そして、こうだああと注文をつけて補助金を出していたわけです。考え方がだんだん変わってまいりました。地方のことは地方でという時代に入ってきたわけでありまして、そして、地方の自由度を高める方向になってきたわけでありまして。そこで自治体でも、そうした考え方が必要になってくるわけです。そこで、市でも事業を進めるにあたっては、地域の主役たる住民と、よく連携して推進していくことが大切だと思います。

先ほど市長の答弁の中にも、地域の方たちと、よく相談をし、あるいは連携してというお言葉がありましたので、なお、今後、進める上におきましても、そうしたことは大事なことでありますので、よろしくお願ひしたいと思うわけでありまして。そのへんにつきまして、コメントを市長、恐れ入りますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

再質問にお答えします。

孟子の言葉の天のとき地の利を引用しながら、ふるさとに提言していただいたわけでありまして、確かに合併した北杜市は、全国に名前をアピールしていかなければならない。そして、また、いろいろな意味で、さっき答弁しましたけれども、団塊の世代の人たちが、私たちの北杜市に相当、心を寄せていることは肌身で感じるところであります。そしてまた、団塊の世代の人たちが60歳や60何歳では、社会からリタイアしきれないと。

そんなこんなのを寄せながら、天のとき地の利を考えたときに、先ほど、茅野議員が冒頭、ご質問があったNHKの大河ドラマ「風林火山」が誘致できたということは、まさに素晴らしいことだったというふうに、ありがたくも思っているところであります。そんな思いを承知しながら、市政推進の中で、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

また2つ目の、言ってみれば地方の時代、地方分権の時代に、主役は市民だということでありまして。確かに過去も今もこれからも、私たちのふるさとは私たちの力で守り、育てていくということが大切であるということは、いまさら申すまでもないわけでありまして、とりわ

け、このまちづくり交付金事業なるものは、文字どおり、補助金から交付金制度に変わった、典型的な北杜市の事業であると思っております。それだけに、今までのような補助金事業のメニュ－型でなくて、提言型の事業だと、提案型の事業であり、交付金制度だというふうに承知しておりますので、今までも、このまちづくり交付事業の長坂、清里、小淵沢の今度の事業においても、そのようなつもりで推進してきたわけでありまして、なお一層、議員ご指摘のことを旨としながら、地元と一緒に、住民と一緒に、市民と一緒にという思いでやっていきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

30番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

関連のある方。

17番。

○17番議員（宮坂清君）

通告してありませんので、答弁は分かる範囲で結構でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私は大河ドラマのロケ地について、4点ほど質問させていただきます。

まず1点は風林火山館、オープンセットの規模の詳細が分かれば教えていただきたいと思ひます。報道によりますと、敷地面積は400平方メートルということでございますけれども、そのことについて、教えていただきたいと思ひます。

2点目は、敷地内に駐車場、売店などを建設する予定があるとされておりますが、観光案内所の設置の予定はございますか。それにつきましては、地域の施設、観光案内、施設宿泊所等の斡旋などが必要と思ひますが、そのお考えをお聞かせください。

3つ目としまして、ロケ地風林火山館への案内ルートはどのように考えているのか。また、観光客の輸送案内、バス等の考えはありますか。その点もお伺ひしたいと思ひます。

4つ目につきましては、小淵沢インター周辺駐車場の整備、これにつきましては、駐車場の位置も、私は悪いと思ひておりますし、また狭く、いつも通っているときに、道路にはみ出ししているというような現状でございます。私が小淵沢の町会議員のときに一般質問をさせていただいて、小淵沢町のうちに、これは整備をするというような予定でございましたけれども、そのままの現状でございますので、その点が、こちらに通じているかどうかということでございます。これにつきましては、会場のルート沿線の道路整備も必要あるかと思ひます。このへんに関連しますので、この4点について、お伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

真壁産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

関連質問について、5点ほど聞いておられますけれども、産業観光部に関係するところについて、お答えしたいと思ひます。

大河ドラマ、（仮称）風林火山館の建物の規模ということですが、現在、最終設計を詰めておりますけれども、大体、敷地面積は1万9千平方メートルの中に、建物の面積は約500平方メートルちょっとぐらいというふうな形で、今、詰めておりますけれども、まだ、詳細的には、

まもなく設計があがってくると思います。そんなふうな規模のもので、予定をしております。その中に駐車場スペースとしまして、大型バス10台、普通車が70台ぐらいの駐車スペースも設けていく予定でございます。

それから観光案内所を、その中に設置するかということですが、現在の土産品とか売店等も計画しているわけですが、特産品、それから土産品の販売につきましては、現在、観光協会、商工会、それから地元、小荒間区による運営などを検討しているところであります。当然、観光協会等が加わりますと、そこからの宿泊施設が必要と思われるので、そのへんのところも併せて、今後考えて、検討していかなければならないと思っております。

それから、このロケ地までの観光ルートの案内看板というようなお話がありましたけども、一応、北杜市を訪れる観光客を迎えるために、小淵沢、それから長坂等にウエルカムサインがありますけども、これだけでは不十分だと思いますので、これから誘導標識につきましては、当然、景観のほうも配慮した中で、当然、このルート、それからロケ地への誘導、それからさらに駅とか商店街、観光拠点施設への連携をさせるような、分かりやすい誘導サインを今後つくって、検討してまいりたいと思っております。

送迎バスにつきましては、ちょっと今のところ考えておりませんが、また、当然、いろんな運営をしていく中で、その中でお話をさせてもらって、これから検討をさせていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに関連質問はございますか。

15番、利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

今の茅野議員の質問に対しまして、関連質問をさせていただきます。

2問お願いいたします。

1つ目は案内所の関係ですが、今の風林火山館の中へというか、駐車場の中へ設置するかどうか、それは別問題といたしまして、北杜市の広域的な観光案内の件です。

基本的には、市民全員がもてなしの心を持つべきであり、案内所の係員以外にも、人の多く集まる公的な施設、清里で言えば清泉寮とか丘の公園、あるいはスキー場とかであります。そのほか市内には、たくさんの観光施設があります。そこでも同じように、心のこもった案内をすべきと考えますので、受け入れ態勢を整えるために、勉強の機会を設けるべきであり、それをするのであれば、同様に、その方たちも一緒に訓練をすべきと考えますが、このへんいかがでしょうか。

2問目です。まちづくりの交付金のうち、地元として清里駅前再開発に関しまして、お聞きさせていただきます。

先ほど市長のお話のように、駅前のホテルが解体工事を行っています。このことを地元では、長年、夢をかけてきた、この計画に対しまして、目に見える形になったということで、本当に喜んで、また感謝しております。とにかく、できるところから、少しでも進めてほしいとの、この願いを込めて、まず1つ目ですが、現状の状況を説明していただければ結構です。

国道141号の信号のところ、三角地帯です。エントランス緑地、250平方メートルは取得されることは伺っておりますが、今後の進め具合はどうなりますか。それが1点目です。

2点目、清里駅西上線、駐車場の中の道路、130メートルです。右折レーンの関係もあります。地元としては、ぜひ、夏のシーズン中に工事は不可能なので、今年の冬に、できましたら着工を期待しております。このへんが可能かどうか、お聞きいたします。

3つ目としまして、昨年も聞きましたが、前から交渉を続けているJRとの交渉の状況を現状で、分かる範囲で結構でございます。お聞きしたいと思います。

以上、細かく分ければ4点、お聞きしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で温かく、観光客を迎えるという意味の案内所、あるいはまた、案内に対するソフト面、ソフトについては、率直に言えば当然のことだと思います。いろいろな機会を通じて、研修等々には努めてまいりたいと思います。

もう1つ、この前の議会でもご報告しましたけども、代表的な日本のトラベラーでありますJTBがわが北杜市と組んで、いろんな意味で、観光に心を寄せていただいておりますので、こういったJTBをはじめ、プロの皆さんを大切にしながら、北杜市としては観光振興を図っていきたくて思っております。

清里駅のまち交事業についての具体的、4点については担当部長のほうから、ご説明します。

○議長（清水壽昌君）

建設部長。

○建設部長（柴井英記君）

ただいまのご質問でございますが、議員さんのできるところからというようなことでございます。

最初に141号線のエントランス整備計画でございます。先ほどの、議員さんのお話のように、用地買収につきましては終わりました、今、統一サインの計画につきまして、地元協議会と協議をしている状況でございます。

また、西上線につきましては、県有地というようなこともございまして、県と現在、交渉をしているところでございます。

また、JRとの協議内容でございますが、駅の関係でございますが、JRでは駅の移転等の協議も話をされてございますが、現在、そのへんにつきまして、まだ合意形成には至っていないという状況でございますので、今後、さらにまた、協議を重ねて詰めていきたいと思っております。協議状況については、また、地元協議会と連携をとりながら、状況を説明しながら推進してまいりたいと思っておりますので、地元の協力がた、よろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

先ほどは、失礼しました。

小淵沢駅の駐車場の位置と、狭いというご質問にお答えしたいと思いますけども、実際、これは今、まち交づくりで南北通路とか、そういうふうな駅舎の位置とか、そういうふうなものも検討しておりますので、観光の面からも、また関係部署と相談する中で、検討していきたい

と思っております。よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

ないようですので、以上で30番、茅野光一郎議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時5分に行います。

休憩 午前 9時51分

再開 午前10時05分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

次に北杜クラブ、40番、鈴木孝男君。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

認定こども園について、お伺いいたしますが、この法律はまだ、参議院を2週間ぐらい前に通ったものでございますから、事務方のほうも、どのくらい理解しているか分かりませんが、要綱をちょっと述べますが、この法律は6月に参議院を通過いたしました。わが国における急速な少子化、ならびに家庭および地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育および保育に対する需要が多様なものになっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、幼稚園および保育所の子どもたち、ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律要綱であると思っております。

今まで保育所に入所していた子どもたち、あるいは幼稚園に入園していた子どもたち、この法律の改正で、保育に欠ける0歳児から就学前までの子どもたち、それから幼稚園の場合ですと、3歳からということになりますが、3歳以上の子どもに対して、学校教育法78条各号に掲げる目標が達成されるよう、保育を行うこと。言い換えるならば、保育所と幼稚園を幼保連携施設として構成するので、保護者にとっては、なんの心配もないということになるのです。一方、提供する側の市にとりましても、ハード的な面は何もないわけです。いわゆる改造することも必要ないでしょうし、改築する必要もないということになります。

ただ、保育士と幼児教諭といいますが、78条に基づく目標が達成されるべきであり、この施行期日が今年の10月1日になっておるということでございます。ということは、平成18年度の3月末日までに体制を整えれば、次年度から、この幼保関連施設はスタートできるわけでございます。

ぜひ、保護者にとってみると、これは保育に欠ける子ども、あるいは幼稚園に行っている子どもがたまたま、どうあろうが、保育はしてもらえるわけでございますので、親にとってみれば、なんら心配はないわけございまして、市長の前向きな答弁をお願いする次第でございます。

次に里山エリア団体再生交付金について、お伺いいたします。

里山獣害対策森林整備事業について、お伺いいたします。

この事業は山梨県のモデル事業といたしまして、山梨県で2カ所が決まりました。その中で、身延町が1カ所、そして私どもの武川町柳沢の地域が、この行政区が認定を受けました。このモデル事業は森林の下草刈り、あるいは伐採、あるいは間伐の森林整備を行い、人と動物との緩衝地帯を設けるといふ、主な事業でございます。イノシシ、サル等の野生動物が集落や田や畑、あるいは人間生活への出没を食い止めるという獣害対策としての検証をしようとするモデル事業だそうでございます。

ちなみに武川町の場合は、長さが2,400メートルぐらい、そして幅が50メートルぐらいの面積でございますから、相当の用地といえますが、それから用地に関わる地権者が多くいるわけございまして、山林については同意書で済むわけでございますが、田の所有者、田んぼとかという農地を持っている方については、農振除外といえますが、大変なご苦労を、役員さんにはしていただいております。

そして、それが今年度は、そういったモデル事業でやっていただけるということから結構なんです、私ども、そうやって区会、私、ただいま区長をさせてもらって、では次年度の予算はどうなるんだということになりましたときに、右を向いても左を向いてもできないと。そして、では、そこにいる人たちが、私どもの柳沢というところは、240戸あるわけでございますが、90戸は別荘でございます。そして、残りの150戸の人たちは、70歳以上が110人おられるわけでございます。そして、その間伐、あるいは除伐するということは、15度ぐらいの傾斜、スキーだったら、ちょっと下れないような角度なんです、それを75歳以上の人たちにといふのは、手や足をケガさせるようなものでございます。そのへんについて、市長、何かうまい補助事業といえますか、補助金といえますか、そういうふうなものがあったら、ぜひ、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

以上で終わらせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

40番、鈴木孝男議員のご質問にお答えいたします。

最初に認定こども園についてであります、本年6月9日、参議院において、就学前の子どもに関する教育、保育などの総合的な提供の推進に関する法律が可決され、10月1日から施行されます。この認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を一体的に提供する子育て支援の施設であり、都道府県知事が認定するもので、認定施設には経常経費および施設整備費の助成があります。

現在、県では文部科学大臣および厚生労働大臣が定める指針に基づき、職員配置などの具体的な認定基準を盛り込んだ条例の制定に向け、準備を進めております。市といたしましては、県の動向を見ながら、検討をしてみたいと思います。

鈴木議員には県の保育所保護者会の会長もされておられまして、そのへんで熱心に、ご質問されたと思いますけども、幼保一元の動きもある中で、法律も10月1日から施行されますので、機会あるごとにご指摘していただければと思っております。

次に、里山獣害対策森林整備モデル事業についてであります。

野生鳥獣害対策につきましては、捕獲許可の適正な実施に加え、防護柵の設置や一斉追い上

げ、被害を受けにくい環境づくりなど、地域の取り組みが不可欠であると考えております。このような取り組みの一環として、林野庁の里山エリア再生交付金を活用し、里山獣害対策森林整備モデル事業を今年度中に実施する予定であり、追い上げ対策などが実施しやすく、野生動物が生息しにくい緩衝帯の設置、山梨県との協力による効果の検証などを行っていくこととしております。

なお、緩衝帯設置後となる平成19年度以降につきましては、その管理は補助対象とはならず、地域の自主管理が原則となりますが、地域の取り組みに対する助言等を適切に行い、野生鳥獣害対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

いい答弁にはなりません、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

40番議員、再質問はございませんか。

鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

里山整備事業について、お聞きいたします。

本市の整備事業の中にも、里山事業として山林4,550、4,560ヘクタールだったと思います。ただし、それには補助金が出るわけでございますが、これは、私は天然林も含まれているというふうな記憶を持っていたわけです。だから天然林は、補助対象にはならないよということなんですよ。そして、今の、私どもの現場を見ますと、天然林、人工林、天然林、天然林、また人工林、人工林というふうな形の中で、半分ずつのような状態になっております。そういった場合、この事業で、例えば、北杜市の事業を使う、これからもそうなんです。果たして人工林というふうに切って、里山が整備、私はされないような気がするんですよ。天然林も人工林も、里山にあるものはやっぱり、整備をする必要があるのではないのでしょうか。人工林と限ってしまうと、やっぱり、人間が唐松を植えたというふうに、たぶん、なってしまうんですが、実際に荒れているのは、やっぱり天然林のほうだと思いますので、そのへんを、市長の考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

まず質問の緩衝帯のほうから、答弁をさせていただきたいと思っておりますけども、鈴木議員が今、里山整備事業と絡めて、ご質問をしていると思っておりますけども、北杜市の里山整備事業は間伐・育林という、単年、1年1回事業であります。しかし、緩衝帯の維持管理は持続的に年々、草刈りをしたりしていかなければならないという事業であります。したがって、北杜市の里山整備事業で、鳥獣害対策の緩衝帯を維持管理するという意味からすれば、いささか、事業は異なるわけでありまして。

柳沢地区といわず、私たちの北杜市には、言うまでもなく、高齢化を迎えて、里の維持も大変になっているという自治体も見え隠れするわけでありまして、さっき、冒頭の議員のご質問のとおり、例えば柳沢地区の高齢化の中にあつて、緩衝帯を維持するかという問題、どうやって維持するかという問題は、近い将来、課題になるのかもしれない。水田では、ご承知のと

おり、中山間直接支払い制度が農林省の中で見えたわけでありますけども、そういう問題は将来、林野庁が研究してくれるかどうかという問題がありますが、当面は柳沢の緩衝帯については、なんとか、柳沢地区の皆さんで持続してほしいなど、率直に思います。

なお、里山整備の人工林だけでなく、天然林もというお話でありますけども、とりあえずは、なんとか人工林を中心とした里山整備をハイトップでやりたいと、天然林もという時代は、5年ないしは数年、やる中で、必ずや見えてくると、私も思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

40番議員、鈴木孝男君。

○40番議員（鈴木孝男君）

モデル事業そのものについて、お聞きします。事務方で、誰でも結構ですので、答えていただきたいと思います。

例えば、今度、このモデル事業というのは、林務の關係の事業なんですね、それでもって、農振除外になっていれば、種目が田であっても、里山整備の対象になるか、これが1点でございます。

それから、この際に、他の地目変更をしたい希望者がいるときに、地権者にとってみると、これに対しての補助金なり、助成はあるだろうかということでございます。この2点について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

林政課長。

○林政課長（石井洋君）

まず、議員ご質問の地目の関連でございます。

地目については、まず、農振地域の除外をしていただくというのは、これは不可欠だというふうに考えています。地目の変更自体については、そこが現況優先で、森林でありましたならば、田であろうと補助の対象にはなるというような形になっております。

その後の地目の変更にかかる登記等の手続きについては、農振を除外しておりますので、地目の変更というのは望ましいかと思っておりますけれども、やはり、それには所有者の皆さんの意向等がございますので、そこは所有者の皆さんに個々でやっていただくということになります。

なお、その地目の登記の手数料についてでございますけども、こちらは所有者さん個人のご負担になろうかと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

40番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

関連質問はございますか。

（なし）

ありませんので、以上で40番、鈴木孝男議員の一般質問を終わります。

続きまして、北杜クラブ、19番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

あらかじめ、申し伝えておきます。

残り時間は108分ですので、よろしく願いをいたします。

○19番議員（千野秀一君）

通告書に従い、北杜市次世代育成支援行動計画の早期実施と充実について、質問をいたします。

本市は都市と地方の格差、勝ち組、負け組が叫ばれている中ではありますが、少しずつ人口が増えていきます。その大きな要因は転入であり、この地の環境への評価でありましょう。そして、終の棲家を求めている、近い将来の団塊世代移住者の急増の予想は超高齢化と併せ、この地に新たな地域性を創造すると思われれます。

しかし、一方で、市内の若者の流失、ましてや結婚、子育てに伴っての転出はなんとしても防がなくてはなりません。そこで、子育てをしたくなる市を標榜し、いくつかの質問につき、市長のお考えをお聞きいたします。

まず1番目といたしまして、結婚祝金の増額をであります。

スタートしたばかりの制度であります。晴れの門出の祝儀です。ぜひとも手渡しで、併せて窓口職員全員と、都合がついたならば市長みずから祝意を表せたならば、市民となった自覚と喜びを感じるのだと思います。

2番目、結婚したら住まいであります。公営、民間ともに若者が住みたくなる住宅の整備であります。

市営住宅のストック計画の進捗状況を教えていただきたいと思っております。

民間活力の面からであります。次は民間賃貸住宅建設への優遇について、市長が前に述べておりました。その制度の内容と実績について、また建設補助金制度についてのお考えがあるかどうか、お聞きいたします。

その次に新婚、子育て世帯に対する優遇制度として、市営住宅の入居優先、家賃の減免等のお考えがあるかどうかであります。

3番目、産休・育児休暇について、市の取り組みをお聞きいたします。

子どもはほしいが仕事もしたい、大きなジレンマであります。本市職員の制度と、その取得状況について、紹介をお願いいたします。

2番目に、市内の企業交流会、53社ほどあるということですが、その会社の制度と取得の実績。市職員との比較はどのようになっているかも、教えてください。

また、この結果について、民間企業への啓発と民間企業に対する助成の制度等の考えはあるかどうかをお聞きします。

4番目、妊婦の検診であります。妊婦検診助成金の増額をであります。これも、先ほどスタートしたばかりであります。

併せて、5番目の近くで産めるシステムの構築をであります。今月4日から9日までの6日間ありますけども、山日の紙面に大きな面積で、「産む場所がない」というタイトルで、山梨の産科事情が報じられていました。周産期医療に対する県・市町村の取り組みとして、分娩施設の減少実態の把握を、6月1日までしていなかったとのことあります。お産は病気ではないという意識があったのかどうか分かりませんが、現状の少子化は国家の、ふるさとの存亡に関わるというときであります。この不便で、不安な本市の状況を見るにつけ、行政の責任とし

て、遠くまで検診に通わなければならないことに鑑み、助成金の増額をお願いするものです。

通告書の質問順番が前後しますけども、7番目の小児医療機関の早期充実整備をも併せて、ご答弁をお願いいたします。

市立病院の活用は、大きな政治の仕事だと思います。市外、県内に嫁いだ娘が、実家の近くで母に励まされて出産をする。しかし、今では病院の近くのホテルに待機をするというのが珍しくないとのことであります。なんとか、したいものであります。

6番目は、出産祝金の見直しです。

これもまた同様、スタートしたばかりの制度であります。第1子1万円、第2子5万円、3子30万円、4子以上は50万円と。子育て支援充実のため、経済支援の中に掲げられています。経済支援としてあります。若い夫婦、子どもはほしいが休みの問題、ましてや経済的にも、まだ余裕がないなどと、1年1年と年を重ねてしまう。経済支援と銘打つならばこそ、まず第1子から一律の力強い支援とすべく、スタートしたばかりでありますけども、早急に見直しができないか、再検討をお願いしたいものであります。

そして、これも長寿祝金の贈呈と同様に、市長みずから、都合によっては代理の方でも仕方ありませんが、直接届けて祝意を表すというふうな、温かい施策としていただきたいというふうに思っております。17年度が終わった中で、実績と、その比較もできましたら、お願いいたします。

次も保育料の問題です。2子以降、30%軽減とあります。よその市がどうか分かりませんが、こういう場面でも、他の市と違うような施策ができないものか、無理なのか。保育料の2子以降、3割軽減についてのお考えもお聞かせ願います。

最後の質問ですけども、保育園の問題であります。

先ほど同僚議員からも質問がありましたように、制度も大きく変わっております。北杜市中の保育園についても、市の早急な、制度改正に伴う早急な取り組みに期待をしているところであります。

いくつかの少子化対策としての質問をいたしました。まだまだ多くの、少子化対策には要因があるわけですけども、財政難も要因だというふうには言わないで、まず市民に市が取り組んでいる姿勢を明確に示すべきだと思います。ご答弁を、いくつかありますけども、お金がないことは分かっておりますけども、よろしくお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

19番、千野秀一議員のご質問にお答えいたします。

北杜市次世代育成支援行動計画の早期実施と充実について、いくつかご質問をいただいております。

最初に結婚祝金の増額についてであります。結婚祝金制度の目的は、市内の夫婦に結婚祝金を支給することにより、定住人口の増加を図り、若い労働力を定着させることとありますが、少子化対策にもなることから、平成16年11月から実施しております。この結婚祝金制度は、県内では北杜市だけの制度であり、まだ2年足らずでありますので、その効果を見極めた中で、検討したいと考えております。

次に公営住宅ストック総合活用計画の推進、進捗状況であります。公営住宅は健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で住宅を供給することを目的としております。

公営住宅ストック総合活用計画は平成12年度に制度化され、合併前に6町村、合併後に2町の計画を策定しております。この計画に基づき、既存の公営住宅の活用を総合的に検討する中で、良質な公営住宅の整備を計画的に進めております。市営住宅は、昭和32年から昭和54年にかけて建設された木造簡易耐火構造平屋建ての住宅が多く、ストック計画を精査する中で、順次、整備してまいりたいと考えております。

すでに明野町のひまわり団地は、平成15年度から平成17年度にかけて、30戸の整備を行い、高根町の西原団地は全体48戸の建設計画のうち、本年度18戸の建設に着手します。武川上団地は本年度設計業務委託を行い、平成19年度に24戸の建設を計画しております。また、大泉町の山崎団地につきましては、地権者の同意が得られれば、用地買収を行い、増築をしてまいりたいと考えております。

さらに、市内の企業への就業者を対象とした住宅の整備につきましても、須玉町の就業促進住宅の第2期工事を本年度、実施設計を行い、平成19年度に建設をしてまいりたいと考えております。

次に民間賃貸住宅建設への優遇制度と実績、建設補助金制度の考えについてであります。

民間投資による賃貸住宅を新築する者に対する助成を検討したことがありますが、他の市町村にも例がなく、助成制度の創設には至りませんでした。今後、民間賃貸住宅への対応につきまして、北杜市を取り巻く状況を総合的に勘案する中で、検討してまいりたいと考えております。

なお、新築の賃貸住宅に対しては、地方税法により、居住部分の床面積が1戸当たり40平方メートル以上、280平方メートル以下の住宅に対して、新築後3年間、固定資産税の2分の1が軽減措置されております。

次に新婚、子育て世帯優遇制度の考えについてであります。優先入居につきましては、北杜市営住宅条例により、住宅に困窮する度合いの高いものから入居者を決定しており、その中で20歳未満の子を扶養しているもので、一人親家庭や特別低所得者の皆さんの入居を優先しております。また、結婚をされていない方を含めた新婚家庭や子育て世帯の入居につきましても、子育て支援、少子化対策の一助として、入居を優先してまいりたいと考えております。

家賃の減免につきましては、家賃の算定は公営住宅法に基づく世帯の収入に応じた算定により、低廉な家賃で住宅を供給しておりますので、現行でまいりたいと考えております。

次に産休、育休についての、いくつかご質問をいただいております。

最初に市職員の制度についてであります。産休につきましては、北杜市職員の勤務時間、休暇などに関する条例で、産前6週間、産後8週間の分娩休暇が与えられております。また、育休につきましては、北杜市職員の育児休業などに関する条例に基づき、分娩休暇終了後、引き続き、最長3年までの育児休業が取得できます。

取得実績につきましては、平成17年度は新規取得者は10名、17年度以前からの継続取得者12名、合わせて22名が育児休業をしております。平成18年度は、現在までのところ、新規取得者7名、18年度以前からの継続取得者7名の14名が育児休業中であります。

育児休業取得者の平均取得期間は1年2カ月で、最短取得期間は7カ月、最長取得期間は2年

7カ月でありました。

次に市内企業交流会、53社の制度と取得実績についてであります。厚生労働省が実施しました民事事業所の平成16年度助成雇用管理調査によりますと、男女別育児休業取得割合は女性が70.6%、男性が0.56%となっております。男性の育児参加率が低い国ほど、少子化の傾向にあることから、国は育児休業の取得について、より一層の推進を図っているところでもあります。

市内企業交流会、53社の制度と取得実績については、現在のところ、把握しておりませんので、早急に制度の内容、取得実績などについて調査し、全国調査や市職員との比較をする中で、その啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に民間企業への啓発、助成制度についてであります。まず民間企業などへの啓発については、産休・育休の取得促進の啓発だけでなく、次世代育成のための職場環境づくりのための啓発活動を進めていくことが重要であると考えております。このため、4月に委嘱しました男女共同参画推進委員の皆さんにも、啓発につきまして、ご協力いただきたいと考えておりますが、市民一人ひとりが次世代育成のための職場環境づくりに主体的に参加することも必要であります。

また、男女共同参画プランに基づく町内推進会議を設置し、市役所が率先して、男女共同参画へ取り組み、民間企業などへの男性の育児参加の呼びかけ、育児休業制度のさらなる周知などに努めてまいりたいと考えております。

助成制度につきましては、企業における子育てと仕事の両立支援を誘導する1つの手法として、検討していく必要があると考えております。

次に妊婦検診についてであります。現在、県下統一で行われております妊婦一般検診としては、前期に1回、後期に1回分の検診費の補助をしております。また、このほか市単独事業として、1回分の検診費の2千円を上限として、5回分までの補助をしているところでもあります。

この市単独事業は、平成17年度からスタートしたものでありますので、当面は現行の制度で対応してまいりたいと考えております。

次に、近くで出産できるシステムの構築についてであります。市立病院に産婦人科の増設を図るための努力をしておりますが、全国的に産婦人科医が不足している状態のため、非常に困難状況であります。このため、産婦人科につきましても、小児緊急医療体制と同様に、山梨県が中心となって、入院可能な病院で受診できるまでの体制を確立してくれるよう、県へ要望してまいります。

私も、率直に言って、この間の報道を見まして、小児科医といい、産婦人科医といい、私たちのふるさとに大変、遠い状況であることを聞きまして、驚いた一人であります。そういう意味からすれば、産婦人科医とか小児科医は、全国的にいろいろな問題もあって減っている。その中で、少子化対策を語るわけですので、大変、産婦人科医とか小児科医は緊急な課題だと思いますので、国といわず関係機関に働きかけていき、いくら財政が厳しくとも、この問題については議会の皆様のご理解もいただきながら、全力で対応をしていきたいと思っております。

次に出産祝金についてであります。出産祝金制度につきましては、市単独の制度で、第1子目は1万円、第2子目は5万円、第3子目は30万円、第4子目からは1人につき50万円と

段階的支援を実施しております。

お尋ねの平成17年度の実績で見ますと、受給者は271人、祝金は2,667万円であります。なお、一律30万円で換算すると、8,130万円となり、約3倍の負担となります。子どもを育て上げた人、あるいはまた子育て中の人、あるいはまた、これから子育てする人の三者が理解して、はじめて制度として生きるものであり、少子化対策の必要性を考慮しても市民の理解が得られないのではないかとと思います。他の市町村と比較してみましても、祝金の額は高いほうですので、現行制度をとりあえず維持していきたいと考えております。

次に小児科医療機関の早期充実整備についてであります。市内には常設の小児科はありません。しかし、次世代育成支援行動計画策定のため、実施したアンケート調査において、保護者から小児科の常設を強く求められております。このため山梨大学、自治医科大学へ常設の小児科を開設するため、医師の派遣をお願いしておりますが、全国的に小児科医が不足していることから、いまだに希望が叶えられておりません。現在、甲陽病院においては、週2回、山梨大学から小児科医の派遣をいただき、診療を行っていますが、緊急時には県内の入院可能な病院で受診ができる体制が確立されておりますので、当面の間は、これらを利用していただきたいと思っております。

市といたしましても、塩川病院、あるいは甲陽病院に小児科を常設できるよう、引き続き関係方面へ働きかけてまいる考えであります。

次に保育料軽減措置についてであります。保育料につきましては、合併協議の際、子育て支援対策を視野に入れ、財政が厳しい中であっても、安い保育料の町村に合わせて、規則を制定しております。現在の保育料は、国の基準額のおおむね2分の1であります。

ご質問の第2子以降、3割軽減は市独自の軽減策でありますので、これをさらに軽減するには、現状では困難と考えております。

最後に多様な保育ニーズへの対応についてであります。北杜市次世代育成支援行動計画を実施、推進していく中で、現在15の市立保育園すべてで統一した保育指針のもと、通常保育をはじめ、障害児保育、乳児保育、一時保育、時間外保育などを実施しています。また、延長保育や特定保育につきましては、受け入れ態勢の充実など、運営体制を整備する必要があります。しかし、ニーズとコストの関係がありますので、市内の3カ所の民間子育て支援サポートセンターへの助成も視野に入れながら、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

19番議員、再質問はございませんか。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

大変、たくさんの質問でありましたが、ご答弁をいただきました。

すべてのお答えの中の裏側には、財政難、厳しいというふうな状況がうかがえます。しかし、今は自治体間の生き残りの競争の時代でもあります。市民は公表されている情報のみで、市の良し悪しを判断したりしてしまいます。市長はこれまで、本市の少子化対策は決して、他の市に勝るとも劣らないと言っておられます。今の説明の中でも、市単独というふうな制度が4つ、5つというふうで紹介をされております。現に実施している助成金の、この中で、他の市に先

駆けているという施策が、このほかにもいくつかあるようであれば、教えていただきたいと
思います。市民にも、そのことは知らせるべきだと思います。

また、この少子化対策は、町内の各部、課に及んでいることと思います。一般の市民が相談
等をしやすいように、専門の窓口等も設けたらいかかなというふうに考えております。お考
えをお聞かせください。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

先進的な事例というようなことで、ご質問をいただきました。

一応、北杜市で近隣町村よりは、ちょっと進んでいるなということについて、ご説明をさせ
ていただきますと、まず保育料の減額でございますけども、国の制度、通常は保育園に2人
以上通園する場合が減額の対象でございますけども、市の場合は国の制度に加えて、1人目、2人
目のお子さんが18歳未満であれば、そのお子さんを減額すると。

市長から、先ほど説明がありましたけども、妊婦検診の関係でございますけども、通常2回
ですけども、北杜市は、そのあと5回をしていると。

あと産後ヘルパーの派遣でございます。出産後、まだ体調が十分でないということの中で、
育児・子育てが大変だという家庭には、産後ヘルパーの派遣事業もしております。

併せて、不妊治療の助成、18年度からですけども、北杜市では、コウノトリ支援事業とい
う銘を打っていますけども、その事業も実施しております。

併せて、乳児検診でございますけども、近隣の市を見ますと、1回あるいは2回でございま
すけども、北杜市は乳児相談、4カ月検診、7カ月検診、12月検診と4回実施しております。
今、社会問題になっている虐待とか発達障害などの親子問題についても、早期対応ができるよ
う、発達の節目となる時期に検診をしているということの中で、近隣の市よりは多く、回数を
しております。

それ以外にもチャイルドシート、乳児と幼児のときにそれぞれ1回ずつの補助もしておりま
す。

基本的には、このような事業を推進しております、前に説明もありましたけども、近隣町
村に比べて劣っているということはないし、われわれは勝っているのではないかと、このように
思っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

19番議員、まだ質問はございますか。

千野秀一君。

○19番議員（千野秀一君）

今の部長の説明、確かにそうかなというふうにも感じます。

しかし、制度自体がまだスタートしたばかりであります。この制度がスタートしたばかりで
はありますけども、国のほうにおいても、この深刻な状況が把握されていなかったというふう
な状況かと思えます。今、真剣に、その対応に追われているというふうな状況のように感じま

す。北杜市としても、せっかくなつくった行動計画ではあり、5年後に見直しをし、10年間で、これを実行していくという計画のようではありますが、まだ1年しか経っていないとはいえ、いろんな矛盾が出てくる可能性もあります。そういう中で、前倒しをしてでも、このことに取り組むというふうな、市長の気構えについて、一言お伺いをして、質問を終わりたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野議員から再々質問をいただいておりますけれども、さっき、基本的には北杜市が他の市に先駆けてやっている事業については、そういうことだと。しかし、たびたび、この議会でも議論がありますけれども、例えて言えば、700円の負担は、聞きようによっては北杜市の、他に比して劣っているところ等々もあろうかと思っておりますけれども、先ほど部長の話のとおり、トータル的には、福祉事業もいろんな意味で他の市に劣っているとは思っていないと、みずからも思っています。

その証しとして、介護保険料も他の市に比して、北杜市は低いと、介護保険料が。あるいはまた、元気老人が統計的にも他に比して、私たちの北杜市は多いということは、ある面であれば、福祉行政も、いろんな意味で、他に比してレベルが高いではないかというような証しではないかと思っているわけであります。

それから今、お話のいろいろな制度の前倒しやら見直しも必要だというお話でありますけれども、法律に縛られながらもいいことはいいとして、そんな思いで検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

19番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

関連質問はございますか。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

ただいま産後ヘルパーの派遣という話がございまして、これについては、非常に喜んでいる親御さんたちが多いんですけれども、若いお母さんたちと話をしたときに、子どもを産めない理由はなんですかといったときに、まず2人目のときには、1人目の子どもを預けることが簡単だと。しかし、2人の子どもを預けて病院に行くということは、非常に難しい。そういう中で、産後のヘルパー派遣を、その陣痛が起きたとき、それから入院しているときまでの拡大を図っていただけないかというお話がございました。そのへんのご検討をお願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

お答えをいたします。

緊急の場合ですけれども、保育園でも休日保育とか、一時預かり保育等を実施しております。先ほど市長から話がありましたように、市内に子育てサポートセンターも3カ所あります。そ

これらの利用もしていただきたいと、こういうように考えております。併せて、その件につきましても検討してまいりたいと、こういうように思っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で19番、千野秀一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時5分に再開いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

次に北杜クラブ、15番議員、利根川昇君。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

保育園の関係でございますが、前の2人が保育園の関係、いろんなことを質問いたしております。ある意味では、多少、答えが見えてきた部分もございまして、私は、地元の現状を話させていただきたいというふうに思います。

清里地域の2つの保育園の現状に関して。

清里地域には、Keep協会運営の私立聖ヨハネ保育園と、市立わかば保育園との2つの保育園があります。このことは地域としては、大変ありがたいことであり、幸せなことです。ヨハネ保育園は昭和29年、ポール・ラッシュ博士により創設され、キリスト教のミッション的な保育と長い歴史に支えられ、定員60人を上回る園児が通っております。清里の園児が約半数です。清里以外の北杜市内と県外、その近場の方ですけれども、県外の園児で半数という状況です。

一方、市立わかば保育園は前身の檜山保育園の老朽化のため、平成4年に現在地に設立されました。屋内温水プールを併設し、冬場の床暖房まで兼ね備え、ハード面では北杜市の中でも恵まれていると思う、素晴らしい施設です。しかしながら、定員50人のところ、現在の園児は17人という状況です。

市立の保育園が利用されないのは、まったく残念であり、少子化の流れの中、また、北杜市行政改革大綱の中でも5年間の検討事項とされ、地元住民はやはり、廃園を心配しております。本当に廃園ということになれば、通園時間の関係とか職員の雇用数削減、少子化対策へのマイナス影響などが問題になり、子育て支援のためにも地域性を考慮すべきであり、ソフト面での改革に着手していただきたいというふうに考えます。

公立といえども、職業や生活など、いろいろな面で多様化している、この時代において、ある意味ではサービス業の姿勢をも持つことが重要であり、園児のため、保護者のために、また少子化対策への1つの助けとするべく、改善を推進していただきたいと考えます。

そこで、以下4点について、質問いたします。

1つ目、職業の多様化から、特に観光地のニーズとしての土曜日保育、できれば日曜日保育、これは毎回でなくても、もちろん、まったくしていないというわけではございませんけども、そんな実施など、幅の広い、いろいろな考え方、方法で預けたい人の要望に応えられる保育園のあり方を模索する必要があるのではないかと思います。市長の考えはいかがですか。

2つ目、それぞれが特徴のある、よりよい保育園づくりをしていくため、市立と私立はなかなか、私立の数が少ないということもございますけども、なかなか交流の機会が少ないというふうに聞いております。そんなところで、保育士の人事交流とか、互いの保育現場を体験する機会を設けたらいかがでしょうか。

3つ目、地元の長寿会とか、地域のボランティア団体などとの世代間交流の拠点として、いろんな方に積極的に活用される場であつたらどうでしょうか。

4つ目、地域とか場所を限定せずに、保育園のいろんな事業で共同に実施してみたらどうでしょうか。また、施設もいろんなところがあるわけですから、相互利用の機会を設けてみてはどうでしょうか。

以上、4点について、お考えを伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

15番、利根川昇議員のご質問にお答えいたします。

清里地域の2つの保育園の現状について、いくつかご質問をいただいております。

最初に土曜日保育、日曜日保育など、保育園のあり方についてであります。土曜日の保育は現在、わかば保育園では午前7時30分から12時30分まで、聖ヨハネ保育園では午前7時45分から午後4時まで実施しており、平成17年度実績では、わかば保育園が年間で延べ172名、1日平均3名。聖ヨハネ保育園が延べ1,352名、1日平均27名となっております。今後、清里地域の特性を考慮し、保護者のニーズを調査した上で、土曜日の保育時間の見直しを検討してまいりたいと考えております。

また、休日保育につきましては、しらかば保育園で午前8時から午後4時まで実施しており、平成17年度実績では、延べ年間でしらかば保育園児84名、聖ヨハネ保育園児40名の合計124名が利用し、1日平均にすると、3名の利用者となっております。

この休日保育につきましては、合併協議の際、地理的に市のほぼ中心にあるしらかば保育園で実施することとしました。平成18年度はしらかば保育園児1名、聖ヨハネ保育園児3名であり、清里の園児が利用していますので、保護者の理解が得られれば、わかば保育園への変更を検討してまいりたいと考えております。

次に民間保育園との人事交流についてであります。現在、少子化が進展する中で、将来の保育園統合などを視野に入れますと、大切なことと考えます。また、市立、私立保育園とも子どもをすこやかに育てるという保育目標は同じだと思いますが、そこまでのプロセスが異なっておりますので、保育指針など、すり合わせができるようでありますならば、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、世代間交流の拠点としての活用と保育園事業での共同実施、施設の相互利用についてであります。現在、わかば保育園では地域の長寿者や園児の祖父母と交流会として、手遊

び、焼き芋、夕涼みなどを実施しております。また、聖ヨハネ保育園では、園児の祖父母と餅つき大会として、その中でコマ、カルタなどの伝統的な遊びを実施しております。また、市立保育園の中では、地域や地理的なことを考慮する中で、子どもまつり、交通安全教室などの共同実施を行っております。

わかば保育園と聖ヨハネ保育園では、共同実施をしておりませんが、将来の保育園統合や同じ小学校へ通学することを視野に入れますと、園児・保護者の交流を深めることが大切なことですので、今後は保護者会、園長会を通じて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、わかば保育園と聖ヨハネ保育園の施設の相互利用につきましては、保育指針など、すり合わせができるようでありましたら、互いの施設を利用して共同事業を実施してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

15番議員、再質問はございませんか。

利根川昇君。

○15番議員（利根川昇君）

再質問、2点させていただきます。

4番の共同実施、また事業の共同実施、相互利用の関係ですけれども、市長の今のご答弁でだいぶ、私自身分かったつもりでありますけれども、1つ、例として挙げさせていただきたいんですが、実は、わかば保育園のプールをヨハネでも使ってみたいなという気持ちがございます、それと引き換えということではないんですが、Keep協会には自然環境プログラムをさまざまな角度から実践しているチームが大勢おります。そんな意味も含めまして、逆にわかば保育園も清泉寮、Keep協会の広場に行ったりとか、たまには牧師さんの話も聞くというふうな、実現可能な交流から始めていってほしいなという希望がございます。

そのためには、いずれ話にあがってくるでしょうけれども、希望があれば、年間、数少ないことだと思いますので、相談の上で、市のバスなども利用させていただけたらありがたいと、そんなことです。

それと、いずれにしましても、清里のことを話題の中心には置いておりますが、よいことは市内のどこでも進めるべきであって、保育園の統廃合につきましては、甲府とか萐崎でも検討委員会を立ち上げて、検討に入っていると新聞で知りました。この北杜市でも、いずれはそういった検討に、当然、入ると思われませんが、地域の事情を十分、考慮に入れた改革を推進していただきたいと考えますが、以上、2点について、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

古屋保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

施設の相互利用でございますけれども、お互いに、先ほども申しましたように、都合がつけば、プールなどは利用していただければと思っております。小学校の低学年でも、保育園の温水プールを使っている例もございますので、保育事業の中で必要であれば、施設の相互利用はしてい

くことを考えております。

バスの送迎につきましても、北杜市には通園バスがありますので、都合をつけて、利用ができるようにしていきたいと思えます。

保育園の統合につきましても、これはまた、大きな問題でございます。保護者との話し合いもありますけれども、また、行政大綱の件もございます。皆さんの考えを聞きながら、進めたいなと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

15番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

関連質問はございますか。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

先ほど、休日保育のところ、しらかばでしていただいているというお話なんです、今の勤務体制が週5日でありまして、土日が休みでないという勤務が非常に増えております。昔のように、土日が休みというふうな形態ではないというところがたくさんありまして、特にサービス業に勤めていらっしゃるお母さま方は、土日も出なければならぬというところがありまして、何か日曜日に預けると1千円、1日かかるというふうな話を聞いております。それも、今から、そういう方が増えてくるという傾向であれば、その1千円、休日に預ければかかるというふうなことも、ちょっと改革していくべきではないかというふうなことを、質問したいと思えます。

それから、もう1点。非常に先ほど、交流という部分で、園外保育というのが少なくなっているというふうなお話を聞いておりまして、その中で今、保育園バスという話が出ていますが、そのバスの利用というのが、非常にしにくくなったというふうなことを聞いておりますが、そのへんの状況をちょっと、お聞きしたいと思えます。

以上2点、お願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

最初に休日保育の関係、保育料の1千円という質問をいただきましたけれども、額は3歳児が1,600円、4歳児が1,400円というようなことになっております。

ただ、この制度につきましても、受益者の、利用する方の負担ということで、時代の流れの中で、受益者負担ということは、時代の趨勢といえますか、大綱においても、そんなようなことがいわれておりますので、子育てを優先的に考えると、こういうことを考えますと、これらについても検討してまいりたいなと、こういうふうに思っておりますけれども、基本の流れは、やはり受益者負担と、これだけは、われわれとしても堅持をしていきたいなと、こういうふうに思っております。

次に園外保育の関係でございますけれども、最近、園外保育が少なくなったというふうなお話

でございますけれども、現実には、園長さんが中心になって、園外へ出て、いろいろな保育事業をしております。今、議員さんから少なくなったということであれば、また、園長会議において、より多く、子どもが外へ遊ぶとか、そういうことが大切でございますので、その方向で事業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

ありませんので、以上で15番議員、利根川昇議員の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、38番議員、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○38番議員（渡邊陽一君）

男女共同参画推進センターの設置について、お尋ねいたします。

男女共同参画の推進においては、これまでも各自治体が国際社会や国内の動向をふまえ、性差別をなくし、男女の平等を実現するためのさまざまな取り組みを進めてきておりますが、しかしながら、性別により固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣行などが、依然として根強く残っております。また少子高齢化、情報化、国際化の発展など、社会経済情勢が急激に変化する中で、私たちの地域を豊かで、活力あるものにしていくためには、一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりが、緊要な課題となっております。このような中で、北杜市では昨年度、その推進の方向を示した男女共同参画推進プランが作成されました。今後のプラン推進に、大きく期待しているところであります。

しかし、この推進にあたっては、県および市と市民が共通認識のもと一体となり、進めることが重要であると考えます。そのためには、峡北地域で推進活動の拠点となる施設の整備が必要であると思っております。また、多くの市民および女性団体等から男女共同参画センターの設置を強く要望する声が聞かれるところであります。早急な対応を望むところであります。

昨年の9月定例議会において、同僚議員からも県立男女共同参画センターの誘致についての一般質問がありましたが、市長からは、この計画を推進していくために、男女共同参画推進センターは非常に重要な施設であり、県に対して推進センターの設置を強く要望していくとのご答弁がありましたが、その後の県の要望の状況と、今後のセンター設置について、市長にお尋ねいたします。

2点目、中学生海外派遣事業について。

各市町村において、このところ学生の海外派遣事業が盛んになってきております。北杜市においても、白州町中学生海外派遣事業が、今年で11年を数えました。長きにわたり、続けた事業もここで一休みとのことのようなのですが、子どもたちは続けられることを楽しみにしていました。

本年度より、見直しを考えているようですが、どのように進めていくのか。過去、子どもたちは、ホームステイ先の子どもと一緒にスクールバスに乗って学校に行き、授業を受けて、授業の中で日本の文化を英語で紹介し、交流を深めてまいりました。交流先のアルバータ州は日本に大変、興味を持ち、同校においても年間を通して、日本を学ぶ授業の時間を持っており、

中学生との交流は機を捉えたものといえます。これから、育つ子どもたちの教育について、市長のお考えをいただきます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

38番議員、渡邊陽一議員のご質問にお答えいたします。

最初に、男女共同参画推進センターの設置についてであります。

男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、それぞれが個性と能力を生き生きと発揮できる男女共同参画社会の実現は、活力のあるふるさと北杜市を築く上で、大変、重要な課題であります。そのためには男女共同参画を学習する機会の充実や、地域リーダーの育成に、積極的に取り組むことが必要だと考えております。

県では、甲府市のぴゅあ総合を中心に、ぴゅあ峡南、ぴゅあ富士を活動拠点として取り組んでおりますが、峡北地域には活動拠点がなく、女性団体などの皆さんから、再三、拠点整備の要望をいただいております。また、先般、男女共同参画推進委員会からも、同様の強い要望があったところであり、男女共同参画社会の実現のためには、その活動拠点施設の整備は急務であります。

市といたしましては、財政の厳しい中でありますので、現在、準備を進めている武川地域交流プラザに男女共同参画推進センターを併設するのも、1つの方法だと考えております。そこで武川地域交流プラザの建設検討委員会に、女性団体や男女共同参画推進委員の代表に加わっていただき、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、男女共同参画推進の機能を充実させるため、県に財政支援をお願いしていく考えであります。

次に、中学生海外派遣事業についてであります。

カナダ、アルバータ州、クローズネスト高校への中学生海外派遣事業は、異文化体験を通して幅広い視野と行動力を身につけ、多様化する社会に柔軟に対応することのできる国際性豊かな人材育成を目指して、平成7年から毎年、20名の生徒を対象に、旧白州町でスタートしたもので、今年度で12回目となります。

平成16年11月の合併後においては、徐々に他の中学校の生徒にもカナダの異文化体験学習の機会を与えたいという観点から、平成17年度、平成18年度は武川中学校の生徒を加えた中で、カナダの受け入れ先の学校も1校増やし、実施してまいりましたが、市内中学校の校長会でも、来年度からはすべての中学校に同様な機会を与えてほしいとの要望がありました。

こうしたことから、交流を深め、躍進の杜づくりを推進するため、平成17年度以降の中学生海外派遣事業については、現在、行っております姉妹都市のアメリカ合衆国、ケンタッキー州、マディソン郡とのホームステイ事業、ならびに韓国、抱川市との交流事業とともに、将来を担う中学生のための国際交流として、市内すべての中学校を対象に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

38番議員、再質問はございませんか。

渡邊陽一君。

○38番議員（渡邊陽一君）

男女共同参画センターについての答弁をいただきました。

できれば、武川の交流プラザセンターのほうで、対応したいということですが、これはぜひ、各地域間を見ますと、やはり、そういうふうな建物で設置していただければ、お互いに話し合いができると思いますので、ぜひ、その武川の交流プラザのほうを推進していただくよう、市長によろしく、再度お願いいたします。

それから、異文化の中学生の海外派遣事業ですが、わが北杜市としても、今、市長が言われたように、3カ国、お互いにいい意味で、お付き合いをさせてもらっていますので、各地域間において、全体といわず、地域間に、この中学生の派遣事業をもっていただければ、ありがたいのではないかなと思います。これは8つの町がありますが、近隣で、全域でなくて、地域的に韓国、ケンタッキー、アルバータ州のクロウズネスト・パスというふうな形の中身を充実していけば、もっと違った意味で、北杜市の海外交流、異文化交流ができるのではないかと思います。

そして、市長が言われているように、教育の面では、すこぶる、よく面倒をみていただけるという話なので、お隣の長野県では教育県という形ですが、教育県には、山梨県は北杜からというふうな形をもっていただけるように、ひとつお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

要望ということで、答弁はいいですね。

（はい。の声）

要望ということで、よろしく願いをいたします。

関連質問はございますか。

（なし）

ないようですので、以上で38番、渡邊陽一議員の一般質問を終わります。

続きまして、北杜クラブ、21番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

6月議会、一般質問にあたり、農産物直売施設の設置について、お伺いいたします。

最近のわが国の農業施策は、食料自給率の向上を目指して、経営規模の拡大や担い手の確保、集落営農の組織化など、生産の拡大を基本に、重点的に施策が展開されています。中でも、地域での自給力を高めていく視点から、地域で生産された農産物を地域で消費する。いわゆる地産地消の概念が取り入れられ、生産拡大や遊休農地の活用など、農業の活性化に大きな役割を果たしており、今後の農政推進の上から、極めて重要な課題であります。私は、この地産地消運動の推進の柱は、農家と消費者との間の直接対話にあり、その媒体としての直売施設の設置が不可欠であると考えております。

このような環境の中で、北杜市におきましても、JA梨北農協や各種直売施設による農産物

の直接販売は着実に伸びてきており、農業所得の増大や観光客が道の駅を多数訪れるなど、観光との連携による地域づくりに実績を挙げております。しかし、道の駅を含めた公共的な直売施設を見ますと、平成16年現在、北杜市内に直売所13カ所、観光施設内に14カ所、温泉施設内に6カ所あるわけではありますが、地域的に偏りがあるのが実態で、このことは今年の12月議会においても、ご指摘申し上げてきたところであります。

特に入り込み客の多い、中央自動車道インターチェンジの近隣におきましては、須玉インター付近にはおいしい市場、小淵沢インター付近には小淵沢道の駅など、地域農産物を販売する施設がありますが、長坂インター周辺には、地元の農産物を本格的に販売する場所がないのが実態であります。

一方、長坂地域には市が進めている集落営農組織として、長坂ファームがあり、その活動も軌道に乗ってきておりますが、水田に作付けした野菜の販売に苦労しているところであります。また長坂インター周辺は大泉、高根地域も含めて、水田の基盤整備も終わり、水稻、野菜の生産を中心とした生産性の高い農業地域であります。これらの地域では野菜のほか、最近、農産物のブランド化の一環として、商品化した北杜米を生産しており、安定かつ有利に販売できる直売施設の要望が高いわけであります。さらに、地域の生産者からは野菜だけでなく、米や果物、加工品も販売できる施設の設置を望む声は、大きいものがあります。

平成19年には、NHKの大河ドラマ「風林火山」の企画もあり、それに伴って、長坂インターを利用する車の増大が見込まれます。観光に訪れる人々の増加と相まって、ここ数年が農業と観光とが連携した、地域の活性化を進める最大のチャンスではないかと考えております。そこで長坂インター周辺に、インフォメーション機能と年間、販売できる加工品の製造施設を備えた農産物直売施設を設置することはできないか、市長にお伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

21番、渡邊英子議員の農産物直売施設の設置についてのご質問にお答えいたします。

地産地消の推進は、消費者が求める安心・安全な農産物の提供に即応した取り組みであり、これまでの多くの直売施設が市内各地域に開設され、消費者に親しまれているとともに、生産者の活力源になっております。長坂インターチェンジ付近のオギノ長坂店に併設しているインショップも、その1つであり、地産地消を目的に設置されたものでありますが、地域の地産地消を担うための受け皿としては、十分とは言えないものがあります。

ご質問の長坂インターチェンジ周辺へ、インフォメーション機能と加工品の製造施設を備えた農産物直売施設の設置ではありますが、現在、急務であります市の行財政改革の断行と既存公共施設についての指定管理者制度への移行などから、あくまでも地元主導型で、かつ地元組織が事業主体となり、設置する方法が望ましいと考えております。

したがって、地域の生産者が一枚岩となり、地域農業の総体的な発展が見込まれ、その礎となるものであれば、国・県の補助事業を導入しての設置を、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

21番議員、再質問はございませんか。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

再質問をさせていただきます。

指定管理に直売施設を向けていることも承知しておりますし、それから非常に、市の財政が厳しいことも承知しておりますが、直売施設の設置には、地産地消の盛り上がりをはじめとして、地域や農家の要望の高まりが、実施のタイミングではないかと思えます。それに一方、どこの施設というか、どこの機関を使っても、直売施設の建設には関係団体との調整や国や県に予算化の要請など、市当局が適切な指導と誘導がなければ、地元がいくら盛り上がっても実現するものではございません。そういうふうな意味から、今、前向きに検討するということがございますので、もう少し、具体的な内容をお示しいただけたらと思えます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊議員もご質問の中で言いましたとおり、私たちが、いろんな意味で、そういった施設を位置づけるのにも、インターチェンジだとか駅だとか、観光客のアクセスを考えなければ、消費者のアクセスを考えなければならぬことは確かであります。ときに小淵沢にあり、須玉にあり、長坂にないと、インターですね、ご指摘でありますけども、そういった意味で、これはたびたび、この議会でも言うとおり、獲らぬタヌキ感ではありますけども、私どもは吉報を待っているのでありますけども、太陽光発電も長坂インターが出入り口になるとか、いろいろな意味で若干、情勢が変わってきます。

そういう意味で、行政がこういった施設をやる時代は終わっていると。民でできるものは民でと。月並みでありますけども、指定管理者制度は、まさにそうであります。さっき、私の答弁でも言いましたとおり、市立・市営という時代ではないと。ある面でいうならば、例えばの話ですけども、藤井にある農協が、よってけ市をやっているとか、あるいはまた違う形で民の人たちがやっているとかという話は、この北杜の目から見ても、見えるところであります。そういう意味で、地域の皆さんが、あるいはいろんな意味の団体の皆さんが、「さあ、やろう」ということに対しては、国・県の補助金を取り入れながら、行政としても応えていきたいと、そういう思いであります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

21番議員、まだ質問はございますか。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

市長の思いは伝わってくるわけですけども、私たち地元としては非常に、盛り上がりもございまして、それから大泉、高根方面におきまして、直売施設がほしいという声は、今、非常に盛り上がっております。そういうふうな意味で、地元の思いを直売所実現に向けて、事務

方が引っ張っていただくといいような、そのような部分においては、地元にとってはノウハウがございません。いくら話し合いをしたところで、それ以上、進むわけではございませんので、産業観光部長さんにお尋ねしますが、そういうふうな手立てがございますでしょうか。

○議長（清水壽昌君）

産業観光部長。

○産業観光部長（真壁一永君）

渡邊英子さんの再々質問にお答えします。

農産物直売施設と加工施設につきましては、先ほど申しましたように、国の補助、それから県の補助等の事業がございます。事業主体としては、市長が申しましたように、地元主導型ですけれども、当然、JA梨北等の、やはり組織等がありまして、これらにつきましても、やはり、そのへんのところも、ある程度、お話する中で、一步一步進めていければいいなと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

21番議員、まだ質問はございますか。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

最大限の努力をしていただけるという理解で、よろしいでしょうか。

・・・以上で、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

関連質問はございますか。

（なし）

以上で、21番、渡邊英子議員の一般質問を終わります。

続きまして、北杜クラブ、14番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

給食センターに関わる食育について、お伺いいたします。

昨年7月に食育基本法が施行され、今年度より平成19年3月までに、山梨県でも山梨食の安心・安全計画の策定が進んでおります。この背景には、食生活の乱れや肥満などにより誘発される生活習慣病の増加があり、国を挙げての施策の柱として、食育を取り上げ、平成18年度には、国家予算は対前年度比、約35%増の4億5千万円の予算が計上されております。

特に文部科学省では、学校を主体として子どもたちへの食育啓発に関わり、子どもたちが望ましい食生活を身に付けられるよう、学校における食育への取り組み推進を図るための、さまざまな事業を展開しております。

施設の老朽化に伴い、本北杜市においては3月の定例議会において、給食センターの建設計画が提案されています。昭和60年ごろから、国の方針として、センター方式や民間委託が行われるようになり、現在、山梨県では大月、富士吉田、勝山、身延、南部、南都留、南アルプス市などで、導入が行われております。少子化による対象児童数の減少、運営に関わる経費などを考えると、新しく建設される場所は、センター方式に移行されるところが増えつつあるように思えます。

また、その一方、温かいものが温かい状態で食べられるのか、調理をしてくれる人の顔が見えないので、おいしかったよ、残さないでねといったコミュニケーションの場がない。食中毒が発生した場合、北杜市全体に及んでしまう。アレルギーを持つ子どもは、どうすればいいのかなどを心配する意見もあります。

文部科学省の衛生管理基準も、食中毒を防ぐため、調理してから2時間以内に食べられることを前提としております。県内でも最も面積の広い、この北杜市においては、運搬に時間がかかるということや短時間で仕上げなければならないこともあり、果たして、センター方式がよいのか、もう少し小規模での建設がよいのか、意見の分かれるところであります。

そこで以下、3項目、8点のことについてお伺いいたします。

まず、センター方式での建設コスト、ランニングコストおよび小エリアでの建設コスト、ランニングコストの比較。

関係者、これは学校給食運営委員、給食担当等に意見を聞くという結論が、3月の議会のおきに出ておりましたが、その経過と建設計画の進捗状況。

そして、市として考えられるセンター方式のメリットとデメリットについて、お伺いいたします。

次に、この北杜市は自然環境に恵まれ、米作、畑作、酪農家が在籍している土地柄において、他のところより有利な条件で食材の供給が受けられる状態であり、以前から地産地消を進めていくという方針を伺っておりますが、現在、地元産の食材はどの程度、どのように使用されているのか。契約栽培なども必要になってくると思われませんが、生産調整など食材の安定した一定量の確保について、どのように考えていらっしゃるのかについて、お伺いいたします。

また、センターや自校方式にかかわらず、安全で安心な、なるべく手作りで、心のこもったものを提供し、給食の質が落ちないことが、何より大切なことと考えますが、こうした際、まばらな形状の食材や、大量に調理するために調理用品は現在、どのように整備されているのか。

また、調理用員の確保と研修の状況。

給食の内容をより理解してもらうために、保護者や一般人を交えた施設見学会や試食会の開催などの計画があるのか。

以上、北杜市が日本一おいしい給食が食べられる市として、名を馳せるような方針を検討していただけるのか、質問いたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

14番、保坂多枝子議員の給食センターに関わる食育についてのご質問に、私のほうからお答えをさせていただきます。

最初に、建設コストとランニングコストについての質問でございます。

北杜市の5つのセンターと7つの単独調理場の現況は、施設の老朽化や設備の保有状況において、格差が生じております。センター方式、単独校方式という前に、衛生面および給食内容でも格差が生じているところであります。個々の改修により、この格差を埋めることはできません。格差の是正を図ることは抜本的な改修、つまり最新の施設を整備することが中長期的な

視野に立つ中で、必要であると考えております。

ちなみに児童生徒数の推移においても、平成18年度は4,228人であるのに対して、5年後は3,456人、772人も減少が見込まれております。また、10年後の平成28年度は2,801人と、平成18年度対比で約66%の児童生徒数になると推定されます。

お尋ねのコスト面ではありますが、2,500食規模のセンターを建設した場合のコストは約8億円の建設費となり、1食当たり32万円ですが、1千食規模の場合のコストでは4億6千万円程度の建設費で、1食当たり46万円となり、約1.5倍と試算されます。

また、ランニングコストでも、2,500食規模で1食当たり363円、1千食規模で386円となり、1食当たり23円の差が生じ、食数が多くなるにしたがって、コストも安くなると試算されています。

次に、関係者の意見と建設計画の進捗状況についてであります。

5月10日に、北杜市立学校給食調理場運営委員会を開催し、本市の学校給食施設の現況と改築の必要性および配送時間の実例や、温かいものが温かい状態で食べられるのか、こうした実例を紹介したところであります。また、機会を設けますので、ぜひ、議員の皆さんにも試食をお願いしたいと思っております。

またPTA連合会の常任理事会が23日に開催され、学校給食施設の整備について、施設状況、改築の必要性、行政改革での位置づけなどを説明し、今後、類似施設の統廃合や小中学校の整備等を勘案する中で、平成23年からセンター2施設による運営を行う考えであることの説明を行いました。今後、各学校で必要があれば、市場提供や説明会もしてまいる考えであります。10月中には、実施設計等が進められるよう努めてまいります。

次にセンター方式のメリット、デメリットについてであります。

まずメリットですが、学校の統廃合が将来、予想される中、給食施設の統合により、施設の改築、設備の更新、人件費、維持管理費が集約されることにより、コスト縮減が見込まれます。また給食施設の設備能力により、児童生徒の食数、内容に格差が生じていましたが、地域性、個性を共有しながら平準化できます。ドライ方式や最新の衛生管理システムの導入により、一元化された施設管理が行えます。

次にデメリットですが、学校までの配送者、配送人員が必要であります。また、食中毒が発生した場合、被害が大きくなるなどあります。

センターへの集約化により、万が一、食中毒が発生した場合、広範囲に及ばないかのご心配ですが、適正な材料の共同購入に努め、納入業者への指導、納入時の確認、下処理など、栄養士が常駐し、一貫した衛生管理指導を確実に行うことにより、安全性は高まり、食中毒を防ぐことができます。また、施設整備や保温食缶の配備により、効率的な調理や配送ルートの検討を行い、給食時間までの時間を短縮させ、センター建設のメリットを最大限発揮できるように検討してまいります。

次に、地元産の食材の使用についてであります。

市内各給食センターおよび各学校調理場において、地元産の食材は全体では30品目程度、現在、使用されており、すべての施設において、地産地消に取り組んでおります。主な品目は、お米はJA梨北と長坂ファームから購入しており、100%地産地消であります。牛乳は八ヶ岳乳業株式会社および、清里ミルクプラントから購入しております。そのほかの品目は野菜、果物、ニジマスや味噌、豆腐、納豆なども使用しております。地元産食材が給食材料費に

占める割合は、平成17年度で約17%です。

次に生産調整など、食材の安定した一定量の確保についてであります。

学校給食の食材は、調理場がそれぞれ小規模なため、少量多品目になる傾向があります。このことから、野菜類の地元農家からの供給は難しく、貯蔵ができる根菜類や米、季節的に収穫量が多くある果物などに偏らざるを得ない状況であります。しかし、大規模な施設が整備され、一定作物を大量に供給することになれば、農家としても計画的栽培が可能となり、農業経営上も採算性が成り立つことが予想できます。したがって、契約栽培も可能になり、こうしたことから、地元農家からの供給は可能と思います。

次に、まばらな形状の食材や大量に調理するための調理用品についてであります。

まばらな形状の食材を調理する専用の器具は、現在のところは整備されておりませんので、機械で取り残し等があれば、調理員が手をかけて、調理しております。

大量に調理するための調理用器具は各給食センターおよび学校調理場において、適正な規模の器具は整備されてはおりますが、多くの機材が老朽化しており、整備が必要と考えております。

次に、調理員の確保と研修状況についてであります。

調理員は、短時間のうちに大量の食材を調理しなければなりません。また衛生面においても、一瞬たりとも気を抜くことはできません。このようなことから、体力的にも気力的にも非常に厳しい仕事になっております。

現在、調理員は48名雇用しており、職員は9名、臨時職員は39名となっており、人数的には適正配置と考えております。

調理員等、給食関係者に対する研修であります。日常の健康管理や衛生管理知識習得は、ことのほか重要と考え、栄養士を中心に日常的な学習を積んでおります。また年2回、全県下の給食にかかる職員、栄養士、業務員を対象に県主催の衛生管理講習会が開催されます。これに加えて、峡北地域においては、年1回、調理実習を行いながら、調理法と衛生管理の学習会が開催されます。さらに市においては、保健所等と連携する中で、食中毒予防などについての研修会を開催しており、これらの講習会等に積極的に参加をしております。給食関係者は児童生徒が安全で安心して、おいしく食べられるよう日々努力をしております。

次に、保護者や一般の人を交えた施設見学会や試食会の開催についてであります。

施設見学会につきましては、ご案内のように市議会議員の皆さまにも、長坂給食センターを見学していただいたところでもあります。また、試食会でございますが、保護者については、小学校で試食会が実施されており、親子学習会などで給食施設の見学や試食が取り入れられております。これらの機会をとおして、給食に対する理解を深めていただいていると考えております。これからも、適正な学校給食の運営を努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

ただいま、14番議員、保坂多枝子君の一般質問の最中でございますが、再質問および関連質問につきましては、午後に行います。

暫時休憩します。

午後は1時30分に再開いたします。

休憩 午後 12時10分

再開 午後 1時30分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

2番、岡野淳議員は体調不良のため、午後の会議を遅刻する旨、報告がありました。

37番、細田哲郎議員は岡野淳議員の付き添いのため、午後の会議を遅刻する旨、報告がありました。

なお、岡野淳議員は市民クラブの一般質問、トップで質問することになっておりますけども、7番議員、鈴木今朝和議員のあとにいたしまして、市民クラブの一般質問を順次、繰り上げいたしますので、その旨、ご了承いただきます。

それでは北杜クラブ、14番議員、保坂多枝子君の一般質問を続けます。

午前中、答弁が終わっております。

保坂多枝子議員、再質問はございますか。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

5点ほど、お願いしたいと思います。

先ほど、センターになればというふうなことで、ちょっと考えていきますと、アレルギーの子どもさんの対応は、たぶん、たくさんになるので大変になると思いますが、現在のご家庭の希望というか、話を聞いて、アレルギーのお子さんの対応をしているというふうには、ちょっと、前のときにはお聞きしていますが、センターになれば、また、どんなふうな対応を考えていらっしゃるのかという点。

それから、センターになっていくと、職員が少しずつ減っていくということも、コスト削減になると思いますが、それがどのくらいの人数が削減というふうなことを考えていらっしゃるのか。

それから第3点といたしまして、食育基本法の中では栄養教諭というのを配置して、食育を推進していくというふうな考え方がございます。センターという部分であれば、その部分もカバーできるのではないかとというふうに思いますが、現在の状況と、それから市の考え方というのをお聞きしたいと思います。

第4点ですが、ちょっと、先ほど聞き取りにくくて、申し訳ございません。繰り返してお聞きしますが、1食46万円とかというお話を、ちょっと答弁していただきましたが、もう一度、そこをちょっと、詳しく教えていただきたいと思います。

あと1点です。

先ほど、答弁の中で、学校の統廃合というふうなことも考えていらっしゃるというふうなお話がありました。それで行政改革大綱の中にも、給食センターの指定管理というふうなことも謳われているようでございます。市の考えとして、どんなことを考えていらっしゃるのか、以上5点について、お願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

最初の給食センター方式で、アレルギー対応はということでございますけども、現在でもそれぞれアレルギー体質を持った子どもの症状は、それぞれ個人によって、まちまちでございます。特にセンター方式になりますと、現在、すでにセンター方式でやっておられる施設を見ましても、早め早めに、常に、1カ月前には各家庭に週のメニューを渡してあります。そうした中で、例えばの話でございますけども、私のうちの子どもは卵食材が合わない、あるいはコンニャク食材が合わないというふうな場合には、前もってメニューを渡してございますから、親からの申し入れを受けて、そのセンター、今現在でもそうですけども、あるいは調理場で、対応のできる範囲で、それを抜き取りするなり、あるいは個人の子どもさんに、その日のメニューについては、十分注意するようには指導しながら、抜き出しをして取ってもらうとかというふうな方法で対応しております。

いずれにしても、最善の努力はしておりますけども、センター方式、あるいは調理場方式にいたしましても、全体の食数、同じに作っていきますから、事前の連絡は常にとるようにしております。

それから、職員が少しずつ減るのかということでございますけども、最終的には今現在、私どもセンター方式で建設する予定で、事業を進めておりますけども、すべての今現在、使用している施設、調理場が23年に、すべての稼働をしていくという考え方ですから、すべて19年度から仮に今年度設計をし、19年度に施設を建設して、最大規模2,500食を建設いたしましても、すべての調理場が、その長坂のセンターと今度、新設するセンターで、2施設やる場合にしても、23年からすべてのセンターがいきると。ですから今は、とりあえず古いところからセンターを併合していくという考え方ですから、当分の間、職員の減員にはならないという考え方を持っています。

それから食育の栄養教諭でございますけども、この食育につきましては、すでにご案内のように、食育法を問われておりますけども、栄養士、あるいは今現在の各センター、各調理場に栄養士が配置してございますけども、文科省のほうの指導によりまして、栄養教諭という資格、学校養護教諭もそうなんです、そういう栄養教諭という資格を認定、あるいは資格を付与するような講習、あるいは研修、あるいは試験を取らせまして、その栄養教諭によりまして、教室へ出向いて、授業の中で教諭が栄養職、食育の勉強、指導をしていくという考え方で、今、指導をしているところでございます。

それから、先ほどの46万円というお尋ねなんです、それにつきましては、給食センター方式を建設した場合のコストの問題で、2,500食、2,500食のセンターを建設した場合には、1食当たりが32万円の積算金額で建設ができると。46万円というのは、1食当たり、1千食規模の場合には、コストが約46万円ぐらいと、こういう答弁でございます。ご理解をいただきたいと思っております。

それから小学校の統廃合ということ、先ほど、ご質問をいただいたわけですが、先ほど、給食センターの答弁の中でお話をさせていただきましたように、10年後の平成28年の、現在の子どもさん、児童生徒の数を推計していくのは、すでに2,801人という推計が、現在出ております。ですから、そうしたことをふまえますと、果たして、この今の4,228人の子どもから2,801人、約66%の児童が減ってくるという状況の中で、近い将来には、そういうことも話題の中に、統廃合ということが話題の中に入ってくるだろうということで、答

弁をさせていただきました。確実に、その時点で統合するという言明ではないですけども、やはり、それも近い将来は必要な議論の1つだということで、ご理解いただきたいと思います。

それから、今の現在では、行財政改革という状況の中から、やはり、こうした民でできるもの、あるいは官ですべきものというふうな状況の中です。ときには、その指定管理制度に移行するという考え方は持っておりません。あくまでも食育教育も今、叫ばれているときですから、できる範囲の中では一生懸命、直営でやっていきたいという考え方でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

14番議員、まだ質問はございますか。

保坂多枝子君。

○14番議員（保坂多枝子君）

細かい説明をありがとうございました。

先ほど、アレルギーのところ、早めにメニューをお渡しして、家庭からという話を伺いました。それで、メニューの書き方が大まかだと、細かい食材の部分が分かりにくいということがあります。それで非常にアレルギーという問題が、今、デリケートなお子さんがたくさんいて、非常に重い症状になってしまうということがありまして、完全除却というふうな形までとらなければならないということも心配されております。ぜひ、そのメニューのところでも、細かい食材ですね、それを示していただけるような方針をとっていただけるかということと、それから、本当にセンター方式になるということにも、今までの話を聞いた中では、必要なことだなと、仕方がないことだということも感じましたし、また自校方式で、細かい、給食が食べられるようにということも必要だなというふうなことを今、感じている中ですが、一番大事なことは、本当に質が落ちないで、子どもさんにいい物が提供できるということだと思います。そんなことを市の中でも考えていただけるのか、再度伺って、質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

最初のアレルギーでございますけども、食物アレルギーについては、それぞれ、先ほどもふれたように個人差、それから食物原因がすべて、いろいろ複雑になっているように聞いております。そうした場合に、うちのほうのメニューで、細かくできるようにということでございますけども、センター方式にしたとき、あるいは今の自校方式にいたしましても、それぞれの施設に栄養士が今、配置になっております。十分、そうした家庭への指導をまた、していきたいと思っておりますし、またセンター方式になった暁におきましても、十分、そのへんを指導すると同時に、早めにそうしたアレルギー体質のお子さんをお持ちの家庭とは、連絡をより以上、綿密にできるような方法をとって、ときと場合によれば、やっぱりお弁当を持ってきてもらわざるを得ないというふうなことも、連絡を十分とりたいという考え方には変わりはありません。

それから質の問題でございますけども、質の問題につきましては、十分、やっぱり意を尽くしていかなければいけないと思っておりますし、こうしたセンター方式になるわけですから、そうしたところでもって、質が落ちた、あるいは手抜きがされているということのないようには、

十分、指導をしていきたいと思っております。そのへん、ご理解をいただきたいと思っております。
以上です。

○議長（清水壽昌君）

まだ、質問はございますか。

（ な し ）

関連質問はございますか。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

関連質問をお願いいたします。

先ほどの答弁の中で、センター方式が5カ所、自校方式が7カ所ということでありましたが、たぶんこれは、現在は、仕入先はそれぞれ地元の商店から入れているという形になっているかと思っております。そういう中で、将来センター方式になるということは、仕入先も限定されて、今まで、一生懸命、地域の子どもたちのために、食品を納入していた地元の商店が、非常に商売が狭くなってしまおうということも、当然、考えられると思っております。

そういう中で、地元産品の農家の仕入れ等を、地元の商店が集荷組織として、自分たちで、そのセンターに仕入れる、商品を取り揃えることが可能だと思っておりますが、そのような取り組みを、執行のほうでも考えておられるのかどうか、ぜひ、地元商店の活性化のために、そういう道をつけてほしいと思うんですが、そのことについて、ご答弁をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

ただいまの小澤議員さんの質問にお答えいたします。

今まで、自校方式あるいは小規模的など申しますが、それぞれの地域のセンター方式、それぞれの地域でもって、材料の納入をしていただいたケースが、それがセンター方式になったときはということでございますけれども、1つの例としてお話いたしますと、高根町の給食センターは約1千食、1千食から、最大のときには1,200食ぐらいをやっていたわけですが、参考例として、町内で小売店を営んでいる人たちの組合、協議会組織をつくっていただきまして、納入を当番制でやっていただきました。ですから、これからも議論をしていく中で、北杜市内のそうした今までの納入に関わっていただいた商店の人たちには、連合体といえますか、協議会と申しますか、そういうふうな組織的なことはお話をする中で、また詰めをしていくことも可能であろうかなと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに関連質問はございますか。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

先ほど、地産地消の進めの中で、今、17%の食品を使っているというお話はございました。そういう中で、給食費との関連もありますけれども、少量多品目なので、農家の、なかなか、それが伸びない、センター方式になると量的にも増えるということで、農家の生産性も高まる

という話がございましたけれども、今、実際に給食に入れている、子どもたちに本物の味、それからおいしくて新鮮な野菜をということで入れている農家、それからいろいろな加工品もありますけれども、そういう点におきましては、非常に價格的には、農家の生産性収入ということになると、ずいぶん、原価割れをしている面もあるのではないかと思います。そういう中で、先ほど、計画的に農産物を生産していただいて、農家の収益もということ、教育長、答弁の中でおっしゃっていましたが、そういう点から、これから地産地消を何%に上げるつもりなのか、計画があるのかどうなのか、それから農家の収入ということ、をふまえて、どのように契約栽培なり、生産をお願いしていくのか、お考えがございましたら、お願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

今現在、おおむね、地元の地産地消でもって、地域の食材を購入しておりますパーセントにつきまして、おおむね17%の地域食材を利用させてもらっているという答弁をさせていただきましたが、これから、今の質問の中で、何%にするかということですが、この17%以上にやはり、いろいろのそれぞれの、今度はエリアが広がりますから、それぞれの中でもって、先ほど、小澤議員のほうでも、ちょっとお話しさせてもらったように、納入業者、あるいは納入の生産団体といいますが、グループが、それぞれ組織されている部分には、声をかけて、できるだけ地産地消の利用をしていきたい。

それから價格割高でございますので、價格的にも、正直なところを申しまして、計画的に納入していただける、栽培をしていただけるということになれば、ある程度、計画が立つという判断をしておりますし、この質問の中では、私どもも市の産業観光部とも、そういう作付け面積、作付け品目、そうしたものの連携をとっていかなければいけないということで、すでに事前にどうした団体であると、例えばの話、明野町ではどういうふうな生産団体がある、あるいは、武川ではどういうふうな生産団体があるということを調査しなければいけないという、連携もとっておりますから、そんなことで、できるだけ地産地消、地元の所得が上がるような努力はしていきたいと思っております。そんなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

ありませんので、以上で14番議員、保坂多枝子議員の一般質問を終わります。

続きまして、北杜クラブ、32番議員、田中勝海君。

田中勝海君。

○32番議員（田中勝海君）

長坂消防署の最短緊急幹線市道の拡幅整備について、質問いたします。

市長は16年12月、新市発足初の定例会のあたり、所信表明の中で、7つの杜づくりを政策の柱として、市政推進の1つに基盤を整備し、豊かな杜づくりを進めてまいりたいと述べられました。公共施設の有機的活用と地域住民の生活のより一層の利便性の向上を図るために質問いたします。

峡北広域行政事務組合、長坂消防署は昭和46年4月より、小淵沢町、長坂町、大泉村、高

根町、各4町村の主な管理エリアのほぼ中心地として、現在地に建設されまして、早35年間、業務が遂行され、今日に至っております。

発足当時は、出勤の際、消防署前の長坂小泉線県道のすぐ北側の町道を東に向かい、距離で約1キロの長坂大泉線県道に向け、大泉高根町方面への最短緊急幹線道路として利用されてきました。その間、合併前、長坂町時代におきましては、町道の狭い箇所は部分的に必要なに応じて拡幅され、利用されてきましたが、時代の変革とともに消防車、あるいは救急車両とも、積載設備の大型が進み、全体的に道幅が狭く、車両の対向困難箇所が何力所もあり、昨今、安全を考慮して、この道は通らずに、一朝有事、出勤の際は県道長坂小泉駅線を北に、距離で約1.2キロ上がりまして、県道小淵沢長坂大泉高根線の菅沼交差点を迂回して、約2倍から、地域によっては3倍の距離を要し、緊急時、出勤をしていると聞いています。

現在は、本来の目的であります緊急幹線道路としての機能を果たしていないのが、実情でございます。併せて、この市道は大泉町、長坂町住民との最短日常生活道路として、長坂スポーツ公園利用、あるいは大泉温泉センターの利用、公共施設等の相互の利活用のアクセス道路として使われておりますが、地域住民が安心して、安全な車社会に対応した生活を営む上でも、市道の拡幅は将来に向かって、不可欠ではないかと思えます。

また、今年の秋には、4カ町村中心になろうかと思えますけど、長坂スポーツ公園北側の旧八ヶ岳農協跡地へ、JA梨北葬儀センターがオープンに向かって、現在、建設中ですが、完成後、この市道は長坂町秋田地区、大泉町、高根町方面から利用する住民の車の交通量は年々増加するものと予測されます。

なお、関連しまして、市合併前に定期的に行われていました大泉、長坂2町村の両首長、組長を交えた、委員意見交換会の会議でも、町村合併に向けての取り組み課題として、両町村とも最短緊急幹線道路拡幅整備の必要性について、前向きな意見が提案され、消防署の北より、横針区町道、中村区町道の途中から人家のない農道を通り、龍澤寺南から大泉村谷戸の県道長坂大泉線に抜けるルートに一部変更して、計画段階まで進んだ経緯がございました。

今の、この厳しい市財政状況は、十分承知しております。なかなか、心苦しい質問でございますが、利用する地域住民の道路拡幅の期待と、以上を述べました実情をふまえて、道路拡幅計画実現に向けての、市長の見解を伺います。

質問にいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

32番、田中勝海議員の長坂消防署の最短緊急幹線市道の拡幅についてのご質問にお答えいたします。

長坂消防署管内のエリアは広範囲であり、緊急車両の出勤する市道の拡幅は、必要不可欠であると認識しております。北杜市には、自然の恵み豊かな四季を通じて、多くの方々が訪れておりますし、また長坂スポーツ公園、あるいはまた、計画されている葬儀場等々のアクセスをはじめとして、いろいろの施設への利活用が考えられる重要なルートであると承知もいたしております。

市道横針東村線、市道辺見線については、旧長坂町・旧大泉村の意見交換会において、拡幅

を基本に検討されましたが、拡幅は難しいことから、別ルートを検討がされておりますので、その検討結果をふまえ、道路整備を促進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

32番議員、再質問はございませんか。

田中勝海君。

○32番議員（田中勝海君）

本当に行政の、市長の前向きな答弁、本当にありがとうございます。

私たちは住みよい、地域の利用する人たちの気持ちになって、やはりアクセス道路については、住んでよかった、住みよい北杜市を築くために、ぜひ前向きに、実現に向かって、なお一層の努力をお願いしたいと思ひまして、私の質問といたします。

○議長（清水壽昌君）

関連質問はございますか。

浅川富士夫君。

○31番議員（浅川富士夫君）

ただいま、田中議員の質問の、路線に接続する新設金生線について質問いたします。

この道路につきましては、旧大泉村が合併に際し、新市において実施を要望する事業の中の路線でございまして、先ほど、田中議員が申し上げました、大泉へくる、長坂から大泉間の道路、これは俗に谷戸下線と申しますが、この谷戸下線から、北杜八ヶ岳公園線、五丁田を通過して、大泉へ上がってくる道路、この間の道路でございまして、これは金生線と申します。この計画を新市の建設計画の中へ盛り込みたいと、お願いしたいということで、旧大泉村の時代に計画を立てました。そのときの計画では、延長1キロ、幅7メートルの道路整備でございます。

ご承知のとおり、大泉町の道路事業をお話ししますと、大泉の縦線は比較的整備されております。横線、横断線につきましては、北杜へ中心から北側ですね、これは比較的整備されていると思います。特に南側の横断線、これが非常に弱いと思います。特に今回、田中議員が質問しております道路に続いて、北杜八ヶ岳公園線につなげる道路が、もし完成するならば、現在、長坂町の小泉農協のところに信号がございまして、そこから今の田中議員のお願いしております線へ結ぶ道路が、今、半分ぐらいできております。これがもし、さらに延長しますと、小淵沢から本所へ向かっての道路が、これはつながってくるような道路になります。したがって、緊急利用道路のみでなく、小淵沢町方面の皆さんが、本所へ来るための道路にも利用できるというようなことで、非常にアクセスとしても有効な道路だと思います。

したがって、先ほどの、前議員のお話のとおり、非常に厳しい財政の中ではございますが、非常に有効な道路であると、ましては緊急利用に非常に大切な道路であるということをお考えまして、早急なる実現をお願いしたいと思います。

できましたならば、いつごろから、この計画が立てられるのか、いつごろ着工に入れるのか、そのへんの見通しが出ますれば、お答え願ひたいと思います。よろしく願ひします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

浅川議員から関連質問をいただいたわけでありますけども、確かに、八ヶ岳4カ町村は行政区域が八ヶ岳から見て、スイカの目のような行政区域でありましたので、縦線のルートはいろいろな意味で、各町村ごとに整備されてきました。逆に言えば、横線の整備が遅れたということ、ある面と言えるかと思えます。

そういう意味で、さっき、田中議員の質問でもお答えしたわけでありますけども、長坂消防署の前の、スポーツ公園の前から白井沢、中村地区に下りていくには、いささか急勾配であります。技術的には、既存の道路へ新しい道路をくっつける場合に、道路整備は直角感でいくわけであります。そうすると、技術的にいろいろな意味で難しいのかなという思いはありますけども、それは技術的問題として、クリアできるかと思えますので、なんとか田中議員のご質問にお答えできるように、先ほどお話ししましたとおり、全力で当たりたいと思えます。その延長上に金生線があり、長坂インターのほうへ向かってと、逆に言えば小淵沢のほうへ向かってということだと思えますので、必要性和緊急性は承知しておりますので、頑張りたいと思えます。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はありますか。

（ な し ）

ございませんので、以上で32番、田中勝海議員の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、3番議員、小澤宜夫君。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

今議会の、会派北杜クラブの最後の一般質問を、大変な時間が残っておりますが、しっかりさせていただきます。

私は安心・安全の杜づくりに関しまして、大きく2つの質問をさせていただきます。

1番、災害時における情報管理について、伺います。

昨年12月定例会におきまして、同僚古屋富藏議員が質問いたしました、市の地域防災計画は平成17年度中の策定を目指しているということをございました。17年度中に、非常に策定をすでに済んで、現在は新たに合併しました小淵沢町も含めた、全体的なすり合わせを行っているとのことでしたが、その中でやっぱり市民にとって一番関心もあり、知りたいこと、それはやはり災害時における的確な情報を伝えてもらうことと、自分たちのその情報をしっかり収集していただく、情報管理について、やはり市民が一番、注目し、心配もしているところであります。

災害時における的確な避難指示等は、市民への情報伝達手段として、現在、防災行政無線の屋外拡声器と一般家庭の防災無線個別受信機があります。この個別受信機は、市民が希望する中で貸し出されております。とりわけ台風などのときには、屋外拡声器の声は聞き取りづらく、個別家庭の受信機が最も活躍し、市民に頼りにしているところだと思いますが、現在、この受信機の北杜市全体の世帯の中に、どの程度の設置台数が、設置率がされておるのかお聞きします。

重ねて、現在、高根、大泉、白州、武川では、市内のCATVを受信しておりますが、これも個別受信機と同様の放送が受信できるということで、市民は伝達手段として、きちんとチェックも入っているはずでございます。そういう中で、CATVも含めて、一体、緊急時において、市民のどの程度のパーセントの方に、きちんと情報伝達ができるのかということをお聞きします。

次に日常、使用されている固定電話、便利な携帯電話等は、災害時において利用が大幅に制限されるということは、常日頃言われていることでございます。そういう中で、無線などの多様な情報収集システム、伝達システムの整備について、現在の整備状態と、これからの計画をお伺いいたします。

さらに進めて、防災計画を進める中で、市民の各戸に配布していただく、例えば旧町村単位の子どもの細かい、分かりやすいハザードマップのようなものがあれば、大変、市民は助かりますが、そういうハザードマップをつくる計画があるか。また、その計画があれば、各戸配布はいつごろに、もし、できるものならしていただけるか、そのことをお聞きいたします。

次に2番目として、AED（自動体外式助細動器）設置について、お伺いします。

これはAED（自動体外式助細動器）というのは、心臓が停止した傷病者に対する救命法として、大変、注目されております。現在、広域行政事務組合の救急車には、昨年度、北杜市内の5台を含む全車に搭載され、何回か使用され、大変、有効に働いております。

簡単に、このAEDの使い方というか、仕組みについてお話ししますと、心臓が停止した、停止した心臓は心室細動、プルプルッと小さな震えが起こっております。その震えを除く助細動をすることによって、再び、心臓は正常に機能し始めるわけですが、その細動を止め、復活させるには、やはり5分以内というのが大きな目標になっていると聞いております。それが蘇生、もちろんその後の社会復帰において、時間こそ、大変重要なキーワードになっているというふうに聞いております。

昨年1年間、その搭載されていたAEDの救急車の出動によって、私の知る限りでは、2件の方が助かっております。1人は皆さんもご存じの、北杜市の市役所の同僚でございます。40歳代。消防活動のときに心停止となりまして、仲間が心臓マッサージ、人工呼吸によって、到着した救急車によってAEDを使用し、心臓が復活し、彼はなんの後遺症もなく、今も元気に市の職務を執行しております。もう一例は大泉で、女性の方がスポーツ活動の最中にということで、そういう意味で、いつ使われるか分からない機械でございますが、その機械によって尊い命が救われるという、大変なものでございます。

そういう中で、北杜市内の公の施設におけるAEDの設置状況と、今後、設置に向けて、どのような計画があるか、教えていただきたいと思っております。

もちろん、機械だけに頼るわけではございません。この機械を使うことは、先ほど話しましたように、救命法を自分たちができるという、そういうことが必ず付いております。消防署に聞きますと、普通救命講習、3時間の普通救命講習によって、AEDの取り扱い、併せて心肺蘇生法、人工呼吸、心臓マッサージの実施ができるワンセットの救命法でございます。もちろんAEDを設置した施設に関わる多く人が、勇気を持って人命救助ができる。そのためにもAEDと、その救命講習というのはワンセットのもので、AEDを設置した施設に関わる人に多く、その講習会を実施してほしいと思っております。

以上、北杜市の安心・安全な杜づくりということで、大きく2つの質問をさせていただきます。

した。よろしくお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3番、小澤宜夫議員のご質問にお答えします。

最初に災害時における情報の収集、伝達手段についてであります。

災害発生直後は有線電話の断線や携帯電話の使用規制により、電話が繋がらない場合が十分に想定されます。市といたしましては、現在、各総合支所単位で整備されております移動型無線局を用い、本庁へ情報を伝達することが可能であります。また、山間地帯の無線電話の届かない地域で、災害が発生した場合の対応として、昨年度、通信衛星を用いた衛星電話機を整備したところであります。このほか、民間のFM局開局の準備も進められていますので、災害応援協定を結ぶ中で、FM放送による情報伝達の方法も検討していきたいと考えております。

災害時において、効率的な初動体制をとるためには、情報をいかに早く、正確に収集するかが重要であり、これらの機器を有効に活用し、災害に備えてまいりたいと考えております。

次に、防災無線放送の各戸への設置率についてであります。

各家庭に設置される、いわゆる個別受信機については、屋外放送施設の補完を目的として整備されているものであり、合併前の旧町村の時代の整備状況により、地域間で設置の考え方に相違があります。そのため、北杜市全体での設置率を算出するのは、困難であります。具体的に申し上げますと、明野町においては、個別受信機の設置はありません。また、須玉町においては現在、難聴地域の約80世帯の設置がされております。高根町においては、固定型無線はなく、代替施設としてケーブルテレビ網が整備されておりますが、設置世帯においては約2,400世帯であります。残りの長坂町、大泉町、小淵沢町、白州町および武川町については、全戸配布を原則に、希望者に対して配布が行われており、現在、約7,350台が設置されております。

固定型無線については、それぞれ整備年度が異なるため、地域によっては非常に老朽化が進んでいるものもありますので、今後は周波数の統合や通信方式の総デジタル化を視野に入れ、総合的に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ハザードマップの作成についてであります。

災害想定地図、いわゆるハザードマップについては、市の地域防災計画はもとより、国土交通省および県が指定する浸水想定区域、ならびに県が指定する土砂災害警戒区域などを総合的に勘案し、策定する必要があります。このうち地域防災計画については、小淵沢町との合併に伴い、北杜市と旧小淵沢町の地域防災計画を統合する作業を現在進めており、年内中の完成を目指しております。

浸水想定区域の指定状況については、山梨県治水課が平成19年度中をめどに、県下全域の調査を進めることになっておりますが、北杜市管内における塩川、釜無川水系については、すでに調査が完了したとのことですので、調査結果報告が待たれるところであります。

また、土砂災害警戒区域については、現在、山梨県砂防課が調査を進めており、平成20年度までに調査を完了し、区域を指定することになっております。これら県の調査、ならびに地域防災計画ができ上がり次第、ハザードマップはもとより、広域避難施設や災害初動等を包括

した、市民のための災害マニュアルを作成し、各戸配布できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

次に自動体外式助動器設置、いわゆるAEDであります。心停止が発生した場合の救命措置として、AEDの設置は重要であると認識しております。現在、本市における設置状況は、温泉施設において3台、小中高等学校施設で5台の合計8台が設置されております。今年度は学校2台、温泉施設へ1台、設置する予定であります。今後も人の多く集まる施設を中心に、さらに検討してまいりたいと考えております。

また、AED取り扱いの講習会につきましては、峡北消防本部が随時行っており、今年度、北杜市内における講習会は事業所など9カ所、学校4カ所、保育園3カ所、合計16カ所で開催されると聞いておりますので、関係職員などを数多く、受講させたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

3番議員、再質問はございませんか。

小澤宜夫君。

○3番議員（小澤宜夫君）

それでは、再質問させていただきます。

地域防災計画の中で、情報伝達のために、先ほどの答弁の中で、FM局の設置も計画しているというお話でございました。FMの受信区域といいますが、どのような、具体的にもう少し、説明をお願いしたいと思います。

それからハザードマップにつきましては、きめの細かい、極端なことを言うと、裏の家の塀が危ないとか書いてあるぐらいの、そういう、きめの細かいものが必要となってまいります。旧町村単位で、地元の、非常に知っている方が、もちろん、県のそれぞれの施設もですけども、自分たちの足で見て、現場を歩いて、そういう、よいものの作成をお願いしたいと思います。

それからAEDにつきましては、現在8台、それから今年3台を計画し、講習会もしているということでございます。大変、心強いわけでございますが、ちょっと聞きますと、今年、各、もうプールのシーズンが始まりまして、例年ですと、1時間の救命方法を、市内の保育園では、管理をする保育士の皆さんがしているわけですが、今年はわざわざ、土曜日の午後、3時間の普通救命方法を受講し、AEDの取り扱いまで周知させるということをしております。ぜひとも市民の生命・財産を守る、その命を守る一番大元の安心・安全な杜づくりのために、ぜひとも予算を、なるべく配分していただきたいというように思います。よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

民間のFM局のお話でありますけども、現在、北杜市をエリアとしたFM局が2局申請をした、ないしは許可を得たというふうに聞いております。

このFM局のそれぞれの地域、たくさん出るのは、中越地震のときに山古志村が孤立したときも、電気が切断されたために携帯電話はなんの役にも立たなかったとか、そんなこんなのは

省も、この民間FM局の普及に影響しているという話を聞いています。エリア的には、私が聞く限りでは、電波局では、峡北管内ではなくて北杜管内というふうな、市ですね、北杜市管内の許認可になりそうであります。行政が出資するわけではありませんので、1局出ようが3局出ようが構わないわけでありますけども、聞くところによると、小淵沢町を中心とした局と、穴山を利用した北杜市へ向かっての電波ということで、電波出力によって調整できるようでありますけども、一応、そんな中で、FM局の利活用、災害ときは必ずや、先ほど言いましたとおり、活用できるものと思っております。地域住民に安心感を与えていると思っております。

それからハザードマップについては、先ほどお話ししたとおりでありまして、県の結果を見ながら、行政としても対応していきたいと思っておりますし、AEDについては、現在、北杜市に8つあり、18年度で3つ整備して、金もかかるわけでありますけども、命には代えられないという思いからすれば、逐次、AEDの整備を必要な場所に整備していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

3番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

関連質問はございますか。

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

この防災無線の個別受信機、長坂町でも全戸に取り付けたわけですがけれども、今現在、非常に感度が悪く、雑音も多い地域がございまして、スイッチを切っていたり、それから音量を一番小さくしているということが、よく言われています。そういうふうな地域があるということで、やはり個別受信機を付けてもスイッチを切ったあたり、それから聞こえないような状態にされているということは、情報が伝わらないということと、それから、せっかく取り付けても、地域の皆さんに早く避難とか、情報を伝達するということが不可能になってきていると思っておりますので、実態を調査して、個別受信機の感度をしっかりできるような方法をとっていただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

要望ということでよろしいですか、答弁を求めますか・・・答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（植松好義君）

防災無線関係の個別受信機につきましては、先ほども市長が答弁しましたように、もう古くなった地域もございまして、感度が悪くなっているところもございまして。

なお、これにつきましては、市内全体で防災無線、各個々に入っておりません。先ほど、市長が答弁をされましたとおり、明野町においては、個別の受信機が入っておりません。また、高根町におきまして、CATVの線を使っての個別の受信機がございまして、災害におきましては、これが使えるということは、ちょっと心配がございまして、断線の関係で使えなくなるといったこともございまして、これらにつきましては、確かに受信する個別受信機が施設によっては、もう古くなって、大変、厳しいということも聞いております。これらについては、また調査を

するとともに、市全体のまた、この個別受信機については考えていきたいと、こんなように思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

○議長（清水壽昌君）

渡邊英子君。

○21番議員（渡邊英子君）

長坂町の場合には、合併前ですので、古いということはないと申しますので、地域性もあると思ひます。そういうふうな点で、やはり、その点検を含めて、しっかり調査して、きちっとしていただきたいと思ひます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（植松好義君）

今後、よく調査をさせていただきたいと思ひます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに関連質問はありますか。

（ な し ）

ないようですので、以上で3番、小澤宜夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

2時35分に再開いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時35分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

小林忠雄議員は、中途退席する旨の届け出がありました。

これより、市民クラブの一般質問を行います。

市民クラブ、4番、篠原眞清君。

篠原眞清君。

あらかじめ、申し上げておきます。

市民クラブの一般質問の残り時間は68分ですので、ご承知お願ひします。

○4番議員（篠原眞清君）

明野廃棄物最終処分場問題について、市長の見解を伺ひます。

まず私は、この処分場計画は受け入れる地元住民の同意がなければ、計画遂行上、支障をきたすこと。また、国の廃棄物行政の変化および、それに伴う国の廃棄物事情、特に産業廃棄物の再資源化の進捗に伴う埋め立て廃棄物の大幅減少等の実態をふまえ、改めて県内の廃棄物の処理の実情を精査し、廃棄物行政の再検討の必要があること。以上の2点の考え方に基づき、この計画を見直すべきであるとの立場で、大きく3点にわたって、質問いたします。

まず、地元同意のない事業の受け入れについて伺ひます。

地元同意については、さまざまな受け止めがされています。しかしながら、地元住民が公式に処分場建設に明確に賛成、あるいは容認を裏付ける事実はありません。一方、処分場建設に反対する公式な事実がございます。処分場設置に伴い、最大の影響を受ける処分場下流域の浅

尾地区、下神取地区が地区の総意として反対をしていることであります。この2つの地区の明確な処分場反対の意思を、市長はどのように受け止め、どのように取り扱うのかを、まずお伺いいたします。

次に反対決議をしている2つの地区に対し、地元の市長として建設賛成の考えを説明しないのか、伺います。

次に、建設に反対する住民が市長との話し合いを求めておりますが、市長はこの話し合いについて、非公開で、しかも人員制限のもとでの開催を表明しております。ところで市長は、この3月、行政改革大綱を示し、住民との協働を謳い、この実現のため、情報公開の必要性を記しています。市長の建設反対住民に示している非公開での話し合い開催は、大綱の趣旨に反すると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、大きい2点目の質問であります。

北杜市が処分場建設計画で事業者に行う許可手続きについて、伺います。

事業者である(財)山梨県環境整備事業団は、処分場建設にあたり、処分場予定地内にある北杜市法定外公共物、(通称)赤道の使用について、北杜市法定外公共物管理条例第4条に基づく使用許可を市長より受けなければなりません。この手続きを進める上で、事業者は北杜市法定外公共物管理条例施行規則第2条2項4により、利害関係者の承諾が必要となります。今回の場合、利害関係者は浅尾区とされておりますが、浅尾区は建設反対を表明していますので、承諾しないと考えられます。

したがって、手続き上、条例との整合性に問題があり、市長は使用許可を出せないと考えますが、見解を伺います。

次に大きい3点目です。山梨県の計画が、循環型社会形成を目指す国の廃棄物行政および法律に反する内容となっている問題について、市長に法律的見解を伺います。

国は、平成12年に循環型社会形成推進基本法を公布しました。この法律は大量生産大量消費大量廃棄型の経済社会からの脱却し、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない循環型社会の早急な形成と、この実現に向けて実効ある取り組みの推進を目的とするものであります。

廃棄物のうち有用なものを循環資源とし、その循環的な利用を促すとともに、処理の優先順位を1.発生抑制、2.再使用、3.再生利用、4.熱回収、5.適正処分と、初めて法定化しました。さらに平成15年3月には、循環型社会形成推進基本計画が策定され、リデュース(減量)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)推進を図り、最終処分量を平成22年度において、対平成12年度実績と比較して、半減させる数値目標が設定されました。

この国の動きを受けて、産業界も大きく動き始めています。去る5月、日本経済新聞が報じた「処分場余剰の時代に」のタイトルで、全国の公共関与の産業廃棄物処理施設の建設が相次いで中止になっている事実を伝え、その理由として、企業が産業廃棄物の再資源化を進め、処分量が減っているため、産業廃棄物ゴミ0の時代も夢ではなくなりつつあるとの内容であります。

具体例で申し上げますと、福井県は今年1月、県リサイクル推進センターの建設計画を撤回しました。新たに建設しても搬入される産廃が少なく、採算が合わないとの理由。また、福岡県でも、平成4年に設立された福岡県環境保全公社が、最終処分場建設計画を中止するとともに、産廃処理事業から事実上撤退いたしました。山口県でも、県内市町村や経済界が出資する、

県東部環境保全センターが昨年12月、需要が見込めないことを理由に、最終処分場の建設中止を決めております。

ところで、山梨県の計画では国が熱回収としている、廃プラスチック類等の可燃性廃棄物を直接埋め立てることとしており、国の法律や国の流れに逆行する事実が明らかになりました。市長に、この不整合につきまして、法律上の見解をお伺いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

4番、篠原眞清議員のご質問にお答えします。

明野廃棄物最終処分場について、いくつかのご質問をいただいております。

まず、地元同意についての考え方を申し上げます。

浅尾の建設地については、平成6年に朝神8地区の条件付き同意があったことにはじまり、さらに平成12年度から環境整備事業団が、地元の財産区と処分場の建設を前提とした借地契約を締結し、借地料も6年間、払い続けていることなどから、県では地元同意はすでに得られているとしております。

また、峡北地区最終処分場整備検討委員会においても、浅尾地区を建設地とする意見集約がされたところであり、処分場建設への理解をさらに深めるため、地元説明会も開催してきたところであります。

本市としても、このような経緯を勘案する中で、建設への同意を決定し、昨年12月に基本協定を締結し、去る6月8日には公害防止協定の締結を行ったところであります。

次に地元への説明についてであります。すでに地元合意がなされていることを前提にする中で、昨年度に浅尾区、ならびに下神取区に対しても説明会を実施し、さらなる理解を深めてきたところであり、市議会に対しても、北杜市の考え方を説明してきたところであります。

次に反対派との話し合いについてであります。私は私なりに地元説明、少しでも地元理解をを努力してまいりました。すでに処分場建設の賛否を議論する時期は、終わったものと考えており、忌憚のない率直な意見交換の中で、今後の安全性、施設のあり方、あるいは地元への対応等に関する実りある対話を実現するためには、少人数の関係者との対話とするほうがよいと判断したからであります。

また、地元説明会を実施する中で、住民の主張もお聞きしてきたところであり、結果として規模が3割縮小され、貴重な埋蔵文化財の保存が可能となったことも、情報公開によるところではないかとも考えております。

次に北杜市が行う許可等の手続きについて、地元同意が得られないことにより、市の該当条例との整合性についてであります。

明野廃棄物最終処分場にかかる法定外公共物の使用については、平成15年1月31日に出された山梨県知事の承認により、承認の日から9年間、平成24年1月31日まで認められ、その後、国から市へ譲与されたことにより、現在は北杜市の所管となっております。

県環境整備事業団では、今月16日に廃棄物処理施設設置の変更許可申請を行っておりますので、その内容変更に基づき、法定外公共物使用許可についても、改めて申請がされると思わ

れます。

なお、法定外公共物にかかる地元同意については、北杜市法定外公共物管理条例施行規則で、許可申請書に当該申請にかかる土地の隣接所有者、利害関係者の承諾書を付与添付すること。ただし、承諾書が得られない場合は、その理由書をもって代えることができると定めております。また、北杜市土地開発事業等の適正化に関する条例に基づく市長への協議については、廃棄物処理法などの許認可を受ける事業であるため、同条例第5条第2項の規定により、適用除外となり、市長への協議は必要ありません。

最後に、資源として利用すべき品目の埋め立て処理についてであります。

平成12年に公布された循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費の抑制と環境への負荷の低減を目的として制定されております。この法律において、循環資源の利用および処分は再利用、再生利用、熱回収、処分という優先順位で、技術的および経済的に可能な範囲で、環境への負荷の低減によって必要であることが、最大限に考慮されることによって行われるべきものと規定されております。

また、この規定の中で、個々の物品によっては、この順序によらないほうが環境への負荷を低減する上では有効な場合を認めており、このような場合にあっては優先順位にこだわることなく、適正な方法を用いることを考慮すべきものとしております。

したがって、循環資源の処分を禁止しているものではありませんが、法律が目的として定める環境への負荷が、できる限り低減される社会の実現に向けては、国、地方公共団体、事業者、さらには国民が分担する中で、今後も取り組んでいくべきものと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

4番議員、再質問はございませんか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

それでは、再質問をさせていただきます。

1つ目の地元同意に関してですが、これは毎議会で議論になるところであります。明確に、先ほどの答弁の中で、平成6年に同意が得られているというふうなニュアンスのお話ですが、あくまでも条件付き賛成という中身でありまして、条件については一切、協議がされておられませんから、実質、成立はしていないというのが、一般的な見方です。ですから、それに基づいて、県はいろいろな手立てを経て、改めて同意を求める手立てを進めてきているというふうに私は理解しております。現状では私が申し上げましたとおり、正式な反対はあるけども、容認・賛成の正式なものはないという理解が、実情であるというふうに思いますので、改めて、そこをご確認すると同時に、再々、この同意に関しまして、現在の財産区の、賃貸契約の賃料の話が出ます。あたかも、その財産区に関連する地域の皆さんが同意をしているがごとの言い回しをされておりますけれども、こんなことは申し上げるまでもありませんが、財産区、従前は一部事務組合であります。法人格を持っています。その法人がみずからの意思に基づいて決定すること、これはもちろん、できるわけでありまして、その形の中で、契約を結ばれています。確かに、一部事務組合であった財産区、その当時の共有地組合に、地元の住民が

権利として関係している部分はありますが、だからといって、一部事務組合が県と議決に基づいて、県と契約したからといって、それに関係する地元の住民が同意したということにはならない。そこは大きく理解が違うというふうには私は思っておりますので、改めて、そこについてのご答弁をお願いしたいと思います。

それから、反対をしている地区への説明という質問に対しまして、るる努力をされているというお話であります。前にも申しました、正式に市長が市として、その地区へ説明している事実は、まったくありません。県の説明会に便乗されただけであります、事実として。ですから、これはもう、地元の市長として当然、地元の住民、特に公式に、総意として反対している地区の住民に対して説明するのは当然のことだと思いますが、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、最後の循環型の国との計画でございますが、実は県は平成14年、天野知事の段階で、この国の方向転換を受けて、山梨県もそれに沿う計画に、この処分場計画を変えています。中間処理のエコパーク計画と連動して、最終処分をしようとする。できる限り、資源として使えるものは使おうという計画を立てられています。その計画を変えることなく、今の山本知事は最終処分場だけを造る計画を推し進めています。そこらの整合性もつかない状況があるという事実を認識していただいた中で、この計画について、しっかり市長として、やはり、ものを言う必要があるというふうに思いますが、その点についても答弁をいただきます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

地元の同意というのが、いろんな意味で、お互いに見解の違いがあることは確かですけれども、今、篠原議員もいみじくもおっしゃったとおり、条件付きといえども、賛成だったという事実は事実として重いものと、私は承知いたしているわけでありまして。その平成6年の条件付き賛成ということが、今日の歴史の始まりであったわけでありまして、その条件付きという言葉はあったけれども賛成したという事実は、その後、今日の明野の姿になっているわけでありまして、ぜひひとつ、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、いわゆる土地が借地契約を結んでいるのは、その一部事務組合のうんぬんというお話でありますけれども、浅尾地区、ないしは朝神地区の財産区であり、共有地であることは、契約したときも、6年間も、今も事実であります。その権利関係者もご承知のとおりであるわけでありまして、そういう意味からすれば、この最終処分場を造るという賃貸契約は非常に重いし、そして、この6年間、7年間、地代滞りなく、その借地料として入っているという意味合いも、私は非常に重いものだ。産廃が賛成か反対か、それ以前として、非常に重いものだというふうには私は承知しており、そしてまた、さっき言いましたとおり、整備検討委員会の議論や住民説明会のプロセスを考えるにつけ、基本協定を結び、公害防止協定を結んで、今日になっているということでございます。

そしてまた、地元説明に対する見解でありますけれども、あの最終処分場は、事業主体は県でありますから、住民説明会も当然、主催は県であります。しかし、北杜市として主催に対して、共催、共々といいたまいますか、主催に対して共催であったことは確かでありますから、私も、

その住民説明会のときにはあいさつもしたし、質問もあって答弁もさせていただいた、そんな状況下の、全体住民説明会であったというふうに、私は承知をいたしておるわけであります。

そういう意味で、先ほど来、説明したような内容で、今日の最終処分場を迎えておるわけでありまして、言ってみれば反対派、言ってみれば容認派、たくさんいらっしゃることは確かでありまして、これから少しでも、全体の理解の底上げのために、全力で頑張っていきたいと思っているわけであります。

公害防止協定も、いまさら言うまでもなく、いろんな意味の問題を事前に防ぐということが、この公害防止協定の趣旨であり、万が一のときにはどうするかということも担保した協定書になっておるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

4番議員、まだ質問はございますか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

私の持ち時間は、もうなくなりましたので、2、3点だけ申し上げて質問を終わらせていただきますが、まず、この事業主体は事業団であります、被害を受けるのは北杜市民です。ですから市長が、その観点に立って、県に対し、事業者に対し、市民の意見を、地元の意見を、ものを申すのは当然のことだと思えます。勘違いをされているのではないかなと、私は思います。

それから、この地権者の問題についてもそうですが、先ほど申しました、分かりやすい例で言います。住民の意思と、議会の意思と、執行の意思がバラバラという、よくある民主主義の現状ということで比較していただければ、非常に分かりやすいと思えます。

以上、基本的な部分で、市長、すでに契約まで、締結まで結ばれていますが、住民の同意があってではないですよ。住民の同意がなくて、市長は県の方向がいいということで進められているだけの事実ですから、そのことだけ申し上げて、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が市長としての立場は、当然、市民のいろいろな意味の生命・財産という大げさになりますけれども、守っていくということが第一原則であります。したがって、今回の公害防止協定においても、公害の発生を未然に防止するというのが、防止協定の第一義であるわけがあります。その中で、地域住民の生活環境をこれからも守っていきたいと。万が一のときにはどうするかという、くどいようですが、担保もとる、それが私の役割であると承知をいたしておるわけでありまして、ご理解ください。

○議長（清水壽昌君）

4番議員、まだ質問はございますか。

（ な し ）

関連質問はございますか。

(な し)

ありませんので、以上で4番、篠原眞清議員の一般質問を終わります。

続きまして、市民クラブ、12番議員、小林忠雄君。

小林忠雄君。

○12番議員(小林忠雄君)

福祉政策について、お尋ねいたします。

まず、最初に高齢者の福祉対策についてであります。

本市における65歳以上の人口は、平成18年2月末において、1万3,472人。高齢化率は26.9%となっております。うち75歳以上の人口は6,246人で、その占める割合は14.2%となっております。国連で定めた、総人口の65歳以上の人口比率7%を超えると高齢化社会と呼んでおり、この水準をはるかに超えているわけでありまして。その中でも、具体的な地区として、須玉町の32.1%、白州町の30.9%は突出しておりますが、このように人口減少のはじまりは、ほかの町でも同様なケースの前触れといえる、超高齢化社会への現象と容易に判断されるわけでありまして。

そこで先般、発刊された北杜ゆうゆうふれあい計画にあたり、市長は住み慣れた地域で、元気はつつとした人生を送るためには、高齢者一人ひとりの総合的・継続的なサービスが必要であるため、地域包括支援センターによる一貫性のある介護予防を進める方針とともに、保健センター、介護予防施設を活用しながら、地域の特性を生かした多様なサービス提供をしていくことを明言しております。

この計画の中では、具体的な構造計画として、地域住民全体で支える仕組みづくりを目指しております。中にアンケートの結果も出ておまして、現状の住まいで高齢期を過ごしたい意向が見られ、社会とのつながりをもって、いきいきと高齢期を過ごしたい。また、介護は自宅場所として、施設に依存したくないという表れも出ております。これは施設に依存しない高齢者の姿が見える反面、保険料は安く、サービスの現状維持が多いこともアンケートも示されております。これは、高齢者の単身世帯が約10%近く占めており、年金だけでは年々増加する国民健康保険税や介護保険料等の負担に、家計のやりくりで苦慮しているのではないかという声も聞かざるを得ないわけでありまして。

まず1番目として、包括支援センターの設置目的は高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安全のための必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置されたのであります。本市では日常生活圏を八ヶ岳南麓地区と塩川・釜無川地区に分け、人口高齢者数、圏域面積を考慮した設定であるが、現在の包括支援センターでの保健師10名の体制で、この広い地域を実際にカバーできるのか、まずお伺いしたいと思います。

その中で、包括支援センターでは、次に述べる3つの専門職が1つの機関に集結して行うチームケアであります。これらの包括的支援事業は、分割して委託できないのは、それぞれが密接に関連しているからであります。例えば、支援困難事例とケアマネージャーの個別指導、支援が同時に必要な場合は3つの専門職間で情報を共有化し、総合的なチームアプローチを行うこととなるわけでありまして。

2番目に高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む、総合的な相談支援事業および権利擁護業務であります。高齢者を狙った犯罪や詐欺事件等、権利擁護の相談や方針については特殊ではあるが、重要な業務であります。これには社会福祉士が必要なわけでありまして、現在、

本市には何名、採用されているのでしょうか。また、その活動状況について伺いたいと思います。

3つ目といたしまして、高齢者の状態変化に対応した長期継続的なケアマネジメント支援事業は、主任ケアマネージャーが高齢者、主治医、地域関係機関との連携調整役であり、現在人員で対応は万全なのか、お伺いしたいと思います。

4つ目として、地域支援センターのコントロールセンターである運営協議会の設置は、すでにしてあると思われるが、その構成と活動状況について伺いたいと思います。

5番目として、地域密着型サービスは住み慣れた地域で、地域の特性に応じて、多様なサービスの提供が可能になるよう、新たなサービス体系として創設されました。北杜市は広大な面積と起伏に富んだ地形と、伝統文化に育まれ、生まれ育った環境の中で、元気な高齢者が多く住まわれている現況にあります。特に高齢化率が60%余りに達している集落もあるわけがあります。そこで基本的な考えとして、通いを中心として、要介護施設の様態や希望に応じた随時訪問や泊まりを組み合わせ、サービスを提供することで、在宅での生活継続を支援する。小規模多機能型居宅介護事業所の施設制度であります。高齢者がますます増加して、いわゆる限界集落となりつつある集落もある現状から、市の外郭団体である社会福祉協議会等に委託するなど、市の対応として、この事業に取り組む構想を持っているか、お伺いしたいと思います。

次に2つ目として、集団健康診断教育についてであります。

総合検診や人間ドックによる検診や病気の早期発見による治療は、健康回復による社会貢献のみならず、医療費の削減にもつながり、大いに推進すべき事業であります。検診結果から、生活習慣病である高血圧、高脂血症、糖尿病等についてであります。北杜ゆうゆうふれあい計画、33ページによりますと、16年度は3項目ともに回数、人数が大幅な減少になっております。さらに17年度に至っては、まったくゼロ。軽度異常の状態人を対象とした重病化防止が重要であるにもかかわらず、参加を呼びかけても応じなかったのか。あるいは実施しなかったのか。この実態を伺いたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

12番、小林忠雄議員のご質問にお答えいたします。

高齢者福祉対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、地域包括支援センターの職員体制についてであります。

地域包括支援センターの行う事業は介護予防総合相談、権利擁護および包括的、継続的ケアマネジメント事業であります。これらの事業を効果的、効率的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健、福祉、医療サービスやボランティア組織などの連携体制の整備が必要であります。人員体制については、必要な体制整備を行いました。包括支援センターの業務は4月から開始したばかりでありますので、今後、サービスの現状を見ながら、適正な職員配置を行ってまいります。

地域包括支援センターの設置数につきましては、第3期介護保険事業計画では、平成18年

1カ所、19年1カ所の計2カ所となっておりますが、当面は1カ所で、業務量、予防効果などを総合的に評価しながら、活動してまいります。

次に、社会福祉士についてであります。

老人保健施設との兼務ではありますが、1名を配置しております。現在、認知症などで判断能力が不十分な方の財産管理や、契約を本人に代わって行う成年後見制度の活用のための手続き、悪質業者の被害に遭わない諸制度の利用方法について、個別相談や広報活動を開始しております。今後は家庭裁判所など関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域で安心して、在宅生活を継続できるよう、支援してまいります。

次に主任ケアマネージャーの人員であります。第3次介護保険事業計画に示されている2つの生活圏域に担当者2名と、全体の総括として1名の計3名の人員体制となっております。担当者と総括という役割分担と複数配置したことにより、効果的・効率的な事業展開が可能と考えております。

次に地域包括支援センター運営協議会の組織構成と活動状況についてであります。

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営を地域の関係者団体で協議、評価する場として、今年4月に設置いたしました。運営協議会の構成員は、介護保険の被保険者、介護サービスに関する事業者、地域における権利擁護、相談事業を担う関係者、地域ケアに関する学識経験者による17名となっております。

4月の第1回運営協議会では、包括支援センターで行う18年度地域支援事業計画について協議、決定したところであります。今後は事業についての進捗状況の把握、評価を行う予定であります。

次に地域密着型サービス事業の取り組み状況ですが、本年度から始まる第3期介護保険事業計画において、在宅福祉サービスを整備する予定であります。本年度分については、地域に根ざしたサービス事業として、地域で介護実績のある事業者の中から、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護と認知対応型通所介護事業所を選定すべく、検討を進めております。

最後に、集団健康教育についてであります。

多くの市民の皆さんは知識として、高血圧症、糖尿病、高脂血症などを知っていても、毎日の生活の中で、生活習慣の改善を実践することができません。平成15年度までの集団健康教育を行ってりましたが、より個人の生活習慣の改善を促すために、平成16年度からは総合検診における結果説明会の中で、個別に指導を行うよう変更を行ったところであります。全体的には回数、人数とも減っておりません。今後におきましても、総合検診結果に基づき、積極的に保健指導を図ってまいります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

12番議員、再質問はございませんか。

小林忠雄君。

○12番議員（小林忠雄君）

包括支援センターの仕事というのは、非常に、これでいきますと、現状の10名が24時間、365日の運営が求められているわけですし、現体制で、この広範囲の職員体制は、非常にハードではないかと、こんなふうに思っているわけなんです。先ほどの答弁では、まだ、始まっ

たばかりだということですが、充実していくには、相当の人員を投入しなければ、これに耐えられないのではないかと、こんなふうに、外から見るわけですが、その見解をお願いしたいと思います。

それから社会福祉士でございますが、改正ではすべてを専任、あるいは常勤であってもいいんだよということにされておりますが、広範囲の本市においては、先ほど、兼務1名という話でしたが、できるだけこれは専任、あるいは常勤の対応が非常に望ましいわけで、これからも採用、あるいは育成して、非常に弱い立場の方々の、困難事例の相談に乗って、解決していただくことを考えているかどうか、このへんもお尋ねしたいと思います。

それからなお、3名いらっしゃる主任ケアマネージャーの業務でございますが、私どもも地域で大変、お世話になっているわけですが、非常にこれもまた、大変な業務でして、夜、あるいは朝、本当に土日もないような状況を目にするにつけて、今少し、このへんも厚くできないか、こんなふうに思っているところでございます。

運営協議会のほうは設置されて、すでに動き出しているということでございますので、この運営協議会というのは、包括支援センターが公平、あるいは中立に運営されているかどうか、チェックする役割でございます。非常に重要な機関でもありますので、これからもそのへんを見守って、十分なる福祉のほうをやっていただきたいと、こんなふうに思うわけでございます。

それから小規模多機能型居宅介護事業でございますが、合併に伴いまして、本市には多数の遊休施設があるわけでございます。先ほど答弁の中で、介護事業者の中で、認知症とも含めて、そういうふうな事業所を認めるというようなお話もございましたが、本市にあります、この遊休施設ですね、今、たくさんあります。これをぜひ、有効活用するためには、そういう事業者が入ることが一番大事ではないかなと、こんなふうに思うわけですが、このへんを、遊休施設ということについて、お考えはどうか、お聞きしたいと思います。

実は6月23日の地元紙の中に、特養について、一番トップでございました。ご覧になった方も多いと思うんですが、特養の待機者が5年で2.6倍ということ。非常に今、自分たちがそういう状況で家族を、そういうところへやりたくても、実は2.6倍。今、普通の特養の施設では1カ所、大体2倍ぐらい、定員の2倍ぐらいが待機者なんですね。非常に不安なところでございます。ですが、これからの国の方針は、特養は減らしていきましょと。ベッド数を減らしましょと。その代わりに、先ほど申したような、小規模多機能型居宅介護事業へ力を入れていきますと、こういうことでございますので、先ほども申しましたように、この遊休の施設を、申し込みがあった場合には、ぜひやっていただいて、これからますます高齢化する北杜市のために手を打っていただきたいなと、こんなふうに思うわけでございます。

それから、最後の集団健康診断、健康教育でございますけど、私のほうで指摘したところは、別の方向で健康相談をしていますよということですから、それはよろしいんですが、ただ、この33ページの部分は減っておりますが、逆に健康相談のほうは前年度比較で3.6倍、6,907人と大幅に伸びているわけで、大変、熱心にやっていただくわけですが、ただ、冊子に載せる場合、そういう事実はやっぱり、今度は変更になりましたとか、ここを見るだけでは、私どもはやっていないのではないかとというふうに見るわけでございます。いや、こちらのほうはやっていきますよということならば、やっぱり、下のほうへ下書きをしておく必要があるのではないかと、こんなふうに思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

いくつかご質問をいただきまして、お答えをさせていただきます。

まず包括支援センターの職員ですけれども、計画を見越しまして、当初、十分な体制を整えました。ただ、高齢化が進む中で、毎年毎年、サービスを提供する人が増えてくるとお思いますので、先ほど説明がありましたように、現状を見ながらやっていくようにしていくと、こういうことでございます。

社会福祉士の関係でございますけれども、包括支援センターを2つに分けるということの中で、その場合は2名と、こういうことでございますけれども、当面はみんなで、いろいろな事例を相談しながらと、こういうことの中で、1カ所であるということになっておりますから、制度としては1名でいいわけでございますけれども、当然、保健師がいろいろ質問をもらったときには、社会福祉士の指導を受けて、そして対応していきたいなと、こういうふうに思っております。

主任ケアマネジャーの関係でございますけれども、主任ケアマネジャーは地域の、例えば社協がやっているケアプランについても、指導しなければならないということの中で、大変、忙しい、また、重要な仕事でございます。これも先ほども言いましたように、事例等の状況に応じまして、検討していきたいなと、こういうふうに思っております。

そして、地域密着型サービスについて、市の空いた施設をと、こういうことでございます。地域密着型サービスにつきましても、これは北杜市では18年度、武川筋に1カ所、八ヶ岳南麓の四力町村に1カ所ということで、2カ所を選定する予定であります。申請の中にも、市の建物を改修して、そこでやりたいというような申請も出ております。できる限り、独自の施設でやる申請者もありますけれども、そういう要望があれば、市の施設を積極的に活用していただきたいなと、こういうふうに思っております。

次に待機者の説明を受けました。現在、北杜市には待機者は453名でございます。これは4月1日の調査の数字でございます。基本的には、中にはお守りといいますが、先に将来を見越してという方もいるように聞いておりますけれども、実際には施設の数は355床に対して、453人の申し出があるということの中で、待機待ちが長くなるということでございますけれども、基本の国の流れは、施設よりは在宅ということの中で、より一層、在宅のサービスを進めていくように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

12番議員、まだ質問はございますか。

（ な し ）

関連質問はございますか。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

関連質問を何点か、させていただきます。

地域包括支援センターが発足したわけですが、国の指導が18年、この1年間、どちらかというと事業期間、平成19年から本格期間というように、私は考えているところなんですが、その中で、いろんな不備な点が、当然、出てくるわけで、それをこれからクリアしていかなければならないわけなんですけども、社会福祉士なんですけども、私も3月に、この社会福祉士の問題について、質問をさせていただきました。そのときの福祉部長の答弁が、現在、北杜市には社会福祉士の職員は1名おりますので、その1名を地域包括支援センターで採用しますという答弁でありました。そのときに、当然、大体、2万5千人規模に、大体1つの包括支援センターという国の指導もありましたので、お聞きしたところ、もう1つ、包括支援センターを造りたいという考えがあるということで、社会福祉士については、とにかく養成をするということで聞いております。

それで、現在、どういったふうに養成をするようになっているのか。また、社会福祉士というのは、要するに在職をしながら養成ができるような、そのような資格であるか。社会福祉士の任務というのは、後見人制度がありましたし、また、本当に家族がいなくて困ったというときには、社会福祉士が一生懸命、その親族を探したりとか、いろいろな、これが総合相談窓口という中で、社会福祉士は対応しなければならないということで、ハードな仕事だと思っておりますので、兼務でいいのかという問題がありますので、その2点を社会福祉士については、お伺いいたします。

次に地域包括支援センターの運営協議会ですが、4月に開催されたということで、これは1回開催ということだと思うんですが、17名が、おそらく委嘱をされて運営協議会が開かれた模様だと思います。まだスタートですので、なかなか議論というのは、活発には行われなかったと思うんですが、では次回、運営協議会はいつごろに開く予定であるか。また、どんなことを、これは予想になりますけども、議論される内容になるのか、お伺いいたします。

それから地域密着型サービスの件ですが、地域密着型サービスは、これは端的にいいますと、その市独自のサービスでありますので、北杜市であれば、北杜市民しか利用されないサービスだというふうに、私は思っております。そこで先ほど、福祉部長が言われたのが、在宅の福祉サービスと認知症のサービスの拠点を、民間が武川筋と、こちらの筋ということで、一応、やりたいという旨があったわけなんですけど、先ほど、言葉の中にもありましたが、限界集落という言葉があります。高齢者率が50%を過ぎると、もう地域の自治が守れないと。要するに協働だとか共生だということが、なかなか難しいということでもあります。60%以上を超えている地域においては、あとは崩壊していってしまうというような集落もあるわけですし、やはり、こういった集落こそ、小規模多機能型の介護事業所がいずれ必要になってくると思うんですが、これは利用者との問題もありますので、そのへんはこれからの検討課題となりますが、先ほど小林議員も言われたとおり、今、ある北杜市の不要な建物について、こういったものを利用しながら、また人材も利用しながらいくというのが、これから向かっていくべき姿だと思いますが、そのへんについてお伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

社会福祉士の養成の件と、そして兼務でいいかと、この件でございますけども、社会福祉士は北杜市に1名にしかいないということの中で、兼務ということにいたしました。

内容につきましては、本来ならば、専門職がいいですけども、なかなか、市にいなかったものですから、そういう緊急な措置でありますけども、そういう措置をとらせていただいたわけでございます。

そういうところの中で、では今後、養成はどうするかということでございますけども、当然、社会福祉士になるには事前資格がございます。福祉大学を出て、いろいろな科目をとってれば、それは国家試験ということになるでしょうけれども、そうでなければ、経験年数というのでも必要でございます。その中で、社会福祉協議会にも資格を取っている方がいますので、人事交流も含めた中で、急ぎよの場合は検討しなければならぬと思いますけども、市の職員を、経験を積んだ中で養成をしていきたいなと、こういうふうに思っております。

そして、協議会の開催の件でございますけども、基本的には福祉につきましては、計画を立てて実行をして、そして評価をして、そこで運営協議会が出てくるわけですけども、そういうことの中で、一応、ある程度、いった中で、8月から9月にかけて予定しております。小規模多機能の関係でございますけども、基本的にはそういう小規模多機能をしたいということの中で、市へ申請してきた場合につきましては、当然、その施設というものも、どこで、その事業をするかという施設というものも、当然、届けてくるわけでございますけども、その中で、市の施設を借りたいということがあれば、それは、積極的に話を進めていきます。

ただ、議員さんご承知のとおり、泊まりもしたり、あるいは通所したりということですから、どの施設でもいいというわけにはまいりませんで、場合によっては、かなり改造費がかかると。それならば建てたほうが良いというような施設もあるうかと思っておりますけども、そういう業者から要望があれば、それは常に、管財課とも相談をしながら、話を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

まだ、関連質問はありますか。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

先ほどの社会福祉士の件について、もう一度、お伺いいたしますけども、簡単にいうと、かなり厳しい門をくぐらないと、社会福祉士になれないということで、それであるならば、当然、今、もう養成が始まっていると思うんですけども、具体的には、それはされているわけですか、されていないわけですか。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

3月にそういう答弁をしたんですけども、現状ではまだ、そういうような方向にいておりません。できるだけ、そういう保健師等が、社会福祉法等の勉強、そういう学校というか、そ

ういう勉強する時間も必要となるわけでございますから、忙しい中で、なかなかそういうことも、職員も大変だと思いますけども、そういうこともしながら、また社協との人事交流も含めながら、社会福祉士の確保はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来の、部長の答弁のとおりであります。

ただ、地域包括支援センターの考え方に基づいて、その前に、先ほど来、議論のとおり、施設よりも在宅看護と。そして在宅の生活を支援していくために、包括支援センターが必要だと、そしてまた、社会福祉士が必要だということであります。私どもとしても、職員の中から、そんなような資格を取れるようには、奨励をしておるわけでありまして、現実には相当、手間ひまというか、時間もかかりそうということになります。したがって、職員の採用を含めて、検討していかねばならないなというふうには思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

質問はございますか。

（ な し ）

ございませんようですので、以上で12番、小林忠雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

3時45分に再開いたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

現在、市民クラブの質問の残り時間は39分であります。

一般質問を続けます。

市民クラブ、5番議員、五味良一君。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

今回、私、梅ノ木遺跡について、3点質問をいたします。

梅ノ木遺跡と言いましたが、現在、遺跡調査が進められている浅尾原六遺跡も含めた中での答弁をお願いいたします。

平成5年より試掘調査が始まり、今年で13年になろうとしております。平成16年には旧明野村においても、さまざまな議論が交わされてきたところでございます。

まず、最初の質問として、現在の状況を。2番目として、今後の保存はどのように進めるのか。いずれも、浅尾原六遺跡を含んだ回答をお願いいたします。3番目としまして、多くの人の署名が提出されましたが、どのように市長、受け止められるのか、お願いいたします。

まず、最初の質問ですが、昨年暮れ、発掘調査が中断され、今年3月より再調査が始まり、

現在、処分場の予定地である浅尾原六遺跡の調査が進められておりますが、18年4月20日に梅ノ木遺跡調査指導委員会の説明で、浅尾原六遺跡は、梅ノ木遺跡とは別遺跡と評価されました。数日前に現地を見てまいりましたが、かなり広い面積の伐採が進んでおります。また、伐採材の集積場所も伐採されており、聞くところによると、8月までに発掘調査が終了するようですが、この広い面積の中で、実際、いつまでかかるのか。ごく最近の話では、縄文時代の古い遺跡が発見されたと聞いております。確かな現状報告をお聞かせください。

2番目の質問としまして、前議会に2人の議員の一般質問において、市長の答えの中に文化財保護は重要なこと、処分場の整備についても避けられない課題で、テーマパーク構想も今後、遺跡保存のあり方についても検討していく。また、高い評価をされた範囲については、市から保存できる配慮を求め、除外することとしている。遺跡は、後世に保存することも可能と考えておると言われました。先般、報道機関に市長は、梅ノ木遺跡は国の指定に向けて努力する記事が載っておりました。全国でも類例のない、学術的にも高く評価されている国の指定にもなり得る遺跡保存を望む声が高いが、市長のお考えを。

処分場の規模が3分の1縮小されても、処理施設が最下流の遺跡と隣接地にコンクリートの大きな壁は威圧感があり、また処理水は遺跡保存の湯沢川へ流れていくことが景観上、好ましくないとします。梅ノ木遺跡および浅尾原六遺跡の保存をどのように進めていくか、再度伺います。

3番目の質問として、去る18年2月7日に、悔いのない未来に向けて人類の遺産を残そう山梨県民の会より、遺跡保存を求める1,006人の署名が提出され、6月8日には明野町有志より、遺跡保存と活用を求める3,760人の署名が提出されました。多くの人が署名運動に参加している現状をふまえ、これらの結果を市長はどのように思うか。

以上3点、質問をさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

5番、五味良一議員のご質問にお答えいたします。

梅ノ木遺跡について、いくつかご質問をいただいております。

最初に梅ノ木遺跡の現在の状況についてであります。本年3月に平成17年度の梅ノ木遺跡確認緊急調査を終了し、発掘調査地点を保護するために、埋め戻しております。今年度の確認調査は本年9月から再開する予定であります。浅尾原六遺跡につきましては、去る4月20日の梅ノ木遺跡調査指導委員会において、梅ノ木遺跡とは別の遺跡であると結論付けられました。また、浅尾原六遺跡の発掘調査範囲は、おおむね3万平方メートルであり、発掘調査期間は去る6月19日に着手し、9月中旬に終了する予定であります。

次に今後の保存をどのように進めるのかについてであります。先の臨時議会の所信表明でも述べましたとおり、梅ノ木遺跡につきましては、平成19年度に確認調査が完了しますので、文化庁、県教育委員会、地権者、その他関係機関と十分に協議をしつつ、国史跡指定に向けて取り組んでまいります。

また、浅尾原六遺跡につきましては、先ほど申し上げましたとおり、すでに調査指導委員会で、梅ノ木遺跡とは別の遺跡であると結論付けられましたので、記録保存を行うこととしてお

ります。

次に署名の結果をどのように受け止めるのかについてであります。去る6月8日、梅ノ木遺跡保存を求める会から、3,760人分の署名が提出されました。市といたしましても、梅ノ木遺跡は高い学術的価値・文化財的価値を有する重要な遺跡と考えておりますので、署名された方々の熱意を重く受け止め、まずは国史跡指定の実現に向けて、最大限努力する所存であります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

5番議員、再質問はございませんか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

再質問させていただきます。

先ほど市長の答弁の中に、3万平方メートルを6月中旬から9月中旬までということですが、この、私、現地を見た限りでは、今現在、調査している面積よりも広く感じました。この広いところを、今までやってきたのに、これだけかかったということで、この広い面積の中を2カ月や3カ月の間で、細部にわたって調査がとて、終えるとは思えません。先ほど、埋めて保存すると言いましたけども、調査がとて、それでは時間的に無理のような気がいたします。その点を再度、お願いするとともに、梅ノ木遺跡の隣に処分場が隣接いたします。その処分場の一番下流に、コンクリートの大きな重量擁壁が出た場合に、観光客が、例え遺跡が公園化されたときに、その縄文時代の遺跡を見に来た人たちのイメージダウンになるのではないかという、懸念はいたします。そのへんのご回答も、よろしく願いをいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

浅尾原六遺跡のほうの3万平方メートル、あるいはまた、100日で間に合うのか、間に合わないのかということは、教育長のほうから答弁いたしますが、何はともあれ、梅ノ木遺跡の国指定に向かっては、全力で頑張りたいと思います。そのあと、どのようなテーマパークにするかとか、利活用するかという問題は、当然、出てくるわけでありまして。そういう意味の最終処分場のコンクリート壁については、十分、配慮しながら、景観等々を考えてほしいということは、環境整備事業団に強く働きかけていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

五味議員の再質問にお答えいたします。

浅尾原六遺跡の、おおむね3万平方メートルの調査につきましては、先ほどご質問をいただいたように、期間がという問題がございます。

私どもは整備事業団とも協議をいたしまして、現状の、北杜市の教育委員会の調査を進めて

いる人材、人夫を含めて、調査員を含めて、厳しいという状況の中で、整備事業団の負担に基づきまして、峡北シルバー人材センターへ調査員、それから作業員の要請をいたしまして、それで期間を短縮していくという計画で、今、作業を進めるべく、手配を、峡北シルバー人材センター、それから事業団のほうの経費負担ということで、そちらから市のほうへ経費の負担を納めていただいて、うちのほうが県と調査員を現場へ貼り付けるというふうな状況で作業を進めて、おおむね9月の中旬には、3万平方メートルの調査を完了したいということで作業を進めるべく準備をしております。手配をしております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

5番議員、まだ質問はございますか。

（ な し ）

関連質問はございますか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

関連質問をさせていただきます。

通告がしてございませんから、ご答弁をいただけないとするならば、それでも結構ですが、2点にわたって、その遺跡に関連しまして、質問させていただきます。

まず第1点目は、現在、先ほど来、五味議員が質問いたしましたように、浅尾原六遺跡に関しまして、事業団の委託を受けて、市の教育委員会が調査を行っておりますが、実は、この調査に関しまして、地元から大変、この時期、梅雨を含め、それから台風等の襲来も含め、この時期に、あの場所を伐採することに対する、非常に不安の声が挙がっております。

と申しますのは、処分場予定地は下流にあります湯沢川の源流でございます。そして土石流の危険流域にも、県から指定されている川でございます。そういう意味で、過去にも事故が起きております、下流で。そういうことを経験している住民が、非常に心配をしております。今回、今、答弁をいただきましたように、3ヘクタールにわたっての調査と、伐採ということだと思っておりますが、実は、この処分場に隣接します上流部に須玉町の穂足財産区の山林がございます。すでに樹種転換という目的のために8.2ヘクタール、伐採をされておまして、現在、ヒノキでしょうか、植えてありますが、実際、地表が見えてしまっている状況です。これに加えて3ヘクタールということですから、非常に莫大な面積、上流域が大雨のときに影響を受ける可能性があります。非常に心配をしております。

それらを、委託を受けた教育委員会として、下流域の住民の命を守る市として、ただ、依頼をされたから、この埋蔵文化財の調査をするではなくて、やはり危険性のある時期については、十分に事業主体に、その旨を申し述べて、時期の変更を求める等の働きかけがあっても然るべきだというふうに思いますが、そのへんがあったのかどうか。それから、その結果はどうなったのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、もう1点は、梅ノ木遺跡に関しては保存を、国史跡指定を全力でという、市長の前向きな答弁をいただきました。大変、ありがたいことだと思っておりますが、しかし、あの場所を保存し、先ほど来、五味議員が申し上げましたように、多くの県内外の皆さんにお越しをいただくということで考えたときに、あの梅ノ木の遺跡の上にそびえる処分場というものが、いかがなものかなと。全国でも、こんなケースがあるのかどうか。こんなことを想定できない

ことでしょうか、ご答弁は無理かもしれませんが、もし、そういうケースがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

立木伐採の件につきましては、実は明野の地域住民が事業団のほうに、今、篠原議員が申されたように、雨季といいますか、梅雨の時期は危険が伴うという申し出をしたということをお願いしております。併せて、私ども教育委員会にも、その申し入れを受けました。私どもは整備事業団へ、その雨季の立木伐採については、危険が伴うということ、事業団に今、申し入れをしてきましたと。北杜市の教育委員会、文化財の調査、所管といたしましてもということを受けまして、早速、また明野の総合支所にございます事業団のほうへ、こういう申し入れを受けましたということをご報告いたしてあります。そして配慮してくださいと、協議の中で、災害の起きないようにということは、申し伝えてあります。

併せて私ども、今現在、文化財の調査の範囲につきましては、先ほど、ご答弁をさせていただきましたように、おおむね9月の中旬以降、9月下旬までには、どうしても調査をしてほしいということを受けておりますから、調査区域をそれぞれ小区画ごとに区切りまして、そして、その立木の伐採の時期につきましては、できるだけ後半へ延ばすようにというふうな計画を、調査担当者とも打ち合わせをして、現在、作業を進めております。

雨季の時期につきましては、できるだけ、その大量な伐採を、一度にするということのないようにということで、埋蔵文化財の調査範囲に順次、その伐採をしていくような形で今、お願いをしております。できるだけ、議員さんのほうの指摘も受けておりますから、そういう対策を、万全な対策がとれるような、雨季をできるだけ避けるような方向で、事業団のほうへも伐採の時期をお願いしております。ぜひ、そんなことでご理解いただきたいと思います。

それから、梅ノ木遺跡の保存の状況ということですが、それにつきましては、今現在、まだ、9月からまた、本調査を再開する部分がございますもので、すべての本調査が関連付けて、環状集落、作業場、道、それらのすべての調査が完了した時点での、どういう保存の仕方がいいのか、保存をすることは、国史跡の指定としてお願いをしていきます。その後の活用とか、そういうものについては、19年度の最終調査が終わって、報告書を仕上げ、それと併せて並行しながら、保存の仕方といいますか、活用の仕方といいますか、そうしたものは国の史跡指定をしていくのと併せながら、協議をしていきたいと思っています。今、この時点で、例えば保存にするとか、テーマパークにするとか、あるいはそっくり公園にするとかという部分の結論は、まだ出しておりません。そんなことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

まだ、質問はございますか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

保存に関しましては、これから活用ですね、保存ならびに遺跡の活用については、これからということですが、私、質問をさせていただいたのは、全国にこういうケースがあるかどうかという

ことをお聞きしました。今、お答えできなければ、また、のちほどで結構ですから、これに類するようなケースがあるのか。隣接に処分場みたいなものが置かれるような、要するに遺跡があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

それから、この前の文教厚生常任委員会の中で、この立木の伐採についても、教育長から答弁をいただきました。その中で、地元の心配している皆さんへの説明という機会を設けるよう検討するというふうに、私は受け止めております。その点について、そのときの答弁では関係部署との協議も必要だということの中で、それらも経た中で、地元の心配する人たちへの説明の場を、私は前向きに設けていただけたというように受け止めたんですが、その点について1点だけ、お答えを再度、いただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

最初の、その隣接する区域に、価値観のある、評価の高い文化財の隣接地に、今回の明野の梅ノ木遺跡みたいな施設があるところがあるかと、全国にあるかということですが、そのへんについては、まだ調査をしてございませんから、隣接するような施設がある場所があるのかどうか、それは研究させていただきたいと思います。

それから文教厚生常任委員会の中で、立木の伐採という問題が、質疑の中で、篠原議員から受けました。そのときに、私は答弁をした自分の記憶の中では、市の関係する課と、林務であれば、主に産業観光の林務の関係になります。そうしたところと、その状況をとにかく把握をして、連携をとって把握をして、そして今後の対策について協議をすると。整備事業団とも協議をすると。必要であれば、先ほど、篠原議員が言われたように、地元の下流域の代表者に対しては、その後の報告をする必要もあるという答弁をさせていただきました。

現在、ご案内のように、文教厚生常任委員会をしたあと、まだ日数をもっておりません。正直、そのへんで期間的な猶予をもっておりませんから、今後、また事業団も含めて、それから埋文調査の担当者も含めて、必要があるのかどうか。今、私が答弁させてもらった分については、議会の、五味議員の一般質問に対する資料的な要素として、担当と事業団のほうから、立木伐採面積、立木の伐採の時期、そうしたものを把握したに過ぎませんから、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

まだ、関連質問はございませんか。

（ な し ）

ありませんので、以上で5番、五味良一議員の一般質問を終わります。

続きまして、市民クラブ、20番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○20番議員（小尾直知君）

少子化対策について、何点かお伺いいたします。

これまで、国・県では1990年から2005年までの間、さまざまな政策を実施してきましたが、出生率の歯止め防止にならず、実際のアンケート調査などを見ると、保育料や教育費の補助を求める世帯が半数以上を占め、子ども世帯への減税、児童手当の拡充、出産費用の無料化などを入れると、90%以上が望んでいると。役所も企業もリストラで、1人当たりの仕

事量が増え、勤務時間も長くなったのに、延長保育が充実しているわけではない。産婦人科や小児科も減り、出産育児に不安は募る。産みたいと思わない人が増えても仕方がない。児童手当や税制での優遇、育児休業、保育所の整備など、対策の種類自体は出生率が下げ止まる傾向にある欧州と比べても、見劣りはしない。問題は、メニューの充実度だという指摘があります。

また、全国的な傾向として、未婚化や晩婚化の進行があり、今こそ行政と市民が一体となって取り組み、市長の言う自助、公助、共助を、具体的な施策を戦略的にプラン化し、できることから実施することが肝要であります。これらのことをふまえて、以下9点にわたって質問をいたします。

まず1つ目は、出産費用を病院窓口で、一時金35万円を超える分だけ支払えれば済む制度にできないか。

2番目、親の就労状況や収入に関係なく、小学校入学前のすべての子どもが利用できる（仮称）認定こども園、または現在の保育園でもよいが、朝早い時間帯から夜遅くまで、これを制度化できないか。

3番目、放課後児童クラブについて。現在、市内の小中学校での実施状況、保護者の要望はどういう内容があるか。私の、地元、長坂ですけれども、学校によって、学年が違うようなことを聞いております。これをちょっと、お答えいただきたいと思います。

4番目、新婚家庭への家賃補助や子育て世帯に対する公営住宅への入居要件の緩和ができないか。

5番目、三世代が同居できる住宅の促進を促すため、税制面などで支援できないか。

6番目、子育て支援の対応窓口を一元化し、さまざまな問題や要望に応える体制ができないか。

7番目、産婦人科の市内の現状と対策は。

8番目、小児科の現状と対策は。

9番目、結婚相談員制度の現状と今後の対策は。

以上9点について、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

20番、小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

少子化対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に出産費用の病院窓口での支払いについてであります。現在、国民健康保険では、出産後の申請により、出産育児一時金として、1件につき30万円を支給しており、今年10月からは35万円に引き上げられます。出産育児一時金を超える分のみを病院窓口で支払うことは、県内外の医療機関をはじめ、保険者においても、事務手続きが煩雑になるため、現在のところ、他の市町村でも実施しておらず、改正する考えは無理があるかと思っております。

次に、認定こども園と保育園の時間延長についてであります。

認定こども園につきましては、先の鈴木孝男議員のご質問にお答えいたしました。県が現在、条例の制定に向け、準備を進めておりますので、県の動向を見ながら検討をしまっている考えであります。

保育園の時間延長についてであります。現在、市立保育園および私立保育園の17園では、午前7時30分から8時30分までの1時間と、午後4時30分から6時30分までの2時間の時間外保育を実施しております。また、延長保育につきましては、受け入れ態勢の充実など、運営体制を整備する必要があります。しかし、ニーズとコストの関係がありますので、市内3カ所の民間、子育て支援サポートセンターへの助成も視野に入れながら、検討をしてみたいと考えております。

次に放課後児童クラブについてであります。

市では市内13カ所で、放課後児童クラブを実施しておりますが、すべてが小学校以外の場所に設置されており、小学校の空き教室、余裕教室などでの実施はありません。保護者からは昨今の児童を標的にした凶悪犯罪が多発していることから、児童の安全を確保するため、小学校により近い施設への移転、または小学校の空き教室などでの実施についての要望が寄せられております。

現在、小学校から100メートル以上、離れている施設は4カ所あります。私は前々から、放課後児童クラブは小学校内で実施することが望ましいと考えておりますので、小学校の空き教室などの調査を進めながら、関係機関と連携する中で検討をまいります。

次に、新婚家庭への家賃補助や子育て世帯に対する公営住宅への入居要件の緩和についてであります。

まず新婚家庭への家賃補助についてですが、公営住宅の家賃は公営住宅法に基づき、世帯の収入に応じた算定により、低廉な家賃で住宅を供給しておりますので、現行でまいりたいと考えております。

また、子育て世帯に対する入居要件の緩和についてですが、公営住宅法施行令が今年2月に改正され、同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯については、これまで月20万円を上限としていた収入基準額を26万8千円まで引き上げをされ、入居要件の緩和が図られたところでもあります。この入居収入基準を超える世帯については、中間所得者用市営住宅を斡旋しております。

次に、三世代が同居できる個人住宅の促進を促すための、税制面などの支援についてであります。新築の住宅に対しましては、地方税法により、新築後3年間、固定資産税の軽減措置がされております。市といたしましては、今のところ、それ以上の優遇措置は考えておりません。

次に子育て支援の対応窓口の一元化についてであります。現在の市における子育て支援につきましては、北杜市次世代育成支援行動計画を基本に推進しております。

対応窓口は母子・乳幼児の健康管理、保育サービスなどは保健福祉部、生きる力を育む学校教育・スポーツ環境の充実は教育委員会、仕事と子育ての両立支援は総務部、企業の労働改善は産業観光部などが担当しています。各課の連携は児童家庭課が中心で行っていますが、子育て支援を総合的に推進していくために、この計画の進捗状況調査および、その評価を行う市内組織を立ち上げる考えでありますので、その組織の中で、窓口の一元化についても検討をしてみたいと思います。

次に、市内における産婦人科および小児科の現状と対策についてであります。

現在、市内には産婦人科はなく、市内の妊婦さんは、市外の産婦人科で受診されております。また小児科医についてであります。甲陽病院では週2回、また武川診療所では週3回、外来

診療を行っております。なお、今年3月からは辺見診療所および白州診療所の医師が乳児の一般健康診査を実施しております。

市立病院には小児科、産婦人科の常設を図るための努力をしまいましたが、全国的に医師が不足している中、非常に困難な状況です。このため小児科については、県が中心となり、小児緊急医療体制を平成17年3月からスタートさせています。

産婦人科につきましては、千野秀一議員にもお答えしたとおり、今後は県が中心となり、入院可能な病院で受診ができるまでの体制を確立してくれるよう、県に要望をしております。

千野議員のときも、小尾議員のときも、また議会のたびに、この小児科と産婦人科の関係は、ご指摘されているわけでありますので、先ほども答弁しましたとおり、北杜市としても、少子化対策を含めて、全力で当たらなければならないと承知をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に結婚相談員制度の現状と、今後の対策についてであります。

国立社会保障人口問題研究所の平成14年出生動向基本調査で、独身の理由として「適当な相手にめぐり合わない」を挙げる人が、半数にもものぼるという結果が出ています。また、同調査から、見合い結婚するのは、全体のわずか8%という状況です。

そのような中で、北杜市では45名の結婚相談員を委嘱し、結婚を希望する方の相談、交流の場の提供など、カップル誕生に努めております。

昨年度の結婚相談件数を見ますと、相談が714件、見合いが210件、成婚12件となっております。また、横浜方面へのバスツアーを企画し、男女各15名に出会いの場を提供したところであります。

本年度は相談者が利用しやすいよう、相談所の開設時間・場所を見直し、市内8カ所に開設しております。また、この夏、新しい試みとして姉妹交流している羽村市、荒川区、新宿区に呼びかけ、都心の女性と北杜市の男性とのお見合いを企画しております。

今後も結婚相談員の皆様のご協力をいただく中で、1組でも多くのカップル誕生に向けて、相談所の運営、出会いの場の提供を続けてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

20番議員、再質問はございませんか。

小尾直知君。

○20番議員（小尾直知君）

2番のところですがけれども、夜間保育の関係です。これは現状、朝7時半から夜は6時半までということですがけれども、これをなんとか、もう少し延長できないかと。現状では、ぎりぎりに迎えに行くと、嫌な雰囲気になると、こういうのが現状だそうです。非常に、市役所の現状を見ても、なかなか6時半に帰るといふ人は少ないように思われます。やっぱり、そういう意味でも8時とか9時とか、そういうふうに変更できたらいいなと思っておりますので、先ほど、3カ所の中でも結構ですので、そういう考えがあるか、これが1つ。

それから、もう1つ。今の2番のところですがけれども、民間の子育て経験者が家族のように育てる保育ママ制度とかという部分もあるようですけれども、これは行政とか学校、地域が一体となって、これは取り組んでいるようですけれども、こういうものを導入する考えはないか、

これが1つ。

現状、3番の放課後児童ですけれども、先ほど言いましたように、長坂の部分は、人が大勢だから、通常4年までみてもらえるんですけども、3年で切られているとかですね、逆に秋田小学校では子どもが少ないから6年までいいよとか、こういうものが実態としてあるようですので、できたら、そういうものは取っ払ってしまって、とにかく、学童については、いつでもみよと、こういう体制ができれば一番、いいんではないかなと思います。

これも、保護者や地域のボランティアなどで、サポートをするような体制をつくったらどうかと、昨今、非常にテレビ等を賑わしているように、子どもさんが犠牲になるような、痛ましい事件や事故がありますので、そこらへんをもう少し突っ込んで、考えることができないかと。

それから先ほど、子育ての対応窓口の件ですけれども、市長の答弁で今、現状、市内の4カ所の部門で対応しているということですので、これは考えていただけるということですので、場所はどこでもいいんですけども、いずれにしても現状、われわれが市役所に行って、1つのことを聞こうとしても、電話をあちこちたらい回しにされるとか、そのうちに電話が切れてしまったりとか、そういう問題、いろいろあるわけです、実際には、ですから、子どものことはここへ聞けば、すぐ分かって、そういう分かりやすい、市政の運営をできたらお願いできないかなと、以上のことについて、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

それでは、小尾議員からいくつか再質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、保育園の時間の延長の件でございますけれども、今、現状の延長保育の中で、時差出勤をして対応しているということでございます。市長の答弁にあるように、延長するんでしたら、当然、保育士の増員も考えなければなりませんけれども、やはり、例えば8時、9時までの人が1人、2人残ったときに、保育園では制度として保育士が2人、あるいは長くなると、調理員もとなりますと、やはり、コストの関係もございますから、子育て支援センターとか、あるいは議員さんからお話があった民間子育てのほうですか、そういう制度も検討したり、あるいは支援センターへの助成をして、そして、そちらのほうに1人、2人の場合はコストの関係もありますから、対応していただければなと、こういうふうに思っておりますけれども、いずれにしても検討をさせていただきたいと思います。

次に学童保育の関係でございますけれども、学童保育は、基本的には対象者が小学校3年生まででございますけれども、定員に空きがある場合は、共働き等の児童、4年生、5年生もお預かりしているケースもございます。

そして、あと窓口の一元化でございますけれども、これは今年度当初、検討した経緯がございます。子育て支援課とか子ども福祉課とか、いろいろ考えた経緯がございますけれども、再度、このへんも検討させていただくと、こういうことでございまして、当然、機構改革が伴いますので、さらに検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

20番議員、まだ質問はございますか。

小尾直知君。

○20番議員（小尾直知君）

では、最後に1点だけお伺いしたいと思います。

先ほど言った、夜遅くまでということ、これは早急に、呼び方、私、保育ママと言いましたけども、なんでもいいんですけども、ぜひ、こんなような、市内の一番いいパターンを考えていただいて、ぜひ、検討ではなくて、できたら実施していただきたいと。

全体で思うことですが、子育てにはお金がかかるということは、当然でありますし、それらをどう、行政としてサポートをしていくかと、これが一番、重要な部分になってきますので、それは人とかお金がかかるのは分かりますけれども、こういうものに目先のお金がかかるからといって、それをケチってしまうと、やっぱり、そこに住みたくななくなると、こういうことが現状ではないかと思しますので、ぜひ、この点を併せてお願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

ただいま、再質問をいただきました。

子育ての件につきましては、最優先課題ということですから、当然、そのサービスは提供しておりますけれども、ただ、延長保育の仕方といいますか、その内容について、でき得る限り、ニーズとコストという関係がございますから、例えば保育園でなくて、それに代わるべく、ボランティアとか、民間のサポートセンターとか、そういうことを利用しながら、さらに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

20番議員、まだ質問はありますか。

（なし）

関連質問はございますか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

3番の放課後児童クラブについて、2、3、お願いをいたします。

保護者の中にいろいろ要望がございまして、その中で特に武川の場合、小学校から総合会館の2階に行くまでに歩道がなく、父兄が同伴しないと危険がいっぱいというケースがあります。そのほかに、清里の児童クラブは校舎の中にあるからいいんですけど、先ほど市長が言うように、校舎内へできるだけ早急に、そういう施設を移動できたらお願いしたいのと、私が前に13カ所の中で、白州の1カ所だけパソコンが接続できて、あとは全然、パソコンはあるけど、パソコンがつながっていないから、早くパソコンを接続して、お互いにメール交換をしながら意見交換をしたらどうですかという話の中で、なかなか返答がないものですから、そのへんの状況がもし分かったら、お願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来の議論を重ねていて、議員の皆さんも感じるところがあると思います。こうやって、学童保育の話をしているときは、どうしても安心・安全ということが表に出た、原点の話になります。方や、昨日、議論した子どもたちの基礎体力という話からすれば、また違う角度にならざるを得ないという、矛盾と申しますか、背に腹というか、議論がどうしても付きまとうものであります。

私はそういう意味で、放課後児童クラブだけをつくっていても、いろんな意味の総合的な解決は難しいという思いもあって、空き教室を利用することは考えられないかと。もっと学校の図書館や学校のブランドは考えられないかという角度でも、空き教室はという思いであったわけではありますが、議員の皆さんにも、そんなこんなの中で、議論を重ねていただくことは、大変ありがたく思うわけでありまして、そのへんをトータル的に考えて、なんとか安心・安全のうちに基礎体力といわず、教育の基本といいたしまししょうか、原理原則が叶えられるような方法を皆さんと一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、最後のパソコンの問題については、部長のほうから答えます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

パソコンの接続は、まだしてございませんけれども、月に1回、指導員の連絡協議会をもちまして、そして教育にあたってのそれぞれの思いや、困ったことをお互いに話し合うような会議をもっております。その中で、お互いに連携をとっていただければと思います。パソコンの接続につきましては、今後、さらに検討してまいります。

○議長（清水壽昌君）

ほかに関連質問はございますか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

パソコンのどこの施設へいっても、もう手の届くところまで配線はきているということで、あと、これを接続するだけという話の施設が、ほとんどでございました。そのへんも早急にして、お互いにガソリン代を使わずに、パソコンのメールで、お互いに言いたいことを言えるような状況をつくっていただければと思います。よろしくお願ひをいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

同じ答弁で申し訳ないですが、それぞれの放課後児童クラブの状況を見ながら、接続等に向かって努力をしていきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問はございますか。

（ な し ）

ございませんので、以上で20番、小尾直知議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、一般質問の都合によって、あらかじめ延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決しました。

暫時休憩します。

4時45分に再開いたします。

休憩 午後 4時40分

再開 午後 4時45分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

市民クラブの一般質問の残り時間は、19分であります。

一般質問を続けます。

市民クラブ、7番議員、鈴木今朝和君。

鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

今日の教育を取り巻く状況は、毎日マスコミに報じられない日はないほど、いろいろな問題が山積し、非常に厳しいものがあります。

例えば、学力・体力の低下、安心・安全な登下校、いじめ、虐待、不登校などうんぬんであります。私は、時間の許される中で、次の3つの質問を市長、ならびに教育長にしたいと思います。

第1、原っぱ教育と学力についてでございます。

本市の教育重点施策である原っぱ教育は、5つの柱のよる人づくりを目的としてスタートし、1年が経ちました。それなりに反響があったわけでございますけど、この1年を振り返ってみて、感じたことを述べ、市長の見解を伺います。

まず私は、人づくり教育は知・徳・体のバランスの上に成り立ち、しっかりした基礎学力、あるいは知識でもいいわけですが、身に付け、心豊かな心身ともにたくましい人づくりが理想だと思うわけでございます。

原っぱ教育の提唱の中で、学力・知識の部面の提唱が弱いように、私には思えてなりません。今、ゆとり教育の中で、学力低下が叫ばれ、文科省はその中で、新しい指導要領の検討、それから新たに算数や数学を中心にした、学力テストの全国一斉実施を試行するなど、いろいろな施策が国からも出、山梨県では先月、新しい高校入学者選抜制度が発表になりました。その中で、前期、後期、それから再試験の3つの段階の中で、どれをとっても学力重視ということが、学力がなければ受からないということが、かなり表面に出ております。そこで、市長に伺いま

す。原っぱ教育という中で、学力をどう位置づけ、どう考えているか、市長の見解を伺います。

次に教育長に伺います。

本市の教育重点施策である原っぱ教育について、いろいろな反響があるわけですけど、教育現場やPTA、地域などにどんな方法で情報を出し、説明し、指導をしているか、伺いたいと思います。

また、最近、学力向上のために、いろいろな試みをしている市や行政がありますけど、本市として、どのような指導、取り組みを今後、やっていくか伺います。

第2点でございます。本市における不登校の実態を伺いたいと思います。

児童生徒の人数は減少しているにもかかわらず、不登校の子どもの数は減っていき、むしろ、増えているといわれています。葦崎のコスモス教室は、いつも定員がいっぱいだということがあります。特に学年が上になるにしたがって増えているのは、本人はともかく、社会的にも肉体的にも精神的にも非常に発達の激しいときに引きこもり、不登校というのは、非常に憂慮すべきことだと、私は思うわけでございます。

そこで、本市における不登校の実態はどうか、伺います。

次に不登校の原因は複雑で、本人もあり、家庭もあり、学校、いろいろな要因が複合していると思いますが、事前に予防するのが最善の考えと、私は思っております。教育委員会として、不登校対策として、どのような考えで学校を指導しているか、また、伺いたいと思います。

それから不登校予防のために、教職員のカウンセラーというんですか、総カウンセラーといえますか、研修の計画を立てているかどうかということも、伺いたいと思います。

第3番目の問題でございます。学校評議員制度の導入について。

すでに、この制度は学校教育法施行規則の一部が改正されたのが、平成12年の4月1日でございますので、もうだいぶ前でございますけど、なかなか、これが機能していないと。聞くところによりますと、本市では設置状況については、おおむね設置しているということでございますけど、教育委員会として、この制度をどう評価して、何を期待するかということでございます。

そもそも、この制度ができたのは、学校が地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して、学校では解決できない、いろいろな問題を教育活動、そしてその中で、教育活動を展開するために設けられた、より一層、地域に開かれた学校づくりの推進にしていこうためにつくられたと、私は確認をしておりますけど、先ほどの市長が言ったように、今の学校の状況は、非常に複雑でございます。開かれた学校という、あいさつをしようといいいながら、門扉を閉めて、よその者は入らせないと。学校の庭は、いつも閑散としております。市長の言うとおりでございますけど、そういう中で、学校評議員というのを、どういうふうに活用していくかということが、これからの問題だと、私は思うわけでございます。

もちろん評議員会として、何をしろという決定権はございません。評議員一人ひとりの意見を校長や学校現場でどう評価して、それを学校の教育の中へ取り入れるかということが問題だと思いますけど、市全体として、22校ありますけど、そのまとめた指導というようなことをお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

あと8分ありますので。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

7番、鈴木今朝和議員のご質問にお答えします。

原っぱ教育を提唱して、1年半、いささかでも反響があったということでありまして、教育百年の計の中で、さらに市民の理解と教育の重要性の中、原っぱ教育の推進をしまいたいと思っております。

原っぱ教育の中で、学力をどう考えていくかについてであります。

原っぱ教育推進目標の第1に、知性に富んだ心豊かな人づくりを掲げております。知性に富むとは、人が自分の人生を豊かに賢く生きていくために必要な知性を身につけていくことであると考えております。

学力低下が叫ばれる今、ともすると、目に見える学力のアップを図るために、テストテストで、子どもたちに知識を詰め込みがちになります。こうしたことは、目の前の高校入試や大学入試に対応するために、ある程度、必要なことかもしれませんが、人生を豊かに賢く生きていくために必要な学力は、単なる知識ではなくて生きて働く学力、知恵として生きる学力であり、それこそが原っぱ教育で培おうとしている学力であるといえます。

そうした学力を子どもたちに培うためには、基礎・基本の確実な習得が大前提となることは言うまでもありません。と同時に、その基礎・基本の習得および、それを深め、発展していく学習過程の中で、一人ひとり子どもたちが体験を通じて、より具体的に実感を伴った理解をしていくことも大事であろうと考えております。

北杜市は、広大で変化に富んだ豊かな自然に囲まれています。そして長い歴史と文化と伝統があります。こうした地域の豊かな自然、文化、歴史、産業などに学びながら、普遍的な真理や知識を身につけ、地域を愛する心を育てていくことが人生を、豊かに賢く生きていくためには、必要な学力の育成につながっていくものと考えております。

その他の質問は、教育長が答弁します。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

7番、鈴木今朝和議員の質問に、引き続きお答えいたします。

最初に北杜市の教育重点施策である、原っぱ教育の学校現場、PTA、地域への周知についてという問いでございますが、原っぱ教育の狙いは目標、方針、具体的な取り組み内容等について、平成17年、昨年5月の、市内の市校長会において提示をし、各学校で実践に取り組んでもらっているところであります。ご案内のように、1年が経過いたしました。またPTA、地域への周知についても、PTA活動や、また学校だよりを通じて、周知を図っているところであります。

次に学力向上のための取り組みについてであります。市内の各小中学校では、多くの学校で校内研究のテーマに学力の向上を掲げて、一人ひとりに学習意欲を育みながら、学力の向上を目指す、実践的な取り組みを推進しております。

いずれの学校におきましても、朝読書、あるいは朝学習、こうしたものを取り入れて、すべての23校すべてで、小中学校で取り入れてございます。また、武川小学校と高根中学校では、平成17年度から3年間、県の学びの意欲向上推進指定校の指定を受け、研究実践に取り組ん

でいます。また、長坂中学校では平成17年度より3年間、文部科学省の学力向上拠点形成推進校の指定を受けて、研究実践に取り組んでいます。

いずれも学力向上を狙いとするもので、教育委員会では、これらの事業を積極的に支援していくとともに、この3校の成果が市内のほかの小中学校に波及し、市内の子どもたちの学力の向上につながるよう、努力してまいりたいと思います。

なお、学力向上の取り組みのための一助として、来年度、小中学校ごとに、共通テストを実施したいと考え、今、そのための準備をしているところであります。この共通テストによって、子どもたち、一人ひとりの課題を明らかにし、少人数指導、あるいは習熟度別指導など、個々に応じた指導に生かしてまいりたいと考えております。

次に、本市における不登校の実態についてであります。

欠席日数が30日以上の不登校児童生徒の数は、本市においては平成17年度、小学校で12名、中学校で40名、併せて52名となっております。憂慮される状況にあると考えております。特に中学校における不登校が心配されています。

次に不登校対策についてであります。一度、不登校になりますと、学校復帰は非常に難しいものがあります。そこで、不登校対策においては、議員のご指摘のように、不登校を出さない未然防止指導、あるいは対策が重要であると考えております。教育委員会としては、各小中学校に一人ひとりの心の悩みや内面の変化を見逃さない学校の体制づくり、それから一人ひとりを認め合う温かい学校づくり、学習のつまずきを出さないためのきめ細かな学習指導ということで、それぞれの学校の中で、名称は違えども職員会議、あるいは生徒指導委員会、あるいは運営委員会というふうなものを組織させて、取り組むように指導しているところであります。

また、県教育委員会のスクールカウンセラー配置事業を活用して、すべての中学校へのスクールカウンセラーの派遣を要請し、いじめや不登校の未然防止、改善、解決、ならびに教育相談体制の充実に努めているところであります。

市といたしましても、各教育センターにカウンセラーを設置し、子どもや保護者の相談に当たっております。

また、中学1年生の夏休み前後を境に、不登校の数が増え始めるという傾向が全国的に見られます。聞くところによると、こうした傾向を中1ギャップといわれているようですが、小学校から中学校への移行期に、心身表面において、うまく対応していけないことが、1つの大きな原因とも考えられますので、小学校と中学校の連携を深める対策も、これから考えていかなければならないと考えております。

次に不登校予防のための教職員の研修計画についてであります。不登校未然防止のための教職員研修については、校長を中心とした校内研修および県教育委員会主催の研修会等で、引き続き対応してまいりたいと考えております。

次に、学校評議員制度の評価と期待についてであります。

学校評議員制度については、特色ある学校づくり、地域に開かれた学校づくり、保護者や地域の願いに応える学校づくりという観点から、意義ある制度であると考えております。学校長が児童生徒の実態や社会情勢等をふまえた独自の学校づくりのためのビジョンを持ち、自校、自分の学校の職員だけではなく、保護者や地域の方々にも示していく。その中で、学校評議員にも意見を求め、学校運営に反映していくことが大切だと考えます。そういう意味で、学校評議員には学校運営の課題を指摘していただくとともに、より建設的な意見と協力を期待してお

ります。

次に、北杜市における学校評議員の設置状況についてであります。6月現在、11校において設置されております。現在、設置の準備を進めている学校もありますので、今後、設置校数は増えるものと思われま。

次に学校評議員の選任についてであります。学校評議員の設置については、北杜市立小中学校評議員設置要綱に則り、校長が保護者および地域住民のうちから教育に関する理解および見識を有する者を選任し、北杜市教育委員会に推薦をします。

教育委員会は、校長から推薦のあった者が学校評議員として適当と認めるときは、学校評議員に委嘱すると、要綱で定めてございます。推薦された者を無条件で委嘱するということはありません。学校評議員の人数は5人以内で、任期は委嘱された日から、当該年度末までとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

7番議員、再質問はございませんか。

鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

今年、指導主事を独自に置いたわけですが、指導主事が今、出たような問題に、どう関わっているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

北杜市といたしまして、18年度から県費負担で、学校現場を経験された指導主事を市負担で配置するようになりました。それで、まだ、おおむね、新年度始まって、約2カ月半、3カ月、まもなく経とうとしておりますけれども、積極的に学校教育に関わりを持っていただいておりますし、私ども教育委員会として、若干、手不足の学校教育に思いを寄せる、手不足の点はすべて指導主事のほうに相談、あるいはときと場合によれば指示をして、学校教育の指導にあたってもらっております。大いに活用しなければいけないと思っております。ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

7番議員、まだ、質問はございますか。

（なし）

関連質問はございますか。

（なし）

ありませんので、以上で7番、鈴木今朝和議員の一般質問を終わります。

続きまして、市民クラブ、2番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

質問の残り時間は12分ですので、申し添えておきます。

○2番議員（岡野淳君）

本日は、大きく2件について質問させていただきます。

その前に、1つだけ、お時間を頂戴したいと思います。

本日、私ごとで、市民クラブの質問順を急ぎよ、変更していただきましたこと、大変、ご迷惑をおかけいたしました。この場をお借りしまして、傍聴に足を運ばれた市民の皆さま、市長以下、執行部の皆さま、また同僚の議員諸氏には、改めてお詫びとお礼を申し上げます。

質問に入らせていただきます。

まず、給食センターの建設計画でございます。

先の3月定例会で、給食センター建設の設計業務委託費が予算化されました。文教厚生常任委員会では、センター方式、自校方式、それぞれのメリット、デメリットがあり、はじめにセンターありきということではなく、あくまでもセンター方式を含む委託費であるという理解の上で、予算を承認したという点があります。

この計画に対し、現場である小中学校関係者、あるいは保護者の皆さんから、センター方式ではなく、自校方式を望む声が多く聞こえてまいります。自校方式であれば、例えば調理師さんと生徒たちとの直接的な接点があり、生徒が感謝の気持ちを感じやすく、また食への興味、あるいは調理されたものへの愛情を喚起しやすくなるということが考えられます。また、災害時の非常食の備蓄という、これは二次的なものではありませんが、重要な役割を持つことができるという考え方もあるようです。さらに、食育の重要性や地産地消との連携を考えれば、子どもたちの食に対する教育の一環という意味では、センター方式より自校式を望むのは、よく理解できる話です。

一方、調理の効率化や経費の削減を考えれば、センター方式の持つ意味が大きいことも理解できます。しかし、子どもの成長と教育の現場では、効率ばかりを優先し、かけるべき経費までも節減すべきではないのではないかと思います。

言葉がよくないかもしれませんが、一見すれば、経費削減の対象となるような内容のお金でも、教育の現場だけでは効率だけで判断すべきではなく、ほかの事業を止めてでも、予算をひねり出すようなお金のかけ方も必要なのではないのでしょうか。仮に、どうしてもセンター方式の導入が必要だということであれば、この非常に広い北杜市の実情に合わせ、現行の長坂以外のほかに、例えば2、3カ所、センターを設置するなど、いくつかの選択肢があるのではないかと思います。

学校調理場運営委員だけで結論を出すのではなく、先生方や保護者の意見を広くよく聞き、例えば、隣の長野県の給食センターでは、1万食余りをつくるようなところもあるようですので、そういう巨大な施設を視察するなどして、その是非を調査し、北杜市では自校式とセンター方式のどちらがいいのか。あるいはセンター方式なら、どのくらいの規模のセンターをどこに何カ所造るのかなど、さまざまな選択肢の中から、子どもたちの食事にとって、最善の答えを出すべきだと思いますが、教育長の見解を伺います。

次にお隣の富士見町の灰溶融炉について、伺います。

長野県諏訪南行政事務組合が、お隣の富士見町に建設を予定している焼却灰溶融炉については、3月定例会において市長が、施設が安全・安心なものとなるよう、建設に先立てて、住民はもとより、北杜市に対しても具体的な建設計画の説明を求めて、今後、適切に対応したいという趣旨の答弁をなさっております。

その後、5月2日に北杜市長名で、同組合へ白州町を対象とする説明会の開催を求める要望書が出され、同月13日に届いた返事によれば、北杜市に対する説明会は行われぬという先方の考え方が、明らかになりました。

さらに、6月13日には北杜市議会議長名で、3つの点について、つまり、1つ、施設の不測の事故への対策。1つ、埋め立て灰の掘削時の安全性の確保。1つ、焼却灰の輸送時の安全性の確保。この3点についての説明会と安全対策について、要望書を出しましたが、市長がお出しになった要望書と類似した内容でもあることから、まだ返事はないようですが、この要望を先方が受け入れる可能性は、低いのではないかと考えております。

同組合の計画によりますと、すでに埋め立てられている廃棄物の焼却灰を掘り出して、富士見町休戸地区に建設を予定している灰溶融炉へ搬入して溶かし、スラグ化しようとするもので、溶融炉の事故の可能性など、安全性を不安視する声は風下、下流域の北杜市のみならず、地元富士見町や原村からも多く聞かれます。

万一、なんらかの理由で汚染物質が流失し、釜無川に流れ込んだり、あるいは空気中に放出されるような事態が生じた場合、その影響を受けるのは、私たち北杜市民である可能性が極めて高いことは明らかです。その被害が予想される地域の周辺住民が不安に思い、事業の内容や安全対策について、詳細な情報を求めようとするのは、極めて当然のことです。

しかし、このたび、組合側が正式に北杜市への説明を行わないと表明したことで、北杜市民の不安を取り除く道が閉ざされてしまったこととなります。今後、市長は市民のために、どのような形で隣町に建設されようとしている迷惑施設の情報を収集し、市民に伝えようとするのか、市長のお考えを伺います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

2番、岡野淳議員の諏訪南行政事務組合の灰溶融炉建設計画について、お答えいたします。

諏訪南行政事務組合で計画している、灰溶融炉建設につきましては、富士見町全域を対象とする説明が開催される中で、白州町の全住民に対する説明会の開催を求めてまいりました。しかしながら、再三の要請にもかかわらず、説明会の開催までにはいきませんでした。このような中、白州町全域の住民も対象とする説明会を、6月28日に富士見パノラマスキー場において開催するとの連絡が、6月13日にありました。もとより、北杜市は建設計画に反対してきものではなく、大武川地区の住民に対する説明会と合わせて、自由に参加できる説明会が開催されることにより、広く情報提供され、不安解消になることを期待しております。

なお、建設される施設に関する情報につきましては、組合に情報提供を求め、広報誌を通じて周知を図りたいと考えております。

給食センターにつきましては、教育長から答弁いたさせます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

2番、岡野淳議員の給食センターについてのご質問にお答えいたします。

すでに14番、保坂議員の給食センターに関する食育についてのところで、答弁をさせていただきました部分と一部重複するかとも思いますけども、ご理解をいただきたいと思います。

学校給食は現在、明野、高根、長坂、小淵沢、武川の5施設がセンター方式で、須玉、大泉、白州の各小中学校が自校方式を採用しております。

平成17年度に、高根学校給食センターの改築を前提とした設計業務委託費を計上いたしましたが、市内の類似施設の老朽化が著しいこと、また行政改革の流れを受け、市内全域を視野に入れた計画で、整備することとしたところでございます。

昨年10月の定例校長会で調理場の現地調査を行い、改修していただきたいとの要望が出されたことから、平成8年度に文部科学省で制定された学校給食衛生管理の基準に基づき、市内の給食施設を調査しました。その結果、長坂給食センターを除いた他の施設は、構造やスペースなど、作業動線の交差から衛生管理の対応が困難な施設であり、改修を加える場合はウエット方式からドライ方式の調理場にすることが、文部科学省大臣官房文教施設部の学校施設整備指針で義務付けられていることから、センター方式での施設整備を行うことを検討してきました。

これらの整備方針であることを、各学校に報告したところであります。また、17年6月に文部科学省で制定した食育基本法第5条の中で、教育者にあつては教育の中で食育の重要性と推進に取り組むこととされており、事業の一環として教室内で食育教育に取り組んでいる状況であります。

次に平成28年度の児童生徒数の推計を見ても、2,801人と、現在、平成18年度対比で66%の児童生徒数になり、10年後には200人を超す中学校は、現在8校中2校と推計されています。建設コストやランニングコスト、また5年後、10年後の児童生徒数を考えてみれば、2、3カ所建設するということは、非常に厳しい状況であると言わざるを得ません。5月に開催した北杜市立学校給食調理場運営委員会、また6月に開催されたPTA連合会の常任理事会で学校給食施設の整備について、現状施設の状況、改築の必要性、行政改革での位置づけなどを説明し、今後、類似施設の統廃合や小中学校の統廃合等を勘案する中で、平成23年度から2施設による、この2施設は長坂の給食センターという意味です、2施設による運営を行う考えであることの説明を行ってまいりました。

なお、県内に類似施設が多数ありますので、視察等を行い、参考にしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

2番議員、再質問はございませんか。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

2、3聞かせていただきます。

時間がないので早口になりますが、まず、学校給食に関しまして、国の指針等、いろいろやらざるを得ない状況だということは承知しております。ただ、ここで言いたいのは、いろんな選択肢があつてということ、いろんな人が思っているわけですね。ですから、そういうことの中で、こういう理由で、センター方式をやらざるを得ないんだということであれば、それを

もっと、きちんと説明して、皆さんの要望も、もうこれ以上、出ないというところまで聞いてほしいと、こういうことです、まず。まず、そういうことです。

それから、もう1点、その理由として、子どもが将来、どんどん減っていくというふうに、ここにも数字があります。ありますが、その一方で、市長が一生懸命、少子化対策をやっているんだから、子どもが減る減ると、あんまり言っては市長に対して失礼ではないですか。駄目ですよ、そんなことでは。そういうことではなくて、もう少し、整合性のある理由をつけないと、納得しない人はいっぱいいますよ。そこらへんをもう少し、きちんと、これから先も説明をしてください。

最後に教育長、聞きますけど、そうすると、今後、この方針というのは変わるのか、変わらないのか。どうなさるおつもりか、そこを一言でいいから、お返事ください。

それから、市長に伺います。

富士見の件は、おっしゃるとおり、ある意味では八方ふさがりかもしれませんが、今の答弁ですと、これから先は富士見が、行政組合が向こうでやるから、聞きたい人は向こうに行って聞いてくれと、こういうことになってしまうわけですね。市長が盛んにおっしゃる安心・安全な市民の生活というのを、北杜市の行政として、では、どういうふうに、これから先、この問題に対して関わっていくのか。どういう安全を提供していくのか。それは、市長もおっしゃったけど、これをやめろなんて言っているわけではなくて、万一のときにどうしてくれるんですかということ、北杜市の5万人の住民を抱える市長、あるいは行政として、なんとかやってくれということ、市民たちは思っています。そういうところを伺いたいんですね。ですから、向こうでやるみたいだから行ってくれではなくて、北杜市として、こういう情報をつかんで、こういうふうにするから、こういう情報を提供するよという形で、積極的に関わっていただきたいと思うんですけど、市長、いかがでしょうか。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

いろいろ、説明の中でというご意見がございましたけども、これからも必要なところを、やっぱり説明をしていかなければならないということは、自覚をしております。それぞれの学校エリアの中でも、希望があるかと思えます。必要なところについては資料の提供、あるいは説明もしてまいる考え方でございます。

それから、この方針は変わるか、変わらないかということですけども、今の基本的な考え方としては、センター方式でいくということで、すべての説明をし、理解を求めるような努力をしたいと思えます。

それから少子化の対策につきましては、行政マンとして、市長が提唱する人口増に結び付けていく努力に、私どもも一緒に並行して、一人でも多くの人口増につながることにについては、努力を惜しまないつもりでおります。ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

諏訪南行政事務組合の灰溶融炉の建設計画に対してでありますけども、先ほど、私も答弁したわけでありますけども、白州町全域の住民を対象として、6月28日に富士見パノラマスキー場において開催すると。これはもし、不安な人、あるいは関心のある人等々の皆さんは来てくださいというのは、そういう意味では当局の大きな思いであると。私どもからすれば、大きな前進であるというふうに承知をいたしております。そしてまた、併せて、この施設に対する詳細については、広報誌等々で、また市民にも近い将来に説明する予定でもあります。

また、くどいようでありますけども、いろいろな意味の建設後のデータ等々についても、内容報告を求めていると、こういうふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

2番議員、まだ質問はございますか。

（ な し ）

関連質問はございますか。

篠原眞清君。

○4番議員（篠原眞清君）

今の灰溶融炉施設の建設計画について、関連質問を1点、市長にさせていただきたいと思いますが、市長として、あるいは市として、この施設が抱える不安定要素といいますが、不測の事態、これはどんな事態を想定し、そういう場合に北杜市にどんな影響があるのかという認識をお持ちなのかという1点について、ご答弁いただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

基本的には、このような施設が私ども隣接の北杜市へ、当組合が同意を求める義務は、法律的には、さらさらないのであります。その中で、私どもからすれば、大武川地区をはじめ、白州町住民の不安が募ったから、このような説明を求めているというところでありまして。この施設が、いろいろな意味で万が一、億の一にということでありまして、同じような法律で、同じような規制で、同じような思いで、それぞれの為政者は責任持って施行するわけでありまして、基本的にはしっかりしたものを造っていただけたらと思っております。

そういう意味の万が一、億の一のときには、当然、私ども北杜市としては、毅然とした態度で、南諏訪衛生組合に対応していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

まだ、関連質問はございますか。

（ な し ）

ありませんので、以上で2番、岡野淳議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月28日、午前9時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。
大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時30分

平成 1 8 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 8 日

1. 議事日程

平成18年第2回北杜市議会定例会(4日目)

平成18年6月28日
午前 9時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

16番 中村勝一君
34番 中村隆一君
18番 坂本 保君
1番 野中真理子君

2. 出席議員は、次のとおりである。(37名)

1番 野中真理子	3番 小澤宜夫
4番 篠原眞清	5番 五味良一
6番 小野喜一郎	7番 鈴木今朝和
8番 風間利子	9番 坂本重夫
10番 植松一雄	11番 坂本 静
12番 小林忠雄	13番 中嶋 新
14番 保坂多枝子	15番 利根川昇
16番 中村勝一	17番 宮坂 清
18番 坂本 保	19番 千野秀一
20番 小尾直知	21番 渡邊英子
22番 小林元久	23番 林 泰彦
24番 内田俊彦	25番 篠原珍彦
26番 内藤 昭	28番 坂本治年
29番 古屋富藏	30番 茅野光一郎
31番 浅川富士夫	32番 田中勝海
34番 中村隆一	35番 清水壽昌
36番 秋山俊和	37番 細田哲郎
38番 渡邊陽一	40番 鈴木孝男
41番 浅川哲男	

3. 欠席議員

2番 岡野 淳	27番 小林 保壽
33番 秋山 九一	39番 小澤 寛

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長 白倉 政司	助 役 曾 雌 源 興
収入 役 小澤 壯一	総務 部長 植松 好義
企画 部長 福井 俊克	保健福祉部長 古屋 克己
生活環境部長 清水 慎一	産業観光部長 真壁 一永
建設 部長 柴井 英記	教 育 長 小清水 淳三
教育 次長 小沢 孝文	監査委員事務局長 相吉 正一
農業委員会事務局長 三井 茂	明野総合支所長 矢崎 一郎
須玉総合支所長 長坂 治男	高根総合支所長 浅川 一紀
長坂総合支所長 浅川 清朗	大泉総合支所長 小池 光和
小淵沢総合支所長 進藤 忠衛	白州総合支所長 坂本 伴和
武川総合支所長 三枝 基治	

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3名)

議会事務局長 小松 正壽
議 会 書 記 小澤 永和
” 伊藤 勝美

再開 午前 9時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行ができますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は37名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

2番議員 岡野淳君、27番議員 小林保壽君、33番議員 秋山九一君、39番議員 小澤寛君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨、届け出がありました。

本日の一般質問は、4人の議員が市政について質問をいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。

ここで、質問順次および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北清クラブ、32分。次に無党派議員の質問順位は、通告順に従って行います。各議員の発言時間は20分であります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに北清クラブ、16番議員、中村勝一君。

中村勝一君。

○16番議員（中村勝一君）

北清クラブを代表して、一般質問をいたします。

本年度、学校施設整備事業の1つとして、（仮称）北杜市学校給食センターの設計委託に取り組んでおられますが、この学校給食センター建設について、いくつかお伺いいたします。

このことについては、すでに多くの議員が発言しているわけですが、市民にとっては重大な関心があるからこそと思っているところです。

さて、3月定例会で市長は市内の多くの学校給食施設が老朽化していること、また児童生徒、教職員数は平成18年、4,408人が平成23年、3,771人と5年間で640人の減少が見られることにより、すでに新しく完成し、稼動している長坂学校給食センター以外に、2,500食調理可能な学校給食センターを、ほかに1カ所建設を基本として取り組み、関係者に計画を説明し、よりよいセンターのため、意見をいただきながら、（仮称）北杜市学校給食センターの基本設計を平成18年度、平成19年度に建設・稼動したいとの答弁でした。私ども議員は4月上旬、ドライシステム化され、最新の設備を備えた長坂学校給食センターの研修視察を行いました。

本市の他の給食調理室は、ウエット方式が採用されており、また、改修工事が行われたものの、すでに築20年から30年以上、経過しているのが現状です。衛生面・労働環境面において、早急の改築が必要であることを痛感いたしました。長坂給食センター以外の各学校の給食調理室は自校調理方式7校、またセンター方式6カ所、16校であり、いずれも平成8年、日本中を震撼させた病原性大腸菌 O-157 流行後制定の、学校給食衛生管理の基準の整備項目に適合していない面を含んでおります。これらの給食調理室の改築には、早急の対応が必要であると考えております。

しかし、20キロメートル×30キロメートルと、広範囲な本市においては、長坂給食セン

ターの調理可能最大食数1,200食を除いた、2,500食数の調理可能な給食センターを1カ所しか建設しないことには、次の理由で疑問が残ります。

1つ目、調理完成から給食開始時間までに揚げ物類、麺類、スープ等、温度調整および煮すぎの例があるのでは。そのことによって、献立が制限されるのではないかという問題です。

2点目として、2,500食の食材の確保は一括購入となり、大手の給食食材の業者からのカット野菜等の納入に偏り、今までのような地域の業者をとおしての、市内産農作物の活用ができなくなるのでは。

また、学校によっては学校園を活用しての体験学習によるサツマイモ等の生産物を給食食材として、地産地消の精神で調理しているとか、家庭科の時間での調理実習時の給食量の調整等、学級ごとの対応が不可能になるのではないか。

3点目として、各学校への配送にかかる費用および配送された食缶等の保管場所の管理。また積雪時など、清里、小淵沢地区と明野、須玉地区では交通事情が異なるわけです。学校によっての休校措置への対応が、十分にできるのかどうか。

4点目として、センター方式を取り入れることによって、県が5月設置した食の安全、食育推進本部の方針での学校における食教育が不十分になるのでは。そのため、各校へのランチルームの設置はお考えかどうか。

最後、5点目としまして、食中毒が発生した場合は広範囲に及ばないか等であります。

また、平成15年に完成し、各学校までの距離が近い、3,500食調理を行っている、白根八田学校給食センターを研修する中で、汚染区域、非汚染区域の分離、最新鋭の厨房機器はもとより、特に設計段階で給食センター検討委員会を設置し、多くの調理師、栄養士等、関係者の意見を参考にし、十分、時間をかけて取り組んだことを決しました。

また、新しく建設するには、災害時等、防災時に対応できるための炊き出し拠点としての自家発電等の完備も大切ではないか等を学んだところです。

災害時の対応として、地形的に異なった特徴を持っている本市でも、いざというとき、活用するためには、自然環境、広範な面積等を考慮し、拠点となる数カ所の建設場所を考える必要を感じます。したがって、現在、給食センターとして稼働している1千食前後のセンター建設を将来の市内学校統合も視野に入れ、また学校給食の目的を大切に、建設場所を長坂給食センター以外に、2ないし3カ所とし、喫緊の必要性を考慮し、順次、建設すべきと考えるが、まず、その対応を伺います。

昨年度、本市合併1周年記念、服部幸應教授の講演でも次のことが指摘され、食教育の大切さを訴えていました。日本の食料自給率はカロリー換算で40%と低く、食料の大切さと生命の尊さということを教育していくことが重要であること。また、朝食をほとんどとらない。あるいは家庭で家族ともども、食事をほとんど一緒にすることのない孤食。偏った栄養、肥満、そして生活習慣病の低年齢化と食の問題が憂慮される現状になっている。このことが子どもたちの心理的・社会的事件につながっている等でありました。

食教育の基本は、家庭にあることはもちろんです。家庭の教育が低下している現在、学校で家庭との連携を密にしながら、取り組むことが大切であると考えるところです。学校給食センターの役割は、これから北杜市を担う児童生徒にバランスの取れた豊かな給食を、生きた教材として提供することであると考えます。学校給食は単に栄養類の補給のみでなく、食事作法、食事を通して人との交流、食事の楽しさを味わわせる教育上の狙いがあるわけです。

行政改革の推進とか地方分権の実現等、学校給食を財政事情が厳しいから等の理由で、大規模化すべきでない、私ども北清クラブでは考えているところです。

次に3月議会の一般質問で、市長は給食センター建設について、4点にふれました。

1点目は、市内の給食施設は児童生徒の減少により、2カ所で補完できると判断した。

2点目として、大規模化に対応して、見学コースを設けるなど、顔の見える給食センターにしたい。

次に、食材は安全・安心を第1に地産地消の精神を大切にしたい。

4点目として、保護者をはじめ学校関係者等、多くの意見をいただき、よりよい給食センターを建設したいとの答弁でした。

この4点目が、これからの議論になるのではないかなと、そんなふうを考えているところです。そこで、3月議会以降、教育委員会の取り組みについて、次の2点をお伺いいたします。

まず、昨日も教育長の答弁がありましたが、単独調理方式をやめて、センター調理方式で建設計画を実現すると。そのための周知の場として、保護者、学校現場等、関係者へどう対応しているのか、今後の方向も含めてお伺いします。

次に5月10日実施の北杜市立学校給食調理場運営委員会および、6月23日実施の北杜市PTA連合協議会評議委員会等で、理解を求めると同時に意見を聞く会を持ったと聞きますが、保護者等関係者の意見をどのように判断しているのか。また、北杜市の児童生徒のために、よりよい給食センター建設に向けて、どう集約するお考えか、お伺いし、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

16番、中村勝一議員の、仮称ではありますが、北杜市学校給食センターの建設についての質問にお答えいたします。

最初に調理完成から、給食開始時までの温度調整などについての問題であります。

新施設から新しく建設する、今、構想している新施設から学校までの配送時間については、最長、最も長い時間、30分以内とすることとしております。そして、現在、センター方式を採用している学校においても、配送時間が30分以内であれば、十分、安全性を保てることが確認されております。

次に2,500食の食材の確保など、食育で言われている地産地消の取り扱いであります。

平成17年7月に施行された食育基本法では、地域の特性を生かした学校給食の実施には、地産地消の推進は欠かせないこととしております。現在、学校給食施設で使用している地元産食材が給食材料費に占める割合は、平成17年度で17%でございます。可能な限り継続し、食育基本法の考えを十分尊重して、地産地消に努めたいと思います。

次に、学校への配送にかかる費用および食缶等の保管場所についてであります。

センター方式とした場合、学校への配送業務が必要となり、限られた時間帯の業務となるため、業務の委託等も含め、より効率的な方法で行う考えであります。

また、配送された給食の学校側での受け入れ施設の問題でありますが、現在、センター方式を行っている学校施設に準じて、プラットホーム、食缶保管場所等の整備も併せて行う予定です。

次に5月に県が設置した食の安全、食育推進本部の方針についてであります。

今後、制定が予定される推進本部の方針については、十分尊重し、計画を進めてまいります。また、ランチルームについては、学校の施設規模を見ながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

次に、食中毒が発生した場合についてであります。

甲府市における学校給食の食中毒事件は、記憶に新しいところであります。この事件は施設、調理に関わる従事者の健康管理および意識不足等、総合的な中から発生したと報道されております。給食センターでは、栄養士が常駐し、一貫した衛生管理指導が行われるため、より安全性が高まるものと考えております。食中毒については、施設の整備も含め、まず発生しない環境を整備することが第1と考えております。

次に給食センター方式の周知、説明についてであります。

すでに学校給食調理場運営委員会、PTA連合会の常任理事会で改築の必要性、行政改革の指摘などを説明し、今後、類似施設の統廃合や小中学校の整備等を勘案する中で、平成23年度から2施設による運営を行う考えであることの説明を行いました。今後も必要に応じて、学校へ資料提供や説明会をしてまいる考えであります。

次に保護者等、関係者の意見集約についてであります。

保護者等からいただいた、貴重なご意見をとりとまとめ、学校給食調理場運営委員会等で検討してまいる所存であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

16番議員、再質問はございませんか。

中村勝一君。

○16番議員（中村勝一君）

ただいまの答弁の中で、教育長は平成23年、2つの施設で稼働したいという話でしたが、3月の、私は3月議会の文教厚生常任委員会での教育委員会の答弁を、次のように理解しているわけです。ちょっと読みます。

生徒数の減少を考慮する中で、現在の学校給食センターと、他のもう1カ所の給食センターを基本として対応したい。食育、地産地消、学校給食衛生管理の基準を考慮しながら、調理場運営委員会等の意見を聞く中で、1カ所にこだわらず、さらに検討したいとの答弁であったと承知しているわけです。

ですから、新しく造る場所が1カ所だということには、関係者の意見を聞く中で、検討していきたいというのは、このときの答弁だったのではないかと、そんなふうに思っているわけです。ですから、今日、あえて、この質問をしているわけですが、調理場運営委員会の規約をよく見ますと、関係する人数、とても少ないわけですよ。ですから、これから給食センターを設計委託するときに、ぜひ、給食センター建設検討委員会、仮称で結構ですから、そういう組織をつくって、多くの人たちの意見を聞く、そして、その聞く中で、市長も言っているわけですが、子どもたちにとって、よりよい給食センター、子どもたちに誇れる給食センターだと、そういうものを造りたいという話ですから、ぜひ、そんなことも考慮してほしいし、あと1カ所、全然、教育長、ふれていませんが、白根の給食センターを見る中で、やはりこれから災害

時等、給食センターの役割は、大変な力を発揮するわけです。特に神戸大震災の折に、学校単独方式の給食センターの回転釜が渡り廊下に置いてあったと。その渡り廊下に置いてある回転釜を誰も使えなかったと。そしたら、その学校の栄養士が行って、はじめて、そこで炊き出しができた。温かい握り飯が3日後にやっと食べられたと。そんな事例を、たくさん聞いています。

ですから、われわれ北杜市で、こういう地形的な特徴を持っている地域ですから、緊急時への対応として、長坂と、あと1カ所どこへ造るか、まだ場所がはっきりしていませんが、その2カ所という発想でなくて、そういうときの対応も考慮しながら、2カ所ないし3カ所も建設していく必要があるのではないかなと。そんなことを、あと一度、教育長の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

今、最初にいただきました、23年から2施設という答弁でございますけども、23年までは順次、併合をしていくという考え方です。最終的に23年度に長坂の給食センター、それからもう1つ、新設の給食センターで、3,700食を賄うという考え方で、23年という答弁ですけども、今の考え方としては、19年度後半からは逐次、併合をしていきたいという考え方です。そのへんをひとつ、ご理解をいただきたいと思います。

それから、3月のときの1カ所にこだわらずという答弁の中ですが、その後、行政改革で意見も聞いたり、それから併せて、もう一度、最高生徒数、それから、それぞれの学校の規模の生徒数等を勘案した中で、1カ所に建設するという方向で、意思を固めてきたところでございます。そして、それに基づいて、5月の学校給食調理場運営委員会、それからPTAの連合会、また連合PTAの総会、それらへも説明をしてきたところでございます。併せて、今後必要に応じて、学校が各単Pと申しますか、学校側への資料提供や説明会もしてまいる考え方であります。

最終的には、学校給食調理場運営委員会へ、もう一度、それぞれの説明会の席でいただいた意見等もとりまとめた中で報告をいたしますけども、執行側の考え方としては、すでに1つで説明を、1カ所で建設をしたいという説明をして、その内容の理解を求めて、今、きているところでございます。

昨日も岡野議員さんの最終的な質問にもお答えしたように、1カ所という基本方針に則って計画、それから手続きを踏んでいきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

・・・すみません、1つ答弁漏れで、災害時のときの調理でございますけども、当然、北杜市は面積も広いということでございますから、調理場におきましては備蓄倉庫だとか、そうしたことは給食センター、もともと本来の施設ではございませんから、災害に備えての備蓄とか、そういうことは、今のところ、考えておるわけではございませんですけども、調理場としては、十分、機能も果たせるし、また調理場としても使うことはやぶさかではないわけでございまして、長坂と、もう1カ所、選定をして、建設をしていく、そこについては、災害の状況により

ましては、給食センターも、場合によれば災害を受ける場合もございますけども、基本的にはそうしたところ。それから安全・安心の部分でいけば、災害のときの一番身近な地域の、例えばの話ですけども、避難所の周辺にある、今現在の公民館だとか、そうしたところの調理場なんかをお願いしなければならないと思います。基本的には、この給食センターについては、災害時の応急措置の調理場としては、利用することは当然だと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

16番議員、まだ質問はございますか。

中村勝一君。

○16番議員（中村勝一君）

ちょっと、教育長の岡野議員に対する昨日の答弁ですが、学校単独方式はやめると。基本的にはセンター方式で実施する考えですと。その答弁だけです。1カ所とか2カ所とかと、決してふれていません。ですから、私は、いろんなことを考慮しながら、2カ所もあり得るのかなと、そういう考えを持っているわけですが、ぜひ、関係者の意見を十分聞く中で、検討していただきたいと思います。

それから、食の推進本部で出されている、県で設置した、そこで出されている基本方針は、平成18年3月、文部科学省ですか、食育推進基本計画に則って出てくるはずですよ。その食育推進基本計画の学校給食の充実についてという項目では、こういう方法、一番最後はこう書いてあります。単独調理方式による教育上の効果等について、周知普及を図ること。ですから、世の中の流れは単独調理方式という言葉が出てくるやに聞いております。これは、はっきりしていません。ですから、これについては、昨日の答弁どおり、センター方式で結構ですから、ぜひ、北杜市の地域のことを考えながら、1カ所、2カ所ということにこだわらず、検討していただきたいなと、そんなふうにいるところでございます。

以上、希望のみの話をさせていただきますして、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

今の答弁は・・・いいですか。

関連質問はございますか。

内藤昭君。

○26番議員（内藤昭君）

この給食センターのセンター方式に反対するわけではございませんが、私も過日、学校評議員会へ参加したわけですが、委員の委嘱のときに現場の教育関係者、それから調理師関係者、あるいは保護者の人たちと、いろんな話をしたわけですが、たまたま、この給食センターの話をしたところ、やはり、先ほどから申ししているとおり、長坂と、もう1カ所の給食センターでは、無理ではないかという意見が大半でございました。私も文教の委員会に所属しているわけですが、文教の委員会で3月の定例会において、委員会審議をされたわけですが、その席も、委員の皆さん方の意見は1カ所にこだわらず、現場の皆さんの意見を聞きながら、計画へ入ってほしいという要望が大半であったはずですよ。当時、教育次長がとにかく、この予算を通してほしい。その後、検討して、皆さんの意見を聞きながら、検討していくという答弁だったはずでございます。そんなことで、われわれも本当に地域の皆さん方の意見を聞いているわけですよ。

が、どうしても長坂と、もう1カ所では納得いかないという意見が大半でございます。

それから、先ほども申したとおり、文教の委員の皆さん方の意見も、そのように、私は理解しているわけです。それと、先ほどから申しているとおり、教育長は1カ所にこだわった答弁をしているわけですが、今まで、教育センターに関しては、すべて教育長の答弁で、きたわけですが、ぜひ、ここで市長の考えも、この席でお伺いしたいと思います。よろしく願います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

基本的には、私も教育長と同じ考え方でございます。

ただ、この6月定例会だけでなく、以前にも、このような議論をしたわけでありまして、一言でいえば、これからの学校給食のあり方をどうするかということも、もちろん、皆さんともども考えているわけでありまして、センター方式で長坂は、私が言うまでもなく、合併前に長坂へ1個、造ったという既成の事実もあります。何をどうするかという問題でありますけれども、この前も、この議会で、私は言いましたけれども、では、2カ所では駄目で、4カ所でもいいかというのが、なかなか、よく私にも見えてこないのであります。基本的には、分かりやすく、私も、3月のときにも言ったんですけども、例えば、一番重体である高根の給食センターを今日、直して、高根と大泉を、そのブロックで仮にやったとしたときに、高根の給食センターをどこに造るかは別にして、造ったにしても、すべての小学校、ないしはエリア、ブロックに分けた場合に、大泉の中学校、小学校は高根の給食センターから運ぶということになります。そうすると、これも先ほど来の議論と同じになりますけれども、配送車も必要であり、時間もかかるということになります。これを4つ造ったらどうかと。長坂と高根とどこかどこかと。4つ造ったとしても、それぞれのエリア、ブロックは同じ議論になるはずであります。

だから、自校方式にするか、センター方式にするかという決断をするのであれば、分かるような気がします。でも、各学校へ全部自校方式でつくることが、今、この時代に可能であるかどうかという問題も考えなければならぬし、さらに基本的にはやっぱり小学校の児童生徒がどんどん減っていくという現実と、私どもがこういった政策を立てていくときには、私がよく言うのではありますけれども、並行して考えなければ、この議論はならないということから考えてみても、やはり自校方式には無理があるだろうと。誰が考えてみても、食育でいうならば自校方式のほうが良いということは、見えるということは確かであります。

でも、くどくなりましたけれども、この生徒数の減少の、昨日も数字を述べたとおりの現実を考えたときに、自校方式にはどう考えてみても無理があると。では、センター方式にするときに、くどくなりましたけれども、2つのセンター方式が良いのか、4つが良いのか、6つが良いのかという議論は出てくる。極端に言えば、旧8カ町村で造ったほうが見えるのかもしれない。でも、やはり、いろんな議論を重ねたときに、給食センター方式も統廃合の中で考えていかなければならないなというのは、執行の率直な思いであるわけでありまして。

あとは、食育の重要性の中から、どうやって補っていくかということが大切だというふうに、私どもは教育長を含めて思っているわけでありまして、そういう意味からすれば、配車についても、これから考えていかなければならないと思っておりますし、仮に、あと1つ、(仮称)北杜給食

センターを造るとするならば、場所選定についても当然、考えなければならないと思うし、地産地消という話が確かにありますけども、今日的課題であります。当然、北杜市仮に給食センターになっても、例えて言えば、米は武川米を使うでしょうし、大根は明野を使いたいだろうし、乳製品は清里のものはどうかとか、白州で、今度は豆乳のセンターが出たとすれば、それも使いたくなることも事実だろうし、地産地消とは北杜市のということで、地産地消というふうに、私どもは考えたいなとも思っているところであります。

それから、中村先生も教育の現場に長くおられたわけでありまして、私が言うのは、釈迦に説法というよりも、失礼ですけども、あとは食事のとり方だと。ランチルームの充実を図れとか、あるいはまた、顔の見える料理にするために、調理師さんや栄養士さんたちが汗をかいて、真心を込めて作った料理だから、それを子どもたちにどうやって、いただいてもらうかという議論は、これから真剣に考えていかなければならないなというふうに思っているところであります。

これは蛇足でありますけども、食育という議論からすれば、中村先生もさっき、言っていましたけども、それぞれ、学校給食だけでなく、家庭においても確かに朝ご飯をとらないなんていうことで、食育になるのかということも、広く市民が、この給食センターを超えて、議論していかなければならない、広い意味の食育だと思っているところであります。

なお、詰めなければならない点は多々あるわけでありまして、基本的には教育長と同じ思いで、私はいるわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

また、関連質問はございますか。

（ な し ）

ございませんので、以上で16番議員、中村勝一議員の一般質問を終わります。

次に34番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

6月定例会にあたり、質問を行います。

質問の第1は、日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求めることについてです。今朝の山日新聞の一面で、大きく報道されていました。

日本郵政公社は、2007年10月の民営化までに、現在、県内に47局ある集配局のうち、22の集配局を廃止の対象にしています。廃止率は46.8%で、全国一です。該当する県内市町村でいえば、一気に3分の1にしてしまうものです。北杜市内では津金、須玉、大泉、台ヶ原の集配局が廃止の対象になり、日野春郵便局、1局だけにされる計画です。

この計画が実施されますと、県下一広い北杜市に1カ所だけでは、郵便の配達集荷が遅れる心配があります。また郵便の集配業務だけでなく、郵便貯金、簡易保険の外務も合わせて統廃合され、将来の過疎地の郵便局統廃合の布石になるおそれがあります。郵政国会で、サービスは全国一律で維持されるという小泉首相の答弁と、まったく違う事態となります。市町村合併で役場がなくなり、農協金融の窓口がなくなり、信用金庫も消え、郵便局も消える。こうなれば、過疎に拍車をかけ、地域間格差を一層広げることになることは、目に見えています。

今議会に提出されている集配局廃止に反対する請願は、本日現在、上野原市、南部町、身延

町、市川三郷町の1市3町の議会で、全会一致で採択され、国への意見書が出されました。

北杜市と同じく、集配局が1局だけとなる南部町の小沢介三町長は、今の国のやり方では、地方は消えてしまうと集配局廃止統合に、はっきり反対を主張しています。市長は市民の代表として、反対の声をあげるべきだと思うが、市長の見解を求めます。

質問の第2は、介護保険法改正・障害者自立支援法改正実施の深刻な影響についてです。

昨年10月の介護保険法の改定により、介護施設の食費・居住費が保険給付から外され、自己負担になりました。4月からの新予防給付で介護認定が引き下げられ、市内の利用者に深刻な影響が出ています。

60歳代の一人暮らしの女性は、要介護1が要支援2に認定が引き下げられ、今まで家事援助が土曜・日曜を除いて週5日間、1日2時間あったものが、週3日、1日1時間30分に短縮され、電動車イスは原則的に保険から外されました。今まで、月1割の自己負担、2,500円でレンタルされていた電動車イスが、全額自己負担、2万5千円にもなる。足を奪われ、買い物にも出られないと、途方に暮れています。

障害者自立支援法は、これまでの所得に応じた負担である応能負担から、原則として費用の1割の定率負担を求めるという応益負担が導入されました。私は施設を訪問して、その影響を聞いてきました。入所者の負担増は、月1万円から多い人で3万円にもなります。また、施設で介護報酬が引き下げられ、どの施設でも1割から2割の減収になり、年間1千万円から2千万円の減収になるそうです。今まで通所施設では、95%の人が無料でしたが、今度の改定で利用料の負担は、月1万円から3万円増といわれています。

1つ、介護保険法改正・障害者自立支援法改正が実施されてからの影響調査の結果を、明らかにするよう、求めます。

2つ目、利用料の負担軽減策を市独自に実施すべきです。また、報酬減による影響を軽減するため、施設への運営費補助を実施すべきと考えますが、市の見解を伺います。

3、市長は施設の要望である応益負担の撤回と報酬単価の引き上げを、国に求めるべきだと考えますが、どうか。

以上3点について、市の取り組みをお伺いします。

質問の第3は、大型の学校給食センター建設の撤回を求めることについてです。

私は3月議会でも、このことを取り上げ、学校関係者や父母の声を紹介し、広域化された北杜市は、最もセンター方式に適さないことを指摘してきました。市長の答弁は、今回の建設計画は効率的な施設の統廃合、衛生的な施設環境による食の安全、少子化による生徒の減少など、将来を見据えたものというものでしたが、ここには効率化の考えはあっても、一人ひとりの子どもが学校給食という集団活動を通して、食事や食生活全般についての正しい理解を身に付けさせるという、教育的観点が見られません。

学校給食法第2条では、学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するためとして、1つ、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。また、食料の生産、配分および消費について、正しい理解に導くことを挙げています。大規模センター化になれば、このような教育目的が達成されないことは明らかです。また、食育基本法に基づいて、今年3月に策定された文部科学省の食育推進基本計画では、学校保育所の食育の推進として、給食について、子どもの望ましい食習慣の形成や食に関する理解の促進のため、各教科などにおいても、学校給食が生きた教材として活用されるよう取り組むと明記していま

す。

今、学校給食は、この食育推進計画を受けて、単独調理方式、すなわち自校方式に見直されつつあります。これに逆行するような北杜市の計画は、見直すべきです。さらに衛生面のことでいえば、甲府市の食中毒を教訓にすべきです。甲府市内の業者は、1千食以上の大規模になれば無理があると話しています。

北杜市は県下一の広さ、県下一の農業地域です。地域の生産者が直接、納入できる利点を生かすべきです。食材を身近な人が作っている。温かく、匂いも、働く人も身近に感じられる。一人ひとりの児童生徒に行き届いた安心・安全の給食を多くの人が願っています。

大型の学校給食センター建設についての問題点は、るる挙げられていますけれども、食の安全、安心の問題、食育の問題、また、地域の農業経済の問題があると思います。地域の農産物を利用する地産地消を学校給食で定着させることを、食の安全・安心の観点から重要でもあるし、地元の農業を支えることにもなります。

2,500食の食材は、大きな業者からの一括納入になり、地元経済が潤わない。今、地元の小さな商店から納入され、地元経済の循環がなされていますが、これがなくなり、小さな商店は経営が苦しくなるでしょう。また、安上がりが至上命令の民間委託に移行するのではないか。輸入農産物を使った食材にならざるを得ないのではないか。また、食中毒が起きたときには影響が大きくなり、拡大するおそれがあります。

以上の問題点を指摘して、大型学校給食センター建設の撤回を求めます。市長の見解を求めます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

34番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

最初に日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求めることについてであります。

小泉首相は、郵政民営化を行政改革の本丸としており、郵政民営化関連6法案が昨年10月21日に公布され、平成19年10月からは窓口ネットワーク、郵便事業、郵便貯金、郵便保険および持ち株の5つの会社が設立される予定であります。北杜市内では津金、須玉、大泉、台ヶ原の集配業務が、平成19年3月26日に日野春郵便局に統合となり、日野春郵便局が北杜市内全域で集配業務を行うこととなります。貯金、簡易保険の集金や外務業務も日野春郵便局員が訪問することになります。しかし、窓口サービスである郵便の取り扱い、貯金・保険の取り扱い、年金・恩給の受け取りは今までどおり、各郵便局で行われるとのことであり、現在の集配局は、特定局として残ると承知をしております。

郵政公社は民間企業へ移行する準備を進めておりますが、今回の統合では郵便局が地域から、すぐ消えるとも思いませんが、将来が不安・心配されますので、地方の利便性低下につながるよう、国に向かって働きかけていきたいと考えております。

次に介護保険制度の改正が実施されてからの現場での影響と結果、および施設への運営費補助についてであります。改正前の3月分給付費と改正後の4月分給付の比較は、請求月が2カ月遅れとなるため、まだ1カ月分の給付で十分な検証ができない状況であります。また、介護

報酬単価が平均0.5%引き下げられたことは、サービス事業者には大変厳しい改正と思いますが、年々増加する介護給付に対応した持続可能な介護保険制度を構築するためには、やむを得ないと考えております。このような状況の中で、事業者への運営費の助成は今のところ、考えておりません。

次に応益負担の撤回と介護報酬単価引き下げの国への要望についてであります。制度が改正されて、3カ月しか経過しておりません。定期的開催している事業所連絡会において、サービスの質の向上と充実が図られるよう、事業所の意見も聞きながら、しばらく様子を見ていきたいと考えております。

次に介護保険改正において、福祉用具の貸与が受けられなくなった方へ、どのような援助ができるかについてであります。要支援1、2に認定された方は、日常生活がほぼ自立していることから、安易な福祉用具の使用は状態の低下につながることを理由に、車イス、特殊寝台などは原則貸与できなくなりました。このことから、介護予防と自立支援を目的とした機能向上訓練などの介護予防サービスを利用させていただくために、適切なケアプランを利用者および家族の方とともに考え、必要なサービスにつなげていくため、支援を行ってまいりたいと思っております。

次に、障害者自立支援法改正についてであります。

障害者自立支援法による改革の狙いの1つに、増大する福祉サービスなどの費用をみなで負担し、支え合う仕組みの強化があります。福祉サービス利用者の方には、4月から原則1割負担をしていただくことになりました。しかし、利用者の負担が増えすぎないように、毎月の利用者負担の上限額を設定しております。さらに所得の低い方には、より低い上限額を設定するための個別減免などの措置もとられておりますので、利用者負担の増に対する助成は考えておりません。

また、4月から事業者への報酬単価が平均で1.3%引き下げられたところであります。北杜市が関わっている事業者への支払い額を調査したところ、改正前の3月分支払い額と、改正後の4月分支払い額では、約10%減となっております。

国では、現在、施設支援費の利用実績払いの導入に伴い、事業者が受け取る額の大幅な減少を防ぐための算定の見直しを検討しているところであります。このような状況の中で、現時点では、事業者へ運営費の助成は考えておりません。

学校給食センター建設については、教育長から答弁いたさせます。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

34番、中村隆一議員さんの学校給食センター建設についてのご質問にお答えをいたします。最初に、食の安全・安心についてであります。

平成8年に堺市の小学校で0-157による食中毒が発生したところから、文部科学省が学校給食衛生管理の基準を制定しました。この基準書により、市内の給食施設を調査いたしました。その結果、長坂給食センターを除いた、ほかの施設は構造やスペースなど、作業動線の交差から衛生管理が困難な状況であり、現状施設に改修を加える場合には、ウェット方式からドライ方式の調理場にすることが文部科学省、学校施設整備指針で義務付けられております。安

心・安全な給食を提供するには、近代的な施設整備を図ることが必要であります。

自校方式では、材料の少量多品目になる傾向であることから、貯蔵できる根菜類や米、季節的に収穫量が多い果物などに偏らざるを得ない状況であります。

次に食育についてであります。

自校方式でなければ、きめ細かな食育指導ができないとのご指摘であります。センター方式でも児童生徒に教室まで出向いて、きめ細かな食育指導を実施しております。今後も、きめ細かな食教育を行います。併せて、子どもの食教育につきましては、食習慣、食教育、家庭でも十分、習慣の教育をすることが必要だと思えます。

次に、地域の農業経済についてであります。

地元の食材は市内の給食施設で、全体の30品目程度使用されており、すべての施設で地産地消に取り組んでいるところであります。大規模な施設であれば、一定作物を大量に供給するよう、計画的な栽培が可能となり、農業経営上も採算性が成り立つことが予想されます。文部科学省でも学校給食の安全確保のために、来年度から食材の選び方や残留農薬の自主検査を含む、総合的な調査研究に乗り出し、生産者の顔の見える食材確保のため、地場産品の利用を推進しています。

また、食中毒については、適正な共同購入に努め、納入業者への指導、納入時の確認、下処理など、栄養士が常駐し、一貫した衛生管理指導を確実にを行うことにより、安全性は高まり、食中毒を防ぐことができると思えます。

14番、保坂議員さん、2番、岡野議員さんにも答弁したとおり、給食センターの建設は必要な施設と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

34番議員、再質問はございませんか。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

先ほど、答弁いただきましたので、それについて、もう一度、ちょっと聞いてみたいと思います。

第1に4月、郵政公社は集配局の統廃合は勝手にやらないで、該当する全国の市町村を担当者がすべてまわって説明するとしてきました。そして、先日、6月16日の山日新聞によると、全国で70の市町村長が同意していないということが報道されました。反対の理由としては、将来的に郵便局がなくなってしまうおそれがあると、地方の切り捨てだと、過疎化が進むなどの声からでした。

先ほど市長は、前向きな答弁という形で、国にあげていきたいと言いましたけれども、北杜市には公社から説明に来たのか、来なかったのか、そのへんをお聞きしたいと思います。来たとしたら、市長はどう意思表示したのかということも、お聞きしたいと思います。

次に介護保険の改定、障害者自立支援法の改定で、施設などの影響調査が出ているけれども、まだ現実には、どのくらい影響が出ているかという実態がつかめていないということですが、この実態がつかめましたら、そのことについて、また影響、支援、そういうものについて考えるべきではないかと。

3点目として、先ほど紹介をしました60歳代の、一人暮らしの女性の電動車イスのことに
ついてですけれども、介護保険から外されると。サービスが後退された例として、北杜市とし
て個別の対策を図るべきではないかと、こういうふうに考えます。そのへんの見解をお願い
いたします。

4点目として、食育の問題。学校で、教室で出向いて指導しているということですが、
現在は小規模な学校の単独調理でやっているところから、センターといっても小規模なもので
すので、栄養士の先生が教室に出向いて食事の指導までできている。そういうことですが、
大型になったら、そういうことはできなくなるのではないかと、そういう心配があります。

4点にわたって、お尋ねします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

思えば去年は、この郵政民営化で解散がありました。一言で言えば、法治国家として、私ど
も地方で生きている人間からすれば、ときに抵抗しながらも、従っていかなければならないと
いう使命もあるはずであります。そのへんで、ご理解をしていただければと思います。

郵政関係者から北杜市に説明があったかということでもありますけども、私どもからすれば、
郵便局に対する市民の親しみは、独特のものがあると。だから、ぜひひとつ、民営化されても、
地方の利便性は維持してほしいと、北杜市の思いは持続してほしいということを強調してまい
りました。そこで、先ほど答弁しましたとおり、現在の普通郵便局の4局は特定郵便局として
残していただけないというふうに、私も思っているわけでもあります。

したがって、当面は、民営化されても、北杜市の集配局は1つになりますけども、他の
特定局は現状のまま、維持でき得るというふうに承知をいたしておりますので、ご理解くだ
さい。

他は、関係部長等々から説明させます。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

食育教育について、きめ細かにという部分で再質問をいただきました。

食育教育については、文科省のほうでも食育基本法、そうしたもので、食の学校給食に
おいては、栄養教諭の配置をというふうなところで、今、議論をされております。

今日の新聞なんかでも、山梨県下でも議論になっておりますけれども、こうした栄養教諭の
配置を教育委員会としては、各学校への配置ができるように強く要請をして、努力をして
みたいと思っておりますし、併せて学校への授業への食育教育については、きめ細かくやっ
ていきたい。併せて、食の教育は学校教育、給食教育だけでは賅われない、達成できな
いと思えます。これからの食育教育については、家庭教育、あるいは地域教育も含めた中
でしていくことが必要かと思っております。当面、現在の給食につきましても、学校
栄養教諭の配置を1人でも多く確保したい。それから栄養士を赴けていきたいと、
こういうことで食育をきめ細かく指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

それでは、2点についてお答えをいたします。

制度改正に伴いまして、その影響を調査し、運営費を事業者に補助したらと、こういうこと
でございます。これは国の制度でございます。影響の調査をいたしまして、その結果、必要で
あれば、国・県のほうへ要請していきたいなと、こういうふう考えております。

次に車イスの件をお聞きしました。

制度改正に伴うものでございます。ただ福祉制度は、個人個人によって事情も異なります。
法律の枠の中で、個人個人にケアマネージャーをとおして、対応してまいりたいと、こうい
うふうに思っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

34番議員、まだ質問はございますか。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

先ほどのケアマネージャーの意見を聞いて対応すると、これは本当にひどい状態ですので、
これはサービスの後退、介護保険の認定が1から要支援になったということで、非常に大きな
後退が出たと、こういう個別の例ですので、実際に対応をしていただきたいと、そういうふう
にやるべきだと、こういうふうに思います。

もう1つは、これは皆さんに紹介しておきたいことですが、昨年、郵政問題で、山梨
県の3区で刺客を送られた堀内光雄先生の事務所に、この郵政問題でお話に行った人の話を聞
きますと、こういうことは、もう分かっていたので、私は反対したんだよと、そういうことを
言ったそうです。そういうことで、先見の明があったのかというふうに思いました。これは紹
介です。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

介護保険についての関係、答弁を求めますか。

○34番議員（中村隆一君）

前向きな答弁をお願いしています。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

一応、制度が変わりまして、そして軽度の方々と、こういう内容でございますけども、先ほ
ど申しましたように、個人個人のいろいろなケースもございますから、利用者とケアマネー
ジャーと家族と、みんなで話し合いながら、あくまでも法律というか、制度の枠組みの中で、
できるだけ対応していきたいと、利用者が好む方向で対応していきたいと、こういうように思っ
ております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

34番議員、まだ質問はございますか。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

前向きに、個別に対応していただくということで、理解をいたします。

終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で34番、中村隆一議員の一般質問を終わります。

続きまして、18番議員、坂本保君。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

私は現在、工事が進行しております小淵沢町が平成17年度に発注した、小淵沢町大東豊第三配水池の築造工事について、市長の見解を伺います。

この工事は、小淵沢町が地震防災対策強化地域に指定されたのに伴い、災害時に備え、町で建設する唯一の耐震性の配水池で、貯水能力1千トンの施設であります。この場所は道の駅、スパティオ小淵沢と県営馬術場の中間点の北側で、周囲は山林に囲まれた標高約1千メートルの場所であります。

この工事は、平成17年度小淵沢町発注の公共工事の中では、最も金額の大きなものであり、災害に備え、生活に不可欠な水道水の供給施設であります。一日も早い完成を町民が待ち望んでおります。

小淵沢町の場合、工事費5千万円以上は議会の議決案件です。この工事の内容といたしまして、契約の方法は指名競争入札、契約金額は2億2,470万円、契約の相手方は2社による共同企業体、そして竣工期日は平成18年3月7日でありました。なお、小淵沢町の場合は竣工期日も議決事項になっております。

この工事は、平成17年11月11日に開催された臨時議会に提案され、承認されております。また、平成18年2月28日の議会に異常低温のため、この工事の竣工期日を3月31日まで延期したい旨の議案が提出され、全議員、異議なく承認をいたしたところであります。

ところが合併後の3月の下旬、工事現場で前同僚議員と工事の進捗状況をチェックしたところ、約40ないし50%の出来高であり、工事看板には、なんと議会で承認された期間と同程度の7月10日までの100日間、工期が延期されていたのには、大変ショックを受けたところであります。このような大幅な工期の延期は、民間ではとても考えられないところであります。

7月10日まで工期が延期されたことに対し、2月28日の議会で工期の延期を承認した議員の一人として、どうしても理解、納得できない点がありますので、質問をいたします。

昨年11月の入札の時点から、意図的に町長も業者も工期内に完成できないことは、重々、承知の上で、入札を執行したとしか考えられませんし、2月28日の工期延期については、議会や町民を欺く背任行為であると言わざるを得ません。

そこで、この問題の基本的な対応姿勢につきまして、伺います。

白倉市長に対しましては、小淵沢町長時代の経緯やトラブルについてまでも責任を負えとい

うことは言えません。しかし、他方で現在の責任者として、この重大な問題がなぜ、そしてどのようにして発生したかについて、しっかりと検証し、市民、特に小淵沢町民に対して、きちんと説明することが当然であると思います。ことはライフラインに関する重要なことから、真相解明を求め、次の事項について質問をいたします。

1番目といたしまして、北杜市が平成17年6月30日に発注しました、日野春簡易水道配水池築造工事は、貯水能力572トンで、工期は約6カ月間でした。小淵沢町の、この工事は工事金額、規模とも日野春配水池の約2倍です。平成17年11月11日の臨時議会に提案された工期は4カ月でしたが、この工事場所は先に述べたとおり、標高1千メートルの高冷地です。11月上旬から3月上旬にかけての期間は、年間でも最も寒い時期であり、日照時間も短く、したがって、土木作業効率は一番悪い時期であります。約4カ月間の工期では到底、完成は不可能であると思います。なのに、どうして業者は入札を辞退せず、応札したのか。その理由を明確にすべきと思いますが、白倉市長のお考えをお聞きいたします。

第2番目といたしまして、本工事の進捗状況を町長は十分、認識していたにもかかわらず、本年3月31日までに完成するがごとく、工期延期は2月28日の小淵沢町議会に提案し、議員は疑いもなく、3月31日に完成するものと信じて、承認をいたしました。

町長はどうして、工期延期を3月31日ではなく、7月にしなかったのがキーポイントであり、工期を偽っての議案提出は大変重大な問題であり、許せない行為であります。どのように対処するのが妥当か、白倉市長の見解をお伺いいたします。

最後の3番目といたしまして、今回の工事は災害ライフラインに関する重要な工事で、一日も早い完成を全町民が待ち望んでいた施設であります。2月28日の議会で、異常低温のため工期延期したい旨の説明を受けましたが、工事に支障を来すほどの低温ではなかったはずで、共同企業体を組んでの受注は、工区内完成をも含んでの契約であり、災害用の施設として、工区内完成は当然のことです。したがって、若干の支障は克服し、工事を完成させることが受注業者として、当然の責務であります。

3月31日現在での出来高は、平成17年度に、この工事に支払った出来高払いからも明らかのように、約40%程度であります。仮に残工事分の60%を4月に入札したならば、気候的に見ても、年間で最も土木作業に適した時期であり、作業効率は大幅にアップいたします。なぜなら、この工事を受注した共同企業体のA業者は、北杜市が昨年の初夏、6月30日に入札した日野春簡易水道配水池築造工事を落札率65.5%で落札しております。ちなみに大東豊第三配水池築造工事は、93.8%であります。この落札率から分かりますように、冬季の工事と夏季の工事を比較すると、10%前後、安い価格での入札は可能であります。

小淵沢町から引き継いだ時点で、北杜市としては100日間という工期延長を認めざるを得なかった状況とは思いますが、請負業者の都合で、当初の契約期間内で約1カ月間、工事を実施していなかったとも聞いております。この工事につきましては、契約違反に該当すると思いますので、契約条項を確認し、請負業者に対し、違約金等の損害賠償等のペナルティーを課すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

18番、坂本保議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢町で議決した大東豊第三配水池築造工事請負契約について、いくつかの質問をいただいております。

最初に4カ月の工期で入札を執行した理由であります。工期につきましては、発注時に施工方法などを綿密に計画し、施工することで、厳しい日数であります。可能と判断して発注したとのことでもあります。

次に工期を3月31日としたことにつきましては、旧小淵沢町としては、合併に伴う打ち切り決算のため、事故繰越については、小淵沢町ではできないと判断したものであり、繰越手続きは北杜市において行っていただきたいという考えから、変更工期を3月31日に設定したということ聞いております。

次に請負業者に対する損害賠償およびペナルティーについてであります。平成17年12月における現場付近は異常低温が続き、土質がローム層ということもあり、すでに凍結している状態にありました。平年の12月においては凍結などなく、土工事などはなんら支障なく、施工できておりました。また、本工事は工事の経済性、環境などへの配慮から残土量の低減を目指し、支持地盤を改良する工法を採用しております。

以上のことから、12月における異常低温は、工事の進捗に大きく影響し、以後の工程にも影響したとのことでありました。

こうした状況の中で、旧小淵沢町としては、工期につきましては、最短期間で施工すべく検討を重ねましたが、築造物の品質など、将来にわたる影響を考慮し、早強コンクリートなどは使用せず、一般的な工法で躯体強度の確保ができる方法をとることとしたとのことでもあります。

さらに配水管の接続確認をしたところ、予想外の配水管が埋設されていたため、試掘など系統調査に不測の日数が必要となり、このような状況から、旧小淵沢町においては、工期延長理由が妥当であると判断して、工期延長を認めたとのことでした。

北杜市においては、3月22日に残工事などを見定めた中で、完成期日を7月10日までとする変更契約を締結したところでもありますので、請負業者に対する違約金、あるいはペナルティーなどは、発生しないものと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

18番議員、再質問はございませんか。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

先ほどの説明の中でも、白倉市長に対しては、酷のような質問でございますけど、当初の4カ月の工期が約、同じ、また4カ月延期されたわけございまして、先ほど、私の質問の中で、低温とはいえ、業者の努力によっては4カ月ではなく、あるいは4月いっぱい完成したではないかというように推測されるわけでございます。

それから、この金額が2億2千万円という莫大な金額でございます。これだけの、請け負った業者に対しまして、なんかモラル的に、私は欠けているのではないかと。ということで、私は民間であれば、即、賠償の対象になるのではないかと。というように思います。

そういうことで、ぜひ、今後、こういう工事が北杜市の中でも事故線等がありますが、できるだけ事故線、あるいは明許線越につきましては、最小限に抑えていただきたいということでございます。

契約条項の中に、違反した場合は罰金とか、そういうものは謳ってはいませんか。そのへんをお聞きしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

率直に言って、北杜市にも事故線なるものは、ままあります。でも、北杜市としては工期の議決は、議会には付していないわけであります。私どもからすれば、市民に迷惑がかからないように、責任施工第一という思いで、対応していることは事実であるわけであります。

ただ、基本的には工期は執行で定めていますので、議会には付していませんが、工期は定めていますので、発注業者には工期を守ることは、強く要請しているところでございます。

くどいようでありますけども、箱物と違って、上下水道等々は、とかく事故線といわず、ままあることであります。何はともあれ、工期は守り、責任施工ということを基本に執行しているところであります。

○議長（清水壽昌君）

罰則規定についての答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

履行延滞の場合における損害金等ということの中で、一般的の、北杜市の標準の工事の請負契約約款の中に定めがございます。その内容につきましては、第45条にあるわけですが、乙の責めに帰すべき事由により、工期内に工事を完成することができない場合においては、甲は損害金の支払いを乙に請求できると、こういう条項がございます。

なお、乙の責めに帰すべき、その事由というものにつきましては、行政のほうで、また判断をさせていただくということになるかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

18番議員、まだ、質問はございますか。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

今の契約違反といいますが、この金額につきましては、また、検討をするということですが、もう1点、この前の協議会でも説明がありました。7月30日が竣工期日ですが、7月30日は確実に完成をいたしますか・・・失礼しました、7月10日です。

○議長（清水壽昌君）

生活環境部長。

○生活環境部長（清水慎一君）

工期、工事につきましては、6月の、つい先日でございますが、確認をしたところ、7月10日までには完成するということを確認しております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

18番議員、質問ございますか。

坂本保君。

○18番議員（坂本保君）

完成ということに対しまして、私も昨日、現場を見させてもらいました。完成とは、私の理解では業者が完成届を市役所に提出をいたしまして、それから、市役所の職員が当然、完成検査をしますので、手直しがあれば手直しをしたり、今回の場合は貯水池といいますが、水を溜めておく施設でありますので、漏水検査等も当然、するわけでございます。そういうものをすべて終了して、はじめて竣工期日だと私は理解しておりますが、それでよろしいかどうか。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（清水慎一君）

そのように考えております。

○議長（清水壽昌君）

18番議員、まだ質問はございますか。

（ な し ）

以上で18番、坂本保議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時45分に再開いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

先ほどの18番議員、坂本保君への答弁の訂正が、生活環境部長より求められております。

これを許可します。

生活環境部長。

○生活環境部長（清水慎一君）

先ほど、坂本保議員さんの答弁の中で、完成期日等につきましてのご質問をいただいたわけですが、完成期日、7月10日までということにつきまして、なお完成期日が7月10日であれば、10日までに完成届を出していただきまして、それから、2週間以内に検査を行い、そして、その中で手直し工事等があった場合は手直しを行い、そして、その検査が終了したあと、引き渡しを受けるということでございますので、よろしくご了承をお願いしたいと思います。

大変、失礼いたしました。

○議長（清水壽昌君）

答弁の訂正がございましたので、坂本保君の発言を許可します。

質問ございましたらば。

(な し)

それでは、終わります。

続きまして、1番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○1番議員(野中真理子君)

坂本保議員とテーマが同じなので、一部重複するものがあると思いますが、お許してください。

子どもの医療費の月700円の自己負担をなくしてほしい、小中学校に補助教員をもっと配置してほしい、お年寄り世帯への配食サービスの回数を増やしてほしいなど、さまざまな要望が市には出されます。その実現のためには、お金が必要であり、厳しい財政状況の中にある北杜市では、その厳しさゆえに実現できない施策が多数あるはずで、数十万、数百万円のお金でできる切実な要望も、ときには叶えられないのが現状ではないでしょうか。

その一方で公共工事の執行には数千万円、ときとして億の単位のお金が動きます。その公共工事には、今、市民の厳しい目が向けられています。落札率95%を超えれば、談合の疑いありという、昨今のマスコミの論調。また50%台も珍しくなくなった国発注の公共工事の落札率。それらを見聞きしている市民にとって、北杜市の公共工事の執行のあり方は、どのように映っているのでしょうか。

これから取り上げる、大東豊第三配水池築造工事は、2社による共同企業体で行われておりますが、その落札率は約95%です。しかし昨年、北杜市で執行された日野春配水池築造工事は、大東豊第三配水池築造工事を請け負った2社のうちの1社が単独で行い、落札率は約65%でした。この事実を市民が知れば、同じ配水池築造工事なのに、なぜ、こんなにも落札率が違うのか。30%も落札率が上がってしまう共同企業体というのは、なんなのかと疑問を持つのではないのでしょうか。市長は、そのような疑問を持つ市民に対して、きちんとした説明をする責任があります。

また、2億2千万円強の大東豊第三配水池築造工事が日野春配水池並みの落札率で行われていたら、6,600万円も節約できる。そして、そのお金を住民サービスにも使える、できなかった施策の実現にも使え、市民の皆さんは考えると思います。私もそうした市民の一人です。私が公共工事の問題に取り組み、この一般質問でも取り上げるのは、公正な競争下で入札がなされ、公共工事が適正に行われれば、落札率が下がり、それによって、入札差金生まれ、財源が確保できると思うからです。

平成17年度の北杜市が発注した公共工事の総額は、まだ計算中だと、昨日、伺いましたが、仮に予定価格の総額が60億円だとすれば、落札率が10%下がれば6億円、20%下がれば12億円の入札差金生まれるわけです。これだけのお金があれば、今までできなかった福祉、教育、子育てなどの住民サービスのための施策に充てることもできるのです。厳しい財政状況にある北杜市では、公正な公共工事の執行に真剣に取り組む必要があると思います。

さて、大東豊第三配水池築造工事は、当初、平成18年3月7日に完成予定でしたが、平成18年2月23日に建設工事変更仮契約が締結され、完成期日は3月31日とされました。その契約書には、この契約は小淵沢町議会の議決を経られたとき、本契約と認められるものとし、信義に従って、誠実にこれを履行するものとするがあります。そして、この請負契約変更は、当時の小淵沢町議会に付され、茅野光一郎議長のもとで議決されています。しかし、工事は現在も進行中であり、工期延長が議会の議決事項ではない北杜市のもとで、完成は平成18年7月

10日に延長されています。2月28日の小淵沢町議会に付された請負契約変更の工事竣工期日は、3月31日です。

しかし、この工事の工程会議議事録によれば、すでに2月7日の打ち合わせにおいて、設計監理より、工期延長は6月30日をめどとするという発言が出ています。このことは、極めて重要ですから、管理責任のある当時の小淵沢町建設課長、さらに町長も当然、この大幅な工期延長の必要を認識していたはずですが、にもかかわらず、議会に付された請負契約の変更は、3月7日から3月31日の24日の工期延長だけです。行政サイドのチェックは、議会の主要な責務ではありますが、行政側から出される報告、その他に対しては、その信憑性をいちいち疑うよりは、互いの信頼関係の中で、その報告の上立って、審議や議決を行うのが通常です。ですから、議会は3月31日の竣工を信じて、議決をしたはずですが、この案件は、行政側が大幅な工期延長の必要性を知りながら、その重要な事実を故意に隠して、あと24日で完成するがごとく、請負契約変更を議会に提出したと言わざるを得ません。許されない、議会に対する背信行為です。

この建設工事変更契約は、確かに旧小淵沢町で締結されたものですが、小淵沢町と北杜市との合併に伴い、執行機関としての小淵沢町長は、北杜市長に承継されたので、この契約書および契約に至る経緯も含めて、白倉市長が北杜市議会および市民に対して、説明をする責任があります。合併によって、小淵沢町議会を承継した、この北杜市議会の場で、まず、この背信行為の責任が誰にあり、なぜ、このようなことが行われたかを説明していただきたいと思います。

次に計画工程について、質問いたします。

平成17年11月14日作成の工程表では、配水池築造工事、これは全体の工事名称と同じなので分かりにくいですが、この場合は工程表にある細分化された工種の1項目である配水池築造工事を指します。配水池築造工事は、約2カ月半の工程になっていますが、平成18年3月15日作成の工程表では、それが約5カ月の工程になっています。

北杜市が大幅な工期延長を認めたのは、この工事に5カ月の期間が必要だと判断したからだと思いますが、それに間違いはありませんか。だとすれば、旧小淵沢町は、事実上、不可能な工程で工事を計画し、入札を行ったことになりませんが、市長の見解はいかがでしょう。また、これに業者が応札したことも不可解であり、この工事の計画および入札の段階から徹底的に調べる必要があると思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

次は工程表の実績部分についてですが、ここにも納得しかねることが何点かあります。

工程表の実績部分を見ると、平成17年12月5日から平成18年1月4日まで、まったく工事が行われていないのが分かりますが、これはなぜでしょうか。実際には、1月もまったく工事が行われていなかったようです。

平成17年12月6日の工程会議議事録に、発注者である町の担当者が配水池の掘削、基面整形は掘削面凍上が予想され、来年からの着手も検討してはどうかという発言がありますが、通常は12月よりも1、2月のほうが気温が低く、凍結しますから、この発言はどう考えてもおかしいものです。なんらかの理由で、工事に着工できない業者側の立場に立った発言と思われるのですが、市長はどのようにお考えになられますか。

また、平成18年2月20日作成の工程表では、2月20日時点の実績は80%を超えています。平成18年3月15日作成の工程表によれば、2月20日の実績は25%に過ぎません。工程表は業者が作成したものです。行政側には監督責任があり、2月20日に虚偽の工

程表がつくられ、それがまかり通った事実は大変重いといわざるを得ません。行政側が業者の意のままになっているとしか、私には考えられないのですが、市長の見解はいかがですか。

続いて、共同企業体、JVについて質問いたします。

この工事は、2社の共同企業体によるものです。日野春配水池築造工事は、工法が異なるとはいえ、このうちの1社が単体で行いましたが、問題はなかったのでしょうか。なぜ、大東豊第三配水池築造工事は、JVでなければならなかったのでしょうか。工程表作成の責任もですが、この工事は作業がまったく進まなかった時期もあり、どちらがどの時期に、どのような作業をしたか、仕事の割り振りの実態をする必要があります。実態に基づいて、JVの根拠をお示しいただきたいと思います。

以上のように、この大東豊第三配水池築造工事は、不可解な点が多数あります。最後に、この工事に対する問題点と、その原因を明らかにするという、白倉市長の姿勢を伺い、ここでの私の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

1番、野中真理子議員のご質問にお答えいたします。

大東豊第三配水池築造工事について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に議会への背信行為についてであります。合併に伴う打ち切り決算のため、事故繰越については、小淵沢町ではできないと判断したものであり、繰越手続きは北杜市において行っていただきたいという考えから、変更工期を3月31日に設定したということ聞いておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に計画工程についてであります。旧小淵沢町において設定されたものであり、発注時においては、施工方法などを考慮すれば、年度内完成が可能と判断したとのことであります。しかしながら、異常低温により工期内完成ができない状況にありましたので、旧小淵沢町からの引き継ぎにより、北杜市として工期の延長を行ったところであります。工期延長期日については、残工事などを見定めた中で、完成期日を7月10日としたところであります。

調査の必要性については、旧小淵沢町で発注されたものであり、合併後の北杜市としては必要ないと考えております。

次に工程表の実績部分についてであります。

平成17年12月5日から平成18年1月4日までの間についての工事内容であります。

土壌改良基盤面までの造成工事に着手しており、凍結しても支障がない法面工事なども施工されていた状況であったとのことであります。さらに、土壌改良工事にも着手しておりますが、工程表については、地盤改良工事が工種の欄にないため、記載されていなかったものであります。

発注者の指示は12月の異常低温の状況により、支持地盤などの凍結につながり、将来構造物を不安定にする原因となることから、施工基面まで掘削せず、凍上を考慮した慎重な施工をされたとのことであります。

また、旧小淵沢町の間接出来高検査によると、平成18年3月8日時点での工事の出来高は、

40.17%となっております。現在の進捗率は、6月20日現在、92%であります。

次にJVについてであります。長坂町で築造された配水池については、ステンレス製の構造でありましたので、単独業者でも問題はありませんでした。大東豊第三配水池を共同企業体方式で発注したのは、本工事の施工範囲がPC構造の貯水池部分と敷地の造成、既存配水管接続工事、送水管工事、付属する電気設備工事などから構成されており、PCの構造物については特殊な技術が必要となりますが、それ以外の工事については、県内の建設業者で十分、施工可能なことから、それぞれの技術を持ち寄り、共同で施工する共同企業体方式としたこととあります。

最後に調査委員会などの設置についてであります。小淵沢町民の期待に応えて、現在、建設中の大東豊第三配水池の完成に努力してまいるのが、私に課せられた使命であり、市としては、調査委員会などを設置することは考えておりません。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

1番議員、再質問はございませんか。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

まず、議会への背信行為についてですけれども、ここに議会に提出された建設工事変更契約書がありますけれども、ここの提案理由には、異常低温のための土壌改良工事に不測の事態を要しと、そういうことしか書いてありません。事故繰越のこととか、会計のことは一切書いておらず、議員の人は3月31日、工事竣工完成期日、3月31日となっています。この事実をどのようにお考えか、伺いたいと思います。

それから計画工程についてですけれども、これは北杜市で同じ業者がやっております。工法を変えたのではなければ、春になって、よい季節で5カ月も工事が必要、それを北杜市は判断されたのでしょうか。北杜市が無駄な期間をとっていないとすれば、逆に小淵沢の2分の1の期間の2カ月半という工期は、あまりにも無理があって、これはおかしいと、そのように、私は思ったので、お聞きしました。

それから工程表の実績部分についてですけれども、実際にこれは情報公開で、上水道課からいただいた資料ですけれども、ここに2月20日作成の工程表と3月15日作成の工程表があります。それを見ていただければ分かりますけれども、これは公の部署にあった資料です。2月20日の資料のところ、2月20日現在の進捗率は80%を超える進捗率となって、記載されています。この事実を、どのように説明されるのでしょうか。

以上、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

難しい質問で、私に答えられるかどうか分かりませんが、基本的に、長坂町でやったのはステンレス製であり、小淵沢町でやったのはPC構造の貯水池ということとありますので、おのずと変わってくることは、現実やむを得ないと思います。そして、私どもからすれば、7カ

町村のときもそう、小淵沢町のときもそうだと思いますけども、前事業の旧町村の時代の事業は、引き続いてやるのが当然であります。したがって、今回の大東豊の貯水池なるものについても、小淵沢の事業を私どもは、3月15日から引き続いてやるというのが当然であり、また、この大東豊の貯水池についても、小淵沢町の皆さんが一日も早く、完成を待っているという認識の中で、引き続いてやっているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

あとのことは、部長のほうから説明させます。

○議長（清水壽昌君）

生活環境部長。

○生活環境部長（清水慎一君）

それでは、野中議員の工程表の関係でございますが、2月20日現在では、議員さんのおっしゃるとおり、80%ということになっているわけでございますが、これはあくまでも計画でございます。そのようなことの中で、この工程表につきまして、計画ではございましたが、3月になりまして、現場で、不測の配管が何本か見つかりました。そのような調査の関係で、そこで20日以上の日数を要したということでございます。

それから、あと、先ほど来、異常低温というふうなことで言われておりますが、今年と昨年度を比較してみますと、12月の段階で、月の平均気温、これが平成16年度には平均気温が12月で、2.5度ございました。しかしながら、平成17年度の12月はマイナス2.3度、1カ月の中で、5度の差がございます。この5度というのは、大きな差でございますが、この内容で申し上げますと、昨年度、12月には31日の中で、マイナス、要するに氷点下以下になった日というのが、30日。プラスになった日は時たま、12月8日が7.1度だと。あとはすべてマイナス。そして、特に中でもマイナス10度、12度というふうな日も続いております。そのようなことの中で、この12月というのは、かなり低い温度であったということが、数値上からも、うかがいとることができます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

1番議員、まだ質問はございますか。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

市長のお答えの中で、日野春の配水池の築造工事と大東豊第三配水池の築造工事の工法が異なることは分かっております。そうではなくて、私が問題にしているのは、北杜市がこの工事を引き継いだ、同じ業者がやっているにもかかわらず、小淵沢町が発注したときには、季節が悪いときにもかかわらず、2カ月半の工期しかとっていないのに、北杜市は5カ月の工期をとったと。北杜市が無駄な工期をとっているのか、それとも小淵沢町が無理な工期をとったのか、それはどちらかだと思います。

それと、生活環境部長のご答弁ですけれども、気温が低いのは分かります。確かに去年は大変、12月の気温が低かったです。でも、この工事は冬場に請け負って、2月、3月の工事をする予定であったと思います。2月、3月の小淵沢の気温は、そのくらいにあるのは予想できたのではないのでしょうか。工期に間に合わせるためにやるためには、そのような気温のことは

問題にはならないのではないかと思います。また、ご答弁をお願いいたします。

それと過去のことはと、市長おっしゃいますけれども、問いただしたくても、小淵沢町議会はなく、小淵沢町の町長の職にある人はいません。この北杜市議会で問題点を明らかにしなければ、どこにも、この問題を持っていくところがないんです。そして、この2つの工程表、2月20日と3月15日の工程表は、いかにもおかしい、2月20日がたぶん虚偽だとは思わなくても、この2月20日作成の工程表は、小淵沢町時代を乗り切ってしまうと、北杜市では問題にされないだろうと。まさしく、合併というものの中で出てきた問題だと思います。ですから、この議会で、私は問題にしていただきたいのです。この小淵沢町議会も、小淵沢町の住民も北杜市民も、見方によっては北杜市も欺かれたということになるんだと思います。ですから、小淵沢のことだから分からないというわけには、私はいかないと思います。ぜひ、この場で、はっきりとさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(拍手)

○議長(清水壽昌君)

傍聴者に申し上げます。

拍手は禁止されておりますので、申し添えます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

今回の配水池に対して、私どもの日野春のときは、その工期でできるだろうと。私ども執行の判断でやったことであります。小淵沢の大東豊の配水池なるものも、その工期でできるというふうに、ときの自治体は判断してやってきたわけでありまして、それぞれの工期の中で、執行してきたわけでありまして。私も7カ町村といわず、8カ町村一緒になって、今、北杜市、それぞれ8つの町村の政策と実績も、それぞれ引き続いてやっているわけでありまして、ご理解をいただきたいと思います。それぞれの政策を尊重しながら、今、引き継いでいる思いであります。

以上です。

○議長(清水壽昌君)

小淵沢町時代のことでございます。

生活環境部長、答弁ございますか。

生活環境部長。

○生活環境部長(清水慎一君)

野中議員さんのご質問でございますが、異常低温というふうなこと、12月、1月、その時代に、なぜ、このような工事を発注したかというふうなことではございますが、発注したのは、11月でございます。この工事を乗り切れるだろうというふうなことの思いで、発注したものと考えております。

○議長(清水壽昌君)

1番議員、まだ質問はございますか。

野中真理子君。

○1番議員(野中真理子君)

市長へですけども、小淵沢町時代、確かに過去のことですけれども、北杜市というのは、こ

の各8カ町村、小淵沢町も含めて、それぞれのマイナスの部分も、プラスの部分もすべて引き継いで、ここにあるんだと思います。ですから、プラスの部分は生かすことをすればよろしいし、マイナスの部分については、しっかりと、ここで原因を明らかにして、市民に納得のいくようにするべきなんではないかと。それが北杜市のためであり、それから北杜市の公共工事に対する姿勢を市民に見せる場でもあるのではないかと思います。ですから、この場ではっきりとした見解を、私は求めたいと思います。

(拍手)

○議長(清水壽昌君)

先ほど、拍手は私のほうから注意を申し上げました。

退場を求めます。

(退場)

暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時16分

○議長(清水壽昌君)

再開いたします。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

大東豊第三配水池は、先ほど来、答弁をしたとおり、小淵沢町に確認したところ、それぞれの理由を妥当と判断したところであります。そして、当時の小淵沢町議会でも、議決を経たものであり、また私としても、先ほど来、お話しているとおり、尊重すべきであり、尊重しているところであります。

この事業は小淵沢町の皆さんが、一日も早く完成してほしいということ、私も承知しておりますわけでありまして、7月10日の完成に向けて、全力で、業者に責任施工をお願いしたいところでもあります。

なお、野中議員から私の、ある面でいうならば、市長としての政治姿勢を問われたわけでありますが、私は就任して1年半の間、文字どおり、市政は市民のためにあり、市民に忠実に奉仕することが私の務めであると肝に銘じながら、今日まで執行してきたところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長(清水壽昌君)

1番議員、まだ質問はございますか。

野中真理子君。

○1番議員(野中真理子君)

市長のおっしゃることも分かりますけれども、くどいようすけれども、やはり、何かおかしいことがあった場合は、それを明らかにしなければいけないと思います。特に、これが、議会でおったものが、本当は議員の人たちは、それを納得せずに議会は議決をしたんではないかということは、この工程表を6月になってとってから分かったことですので、その事実に基づ

づいて、過去のことでもしっかりと原因というか、問題点を明らかにする必要があると思います。

最後に、この工程表ですけども、2月20日と3月15日の工程表が実際にあるわけです。先ほど、あくまでも計画だからとおっしゃいましたけれども、2月20日作成されて、2月20日以前のは、実績と見るのが普通だと思います。だから、この2月20日作成の工程表と、3月15日作成の工程表の存在は、しっかりと受け止めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

くどいようでありますけども、この配水池については、小淵沢町の執行、小淵沢の議会、それぞれ議決を経て、やってきていることであります。

3月15日からは、北杜市の責任でしっかりとやりたいということで、くどくなりますけども、7月10日の工期延長をして、しっかりやってくださいよというのが、私たちの立場であります。小淵沢は小淵沢の議会を経て、3月14日まで執行されてきて、議決も経ているわけでありますので、今、ここで私が、北杜市議会にさかのぼって議論ということも、いかなものかと思えます。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

1番議員、まだ質問はございますか・・・。

工程表についての答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（清水慎一君）

確かに今、おっしゃられたように、3月15日の工程表につきましては、2月20日のものは実績かもしれません。それはあくまで、過去といいますか、実績でありまして、これから先にどうするかというのは、私たちに課せられた使命でございます。そのようなことでございますので、ただいま市長が申し上げましたように、私たちも一日も早く、この工事完成をやっていきたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

1番議員、まだ質問はございますか。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

今の生活環境部長の説明では、それでは2月20日作成の工程表では、これから先、もう80%を割って、これからあと先は、20%すればいいということで、皆さんはそれをやっていたわけでしょうか。そういうことになりますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（清水慎一君）

ただいまのご質問でございますけど、先ほど、私のほうから申し上げましたとおり、3月になりまして、今度は配水池のまわりの、配管の調査をしましたところ、新たな配管が何本か見つかりまして、それによりまして、3月15日で工期変更を行っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

1番議員、まだ質問はございますか。

野中真理子君。

○1番議員（野中真理子君）

2月20日作成の工程表は、これが、そのときの工程表として、小淵沢町時代ではとあっていたわけですね。ですから、小淵沢町の認識としては、それでは2月20日では、80%終わっていたと、そういうふうに考えるしかないんじゃないでしょうか、この工程表だけで見れば、3月15日に、新たにこれができるから、実際は、ここでは25%しか終わっていなかったんだというのが分かりますけれども、その当時の小淵沢町は、この工程表に基づいて、すべてが動いていたのではないかと思います。

それと、もう答弁は結構ですけども、この北杜市議会というのは小淵沢町の議会も承継しているものと、私は思います。ですから、小淵沢町議会のことでおかしなことがあった、今、分かったならば、ここで明らかにするのが本筋だと、私は思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

それでは、答弁はよろしいという発言でございますけども、よろしいですね。

（はい。の声）

以上で1番、野中真理子議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は、すべて終了いたしました。

次の議会は6月29日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時31分

平成 1 8 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 9 日

1. 議事日程

平成18年第2回北杜市議会定例会（5日目）

平成18年6月29日
午前10時00分開議
於 議 場

議長に対する不信任案決議案の動議の件

- 日程第1 報告第1号 平成17年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第2 報告第2号 平成17年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
日程第3 報告第3号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第4 報告第4号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件
日程第5 報告第5号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第6 報告第6号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件
日程第7 報告第7号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
日程第8 報告第8号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件
日程第9 認定第1号 平成17年度小淵沢町一般会計歳入歳出決算認定
日程第10 認定第2号 平成17年度小淵沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第11 認定第3号 平成17年度小淵沢町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
日程第12 認定第4号 平成17年度小淵沢町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第13 認定第5号 平成17年度小淵沢町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第14 認定第6号 平成17年度小淵沢町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第15 認定第7号 平成17年度小淵沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第16 認定第8号 平成17年度小淵沢町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第17 認定第9号 平成17年度小淵沢町恩賜県有財産保護財産区管理委員会会計歳入歳出決算の認定

- 日程第18 認定第10号 平成17年度大平山恩賜県有財産保護組合歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第11号 平成17年度篠原山恩賜県有財産保護組合歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第12号 平成17年度北杜市・小淵沢町衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第13号 平成17年度北杜市・小淵沢町学校組合一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第14号 平成17年度北杜市・小淵沢町病院組合病院事業決算の認定
- 日程第23 議案第122号 財産の交換について
- 日程第24 議案第123号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第125号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第126号 北杜市囲碁美術館条例の制定について

2.出席議員は、次のとおりである。(41名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 野中真理子 | 2番 岡野 淳 |
| 3番 小澤 宜夫 | 4番 篠原 眞清 |
| 5番 五味 良一 | 6番 小野喜一郎 |
| 7番 鈴木今朝和 | 8番 風間 利子 |
| 9番 坂本重夫 | 10番 植松一雄 |
| 11番 坂本 静 | 12番 小林忠雄 |
| 13番 中嶋 新 | 14番 保坂多枝子 |
| 15番 利根川昇 | 16番 中村勝一 |
| 17番 宮坂 清 | 18番 坂本 保 |
| 19番 千野 秀一 | 20番 小尾直知 |
| 21番 渡邊英子 | 22番 小林元久 |
| 23番 林 泰彦 | 24番 内田俊彦 |
| 25番 篠原 珍彦 | 26番 内藤 昭 |
| 27番 小林保壽 | 28番 坂本治年 |
| 29番 古屋富藏 | 30番 茅野光一郎 |
| 31番 浅川富士夫 | 32番 田中勝海 |
| 33番 秋山九一 | 34番 中村隆一 |
| 35番 清水壽昌 | 36番 秋山俊和 |
| 37番 細田哲郎 | 38番 渡邊陽一 |
| 39番 小澤 寛 | 40番 鈴木孝男 |
| 41番 浅川哲男 | |

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	総務部長	植松好義
企画部長	福井俊克	保健福祉部長	古屋克己
生活環境部長	清水慎一	産業観光部長	真壁一永
建設部長	柴井英記	教育長	小清水淳三
教育次長	小沢孝文	監査委員事務局長	相吉正一
農業委員会事務局長	三井茂	明野総合支所長	矢崎一郎
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	浅川一紀
長坂総合支所長	浅川清朗	大泉総合支所長	小池光和
小淵沢総合支所長	進藤忠衛	白州総合支所長	坂本伴和
武川総合支所長	三枝基治	北杜市・小淵沢町 学校組合事務局長	堀内義彦
北杜市・小淵沢町 病院組合事務局長	谷戸嘉一	代表監査委員	清水喜一

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
〃	伊藤勝美

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は40名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

清水壽昌議長に対する不信任案決議案を先決動議として、提出いたします。

よろしくお願います。

○議長（清水壽昌君）

暫時休憩します。

ただいまの動議に対しまして、議会運営委員会をお願いいたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前11時05分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

ただいま、岡野淳君から議長不信任に対する動議が提出されました。

賛成者はありますか。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

2番議員、岡野淳君の動議に賛成をいたします。

○議長（清水壽昌君）

賛成者がございますので、この動議は成立いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○副議長（古屋富藏君）

再開いたします。

これより、議長に代わりまして、私が議長の職を務めさせていただきます。

議長の一身上に関する問題であり、除斥に該当いたしますので、議長に退場をお願いいたします。

（ 退 場 ）

これより、議長不信任に対する動議を議題といたします。

暫時休憩。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時27分

○副議長（古屋富藏君）

再開いたします。

これより、議長不信任に対する動議を議題といたします。

これより採決を行います。

・・・岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

採決の前に、提案理由の説明をさせていただきたいと思います。

提案理由が分からなければ、採決のしようがないのではないかと思いますので、許可をお願いいたします。

○副議長（古屋富藏君）

小林君。

○27番議員（小林保壽君）

不信任案件ではないですから、動議ですから、理由はいりません。採決に移っていただきたいと思います。

○副議長（古屋富藏君）

不信任ということで、すべてが入っておりますので、議長とすれば、これに対して理由はいらないと思います。

直ちに、採決を行いたいと思います。

この採決は、起立によって行います。

（異議あり。の声）

・・・この動議のとおり決定することに、賛成の方は・・・。

（「採決に対して異議あり。」の声）

暫時休憩。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時55分

○副議長（古屋富藏君）

再開いたします。

お知らせいたします。

午後1時30分から、再開をいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時30分

○副議長（古屋富藏君）

再開いたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時より、再開いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 2時00分

○副議長（古屋富藏君）

再開いたします。

これより、採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

（異議あり。の声）

異議ある方、挙手を願います。

（ 挙 手 あ り ）

4名以上の賛成者がおりますので、この採決は投票によって行います。

この投票は無記名投票により、行います。

（「発言の許可を求めます。」の声）

議事を進めます。

無記名投票が決まりましたので、議場を閉鎖いたします。

（ 議 場 閉 鎖 ）

暫時休憩。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○副議長（古屋富藏君）

再開いたします。

ただいまの出席議員は39名です。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙・配布）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（ な し ）

配布漏れがないと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱・点検）

異常なしと認めます。

念のため、申し上げます。

投票は単記無記名です。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

記載所は一般質問の席とし、壇上を投票所にいたします。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票を願います。

（ 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ な し ）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 放)

投票箱の閉鎖をいたします。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、鈴木今朝和君および8番、風間利子君を指名いたします。

両君の開票への立会いをお願いいたします。

(開 票)

ここで、議長の入場を許可いたします。

(入 場)

投票の結果を報告します。

総投票総数38票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票37票、無効投票1票。

有効投票のうち賛成23票、反対14票。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、議長不信任に対する動議の件は可決されました。

暫時休憩します。

再開は2時45分をお願いいたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時45分

○議長(清水壽昌君)

再開いたします。

38番議員、渡邊陽一君は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨、届け出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布いたしました議事日程のとおり、日程の変更および追加をすることに決しました。

ここで、先ほどの動議に対して、私から発言をさせていただきます。

先ほどの、動議の結果を聞かせていただきました。

正規の議案として、審議されたのかどうかというふうなところに、問題はあろうかと思いません。しかしながら、その結果につきましては、重く受け止めております。この結果は、私の今までの議会運営に対して、頑張り、もっと真剣にやれというふうに、皆さん方からご指摘をいただいたというふうに解釈しております。

ただいまの、私の責務はこの議会に上程されてございます議案について、しっかりと議了し、市民の負託に応え、行政に滞りがないよう努めることが責務だと思っております。

私の身の振り方につきましては、議了後、私自身がゆっくり考えさせていただきます。

ただいまより、日程に入ります。

お諮りいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 報告第1号 平成17年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第2 報告第2号 平成17年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件

日程第3 報告第3号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第4 報告第4号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件

日程第5 報告第5号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第6 報告第6号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件

日程第7 報告第7号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第8 報告第8号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件

の以上8案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第8号までの8案件を一括議題といたします。

報告第1号から報告第8号までの8案件について、市長から報告を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

報告第1号の平成17年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件から報告第8号の平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告の件までの8案件につきまして、ご説明申し上げます。

繰越明許費は一般会計が武川地域交流プラザ整備事業ほか16件、簡易水道事業特別会計が5件、下水道事業特別会計が4件、農業集落排水事業特別会計が1件であります。

事故繰越は一般会計が総合計画策定推進事業ほか2件、簡易水道事業特別会計が5件、下水道事業特別会計が1件、農業集落排水事業特別会計が2件であります。

地方自治法施行令第146条第2項および150条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。

○議長（清水壽昌君）

- 日程第 9 認定第 1 号 平成 17 年度小淵沢町一般会計歳入歳出決算認定
日程第 10 認定第 2 号 平成 17 年度小淵沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 11 認定第 3 号 平成 17 年度小淵沢町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 12 認定第 4 号 平成 17 年度小淵沢町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 13 認定第 5 号 平成 17 年度小淵沢町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 14 認定第 6 号 平成 17 年度小淵沢町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 15 認定第 7 号 平成 17 年度小淵沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 16 認定第 8 号 平成 17 年度小淵沢町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
日程第 17 認定第 9 号 平成 17 年度小淵沢町恩賜県有財産保護財産区管理委員会会計歳入歳出決算の認定
日程第 18 認定第 10 号 平成 17 年度大平山恩賜県有財産保護組合歳入歳出決算の認定
日程第 19 認定第 11 号 平成 17 年度篠原山恩賜県有財産保護組合歳入歳出決算の認定
日程第 20 認定第 12 号 平成 17 年度北杜市・小淵沢町衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定
日程第 21 認定第 13 号 平成 17 年度北杜市・小淵沢町学校組合一般会計歳入歳出決算の認定
日程第 22 認定第 14 号 平成 17 年度北杜市・小淵沢町病院組合病院事業決算の認定

以上の 14 案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、認定第 1 号から認定第 14 号までの 14 案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

認定第 1 号の平成 17 年度小淵沢町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第 14 号 平成 17 年度北杜市・小淵沢町病院組合病院事業決算の認定までの 14 案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市と小淵沢町の合併により、旧小淵沢町関係の会計と小淵沢町との一部事務組合の会計は、平成 18 年 3 月 14 日をもって閉鎖となりました。この決算につきましては、地方自治法第 233 条および地方自治法施行令第 5 条の規定により、北杜市長が監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければなりません。

内容につきましては、収入役、担当部長および担当事務長から説明しますので、よろしくご審議の上、ご認定のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

小澤収入役。

○収入役（小澤壯一君）

それでは、ただいま上程されました決算認定の案件について、ご説明申し上げます。

決算認定の案件は、小淵沢町が平成 18 年 3 月 15 日に北杜市に編入合併したことに伴い、3 月 14 日に出納閉鎖をいたしました。小淵沢町の平成 17 年度一般会計歳入歳出決算ほか 10 件と、北杜市と小淵沢町とで組合立で設置しております衛生組合、学校組合、病院組合の各会計を含め、合計 14 件であります。

合併による決算の認定については、特別の規定はありませんので、通常の決算認定と同様に、地方自治法第233条および北杜市財務規則第134条の規定に則り、行うことといたしました。

これらの規定には、収入役は決算を調整し、出納閉鎖後、3カ月以内に長に提出しなければならない。長は、決算書を監査委員の審査に付さなければならない。長は監査委員の意見を付し、次の通常予算を議する会議までに、議会の認定に付さなければならない等の規定があります。したがって、出納閉鎖後3カ月以内であります、5月12日に長に決算書を提出いたしました。また5月18日は、監査委員さんによる決算審査をしていただいたところであります。

この決算につきましては、年度途中で、しかも17年度の終了間際の出納閉鎖による決算であるため、各会計全般にわたり申し上げられることは、歳入については税、使用料、負担金等の徴収金額については、納期の到来しない徴収金もありました。収入未済額が多く見受けられます。また、国・県の補助金や交付金、町債等につきましても、事業が完了していても、調定額が少ないものやゼロのものがありますが、補助金の交付決定や起債許可の通知がないためであります。

また、一方、歳出につきましては、不用額が多額になっております。事業が終了いたしましても、未払いがあるからでありまして、平年ですと、4月、5月の出納整理期間中に支出、収入等が収入している傾向にあることからであります。ご理解をいただきたいと思っております。

各会計の説明につきましては、私のほうから小淵沢町の一般会計、特別会計、恩賜林保護財産区関係を行い、組合立の各会計につきましては、それぞれの担当が行いますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、決算の説明につきましては、6月20日の議員協議会の折に詳細の説明、それから実質調書に関する説明等がしてありますので、本日は各会計の款項について、朗読説明をさせていただきます。

それでは認定第1号 平成17年度小淵沢町一般会計歳入歳出決算書でございます。

1ページ、2ページをお開きいただきたいと思っております。

平成17年度小淵沢町一般会計歳入歳出決算書

歳入、款項、それから予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明をさせていただきます。

なお、1款1項のものにつきましては、款だけの説明とさせていただきます。

1款町税、11億1,289万7千円。12億998万7,388円。11億882万2,265円。2,782万7,204円。7,333万7,911円。

1の町民税であります。3億4,405万1千円。3億8,104万8,023円。3億4,612万3,343円。353万7,184円。3,138万7,496円。

2の固定資産税であります。7億96万4千円。7億6,445万3,856円。6億9,973万9,113円。2,401万7,220円。4,069万7,523円。

3の軽自動車税、1,143万円。1,335万5,900円。1,183万200円。27万2,800円。125万2,900円であります。

4の町タバコ税、2,900万円。2,700万7,209円。2,700万7,209円あります。

5の特別土地保有税、2千円。これはゼロであります。

6の入湯税、2,700万円。2,412万2,400円。2,412万2,400円であります。

次に2款の地方譲与税、5,850万円。5,071万7千円。5,071万7千円。

1の所得譲与税、2千万円。2,032万8千円。2,032万8千円であります。

2の自動車重量譲与税、2,900万円。2,252万8千円。2,252万8千円です。

3の地方道路譲与税、950万円。786万1千円。786万1千円であります。

3款の利子割交付金、800万円。320万6千円。320万6千円であります。

4款の配当割交付金、90万円。77万円。77万円であります。

5款の株式譲渡所得割交付金、100万円。2千円の2千円であります。

6款の地方消費税交付金、6,200万円。6,420万8千円。6,420万8千円であります。

それから7款のゴルフ場利用税交付金、1,200万円。1,014万9,230円。1,014万9,230円。

それから8款の自動車取得税交付金、2,400万円。1,339万6千円。1,339万6千円であります。

9款の交通安全対策特別交付金、80万円。75万9千円。75万9千円であります。

次の10款の地方特別交付金、3,300万円。3,394万7千円。3,394万7千円であります。

11款の地方交付税、7億1千万円。6億8,088万5千円。6億8,088万5千円であります。

12款の分担金及び負担金、1億5,286万5千円。1億5,591万7,523円。1億5,345万7,692円であります。収入未済額が245万9,831円あります。

次に分担金であります。1億円の1億円、1億円。

それから2の負担金、5,286万5千円。5,591万7,523円。5,345万7,692円でありまして、収入未済額が245万9,831円あります。

1の使用料、6,639万8千円。7,482万9,322円。7,135万7,147円。収入未済額が347万2,175円あります。

2の手数料、26万7千円。45万7,320円。45万7,320円あります。

3の証紙収入、380万1千円。433万7,160円。433万7,160円あります。

14款の国庫支出金であります。2億1,969万1千円。1億1,803万6,320円。4,851万2,693円。収入未済額6,952万3,627円あります。

1の国庫負担金、3,943万7千円。3,485万1,337円。1,627万8千円で、収入未済額1,857万3,337円あります。

2の国庫補助金、1億7,795万3千円。8,138万4千円。3,044万1千円。収入未済額5,094万3千円あります。

3の委託料、230万1千円。180万983円。179万3,693円。7,290円の収入未済額あります。

それから15款の県支出金であります。1億3,920万円。1億1,629万2,528円。5,406万6,713円。収入未済額6,222万5,815円あります。

県負担金、2,754万4千円。2,721万1,109円。1,825万5,733円。895万5,376円の収入未済額であります。

2の県補助金、1億312万5千円。8,160万7,719円。2,833万7,280円。5,327万439円。

3の委託料、853万1千円。747万3,700円。747万3,700円であります。

16款の財産収入であります。4,394万8千円。4,179万640円。4,179万640円であります。

1の財産運用収入、4,394万7千円。4,179万640円。4,179万640円あります。

2の財産売り払い収入は、予算の1千円のみであります。

それから寄附金であります。予算が1千円でありまして、調定、収入がありません。

それから18款の繰入金であります。7億8,569万5千円。7億8,569万6千円。7億8,569万6千円あります。

それから19款の繰越金であります。2億5,405万9千円。2億5,405万9,651円。2億5,405万9,651円あります。

20款の諸収入であります。4,680万8千円。4,610万3,265円。4,610万3,265円あります。

1の延滞金加算金及び過料、3千円。2万4,100円。2万4,100円あります。

2の町預金利子、1千円。2,730円。2,730円あります。

3の雑入、4,680万4千円。4,607万6,435円。4,607万6,435円あります。

21款の町債であります。4億3,910万円。2億1,690万円。2億1,690万円あります。

歳入合計が41億6,593万円。38億8,244万6,347円。36億4,359万9,776円あります。不納欠損額2,782万7,204円。収入未済額が2億1,101万9,367円でありまして・・・。

○議長（清水壽昌君）

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

款だけの朗読でお願いしたいと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（清水壽昌君）

議会の議決が款項になっております。

ですから予算現額と、今度は支出になりますけども、予算現額と支出済額でお願いをいたしたいと思います。

○収入役（小澤壯一君）

はい。

それでは歳出につきましては、款項、予算現額、支出済額の朗読をもって説明をさせていただきます。

歳出。1款議会費、6,561万2千円。5,860万4,045円あります。

2款の総務費、7億3,796万8千円。6億159万6,029円あります。

1の総務管理費が6億3,829万1千円。5億1,922万7,519円。
2の徴税費、6,366万1千円。5,743万2,120円。
3の戸籍住民基本台帳費、2,670万円。1,624万9,373円。
4の選挙費、578万2千円。560万9,935円。
5の統計調査費、296万3千円。289万82円。
6の監査委員費、57万1千円。18万7千円であります。
3款の民生費であります。3億1,733万3千円。2億8,611万2,139円。
1の社会福祉費、1億8,501万3千円。1億7,051万1,295円。
2の児童福祉費、1億3,232万円。1億1,560万844円であります。
4款の衛生費、3億9,401万2千円。2億8,375万1,037円であります。
5款の農林水産業費、5億4,986万3千円。5億1,415万5,942円。
1の農業費、5億4,373万2千円。5億987万5,600円。
2の林業費、613万1千円。428万342円あります。
6款の商工費、9,448万4千円。8,384万4,808円あります。
次の7款の土木費であります。7億4,315万8千円。7億3,767万9,706円。
1の土木管理費、2億7,478万円。2億6,745万8,516円。
2の道路橋梁費、4億6,708万1千円。4億5,088万3,088円。
3の住宅費、2,129万7千円。1,933万8,102円。
4の河川費は、ゼロであります。
次に8款の消防費であります。9,810万3千円。9,311万8,419円あります。
9款の教育費であります。6億2,426万7千円。5億5,302万7,881円。
1の教育総務費、1億1,420万円。1億3,336万4,770円。
2の小学校費、2億1,742万8千円。2億216万2円。
3の中学校費、8,818万8千円。7,903万2,717円あります。
7ページ、8ページであります
4の社会教育費、8,759万7千円。7,276万8,366円。
5の保健体育費、8,963万4千円。6,570万2,026円あります。
10款の災害復旧費、3千円で、あとはゼロであります。
11款の公債費、5億1,912万6千円あります。3億9,843万68円あります。
12款の諸支出金、1千円で、あとはゼロであります。
13款の予備費であります。200万円で、あとはゼロであります。
歳出合計であります。41億6,593万円。36億1,032万74円で、支出済額が
予算の86.7%でございます。

次に認定第2号 平成17年度小淵沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます・・・。

○議長（清水壽昌君）

収入役に申し上げます。

特別会計につきましては、調定額と収入済額の説明をお願いいたします。

○収入役（小澤壯一君）

それでは、ご指示をいただきましたので、特別会計につきましては・・・。

○議長（清水壽昌君）

歳入に対しましては、調定額と収入済額の説明をお願いいたします。

○収入役（小澤壯一君）

それでは指示をいただきましたので、調定額、収入済額を朗読・説明いたします。

1 款の国民健康保険税、2 億 6 1 1 万 8 , 5 7 7 円。収入済額 1 億 7 , 7 0 6 万 2 , 1 7 8 円
であります。

それから 2 款の使用料及び手数料、5 万 8 , 6 0 0 円。5 万 8 , 6 0 0 円。

それから国庫支出金であります。1 億 1 , 9 9 3 万 2 千円。1 億 1 , 9 9 3 万 2 千円であり
ます。

1 の国庫負担金、1 億 1 , 1 6 4 万 6 千円。1 億 1 , 1 6 4 万 6 千円であります。

2 の国庫補助金、8 2 8 万 6 千円。8 2 8 万 6 千円であります。

4 款の療養給付交付金であります。1 億 1 , 9 4 5 万 5 , 8 9 8 円。1 億 1 , 9 4 5 万 5 ,
8 9 8 円であります。

次の県の支出金がありますが、これは調定、収入ともゼロであります。

6 款の共同事業交付金、6 0 3 万 8 , 6 4 6 円。6 0 3 万 8 , 6 4 6 円であります。

7 款の財産収入は、ゼロであります。

8 款の繰入金、1 億 4 , 2 5 5 万 9 , 8 3 2 円。1 億 4 , 2 5 5 万 9 , 8 3 2 円あります。

9 款の繰越金であります。8 , 8 3 5 万 5 , 5 1 1 円。8 , 8 3 5 万 5 , 5 1 1 円であり
ます。

それから、諸収入がゼロであります。

歳入歳出合計であります。6 億 8 , 2 5 1 万 9 , 6 0 4 円でありまして、予算額に対して
9 4 % あります。また、収入済額 6 億 5 , 3 4 6 万 2 , 6 6 5 円は、調定額に対しまして 9 5 .
7 % あります。

なお、この会計につきましては、不納欠損が 9 7 万 7 , 5 0 0 円ございます。

次に歳出・・・。

○議長（清水壽昌君）

途中で申し訳ありません。

はじめに申し上げればよろしかったわけですが、歳出に対しましては支出済額のみ
の説明をお願いいたします。

○収入役（小澤壯一君）

それでは、支出済額を申し上げます。

1 款の総務費、1 , 9 3 6 万 1 , 8 7 0 円。

1 の総務管理費、1 , 8 6 3 万 1 , 4 5 0 円。

2 の徴税費、5 7 万 6 , 4 0 0 円。

3 の運営協議会費、1 5 万 4 , 0 2 0 円あります。

2 款の保険給付費であります。3 億 1 , 5 4 6 万 2 , 1 3 3 円。

1 の療養諸費、2 億 7 , 7 8 7 万 9 , 5 2 9 円。

2 の高額療養費、3 , 8 3 6 万 2 , 6 0 4 円あります。

3 の移送費はゼロ。

4 の出産育児諸費であります。2 4 0 万円。

5の葬祭諸費、82万円であります。

次に3款の老人保健拠出金、1億2,018万7,622円であります。

4款の介護納付金、4,026万8,041円であります。

5款の共同事業拠出金、1,066万7,773円あります。

6款の保健事業費であります。1億487万5,982円あります。

7款の基金積立金は、ゼロであります。

8款の公債費、ゼロであります。

9款の諸支出金、35万900円あります。

10款の予備費はゼロでありまして、歳出合計が6億1,517万4,321円でありまして、予算額に対して84.7%でございます。

次に26ページでございます。

認定第3号 平成17年度小淵沢町老人保健特別会計歳入歳出決算書でございます。

27、28ページをおめくりいただきたいと思ひます。

歳入であります。

支払い基金交付金、2億9,619万6,579円。2億9,619万6,579円あります。

2款の国庫支出金、1億4,607万1,459円。1億4,607万1,459円あります。

3款の県支出金、3,638万2,750円。3,638万2,750円。

それから、4款の繰入金であります。4,588万7千円。4,588万7千円あります。

5款の繰越金、1,204万6,248円。1,204万6,248円あります。

6款の諸収入はゼロでありまして、歳入合計が5億3,658万4,036円。予算額に対して、83.9%であります。収入済額が5億3,658万4,036円。100%の収入でございます。

それから29ページ、30ページの歳出でございます。

1款の総務費、48万2,012円あります。

2款の医療諸費、5億538万9,624円あります。

それから3款の諸支出金、4款の予備費、5款の前年度繰上充用金がゼロでありまして、合計5億587万1,636円で、予算に対して79.1%でございます。

次に介護保険であります。39ページでございます。

認定第4号 平成17年度小淵沢町介護保険特別会計歳入歳出決算書であります。

40、41ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款の介護保険料、4,116万870円。4,062万8,250円。

2款の使用料及び手数料、8千円の7,800円。

3款の国庫支出金、7,548万4千円。5,941万3千円。

1の国庫負担金、5,438万1千円。4,531万円。

2の国庫補助金であります、2,110万3千円。1,410万3千円あります。

4款の支払い基金交付金、9,249万4,798円。7,668万8,798円あります。

5款の県支出金であります。3,398万8千円。3,398万8千円あります。

6 款の財産収入は、ゼロであります。

7 款の繰入金であります。7,431万1千円。7,431万1千円であります。

1 の一般会計繰入金、5,037万8千円。5,037万8千円。

2 の基金繰入金、2,393万3千円。2,393万3千円であります。

8 款の諸収入、5千円。4,200円。4,200円であります。

1 の延滞金・加算金及び過料は、ゼロであります。

2 の雑入であります。4,200円の4,200円あります。

9 款の繰越金、3,187万4,134円。3,187万4,134円でありまして、調定額3億4,932万5,002円でありまして、予算額に比較して95.7%であります。収入済額3億1,691万5,182円。調定額に対して、90.7%でございます。

次に歳出であります。

総務費、940万6,477円。

1 の総務管理費、420万723円。

2 の徴収費、48万8,333円あります。

3 の介護認定審査会費、463万7,421円。

4 の運営協議会費、8万円あります。

2 款の保険給付費であります。2億5,234万7,622円。

1 の介護サービス等諸費、2億4,088万5,699円。

2 の支援サービス等諸費、770万7,615円。

3 のその他の諸費、40万4,890円あります。

4 の高額サービス費であります。105万5,868円。

5 の特定入所者介護サービス等費、229万3,550円あります。

次に3 款の財政安定化基金拠出金であります。25万9,297円あります。

4 款の基金積立金、2,326万5,038円あります。

5 款の諸支出金、9万9,160円あります。

6 款の予備費はゼロでありまして、支出済額2億8,537万7,594円。78.2%でございます。

次に認定第5号であります。平成17年度小淵沢町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書であります。

64ページ、65ページでございます。

歳入。分担金及び負担金、3,716万7,500円。3,716万7,500円。

2 款の使用料及び手数料、1億7,081万4,915円。1億5,432万2,615円あります。

1 の使用料、1億7,052万8,965円。1億5,403万6,665円。

2 の手数料、28万5,950円。28万5,950円あります。

3 款の繰入金、2億690万円。2億690万円あります。

4 款の繰越金、7,678万7,663円。7,678万7,663円あります。

5 款の諸収入、2万8,901円。2万8,901円。

1 の預金利子、2万7,221円。2万7,211円。

2 の雑入、1,680円。1,680円。

町債はゼロであります。

調定額4億9,169万8,979円。予算に比較して、74.7%。収入済額4億7,520万6,679円。調定額に比較して、96.6%の収入であります。

次に歳出であります。

66、67ページであります。

1款の総務費、3億4,837万9,523円であります。

2款公債費、426万5,165円あります。

予備費がゼロでありまして、支出済額3億5,264万4,688円。予算額に対して53.6%の支出でございます。

次に80ページでございます。

認定第6号 平成17年度小淵沢町下水道事業特別会計歳入歳出決算書でございます。

81、82ページをまくっていただきます。

歳入であります。1款分担金及び負担金、3,366万560円。3,366万560円。

1分担金、1,366万560円。1,366万560円。

負担金、2千万円の2千万円あります。

2款の使用料及び手数料、4,299万7,640円。3,889万2,140円。

1の使用料であります。4,297万1,740円。3,886万6,240円。

2の手数料であります。2万5,900円。2万5,900円あります。

3款の国庫支出金であります。5,229万8,400円。5,229万8,400円。

4款の繰入金であります。2億3,700万円。2億3,700万円あります。

5款の繰越金、8,233万5,578円。8,233万5,578円あります。

6款の諸収入であります。127万3,252円。127万3,252円。

1の延滞金及び過料は、ゼロであります。

2の雑入であります。127万3,252円。127万3,252円ありました。

7款の町債、4,880万円。4,880万円あります。

歳入合計が4億9,836万5,430円。予算額に比して、58.2%。収入済額4億9,425万9,930円。調定額に対して、99.2%でございます。

次に83、84ページの歳出であります。

1款下水道費、4億2,472万2,385円。

1の総務管理費、3,013万1,635円。

2の下水道事業費、3億9,459万750円あります。

2款の公債費、8,449万9,508円あります。

予備費はゼロでありまして、歳出合計5億922万1,893円あります。予算額に比して、59.5%であります。

なお、この会計につきましては、歳入から歳出を引きますと、1,496万1,963円不足するわけでありまして、小淵沢町のほうで赤字解消ということで、2億円の一時借り入れもしておりまして、実際に持ち込まれた金額が1億8,503万8,037円あります。この2億円については、5月31日で返済をしております。

次に96ページございまして、認定第7号 平成17年度小淵沢農業集落排水事業特別会計歳入歳出の決算であります。

97、98ページをお開きいただきたいと思います。

歳入。1款分担金及び負担金、72万円。72万円であります。

2款の使用料及び手数料、416万2,330円。407万5,410円。

1の使用料、416万530円。407万3,610円。

2の手数料、1,800円。1,800円であります。

3款の繰入金、4,700万円。4,700万円であります。

4款の繰越金、495万7,056円。495万7,056円であります。

5款の諸収入はゼロでありまして、調定額5,683万9,386円。予算額に対して、103%でございます。収入済額5,675万2,466円。調定額の99.9%でございます。

次に歳出であります。99、100ページであります。

1款の総務費、1,018万1,593円。

2款の公債費、2,350万5,564円あります。

3款の予備費は、ゼロ。

それから4款の施設費、ゼロでありまして、歳出合計3,368万7,157円あります。

予算に比べて、59.5%の支出済みとなっております。

続きまして、110ページでございます。

認定第8号 平成17年度小淵沢町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算書であります。

111ページ、112ページでございます。

歳入。1款財産収入は、ゼロであります。

2款の繰越金、607万9,082円。607万9,082円あります。

3款の繰入金、700万円。700万円。

歳入合計が1,307万9,082円。1,307万9,082円あります。調定額は予算に比して99.9%。収入済額が調定に対して、100%ということであります。

次に歳出であります。113ページ、114ページであります。

1款の宅地開発費、2万4千円。

2款の公債費、1,148万9,448円。

3款の予備費がゼロでありまして、歳出合計1,151万3,448円。

予算に比べて、88%の支出額でございます。

次に122ページでございます。

認定第9号 平成17年度小淵沢町恩賜県有財産保護財産区管理会会計歳入歳出決算書でございます。

123ページ、124ページであります。

歳入。1款県支出金、14万4,852円。14万4,852円。

1の県交付金、14万4,852円。14万4,852円。

2の県補助金は、ゼロであります。

繰越金、359万8,077円。359万8,077円あります。

諸収入は、ゼロであります。

歳入合計374万2,929円。予算額に対して、74.8%であります。収入済額が374万2,929円。100%の収納であります。

それから、次に歳出でございます。

2 款の総務費、1 8 0 万 9 , 0 2 8 円。

3 款の予備費はゼロでありまして、歳出合計 1 0 8 万 9 , 0 2 8 円でありまして、予算に比べて 3 6 . 2 % であります。

次に 1 3 3 ページであります。

認定第 1 0 号 平成 1 7 年度大平山恩賜県有財産保護組合歳入歳出決算書であります。

1 3 4、1 3 5 ページであります。

歳入。財産収入、2 0 万 9 3 1 円。2 0 万 9 3 1 円。

2 款の繰越金、1 2 9 万 6 , 5 4 1 円。1 2 9 万 6 , 5 4 1 円であります。

3 款の諸収入、1 1 円。1 1 円であります。

歳入合計 1 4 9 万 7 , 4 8 3 円。予算に比べて、7 8 . 9 % の調定額でありまして、収入済額 1 4 9 万 7 , 4 8 3 円。1 0 0 % の収納であります。

次に歳出であります。

1 款議会費、4 3 万 6 , 3 7 0 円。

2 款の総務費、4 万 8 , 5 6 4 円。

3 款の予備費はゼロでありまして、歳出総額 4 8 万 4 , 9 3 4 円であります。

次に認定第 1 1 号、1 4 4 ページであります。

平成 1 7 年度篠原山恩賜県有財産保護組合歳入歳出決算書であります。

1 4 5、1 4 6 ページであります。

歳入の 1 款財産収入、1 2 万 7 , 2 7 5 円。1 2 万 7 , 2 7 5 円であります。

2 款の諸収入、7 万 3 , 5 0 0 円。7 万 3 , 5 0 0 円。

歳入合計 2 0 万 7 7 5 円。2 0 万 7 7 5 円。いずれも予算と同額であります。

次に歳出であります。

1 款の総務費であります。2 0 万 7 7 5 円。

歳出合計 2 0 万 7 7 5 円で、予算額と同額でございます。

以上、小淵沢町に関わる一般会計、特別会計、それから財産区関係の決算について、雑駁ではありますが、ご説明をさせていただきました。

よろしくご審議をいただき、ご認定くださいますようお願い申し上げまして、説明に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

暫時休憩いたします。

4 時に再開いたします。

休憩 午後 3 時 5 0 分

再開 午後 4 時 0 0 分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

清水生活環境部長。

○生活環境部長（清水慎一君）

それでは認定第 1 2 号 平成 1 7 年度北杜市・小淵沢町衛生組合一般会計歳入歳出決算書に

つきまして、ご説明申し上げます。

1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに歳入でございますが、調定額、収入済額の順でご説明申し上げます。

1款分担金及び負担金、1億3,859万円。1億3,859万円。

2款使用料及び手数料、使用料8,688万9,540円。8,688万9,540円。

3款繰入金、1基金繰入金1千円。調定額、収入済額ともございません。

4款財産収入、1財産運用収入3万4,460円。3万4,460円。

5款繰越金、1繰越金2,172万3,844円。2,172万3,844円。

6款諸収入、2万9,071円。2万9,071円。

1預金利子、651円。651円。

2雑入、2万8,420円。2万8,420円。

歳入合計でございますが、2億4,726万6,915円。2億4,726万6,915円
でございます。

なお、予算現額に対しまして、104.6%でございます。調定額に対しまして、100%
でございます。

次に歳出でございますが、1款議会費、1議会費、11万4,930円。

2款総務費、1総務管理費、1,822万9,711円。

3款衛生費、1清掃費、6,366万2,298円。

4款公債費、1公債費、1億3,856万3,508円。

5款予備費、1予備費、予備費の支出はございません。

歳出合計2億2,057万447円でございます。

歳入歳出差し引き総額2,669万6,468円でございます。よろしく願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

堀内事務長。

○北杜市・小淵沢町学校組合事務長（堀内義彦君）

認定第13号 平成17年度北杜市・小淵沢町学校組合一般会計歳入歳出決算書の報告をさ
せていただきます。

1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

款項ならびに調定額、収入済額の順に説明したいと思います。

1款分担金及び負担金、1負担金、4億5,080万1千円。4億5,080万1千円。

2款使用料及び手数料、5,058万7,600円。

1使用料、4,961万4,700円。4,961万4,700円。

2手数料、97万2,900円。97万2,900円。

3款国庫支出金、これはゼロでございます。

県支出金、これもゼロでございます。

5款財産収入、3万3,941円。3万3,941円。

1財産運用収入、3万3,941円。3万3,941円。

6款の寄附金、これはゼロでございます。

繰入金、これもゼロでございます。

8款繰越金、2,339万5,157円。2,339万5,157円。

繰越金、2,339万5,157円。2,339万5,157円。

組合債、これもゼロでございます。

諸収入、72万3,261円。72万3,261円でございます。

収入合計5億2,554万959円。5億2,554万959円でございます。

歳出の3ページ、4ページをお開き願いたいと思います。

1款議会費、51万380円。

2款総務費、1億4,331万2,525円。

教育費、2億9,121万4,902円。

1教育総務費、15万9,188円。

2中学校費、1,073万6,515円。

3高等学校費、2億8,031万9,199円。

4款公債費、1,922万9,885円。

5款予備費、ゼロでございます。

歳出総額、歳出合計4億5,426万7,692円です。

歳入歳出差し引き残高7,127万3,267円でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

続きまして、認定第14号の説明をお願いいたします。

谷戸事務長。

○北杜市・小淵沢町病院組合事務長（谷戸嘉一君）

それでは認定第14号、平成17年度、平成17年4月1日から平成18年3月14日までの北杜市・小淵沢町病院組合病院事業決算の内容をご説明させていただきます。

1ページをお開きください。

平成17年度北杜市・小淵沢町病院組合病院事業決算報告書

第1款病院事業収益、当初予算額が17億3,882万9千円。決算額が15億1,997万2,279円。

内訳としまして、第1項医業収益15億6,553万7千円。決算額が13億5,215万1,084円。

第2項医業外収益1億7,329万1千円。決算額が1億6,748万6,051円。

第3項特別利益、当初予算額1千円。決算額が33万5,144円。

次に支出でございますけども、当初予算額で第1款病院事業費用17億3,882万9千円。決算額が15億2,290万3,109円。

第1項医業費用、当初予算額が16億4,574万5千円。決算額が14億3,690万5,791円。

第3項特別損失、当初予算額1千円、決算額ゼロ。

第4項予備費、当初予算額が100万円。決算額がゼロでございます。

次に2ページ、資本的収支についてご説明申し上げます。

収入の第1款資本的収入、当初予算額が6,408万7千円。決算額が6,408万7,411円。

第1項市町負担金、6,408万7千円。決算額6,408万7,411円。これにつま

しては、企業債元金償還分の市と町から繰り入れていただいたものでございます。

次に支出の部でございますけども、第1款資本的支出、当初予算額が1億1,009万4千円。決算額が1億369万8,876円。

第1項企業債償還金、当初予算額が9,613万2千円。決算額が9,613万1,117円。

第2項建設改良費、当初予算額が1,396万2千円。決算額が756万7,759円。これは機器等の購入でございます、主なものは財務会計システムの520万円が入っております。

次にめくっていただきまして、損益計算書の説明をさせていただきます。

平成17年度北杜市・小淵沢町病院組合病院事業損益計算書、これも3月14日まででございます。

第1項医業収益、第1目から3目まで、合計13億4,956万9,734円。

2項医業費用でございますけども、1目の給与費から6目研究研修費まで、合計14億915万204円。差し引きしまして、医業損失が5,958万470円。

次に3項医業外収益、1目受取利息配当金から8目の雑収益まで、合計1億6,667万3,605円。

次に4項の医業外費用でございますけども、1目から5目まで、合計で1億1,071万9,478円。差し引きしまして、医業外利益としまして、5,595万4,127円。経常損失が差し引き、362万6,343円。

次に5項の特別利益、1目固定資産売却益、これにつきましては、病院北側の県道の拡幅工事に伴う土地売却の益でございます。これが33万5,144円。

したがって、当年度純損失が329万1,199円。前年度繰越欠損金が6,402万4,487円ありますので、当年度未処理欠損金が6,731万5,686円となっております。

次に剰余金の計算書でございますけども、3月14日までの剰余金計算書でございます。

欠損金の部。前年度未処理欠損金が1億5,962万4,095円。前年度欠損金処理額としまして、資本剰余金を繰り入れております。これにつきましては、地方公営企業法第24条の規定に基づいて、繰り入れをさせていただきました。

金額としましては、9,559万9,608円。したがって、繰越欠損金年度末残高が6,402万4,487円。当年度純損失が329万1,199円でございますので、当年度未処理欠損金が6,731万5,686円となります。

次に資本剰余金の部でございますけども、その他資本剰余金としまして、前年度末残高が2億2,798万9,374円。前年度処分額、先ほどの欠損金の繰り入れでございますけども、これも地方公営企業法第24条2の規定に基づきまして、処分をさせていただきました。9,559万9,608円。当年度発生高が6,408万7,411円。当年度末残高が1億9,647万7,177円で、翌年度への繰越資本剰余金が1億9,647万7,177円となっております。

次にめくっていただきまして、貸借対照表のご説明をさせていただきます。3月14日現在の貸借対照表でございます。

資産の部。固定資産が有形固定資産、投資等でございますけども、合計で固定資産合計が22億3,558万7,608円でございます。

次に流動資産でございます。現金、預金、未収金、貯蔵品等合わせまして、8億2,510万8,988円。

したがいまして、資産合計としまして、30億6,069万6,596円でございます。

次に負債の部でございますけども、流動債が未払い金、前受金、その他流動債を入れまして、合計で1億3,582万3,180円。

したがいまして、負債合計が1億3,582万3,180円でございます。

次に資本の部でございますけども、資本金、自己資本金が4億5,275万2,275円。借入資本金が23億4,295万9,650円。したがいまして、資本金合計27億9,571万1,925円。

次に剰余金でございますけども、資本剰余金、それからマイナスの剰余金となります欠損金等合わせまして、当年度未処理欠損金が6,731万5,686円。剰余金合計が1億2,916万1,491円。

したがいまして、資本合計としまして、29億2,487万3,416円。負債資本合計で、30億6,069万6,596円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

当局の説明が終わりました。

監査委員より、認定第1号から認定第14号までの14案件の決算審査結果について、報告を求めます。

清水代表監査委員。

○代表監査委員（清水喜一君）

代表監査委員の清水でございます。

それでは、平成17年度小淵沢町一般会計・特別会計歳入歳出決算、平成17年度北杜市・小淵沢町各組合会計歳入歳出決算および基金運用状況等を、審査した結果をご報告申し上げます。

小淵沢町の北杜市への編入合併により、平成18年3月14日付けをもって、小淵沢が廃することになったため、地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算審査に付された会計は、

平成17年度小淵沢町一般会計歳入歳出決算

平成17年度小淵沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成17年度小淵沢町老人保健特別会計歳入歳出決算

平成17年度小淵沢町介護保険特別会計歳入歳出決算

平成17年度小淵沢町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度小淵沢町下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度小淵沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度小淵沢町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度小淵沢町恩賜県有財産保護財産区管理委員会会計歳入歳出決算

平成17年度大平山恩賜県有財産保護組合歳入歳出決算

平成17年度篠原山恩賜県有財産保護組合歳入歳出決算

平成17年度北杜市・小淵沢町衛生組合一般会計歳入歳出決算

平成17年度北杜市・小淵沢町学校組合一般会計歳入歳出決算

平成17年度北杜市・小淵沢町病院組合病院事業会計歳入歳出決算

以上14会計の決算について、平成18年5月18日に市役所において、審査のために提出されました決算書類について帳簿と証書類等に基づき、内藤紀宏監査委員、篠原眞清監査委員、そして私の3名で、決算審査を実施しました。

このたびの決算は編入合併に伴う決算であり、通常の決算審査とは異なり、年度間の比較や財政の分析ができませんので、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証書類の照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めた項目の審査手続きを実施いたしました。

一般会計・特別会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく、諸帳簿・証書類も整備され、会計計数は正確であることを認めました。

なお、各会計については、お手元に配布してございます、決算書に添付してあります意見書のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

国の三位一体改革が急速に推進される中、新北杜市においても自主財源確保等、行財政を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。こうしたことから、税収等各種歳入の確保に努めるとともに、事業の取り組みについても、成果や施策の内容、必要性を十分に精査し、財源の効率的な配分を行うなど、創意と工夫を重ね、この厳しい難局を乗り越え、新北杜市の健全な行財政運営が行えることを願ってやみません。

以上、簡単でございますが、決算審査の報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

代表監査委員の意見報告が終わりました。

これより、認定第1号に対する質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はございますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これより、認定第1号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成17年度小淵沢町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

お諮りいたします。

認定第2号から認定第8号までの7案件を一括審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第8号までの7案件に対する一括審議を行います。

質疑を許します。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、認定第2号から認定第8号までの7案件に対する採決を行います。

本案は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

認定第2号 平成17年度小淵沢町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成17年度小淵沢町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成17年度小淵沢町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第5号 平成17年度小淵沢町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第6号 平成17年度小淵沢町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第7号 平成17年度小淵沢町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第8号 平成17年度小淵沢町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定

については、原案どおり認定することに決しました。

お諮りいたします。

認定第9号から認定第11号までの3案件を一括審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第9号から認定第11号までの3案件に対する一括審議を行います。

質疑を許します。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、認定第9号から認定第11号までの3案件に対する採決を行います。

本案は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

認定第9号 平成17年度小淵沢町恩賜県有財産保護財産区管理会会計歳入歳出決算の認定

認定第10号 平成17年度大平山恩賜県有財産保護組合歳入歳出決算の認定

認定第11号 平成17年度篠原山恩賜県有財産保護組合歳入歳出決算の認定

については、原案どおり認定することに決しました。

次に認定第12号に対する質疑を行います。

質疑を許します。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、認定第12号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第12号 平成17年度北杜市・小淵沢町衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に認定第13号に対する質疑を行います。

質疑を許します。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより、認定第13号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第13号 平成17年度北杜市・小淵沢町学校組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に認定第14号に対する質疑を行います。

質疑を許します。

(なし)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより、認定第14号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第14号 平成17年度北杜市・小淵沢町病院組合病院事業会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時32分

再開 午後 4時34分

○議長(清水壽昌君)

再開いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は審議の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間はあらかじめ延長することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第23 議案第122号 財産の交換についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第122号 財産の交換について

次のとおり、土地の交換をするものとする。

1. 交換する市有地 北杜市高根町村山西割4283番地125ほか8筆
3万1,212.51平方メートル
2. 交換する民有地 北杜市高根町村山西割4281番の一部
3万2,897平方メートル
3. 交換の目的 市有地の効用を高めるため
4. 交換の相手方 東京都大東区雷門2丁目2番6号

ジー・エル・エー総合本部 理事長 関芳郎

平成18年6月19日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第122号の財産の交換につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市高根町村山西割にある市有地と、隣接するジー・エル・エー総合本部の所有する土地を等価交換するものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

ただいまから質疑を許します。

内田俊彦君。

○24番議員（内田俊彦君）

この案件につきましては、北杜市が所有していた土地を等価交換ということでありまして、また、その後の等価交換後の土地についても、利活用がされるということで、はっきり言って、願ったり叶ったりといったような状況であります。やはり、そこで少し心配することがあることが、交換相手に何かほかの付帯条件が付けられているのではないかというような推測もされまして、そのことについて、お伺いいたします。あれば、どのような条件が付いているのか。なければならないということで、よろしくお伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

そのようなことは、一切ございません。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（ な し ）

討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、議案第122号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第122号 財産の交換については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第24 議案第123号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第123号 工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例（平成16年北杜市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

1．契約の目的 高根東小学校耐震補強・大規模改修工事（建築主体工事）

2．契約の方法 指名競争入札

3．契約金額 2億643万円

4．契約の相手方 山梨県甲府市丸の内2丁目9番20号

長田組土木株式会社 代表取締役 長田達機

平成18年6月19日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第123号の工事請負契約の締結につきまして、ご説明を申し上げます。

高根東小学校耐震補強・大規模補修工事の施行にあたり、工事請負契約を締結したいので、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

ただいまから質疑を許します。

質問はございますか。

細田哲郎君。

○37番議員（細田哲郎君）

3点、ちょっとお聞きいたしますが、この予定価格と指名競争入札は何社で、どこの企業か。それから、工期はいつになっているか。その3点だけ、教えていただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

予定価格と、それから工期でありますけれども、予定価格につきまして、今、ちょっとここに

資料を持ってきておりません。

工期につきましては、18年12月20日でございます。

それから指名業者でありますけども、のちほど予定業者と、それから予定価格につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、のちほど、お知らせをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（清水壽昌君）

細田議員、よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質問はございますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論を終わります。

お諮りいたします。

これより、議案第123号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第123号 工事請負契約の締結については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第25 議案第125号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第125号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり、定めるものとする。

平成18年6月19日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第125号の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条

例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律、附則第2項に規定する経過措置の期間が平成18年9月1日をもって終了するため、市で直接管理する施設の条例中に規定する管理委託に関する条文および字句を削除するものであります。

内容につきましては、総務部長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（植松好義君）

議案第125号の、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本条例は公の施設の管理方法を規定しております、地方自治法の一部改正により経過措置期間3年が終了し、平成18年9月2日からは、公の施設の管理は市が直接か、指定管理者のいずれかが行うこととなるため、第1条の北杜市ケーブルテレビ情報連絡施設の設置及び管理に関する条例から、第10条の北杜市大泉町いずみ活性化施設条例に定める関係10施設の条例中に規定されています、管理委託をすることができる規定の部分の字句を削除するものでございます。

施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

当局の説明が終わりました。

ただいまから質疑を許します。

質問はございますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（なし）

討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、議案第125号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第125号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第26 議案第126号 北杜市囲碁美術館条例の制定についてを議題といたします。
事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第126号 北杜市囲碁美術館条例の制定について
北杜市囲碁美術館条例を別紙のとおり、定めるものとする。
平成18年6月19日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第126号の、北杜市囲碁美術館条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

囲碁を通じた文化交流および文化活動を促進するため、囲碁美術館を設置し、管理運営等の必要事項について定める条例を制定するものであります。

内容につきましては、教育次長から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

小沢教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

それでは議案第126号 北杜市囲碁美術館条例について、ご説明いたしたいと思えます。

第1条、設置より第12条、委任までの条例の制定でございます。

第1条、設置でございますけども、日本の伝統文化の継承と市民の文化に資するため、囲碁に関する美術品等の展示とともに、囲碁を通じた文化交流および文化活動、促進等の拠点として、北杜市囲碁美術館（以下、「美術館」という。）を設置するということでございます。

第2条につきましては、名称および位置でございます。名称は囲碁美術館。位置は北杜市長坂町長坂上条2575番地の19でございます。

第3条の施設でございますけども、第1号は常設展示室、第2号は囲碁対局室でございます。

第6条の職員でございますけども、美術館に館長、事務員、そのほかの職員を置くことができる。

第10条としまして、観覧料および利用料につきましては、美術館の観覧料および利用（特別利用を含む。）にかかる料金は、無料とするという内容でございます。

附則としまして、この条例は平成18年8月1日から施行するという内容でございます。

よろしくご審議の上、ご議決をお願いいたしたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

当局の説明が終わりました。

質疑を許します。

小澤寛君。

○39番議員（小澤寛君）

この美術館は、全国に類のない美術館というふうに思っておりますし、また、合併によって、長坂総合支所に空間スペースができた。ここを利活用するという事は、非常に評価ができるものでございます。そういう中で、この施設の開設と同時に、確かに、設置の目的が謳ってございますが、囲碁文化の交流や文化活動によって、地域の囲碁文化の向上発展が期待できるわけでございますが、一番重要なことはやはり、今後の管理運営の面ではないかと思うわけでございます。そういう中で、2点ほどお伺いしたいわけですが、やっぱり、多くの人に利活用していただくという面から見てみますと、第8条の観覧および利用の許可という面が、非常にきつ過ぎやしないかというふうに思うわけでございますが、これは条例でございまして、あと規則に委任される面が多々あるかと思いますが、この条例から見ますと、市内の方だと、あらかじめ、教育委員会の許可を受けることもできますが、市民以外の方が長坂へ来て、素晴らしい美術館があると。あそこをぜひ、入館してみたいというようなときに、あらかじめ教育委員会の許可を得るということが、非常に難しいと思うわけでございます。

だから、そういうところを規則の中で1つ、簡略にできるようにしていただくことが、大勢の入館者を得るということになるではないかと思っておりますし、併せて、この第10条を見てみますと、観覧料および利用料は無料だということになっておりますが、無料ということは非常に結構なことではございますが、やっぱり、これを管理運営していく上には、費用もかかるわけでございますが、なんか将来にわたって、特定な指定寄附とか日本棋院の助成とか、そういったものがあるのか。将来にわたって、一般財源充当でいくのかどうかという点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小沢教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

小澤議員さんの質問に答えたいと思います。

第8条の観覧および利用の許可が厳しいではないかということではございますけども、一応、第10条の無料ということもありますので、市内の方につきましては、当然、電話等々もあるわけでありまして、市外から来る方については、総合支所の2階にありますので、そこへ行けば、お名前だけ書いていただければ見られるという状況にしたいというふうに思います。

それから無料で、将来においてという形でございますけども、当然、総合支所につきましては、旧長坂町役場の当時でございますので、バリアフリーの施設ではございません。2階にあるわけでございますので、当面の間は利用のほうを、条件的なものでございますので、利用については、無料にするということにしてあります。よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はございますか。

中村隆一君。

○34番議員（中村隆一君）

その館長、事務員など、人件費および運営費、こういうものはこの条例の中にはないわけですが、これは毎年3月の予算のときに盛るのかどうか。そのへんをちょっと、この館

長の人件費および運営費など、どういうふうな規定になっているか、お尋ねいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

中村議員さんの質問にお答えいたします。

館長、それから運営費、事務費につきましては、当然、無料等ということでございますので、一般財源で対応していくということでございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はございますか。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

先ほど、次長からのご答弁の中にもありましたが、バリアフリーの施設ではないということなんですが、ここの1条にも、囲碁を通じた文化交流および文化活動促進等の拠点というふうに定められておりますね。例えば、では、ここの利用者で足の悪い方がおられて、車イスだといった場合には、ではどんなふうな対応をとられるのか、お願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（小沢孝文君）

答弁いたします。

当然、そこにも職員がおりますので、囲碁美術館の職員ばかりではなくて、下には事務所の職員もおります。その職員に手伝ってもらいまして、上のほうへ行っていただくと。利用の状況によりまして、また、利用者が多ければ、議員さん方に説明いたしまして、バリアフリーの施設にもっていかなければならない場合につきましては、またご相談をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

囲碁美術館について、議員の皆さんにもご心配をおかけしておりますけれども、先ほど議員のご指摘の中にも、それぞれあったわけでありまして、日本棋院の職員で、自分が30年余、いろんな意味の美術品をコレクションとして集めておったと、そういう意味の、ある面では貴重な、珍しいものが1,200点とも1,600点とも、まだ自分自身で掌握していないということですから、北杜市へ寄附していただけると、説明するまでもなく、そういう説明をしてきました。

そして、公の施設（長坂の総合支所の議場）は、なかなか利活用が難しいことも確かであるわけでありまして、最小費用で、この美術館づくりにしたいという意味からすれば、ちょうど、この議場と同じような格好になるところを、そのまま使いたいということでありまして、1,200万円でしたか、リフォーム代等々もお願いしての、この美術館になるわけでありま

す。

たびたび、議会でもお話ししましたとおり、囲碁関係者からも大変期待されているし、いろいろな意味で、最近子どもさんたちにも情操教育といいたいでしょうか、期待もある等々のお話を聞いているわけでありまして、この新聞紙上で見てもお分かりのとおり、全国的にも囲碁熱が右肩上がりということであります。

これはさっき、議員から質問したわけでありまして、日本棋院から補助金はもらえないのかもしれませんが、少なからずタイアップしてもらえることは確かであると、期待できると思います。

そんなこんなの中で、料金設定の問題もいろいろ考えたわけでありまして、施設をより多くの人に使ってもらいたい、愛用してもらいたい、そんな思いで、このような条例制定もしておるわけでありまして、よろしく願います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

まだ、質問がございますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（ な し ）

討論を終わります。

お諮りします。

これより、議案第126号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第126号 北杜市囲碁美術館条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

このあと、本日の日程について、議会運営委員会にお諮りいたしたいと思いますので、議会運営委員会をお願いいたします。

休憩 午後 4時55分

再開 午後 5時15分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

議案第123号 工事請負契約の締結についての細田哲郎議員の質問に対しまして、企画部長より説明の申し入れがありましたので、説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

それでは、議案第123号の工事請負契約の締結につきまして、細田議員さんからご質問がありました件でございます。

指名業者につきましては、8社であります。予定価格につきましては、2億829万9千円でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

もう審議は終わってございますけども、ただいまの企画部長に対する発言について、細田哲郎君、何かございますか。

（ な し ）

では、以上で終わります。

本日の会議は、以上で延会といたします。

延会 午後 5時18分

平成 1 8 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 3 0 日

1. 議事日程

平成18年第2回北杜市議会定例会（6日目）

平成18年6月30日
午前 9時00分開議
於 議 場

- 日程第1 議案第127号 北杜市北の杜聖苑条例の全部改正について
- 日程第2 議案第128号 北杜市北部ふるさと公苑条例の全部改正について
- 日程第3 議案第129号 北杜市三分一湧水館条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第130号 北杜市白州町交流促進施設条例の全部改正について
- 日程第5 議案第131号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第132号 北杜市大武川河川公園条例の全部改正について
- 日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 同意第5号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第9 同意第6号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

（常任委員会審査報告）

- 日程第10 議案第124号 字の区域の変更について
- 日程第11 議案第133号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第134号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第135号 公益法人等への北杜市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第136号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第15 請願第2号 請願の件（安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願）
- 日程第16 請願第3号 請願の件（義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書）
- 日程第17 請願第4号 請願の件（日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願）
- 日程第18 発議第2号 道路特定財源確保に関する意見書の提出について
- 追加日程第1 北杜市議会運営委員長の不信任決議案の件

2.出席議員は、次のとおりである。(41名)

1番	野中真理子	2番	岡野 淳
3番	小澤 宜夫	4番	篠原 眞清
5番	五味 良一	6番	小野喜一郎
7番	鈴木今朝和	8番	風間 利子
9番	坂本重夫	10番	植松 一雄
11番	坂本 静	12番	小林 忠雄
13番	中嶋 新	14番	保坂多枝子
15番	利根川昇	16番	中村勝一
17番	宮坂 清	18番	坂本 保
19番	千野 秀一	20番	小尾直知
21番	渡邊英子	22番	小林元久
23番	林 泰彦	24番	内田俊彦
25番	篠原 珍彦	26番	内藤 昭
27番	小林保壽	28番	坂本治年
29番	古屋富藏	30番	茅野光一郎
31番	浅川富士夫	32番	田中勝海
33番	秋山九一	34番	中村隆一
35番	清水壽昌	36番	秋山俊和
37番	細田哲郎	38番	渡邊陽一
39番	小澤 寛	40番	鈴木孝男
41番	浅川哲男		

3.欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	総務部長	植松好義
企画部長	福井俊克	保健福祉部長	古屋克己
生活環境部長	清水慎一	産業観光部長	真壁一永
建設部長	柴井英記	教育長	小清水淳三
教育次長	小沢孝文	監査委員事務局長	相吉正一
農業委員会事務局長	三井茂	明野総合支所長	矢崎一郎
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	浅川一紀
長坂総合支所長	浅川清朗	大泉総合支所長	小池光和
小淵沢総合支所長	進藤忠衛	白州総合支所長	坂本伴和
武川総合支所長	三枝基治		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	小松正壽
議会書記	小澤永和
"	伊藤勝美

再開 午前 9時00分

○議長（清水壽昌君）

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は41名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。

先ほど、細田哲郎議員を提出者とし、賛成者 小澤寛議員、篠原眞清議員、小林元久議員、鈴木今朝和議員から、北杜市議会運営委員長 小林保壽君の不信任決議案が提出されました。

本案を追加日程1として、日程第21とし、追加日程といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、北杜市議会運営委員長 小林保壽君の不信任決議案は追加日程1として、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 議案第127号 北杜市北の杜聖苑条例の全部改正について

日程第2 議案第128号 北杜市北部ふるさと公苑条例の全部改正について

日程第3 議案第129号 北杜市三分一湧水館条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第130号 北杜市白州町交流促進施設条例の全部改正について

日程第5 議案第131号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第132号 北杜市大武川河川公園条例の全部改正について

の以上、6案件を一括議題といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第127号から議案第132号までの6案件を一括議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第127号 北杜市北の杜聖苑条例の全部改正について

北杜市北の杜聖苑条例（平成17年北杜市条例第5号）を別紙のとおり、改正するものとする。

平成18年6月19日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第128号 北杜市北部ふるさと公苑条例の全部改正について

北杜市北部ふるさと公苑条例（平成17年北杜市条例第181号）を別紙のとおり、改正するものとする。

平成18年6月19日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第129号 北杜市三分一湧水館条例の一部を改正する条例について

北杜市三分一湧水館条例(平成17年北杜市条例第57号)を別紙のとおり、改正するものとする。

平成18年6月19日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第130号 北杜市白州町交流促進施設条例の全部改正について

北杜市白州町交流促進施設条例(平成16年北杜市条例第204号)を別紙のとおり、改正するものとする。

平成18年6月19日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第131号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について

北杜市白州・尾白の森名水公園条例(平成17年北杜市条例第90号)の一部を改正する条例を別紙のとおり、定めるものとする。

平成18年6月19日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第132号 北杜市大武川河川公園条例の全部改正について

北杜市大武川河川公園条例(平成16年北杜市条例第223号)を別紙のとおり、改正するものとする。

平成18年6月19日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

議案第127号の北杜市北の杜聖苑条例の全部改正、議案第128号の北杜市北部ふるさと公苑条例の全部改正、議案第130号の北杜市白州町交流促進施設条例の全部改正および議案第132号の北杜市大武川河川公園条例の全部改正につきまして、ご説明申し上げます。

平成19年4月1日から指定管理者制度に移行することから、条例の全部にわたり、所要の改正を行うものであります。

次に議案第129号の北杜市三分一湧水館条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

観光客の利便性を図るとともに、集客力を高めるため、休館日を月曜日から火曜日に変更したいので、所要の改正を行うものであります。

次に議案第131号の北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

指定管理者制度の導入期日を、当初の予定である平成18年10月1日から平成19年4月1日に変更するため、所要の改正をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

小林忠雄君。

○12番議員（小林忠雄君）

議案第127号の北の杜聖苑条例の改正について、少しお聞きしたいなと、こんなふうに思っております。

この聖苑は、昨年の9月に施設としてできまして、それ以後、大変、長年、待ち望んでいた、市民にとっては大切な施設であって、大変、喜ばれていることは間違いありません。

それで私も、幾度か行ってみましたが、非常に施設も素晴らしいし、また職員の対応も申し分なかったと、私はそんなふうを感じているところでございますが、この施設を、今度は指定管理者制度に移行したいということでございますが、その理由がもう少し、私は知りたいなと、こんなふうに思っているわけです。

指定管理者制度に移行するという事は、市の財政負担をなるべく軽く負担するんだということが一番だろうと、こんなふうに思うわけでございますが、ただ、この施設は営業努力というようなものではありません。これは完全に市民サービスの分でございますので、私は個人的に考えますと、そのままでもよろしいんじゃないかと思うんですが、現在の状況がよく分かっておりません。今、職員はどのような配置になっているのかなと。あるいは管理費を含めて、年間の見込み額、まだ1年経ちませんので、2カ月分を加味しなければなりません、どのくらいのかなと。いずれ、指定管理者制度で募集するときには、あと選定委員会で審査をするわけでございますが、これを移行するべきものかなとこの判断が、ちょっと私にはしかなるので、ただいま言ったことにつきまして、ご説明をいただきたいと、こんなふうに思うところでございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

小林議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず指定管理者にさせるべき理由であります、これは指定管理者制度を活用し、経費の節減を図りつつ、住民に対して良質なサービスを提供することを目的とするというものであります。しかしながら、あの施設につきましては、当然、利益を生むという施設ではございません。しかしながら、民間にこれを指定管理者制度に導入することによって、民間の持つサービス提供、行政より民間のほうがサービスを提供する内容につきましても、良質なサービスが受けられるだろうというものが、1つの大きな目的であります。

なお、現在のところの運営をしております予算関係でありますけれども、17年度におきましては、それぞれ工事費等もございましたが、17年度の決算の額を見ますと、歳入関係につきましては、395万1千円でありました。

それから、歳出関係につきましては、人件費が732万4千円。それから需用費等につつま

しても、739万7千円。委託料については、1,496万8千円ということ。それから、なお、工事関係もありましたので、これにつきましては4億7,737万円というような状況であります。もろもろ含めまして、5億4,121万4千円が、17年度につきましては支出されております。

なお、18年度の見込みでありますけれども、これにつきましては、収入見込みが593万2千円になります。それから支出関係でありますけれども、支出関係につきましては、運営経費ということの中で、4,120万1千円を18年度には予定をしております。

いずれにしても、この支出関係におきまして、民間に移すことによって経費の削減等も見られるのではないかとということと、先ほど言いましたように、1番は指定管理者によることによって、民間における良質なサービスが受けられるのではないかとということの中で、指定管理をしたいと思いますのでございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はございますか。

小林忠雄君。

○12番議員（小林忠雄君）

ちょっと聞き漏らしましたが、現在の職員のところですが、今、支出のほうで17年度、いただきましたのが、1,496万8千円と、私はメモをしましたが、どこへ委託しているんでしょうか。ちょっと、そのへんも教えていただければと思います。

今、考えていることは、委託先がどこか分かりませんが、官でやるよりは民のほうサービスがよしいという、ただ、この1点だけだと思うんですが、財政的にはそんなに変化はなしというふうに思われるんですが、そう解釈してよしいでしょうか。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（福井俊克君）

委託先でありますけれども、現在、業務委託をしている団体が2社ございます。火葬炉の業務委託につきましては、株式会社五輪という会社。それから、施設の維持管理の委託については、太平ビルサービスというような状況の中で、施設の清掃等を行っております。

なお、人件費等でありますけれども、18年度に予定しております市の職員を含む人件費につきましては、899万6千円でございます。そういうことで、18年度につきましては、予定をしております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克己君）

職員の配置数のお尋ねですけれども、正職員1名、臨時2名で運営をしております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問はございますか。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

今のご答弁の中で、ちょっと感じたことを伺います。

来年度の見込みというところで、アバウトに600万円を稼ぐために、4千万円かかるということだと思っんですね。

指定管理に移行するという、それは民間に移行するという事ですから、民間業者がこういう数字の中で運営できるとは、とても思えないわけですし、当然、利用する費用等、大幅に上げないと、やっていけないはずがないというように、単純に思うわけですね。そこらへん、現段階でどういうふうな見通しを持っておられるのか。ちょっと不遜な言い方ですけども、一生に、これは1回しか使わないはずの施設なので、高くてもいいやということではなく、そこらへんをどういうふうにご利用料を考えておられるのかを、ちょっと聞かせてください。

○議長（清水壽昌君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小林議員と岡野議員から、北の杜聖苑について、いくつかご質問をいただいておりますけれども、私も、この聖苑について市民から感謝されていることは、肌身で感じているわけでありまして。

しかし、他の指定管理者もみな、そうでありますけれども、基本的には民でできるものは、民にお願いして、行政のスリム化を図ろうということが一番の原点であります。そういう意味からすれば、小林議員のご指摘のとおり、誘客というような施設ではないわけですので、では、どれだけ民の力がと言われると、そのとおりだと思います。しかし、例え少しでも、人件費をはじめ管理費の削減を図りたいということで、指定管理者にお願いしようとしているわけでありまして。

したがって、岡野議員の600万円の収入をあげるのに4千万円の経費がかかるのか、うんぬんという話は、これから公募を図って、それぞれどのような条件を出されるのか等々の中で、指定管理料が定まるということでありまして。公募した中で議論してまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はございますか。

小野喜一郎君。

○6番議員（小野喜一郎君）

議案第131号の北杜市白州・尾白の森の名水公園の条例の一部を改正する条例についてのところで、質問をさせていただきます。

まず、これを指定管理者に移行する時期を、来年の4月へ先送りすると、こういうことになっておりますけれども、本年の3月の、議会の特別委員会の中でも、議員の間から1年ぐらい市で運営したほうが実態を把握できるのではないかというふうな意見もあったわけですが、その時点では、執行側は頑として、今年の10月よりの、指定管理者の意向に固執をしていま

した。

突然、これが延ばされるということなんですけども、どういう観点というか理由かは、これを半年向こうへ、先延ばしをしたのかということについて、まず1点、お伺いいたします。

次に、この温泉施設は当初予算で、9月までの分として、約7千万円余を計上し、また、今補正予算で来年の3月の分までとして、やっぱり7千万円余を追加しているわけです。合計、約11カ月間で、1億4千万円余の予算を見積もっております。

それから、ここは週、休日が1日ということでございますので、実稼働は288日、1日当たりになりますと、50万円の負担をしているということになるわけでございます。まさに本市の苦しい財政の中で、その財政を暴食している施設といっても過言ではないかと思うわけです。

本年、100以上の施設を指定管理者に出して、ようやくひねり出した1億円余を、この施設1つのために、ほぼ相殺されてしまうと、まさに爪で拾って箕でこぼすとは、このようなことではないかというふうに思われるわけです。このまま推移していきますと、指定管理者に莫大な管理料を払わなければ、引き受け手がなくなるというようなことが予想されます。大変、私も心配しているわけなんですけども、これはどのように対処していくのか。このへんについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白州総合支所長。

○白州総合支所長（坂本伴和君）

小野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

この施設につきましては、昨年、3月の時点で、平成18年の10月1日に指定管理者に移行したいということで、ご議決をいただいた経緯がございます。

私ども、4月1日から白州総合支所のほうへまいったわけでございますが、支所の中で、10月1日に向けて協議を重ねてまいりました。しかし、昨今の燃料の高騰ですとか、それから入り込み客の予想されない変動、また今回、レジオネラ菌が検出されたということで、今年の6月につきましては、非常に入り込み客が落ち込んでいるということで、非常に不確定要素が多く、また、これから私どもが市として、この施設を建て直していかないと、10月1日に指定管理者の方にお渡ししても、指定管理者の方々も非常に苦労されるんじゃないかということも懸念されます。

私どもといたしましては、4月1日まで移行の時期を延ばさせていただきまして、私たち白州総合支所、市の責任において、この施設をスムーズな運営ができるようにもっていったあと、指定管理者の方をお願いをしたいという考えのもとから、今回、19年4月1日まで、指定管理者の移行を延期させていただきたいということで、今回、提出をさせていただきました。

それから予算の件でございますが、当然、半年間、指定管理者の移行が遅れるということにつきましては、市の財政負担が伴ってまいります。歳出が約7千万円で、その代わり、歳入が約3千万円くらいございますので、4千万円くらいの持ち出しになるかと思うわけでございますけれども、指定管理者にスムーズに移行して、多くのお客さま方に来ていただきたいという思いから、今回、このような条例を提出させていただいたという経緯でございますので、ぜひ、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問はございますか。

岡野淳君。

○2番議員（岡野淳君）

今のご答弁に対して、ちょっと2、3伺います。

まず、大変な経費を食うというのは、現実には、そういうことであれば分かるんですが、市として経営を立て直してというか、きちんとして、指定管理者に渡さないと苦勞するというんですが、別にそういうことであれば、市があれだけの施設を造ったものを、「はい、どうぞ」といって、誰が使わないかといって渡すわけですから、そこで、私はやれるという業者がいれば、それは苦勞してやればいいわけで、何も税金をそんなに投入して、ちゃんと条件を整えて渡さなくたって、やれるという業者がいればやらせればいいというふうに思うわけです。それが民間の活力だろうと思うわけです。ですから、ちょっと、そこらへんは甘いと思わざるを得ません。仮に、よしんば、そういうお膳立てをすることで、では具体的にどういうふうな立て直し策をお考えになっているのかを、簡単で結構ですので、大きいところだけをお聞かせください。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白州総合支所長。

○白州総合支所長（坂本伴和君）

岡野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本施設につきましては、以前の、指定管理者の審査委員会の中におきまして、指定管理者が内定しております。私どもといたしましては、今まで、いろんな問題が出てきております。これから出るだろうという予想の中で、やはり私たちとしては、例えば集客をどうしていくのか。市としての集客をどうしていくのか。それから運営方法等々、今、現在、例えば管理マニュアルに沿ってやっているわけでございますが、日々、管理マニュアルも変えていかないとできないような状態でございます。ですから、そのへんのところをきちっと完全な状態にして、指定管理者の方にお渡しをしたいということで、今回、提出をさせていただきました。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

ほかに質問はございますか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

議案第129号の北杜市三分一湧水館条例の一部を改正する条例について、お伺いをいたします。

休館日の変更には、なんら異議はございませんが、市長が前日、一般質問の答弁の中で言われました、指定管理者制度が4月1日よりスタートして2カ月余が経過した時点では、苦情等の不具合は一切、聞いておりませんと言われました。今月、6月3日、午後3時20分においしいそばを食べにいこうと、私、行ったところ、3時で終了とのこと。私たちの前にも2人ほど、私たちも含めて、次から次へ来るお客がいるにもかかわらず、店を3時で閉めるなど、とんでもない話でありまして、サービスを高く、利益向上を求める指定管理者導入を取り入れる中においても、もう少し真剣に考えていただきたいと。そのほか、指定管理者に関しては、私

の耳に入る物件、3、4件ございます。再調査をして、改善すべきところは改善し、条例の見直しを求めます。

○議長（清水壽昌君）

議案の条例改正の趣旨とは、ちょっと違いますけども、答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

一言一句の確認をするつもりはありませんけども、私は、この答弁の中で、指定管理者が4月1日からスタートを切って、一切、苦情がないとかという、一切という表現を使ったことはないわけですし、おおむねというか、トータル的には順調なスタートを切ったという表現のつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、今も言ったとおり、最前線でありますので、当然、トラブルなどはあるかもしれませんが、個々で、そういった、こういったご指摘については、指定管理者に向かって、言ってみれば、指導といいたまいますか、調整をしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

先ほどの尾白の森と似ているわけでありまして、今までの公の施設が、言ってみれば住民サービスと市民サービスの負担という問題が、文字どおり、表裏であったと思います。そういう意味からすれば、ややもすれば、今まではサービスという部分が、とても表へ出ていると思います。だから、今日的に日本中が抱えている地方自治体の財政危機を招いているということになるわけでありまして、ある面と言うならば、公の施設の住民サービスに対する考え方も意識チェンジを市民等しくしていけないと、行政は行き詰りそうだということでもあるわけでありまして、くどいようでありますけども、このいろんな意味の指定管理者の窓と、今、具体的に言う尾白の森のサービスと負担の問題、くどくなりますけども、サービスと負担の公平の問題を、これからは指定管理者を含めて、行政として、しっかりと運営していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

（ な し ）

討論を終わります。

これより、議案第127号から議案第132号までの6案件に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

議案第127号 北杜市北の杜聖苑条例の全部改正について

議案第128号 北杜市北部ふるさと公苑条例の全部改正について

議案第129号 北杜市三分一湧水館条例の一部を改正する条例について

議案第130号 北杜市白州町交流促進施設条例の全部改正について

議案第131号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の一部を改正する条例について

議案第132号 北杜市大武川河川公園条例の全部改正について

の以上6案件は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

法務大臣が委嘱する人権擁護委員の任期が満了となるため、新たにその後任候補者を推薦する必要があるもので、北杜市武川町三吹2415番地、武藤長正、昭和18年7月22日生まれ。同じく明野町上手10211番地の1、五味恭子、昭和27年1月1日生まれ。同じく高根町蔵原1832番地、清水ゆき子、昭和22年2月15日生まれ。同じく長坂町大井ヶ森725番地、板山玉枝、昭和14年10月31日生まれ。同じく大泉町西井出3348番地、浅川武俊、昭和18年12月9日生まれ。同じく大泉町谷戸2954番地の1、三井文香、昭和22年10月11日生まれ。

以上、6名につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案どおり決定することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第8 同意第5号 江草財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第5号の、江草財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきまして、

ご説明申し上げます。

新たに管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町江草5114番地、小尾豊、昭和16年10月16日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第5号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決定することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第9 同意第6号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第6号の、駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきまして、ご説明申し上げます。

新たに管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市武川町三吹2400番地、日向三郎、昭和15年4月10日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第6号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決定することに決しました。

日程第10 議案第124号、日程第11 議案第133号、日程第12 議案第134号、日程第13 議案第135号の4案件につきましては、3常任委員会に付託しておりますので、各常任委員会委員長より、審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員会委員長、秋山九一君。

秋山九一君。

○総務常任委員長（秋山九一君）

平成18年6月30日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会総務常任委員会委員長 秋山九一

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、去る6月19日の平成18年第2回北杜市議会定例会において付託された案件審査を、6月22日に第一委員会室において、慎重審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりでございます。

議案第133号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第4号）（総務常任委員会所管分）
議案第135号 公益法人等への北杜市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

以上、2案件であります。

2. 出席委員

委員長 秋山九一

副委員長 植松一雄

委員 小澤宜夫、小野喜一郎、小林忠雄、保坂多枝子、宮坂 清
小林保壽、茅野光一郎、中村隆一、清水壽昌、細田哲郎
小澤 寛、浅川哲男

3. 欠席した委員

なし

4. 会議案件説明のために出席した者

総務部長 植松好義、総務課長 赤岡繁生

企画部長 福井俊克、財政課長 平井敏男

企画課長 村田 茂、政策秘書課長 細川清美

監査委員事務局長 相吉正一、小淵沢総合支所長 進藤忠衛

5. 会議書記

議会書記 清水 香

6. 審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

まず、議案第133号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第4号）（総務常任委員会所管分）についてであります。

地方交付税について、最終的にどれくらいの額を見込んでいるのか。また、特別交付税につ

いては、どのように考えているかとの質問に対し、平成18年度の地方交付税の見込み額については、県に基礎資料を提出し、現在算定中であるが、昨年並みの103億5,400万円を基本に考えている。また、特別交付税についても、昨年並みと考えているとの答弁がありました。

次に、電源立地地域対策交付金事業は発電所の所在地のみが対象になるのか。どこの地域が対象になるのかとの質問に対し、小淵沢町が対象であり、道路の財源に充当する予定である。発電所が所在する旧町村が対象で、北杜市全体ではない。市内では明野町、高根町、大泉町は該当がないとの答弁がありました。

次に今、国会で地方交付税を減額するとの論議が出ているが、平成18年度に影響するのかなどとの質問に対して、18年度はすでに地方財政計画ができていますので影響はない。現在、国会で論議されているのは、平成19年度以降のものであるとの答弁がありました。

次に3月定例会において可決した、国民保護協議会条例について、委員35名のメンバーが決まっているかとの質問に対し、メンバーはまだ決まっていない。これから協議会を立ち上げ、計画の内容を審議していただくとの答弁がありました。

次に、支所及び出張所費にも相応の予算を計上し、支所でも対応できるようにしてもらいたいとの要望に対し、土木関係の事業費などは本庁で一括計上している。支所の将来計画も含めた中で、検討していきたいとの答弁がありました。

次に議案第135号 公益法人等への北杜市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例において、現在、職員の派遣はしているのかとの質問に対して、スパティオ小淵沢に1名、社会福祉協議会へ1名派遣しているとの答弁がありました。

以上が、主なる質疑でありました。

慎重審議の結果、議案第133号の消防費委託料については、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に伴う計画策定経費であることから、反対するとの意見がありました。よって起立により採決し、起立多数で可決すべきものと決定されました。

議案第135号については、可決すべきものと決定されました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、総務常任委員長の報告が終わりました。

続きまして、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長（渡邊陽一君）

平成18年6月30日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、去る6月19日の平成18年第2回北杜市議会定例会において付託された案件審査を、6月22日に議員協議会室において、慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりです。

議案第133号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第4号)〔文教厚生常任委員会所管分〕

議案第134号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
以上、2案件であります。

2.出席委員

委員長 渡邊陽一
副委員長 千野秀一
委員 野中真理子、岡野 淳、篠原眞清、鈴木今朝和、風間利子
坂本重夫、中村勝一、内田俊彦、内藤 昭、坂本治年
古屋富藏、田中勝海

3.欠席した委員

なし

4.会議案件説明のため出席した者

保健福祉部長 古屋克己、市民福祉課長 清水克己
児童家庭課長 清水春昭、長寿福祉課長 藤原良一
障害福祉課長 植松 本、健康増進課長 小林誠次
医務課長 小澤芳三、生活環境部長 清水慎一
下水道課長 内藤歳男、オオムラサキセンター館長 跡部治賢
教育長 小清水淳三、教育委員会次長 小沢孝文
教育総務課長 小林喜文、学校教育課長 進藤芳彦
生涯学習課長 原 哲也、図書館長 斉藤功文

5.会議書記

議会書記 小澤永和

6.審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

まず、議案第134号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、主なる質疑はありませんでした。

次に、議案第133号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第4号)(所管分)についてであります。

BDFについて、今後どのように取り組んでいくのか。補助はどのようなものなのか。また、BDF燃料に税金はかかるのかとの質問に対し、BDFに関しては、国で基準を作成している段階であり、現在、市内での取り扱いも少ないので、今後、関係団体等と協議する中でPRなどを進めてまいります。補助はPRのためのもので、精製等への補助ではありません。また、軽油税等の税金はかかりませんとの答弁がありました。なお、BDFに関して、今後、調査をしていく中で、費用対効果等も検討してもらいたいとの要望がありました。

次に、環境教育事業費について詳細説明をとの質疑に対し、オオムラサキセンターで、夏休み期間中に、3D機器をリースして恐竜に関する映画を上映するもので、45日間で、1日9回の上映を予定しておりますとの答弁がありました。

次に、児童の体力低下に対する取り組みの詳細と、スポーツ少年団へ参加していない児童への取り組みはどうなっているのか、また、指導者や審判の育成が必要だと思ふがとの質問に対し、スポーツ少年団員の体力向上を図るため、市内52団へ補助を行います。社会教育としては、登山教室などの野外活動等を計画して、参加者を募集いたします。学校教育でも、竹馬や

縄跳びなど各学校で取り組んでいる事業を継続的に進めてまいります。なお、指導者や審判員の確保も苦慮している現状ではありますが、今後、育成に取り組まなくてはならないと認識しており、検討してまいりますとの答弁がありました。なお、児童の体力測定低下の数字の背景について、調査確認してもらいたいとの要望がありました。

次に、元気アップ親子セミナー補助金の詳細はとの質問に対し、市内では武川・小淵沢・高根東小が実施校として予定されており、1校当たり親子300人が対象で、県のレクリエーション協会から講師が派遣され、実施します。なお、市体育指導委員にも参加をしてもらい、今後は体育指導委員を講師に、他の学校へも推進してまいりますとの答弁がありました。

次に、子どもの遊び場が確保されていないが、場所の指定をしてもらえないか。また、学校行事の中で、養護教諭だけでは対応できない面があるので、看護師等を助成してもらえないかとの質問に対し、地域の実情があるので、青少年の会議や子どもクラブの会議等でPRをしてまいります。また、養護教諭については、学校行事の中で代替制度を取り入れておりますので、危険な事業等については、検討してまいりますとの答弁がありました。

次に、生涯学習推進費の報償費について説明をとの質問に対し、小中学生対象の囲碁教室を年12回開催する予定で、指導については囲碁愛好者に依頼していきたいと考えておりますが、囲碁美術館館長も参画依頼して、教室を開催してまいります。また、報償費の執行に関しては、今後、検討しながら進めてまいりますとの答弁がありました。

次に、文化財保護費の浅尾原六遺跡について、梅雨時での立木伐採は安全面に対していかなものか。また、安全面に対する地元への説明会開催の予定はとの質問に対し、県の環境整備事業団が行っている立木伐採については、地元から、事業団はもちろん、教育委員会へも安全面の考慮について、要望がありましたので、その旨、教育委員会としても、事業団へ要請をしたところであります。事業団としても、安全面に十分留意して事業を進めているところですが、教育委員会としても、今後、関係機関とさらに協議し、地元への説明も視野に入れながら検討してまいりますとの答弁がありました。

以上が、主なる質疑であります。

慎重審議の結果、付託された2案件は可決すべきものと決定されました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

続きまして、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○建設経済常任委員長（篠原珍彦君）

平成18年6月30日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会建設経済常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会建設経済常任委員会委員長報告書

建設経済常任委員会は、去る6月19日の平成18年第2回北杜市議会定例会において付託された案件審査を、6月22日に第3委員会室において慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりです。

議案第124号 字の区域の変更について

議案第133号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第4号)(建設経済常任委員会所管分)

以上についての2案件でありました。

2. 出席した委員

委員長 篠原珍彦

副委員長 浅川富士夫

委員 五味良一、坂本 静、中嶋 新、利根川昇、坂本 保、小尾直知
渡邊英子、小林元久、林 泰彦、秋山俊和、鈴木孝男

3. 欠席した委員

なし

4. 会議案件の説明のため出席した者

産業観光部長 真壁一永、農政課長 名取重幹

観光課長 小林まち子、建設部長 柴井英記

土地政策課長 原藤和雄、道路河川課長 浅川和徳

農業委員会事務局長 三井 茂、白州総合支所長 坂本伴和

白州総合支所地域振興課長補佐 上原敏光

5. 会議書記

議会事務局長 小松正壽

6. 審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

まず、議案第124号 字の区域の変更についてであります。

地図を示しての説明を求め、地図を提示しての説明が行われ、主な質疑はありませんでした。

次に議案第133号 平成18年度北杜市一般会計補正予算(第4号)建設経済常任委員会所管分についてであります。

尾白の湯に関する質疑であります。塩害についての田んぼへの影響と1日の平均入り込み客数及び燃料費の差についての質問に対し、農家の方々が不安を持たれていることから、オープンから1週間、温泉水の排水の塩分濃度の調査を行い、県農業技術センターに調査結果を確認したところ、農地等への塩害および魚等への影響は、問題ない数値であるとの結論をいただいている。また、1日平均の入り込み客数は5月が550人、6月が347人であり、灯油の消費量は1日平均800リットルで、約6万円、7万円の経費がかかるとの答弁がありました。

半年で7千万円の経費、ここ1つで指定管理導入効果とする1億5千万円が消えてしまう事態となる。また、排水は希釈して基準値以下であるが、年を重ねるごとに塩害は起きてくるのではないかとの質問に対し、歳入もあることから4千万円の持ち出しとなる。また、塩害については、源泉を日量4トン排水しており、他の風呂は源泉を10分の1に希釈して、これに浄化槽の排水と井戸水も希釈して排水している。したがって、2重3重の希釈を行っているとの答弁がありました。

次に、指定管理者に移行する間にどのような手当を講じているのかとの質問に対して、滅菌薬の濃度調整方法、水田の土壌調査、水質調査など年間を通じて行い、このデータをもとに安全性を示したい。また、マニュアルを作成し、指定管理者に移行したいとの答弁がありました。

次に温泉の効能および塩分調査を行い、人体等に非常によいのであれば製品化し、販売ができないか。また、発想の転換をしてはとの質問に対し、効能については、ミネラル分や鉄分が非常に多いため、アトピーには効くと聞いております。製品化については研究していないが、いろんな角度から検討をしたいとの答弁がありました。

この効能をいかにPRすることが大事であり、田中教授によれば、有馬温泉以上の豊富な湯量であると言われている。また塩分も多いが、マグネシウムが、ほかより7倍あると強調されている。担当もこの温泉が活用されるよう、努力していただきたいとの要望がありました。

レジオネラ菌は、塩分が高いと塩素滅菌は効かないのではないかとこの質問に対し、効かないのではなく、塩分濃度が高いと平均的に入れると効かないので、最初に高い濃度の塩素で処理し、効くような状態にしてから濃度0.5から0.6で進めているとの答弁がありました。

レジオネラ菌の対策として、紫外線を入れる予定はないかとこの質問に対し、塩素滅菌器と銀イオン滅菌器で対応をしている。また、打たせ湯については、塩素滅菌器で対応したい。レジオネラ菌はどこにでもいるもので、特に脱衣場で足の裏についた菌が発生するメカニズムであり、また、紫外線は高額なものであるため、予定していないとの答弁がありました。

次に源泉を希釈することなく、捨てるものに希釈すれば、燃料費が軽減されるのではないかとこの質問に対して、源泉風呂は4トンの源泉があり、内湯と露天風呂の源泉を10分の1に希釈している。最初に希釈しないと、希釈する水が足りなくなることとなるとの答弁がありました。

次に、ほかの温泉施設の状況およびノウハウをいただくべきではないかとこの質問に対して、多くの方々のご指導をしていただきたいとの答弁がありました。

中身の濃い温泉であることから、料金の改正の考えはあるのかとの質問に対し、現在の入り込み状況は市内が3分の2、市外が3分の1となっている。経営的には、非常に苦しいことは承知しているが、今後検討する問題であると思いますとの答弁がありました。

知らない方が多いので、温泉施設の周知とアトピーに効くとの効能を言われたが、多くの方が悩んでいる問題であるので、医学的なデータをもって発表し、特徴ある源泉としたら、よいのではないかとこの要望がありました。

次に道路認定図および字図の提供をお願いしたいとの要望に対し、現在、路線網図を作成中であるので、作成次第、提供するとの答弁がありました。

以上が、主なる質疑でありました。

慎重審査の結果、付託された2案件については、可決すべきものと決定いたしました。

次に、道路特定財源確保に関する意見書(案)について審議を行い、当委員会では意見書を提出することに決定いたしました。

以上、委員長報告を終わります。

○議長(清水壽昌君)

暫時休憩します。

10時15分に再開いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時15分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

お諮りいたします。

3 常任委員長の報告が終わりました。

3 常任委員会に付託されました4 案件については質疑を省略し、討論と採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、3 常任委員会に付託されました4 案件につきましては質疑を省略し、討論および採決を行うことに決しました。

これより、討論を行います。

討論のある方は、議案番号と議案名を朗読してから、討論をお願いいたします。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○3 4 番議員（中村隆一君）

ちょっと今、質問の機会を逸してしまったわけですが、それらも含めて、私、平成18年度北杜市一般会計補正予算（第4号）この議案に反対をします。

反対の理由は9款消防費、1項消防費、5目災害対策費、13節委託料、議案書の22ページにあたりますが、294万円が国民保護計画づくりの委託料として、予算化されているからです。これは3月議会で議決した北杜市国民保護協議会条例に基づいて、国民保護計画をつくるため、コンサルタントに委託する委託料と印刷代との説明を総務常任委員会で受けました。それで、そのときに、何を想定して国民保護計画づくりをするのかとか、消防費の中に入っているのはなんだろうか、なんのためかなとか。なぜ294万円もかけて、コンサルタントに委託するのかなと。北杜市国民保護協議会委員が35名、まだ決まっていないそうですけれども、そういう人をいずれ決めるといわけですので、それらの人に国民保護計画づくりというのを委託すれば、安くあがるのになというふうなことを疑問として思いました。

これは有事法制の具体化で、これを強力に推し進める動きは、日本をアメリカの言いなりに、海外で戦争する国につくり変えることを目的とする憲法9条改悪と、軌を一にしたものです。有事法制国民保護計画づくりは、日本を守るものでも、国民を保護するものでもなく、イラク戦争のようなアメリカの戦争に国民、地方自治体、民間を強制的に総動員するために必要とされているものです。

あれこれの国を仮想的に見立てて、脅威を言い立てて、もっぱら軍事的対応を問題にするといい、外交から抜け出さなければなりません。小泉首相がアメリカに行って、ブッシュ大統領と親密に、個人的に話し合うのは結構ですが、日本を孤立に追いやり、日本の周辺から相手にされない国になっているのは、ご承知のとおりです。

大震災や大災害は人間の力では防げませんが、戦争は外交、政治の力で抑えることができます。靖国問題やつくる会、教科書の問題、一部保守政治家による侵略戦争の美化、戦争責任の否定など、世界、特にアジア諸国から脅威の目で見られているときだけに平和憲法を守り、平和を探求する外交を政府に求め、政府による有事法制、国民保護計画づくりに反対をいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はございますか。

茅野光一郎君。

○30番議員（茅野光一郎君）

この補正予算は、大変重要な予算が計上されております。また、期限が限定されておりますため、この補正予算、私は賛成といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより、議案第133号に対する採決を行います。

この採決は起立によって、行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方は起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

よって、議案第133号 平成18年度北杜市一般会計補正予算（第4号）は委員長の報告のとおり、可決することに決しました。

これより議案第124号、議案第134号、議案第135号に対する採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し 。 の 声 ）

異議なしと認めます。

よって、

議案第124号 字の区域の変更について

議案第134号 平成18年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議案第135号 公益法人等への北杜市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

については、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第14 議案第136号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第136号 損害賠償の額を定めることについて

北杜市（被告）と星野良隆（原告）、星野尚代（原告）および星野友紀（原告）との間で係争中の東京地方裁判所平成16年（ワ）第8320号 損害賠償請求事件にかかる損害賠償額を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、

議会の議決を求める。

1.相手方 新潟県新潟市女池西1-1-26

星野良隆

星野尚代

東京都中野区上高田3-37-12 クレスト中野205号

星野友紀

2.損害賠償の額 金7千万円

平成18年6月29日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第136号の損害賠償の額を定めることにつきまして、ご説明申し上げます。

平成14年12月、山梨甲陽病院において発生した損害賠償請求事件について、裁判所の勧告に従い、損害賠償額を定め、和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（なし）

討論を終わります。

お諮りいたします。

これより、議案第136号に対する採決を行います。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第136号 損害賠償の額を定めることについては、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第15 請願第2号 請願の件（安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願）を議題といたします。

本案につきましては、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長（渡邊陽一君）

平成18年6月30日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

文教厚生常任委員会委員長報告

請願第2号の審査の結果について、文教厚生常任委員会から報告を申し上げます。

去る3月9日の平成18年第1回定例会において、請願第2号「安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願」が、当委員会に付託されました。

この請願については継続審査となっていたため、3月11日、6月22日に当委員会の中で慎重審議した結果、当委員会へ紹介議員の出席を求めたが欠席されたことと、ならびに請願書の中の数字が公の数字ではない、調査の数字ではないため、確認できないとの理由により、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

委員長報告が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は起立により、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、請願第2号「請願の件（安全で行き届いた看護職員の配置に関する請願）」は委員長の報告のとおり、不採択とすることに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第16 請願第3号「請願の件（義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書）」を議題といたします。

本案につきましては、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長（渡邊陽一君）

平成 1 8 年 6 月 3 0 日
北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

文教厚生常任委員会委員長報告

請願第 3 号の審査の結果について、文教厚生常任委員会から、ご報告を申し上げます。

去る 6 月 1 9 日、本会議において、請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書が、当委員会に付託されました。

この請願について、6 月 2 2 日に当委員会の中で慎重審議した結果、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

委員長報告が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、請願第 3 号 請願の件（義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書）は委員長の報告のとおり、採択とすることに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第 1 7 請願第 4 号 請願の件（日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、中止を求める請願）を議題といたします。

本案につきましては、総務常任委員会に付託しておりますので、審査の経過と結果について、委員長より報告を求めます。

総務常任委員会委員長、秋山九一君。

秋山九一君。

○総務常任委員長（秋山九一君）

平成 1 8 年 6 月 3 0 日
北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会総務常任委員会委員長 秋山九一

総務常任委員会委員長報告

請願第 4 号の審査の結果について、総務常任委員会から報告を申し上げます。

去る 6 月 1 9 日、本会議において、請願第 4 号 日本郵政公社の集配局廃止計画に反対し、

中止を求める請願が、当委員会に付託されました。

この請願について、6月22日に当委員会の中で慎重審議した結果、継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、総務常任委員長の報告が終わりました。

○議長（清水壽昌君）

日程第18 発議第2号 道路特定財源確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、篠原珍彦君から提案理由の説明を求めます。

25番議員、篠原珍彦君。

○25番議員（篠原珍彦君）

発議第2号

平成18年6月30日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者	北杜市議会議員	篠原珍彦
賛成者	〃	浅川富士夫
	〃	五味良一
	〃	坂本 静
	〃	中嶋 新
	〃	利根川昇
	〃	坂本 保
	〃	小尾直知
	〃	渡邊英子
	〃	小林元久
	〃	林 泰彦
	〃	秋山俊和
	〃	鈴木孝男

道路特定財源確保に関する意見書の提出について

上記の意見書を会議規則第14条の規定により、別案のとおり提出します。

提案理由

安全・安心で快適な生活を送れる地域社会を実現するために、道路整備は必要である。人と自然が躍動する環境創造都市を目指す北杜市では、道路整備は喫緊かつ重要な課題であり、計画的・重点的に進めていく必要がある。

政府においても、道路整備の重要性を認識し、道路特定財源などの見直しに当たっては、こうしたニーズをふまえ、地方道路整備の促進および道路整備財源の確保に向けて、一層の努力を要望するため、この案を提出する。

道路特定財源確保に関する意見書（案）

道路は人々の日常生活を支えるばかりでなく、産業・経済活動や豊かな地域づくりに欠くことのできない、最も基本的な社会基盤であり、道路交通への依存度が極めて高く、高齢化の進

展が著しい地域においては、道路整備の遅れが地域のコミュニティーの崩壊をも招きかねず、そこに暮らす人々が活力に満ち、安全で安心して快適な生活が送れる地域社会を実現するためには、高規格幹線道路から市道に至る道路網の整備が必要不可欠である。

人と自然が躍動する環境創造都市を目指し、力みなぎる北杜市を築くためにも、道路整備は喫緊かつ重要な課題であり、計画的・重点的に進めていく必要がある。

よって、政府におかれましては、道路整備の重要性を認識され、道路特定財源などの見直しに当たっては、こうしたニーズをふまえ、地方の道路整備の促進および道路整備財源の確保に向け、政府のなお一層の努力を要望する。

1．受益者負担による合理的な制度である道路特定財源の目的に基づき、道路整備を強力に推進するため、必要な予算を確保すること。

1．中部横断自動車道の長坂・八千穂間の整備計画区間への早期格上げと早期全線開通を強く要望する。

1．国道141号の長沢・清里間の拡幅改良工事の早期実現を図る。

1．国道20号の牧原交差点改良工事の早期着工を図る。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月30日

北杜市議会議長 清水壽昌

提出先

内閣総理大臣 小泉純一郎殿

財務大臣 谷垣禎一殿

総務・郵政民営化大臣 竹中平蔵殿

国土交通大臣 北側一雄殿

衆議院議長 河野洋平殿

参議院議長 扇 千景殿

以上です。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第2号 道路特定財源確保に関する意見書の提出については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第19 発議第3号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の向上を
求めるための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、鈴木今朝和君から提案理由の説明を求めます。

7番、鈴木今朝和君。

○7番議員（鈴木今朝和君）

発議第3号

平成18年6月30日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者	北杜市議会議員	鈴木今朝和
賛成者	〃	中村勝一
	〃	野中真理子
	〃	岡野 淳
	〃	坂本重夫
	〃	千野秀一

義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための意見
書の提出について

上記意見書を会議規則第14条の規定により、別案のとおり提出します。

提案理由

政府が進める三位一体改革の中で、義務教育費国庫負担割合が縮減され、不足する地方公共
団体には、地方交付税により調整される。しかし、地方交付税自体減少傾向にあり、これまで
の財源確保の保障はない状態である。これは市町村財政を圧迫し、教育予算全体に影響を与え、
保護者負担増につながる可能性がある。

そこで、現行の教育水準の維持向上を図り、教育の機会均等が引き続き確保されるよう、こ
の案を提出する。

義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための意見
書（案）

政府が進める三位一体改革の中で、2006年度から義務教育費国庫負担金について、国庫
負担割合が2分1から3分の1に縮減されました。義務教育費国庫負担金を3分の1とした場
合、39道府県で現状の国庫負担金を下回り、山梨県においても、試算では4.3%、約8.9
億円を減少します。不足する道府県へは地方交付税で調整されることとなりますが、地方交
付税自体、減少傾向にあり、これまでの財源が確保される保障はありません。このことは、ひ
いては市町村財政を圧迫し、教育予算全体に影響を与え、保護者負担の増額につながる可能性
もあります。

この制度は、昭和28年以降制度化され、わが国の義務教育の推進と充実に大きな貢献をし
てきました。現行の義務教育費国庫負担制度は、学校教育において、一人ひとりの子どもの教
育を受ける権利を保障し、次代を担う主権者を育成するために、義務教育諸学校に勤務する教
員、学校事務職員、学校栄養職員の給与費を財政上保障し、地方公共団体の財政能力によっ
て格差が生じないように法制化されたものです。

しかし、総務省では国会答弁の中で、今回の3分の1への変更は、18年度までの1つの区

切りとし、義務教育や高等学校教育等のあり方、国、都道府県、市町村の役割について、引き続き検討するとしており、今後の地方分権・地方財政のあり方の論議の中で、義務教育費国庫負担制度の全廃に向け、再び検討される可能性があります。

もしも、この制度が廃止された場合、多くの県では財源が確保できず、現行の教育条件の維持すらも危惧されてきます。さらに、教材教員費など教育予算全体に影響を与え、保護者負担の増額につながる可能性もあります。義務教育の機会均等が失われ、都道府県間の教育格差が拡大し、山間地・離島などにおける義務教育が切り捨てられることにもつながります。

よって、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。併せて、義務教育費国庫負担金について、国庫負担率を2分の1に復元することを、強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月30日

北杜市議会議長 清水壽昌

提出先

文 部 科 学 大 臣 小坂憲次殿

財 務 大 臣 谷垣禎一殿

総務・郵政民営化大臣 竹中平蔵殿

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、発議第3号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の向上を求めるための意見書の提出については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第20 継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、継続審査の件は各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることに決しました。
暫時休憩します。

今朝ほどの追加日程につきまして、次第書等、とりすすめについてのとりまとめについて、事務局で精査しておりますので、それができるまで、暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午後12時30分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第1 北杜市議会運営委員長 小林保壽君の不信任決議案につきまして、審議をいたします。

本案は6月28日に、都道府県対抗のアマチュアのゴルフ大会の県大会がございました。これは、この本議会の会期中でございます。

議会運営委員長として、また議員として、本会議のさなかに、このような大会に参加するというふうなことは、私としても遺憾でございます。

議長より、厳重に注意をいたします。

この案件につきましては、提出者であります細田哲郎君より、議案を撤回したいとの申し出があります。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1 北杜市議会運営委員会委員長 小林保壽君の不信任決議案は、撤回されました。

以上で、本定例会の会議に付された案件は、すべて議了いたしました。

昨日の、私への不信任動議の結果につきまして、私自身、重く受け止め、これを糧として、今後、議会内の融和と意思の疎通に努め、円満なる議会運営に努力することにより、市民福祉の向上と負託に応えてまいりたいと思います。

議員の皆さま、市民の皆さまの絶大なるご支援、ご協力、ご指導をお願い申し上げます。

以上をもちまして、本定例会を閉会いたします。

大変、ご苦勞さまでございました。

閉会 午後12時35分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

北杜市議会副議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	小 松 正 壽
議 会 書 記	小 澤 永 和